

平成24年9月

# 指宿市議会会議録

第3回定例会

## 指宿市議会会議録目次

### 平成24年第3回市議会定例会

会期日程	1
9月3日	
議事日程	3
本日の会議に付した事件	4
出席議員	4
欠席議員	5
地方自治法第121条の規定による出席者	5
職務のため出席した事務局職員	5
開会及び開議	6
会議録署名議員の指名	6
会期の決定	6
議案第55号～議案第80号一括上程	6
提案理由説明	6
議案第55号及び議案第56号（質疑，委員会付託省略，討論，表決）	25
議案第57号（質疑，委員会付託省略，表決）	25
議案第58号～議案第65号（質疑，決算特別委員会付託）	26
議案第66号，議案第67号及び議案第71号～議案第80号（質疑，委員会付託）	26
議案第68号～議案第70号（質疑，委員会付託省略）	27
新たに受理した請願及び陳情の上程（委員会付託）	27
散 会	27
9月19日	
議事日程	29
本日の会議に付した事件	29
出席議員	29
欠席議員	29
地方自治法第121条の規定による出席者	29
職務のため出席した事務局職員	30
開議	31
会議録署名議員の指名	31
一般質問	31
下柳田 賢 次 議員	31
1. 市長の家賃問題について	
2. 職員の地域担当制の創出について	

3. 市長の政治姿勢について	
新川床 金 春 議員	47
1. 副市長2人制について	
2. 防災対策について	
3. 少子化対策について	
4. 教職員の不祥事について	
前 原 六 則 議員	60
1. TPP参加への行方について	
2. 生ゴミの堆肥化について	
3. 国際観光の振興について	
4. CoCCoはしむれの運営について	
六反園 弘 議員	74
1. 学校の職場環境の整備について	
2. 「放射線副読本」について	
高 田 チヨ子 議員	84
1. 安心・安全な生活のために	
2. 健康な街づくりのために	
3. なのはな館について	
4. クーリングオフ制度について	
延 会	95

9月20日

議事日程	96
本日の会議に付した事件	96
出席議員	96
欠席議員	96
地方自治法第121条の規定による出席者	96
職務のため出席した事務局職員	97
開議	98
会議録署名議員の指名	98
一般質問	98
西 森 三 義 議員	98
1. 漁業振興について	
2. 防災対策について	
3. 市民の健康増進対策について	
前 田 猛 議員	111
1. 農業振興策について	

2. 教育問題について	
前之園 正和 議員 .....	122
1. 政治姿勢について	
2. 市長等の退職金問題について	
3. 住宅リフォーム助成制度及び廃屋解体への補助制度創設について	
4. 市政事務嘱託員と各地区公民館長について	
新宮領 進 議員 .....	137
1. 第一次総合振興計画について	
2. 行財政改革について	
3. 健全化への取り組みについて	
散 会 .....	150

9月26日

議事日程 .....	152
本日の会議に付した事件 .....	153
出席議員 .....	153
欠席議員 .....	153
地方自治法第121条の規定による出席者 .....	153
職務のため出席した事務局職員 .....	154
開議 .....	155
会議録署名議員の指名 .....	155
議案第66号（委員長報告，質疑，討論，表決） .....	155
議案第67号（委員長報告，質疑，討論，表決） .....	156
議案第68号～議案第70号（討論，表決） .....	159
議案第82号（説明・質疑・委員会付託等省略，表決） .....	160
議案第71号（委員長報告，質疑，討論，表決） .....	161
議案第72号（委員長報告，質疑，討論，表決） .....	166
議案第73号（委員長報告，質疑，討論，表決） .....	168
議案第80号（委員長報告，質疑，討論，表決） .....	173
議案第74号～議案第76号（委員長報告，質疑，討論，表決） .....	174
議案第77号～議案第79号（委員長報告，質疑，討論，表決） .....	175
審査を終了した請願2件及び陳情1件（委員長報告，質疑，討論，表決） .....	176
閉会中の継続審査について .....	180
報告第3号，報告第4号及び議案第81号一括上程 .....	181
提案理由説明 .....	181
報告第3号及び報告第4号（質疑） .....	184
議案第81号（質疑，委員会付託省略，討論，表決） .....	186



意見書案第2号上程	186
意見書案第2号（説明・質疑・委員会付託等省略, 表決）	186
議員派遣の件	187
閉議及び閉会	187

# 第 3 回 定 例 会

平成24年 9 月議会

平成24年第3回指宿市議会定例会会期及び会期日程

1. 会 期 24日間（9月3日～9月26日）

2. 会期日程

月 日	曜	区分	会 議 の 内 容
9月3日	月	本会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>・会期の決定</li> <li>・議案第55号～議案第80号一括上程（議案説明）</li> <li>・議案第55号及び議案第56号 （質疑，委員会付託省略，討論，表決）</li> <li>・議案第57号（質疑，委員会付託省略，表決）</li> <li>・議案第58号～議案第65号（質疑，決算特別委員会付託）</li> <li>・議案第66号，議案第67号及び議案第71号～議案第80号 （質疑，委員会付託）</li> <li>・議案第68号～議案第70号（質疑，委員会付託省略）</li> <li>・新たに受理した請願及び陳情上程（委員会付託）</li> </ul>
4日	火	休 会	一般質問の通告限(12時)
5日	水	〃	
6日	木	〃	総務水道委員会(10時開会)
7日	金	〃	文教厚生委員会(10時開会)
8日	土	〃	
9日	日	〃	
10日	月	〃	産業建設委員会(10時開会)
11日	火	〃	
12日	水	〃	
13日	木	〃	
14日	金	〃	
15日	土	〃	
16日	日	〃	
17日	月	〃	

18日	火	休 会	
19日	水	本会議	・ 一般質問
20日	木	〃	・ 一般質問
21日	金	休 会	
22日	土	〃	
23日	日	〃	
24日	月	〃	委員長報告に対する質疑・討論の通告限(12時)
25日	火	〃	
26日	水	本会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 議案第 66 号及び議案第 67 号 (委員長報告, 質疑, 討論, 表決)</li> <li>・ 議案第 68 号～議案第 70 号 (討論, 表決)</li> <li>・ 議案第 82 号 (説明・質疑・委員会付託等省略, 表決)</li> <li>・ 議案第 71 号～議案第 80 号 (委員長報告, 質疑, 討論, 表決)</li> <li>・ 審査を終了した請願及び陳情 (委員長報告, 質疑, 討論, 表決)</li> <li>・ 閉会中の継続審査について</li> <li>・ 報告第 3 号, 報告第 4 号及び議案第 81 号一括上程 (説明)</li> <li>・ 報告第 3 号及び報告第 4 号 (質疑)</li> <li>・ 議案第 81 号 (質疑, 委員会付託省略, 討論, 表決)</li> <li>・ 意見書案第 2 号上程</li> <li>・ 意見書案第 2 号 (説明・質疑・委員会付託等省略, 表決)</li> <li>・ 議員派遣の件</li> </ul>

# 第 3 回 定 例 会

平成24年 9 月 3 日

(第 1 日)

### 第3回指宿市議会定例会会議録

開議 平成24年9月3日午前10時00分



#### 1. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議案第55号 平成24年度指宿市一般会計補正予算（第5号）の専決処分の承認を求めることについて
- 日程第4 議案第56号 平成24年度指宿市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）の専決処分の承認を求めることについて
- 日程第5 議案第57号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第6 議案第58号 平成23年度指宿市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第7 議案第59号 平成23年度指宿市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第8 議案第60号 平成23年度指宿市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第9 議案第61号 平成23年度指宿市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第10 議案第62号 平成23年度指宿市温泉配給事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第11 議案第63号 平成23年度指宿市唐船峡そうめん流し事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第12 議案第64号 平成23年度指宿市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第13 議案第65号 平成23年度指宿市水道事業会計決算の認定及び剰余金処分案について
- 日程第14 議案第66号 指宿市暴力団排除条例の制定について
- 日程第15 議案第67号 指宿市立学校設置条例の一部改正について
- 日程第16 議案第68号 指宿市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第17 議案第69号 指宿市立学校職員の給与、休日、休暇及び勤務時間、旅費、定年並びに退職手当に関する条例及び指宿市学校給食センター

条例の一部改正について

- 日程第18 議案第70号 指宿市立山川幼稚園保育料徴収条例の廃止について
- 日程第19 議案第71号 指宿市体育施設条例の一部改正について
- 日程第20 議案第72号 指宿市道路占用料徴収条例の一部改正について
- 日程第21 議案第73号 平成24年度指宿市一般会計補正予算（第6号）について
- 日程第22 議案第74号 平成24年度指宿市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第23 議案第75号 平成24年度指宿市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第24 議案第76号 平成24年度指宿市介護保険特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第25 議案第77号 平成24年度指宿市温泉配給事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第26 議案第78号 平成24年度指宿市唐船峡そうめん流し事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第27 議案第79号 平成24年度指宿市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第28 議案第80号 平成24年度指宿市水道事業会計補正予算（第2号）について
- 日程第29 新たに受理した請願及び陳情の上程（請願第2号，陳情第2号）

---

1. 本日の会議に付した事件

- 議事日程のとおり

---

1. 出席議員

1 番議員	井 元 伸 明	2 番議員	西 森 三 義
3 番議員	浜 田 藤 幸	4 番議員	高 橋 三 樹
5 番議員	田 中 健 一	6 番議員	木 原 繁 昭
7 番議員	高 田 ちヨ子	8 番議員	新宮領 進
9 番議員	下川床 泉	10 番議員	中 村 洋 幸
11 番議員	前之園 正 和	12 番議員	物 袋 昭 弘
13 番議員	前 原 六 則	14 番議員	福 永 徳 郎
15 番議員	新川床 金 春	16 番議員	六反園 弘
17 番議員	前 田 猛	18 番議員	大 保 三 郎
19 番議員	下柳田 賢 次	21 番議員	松 下 喜久雄

22番議員 森 時 徳

---

1. 欠席議員

な し

---

1. 地方自治法第121条の規定による出席者

市 長	豊 留 悦 男	副 市 長	渡 瀬 貴 久
副 市 長	上 村 欣 久	教 育 長	池 田 昭 夫
総 務 部 長	邊 見 重 英	市民生活部長	谷 口 強 美
健康福祉部長	迫 田 福 幸	産業振興部長	下 吉 耕 一
建 設 部 長	三 窪 義 孝	教 育 部 長	濱 田 悟
山川支所長	森 健 一	開 聞 支 所 長	井 上 修 一
総 務 部 参 与	久 保 憲 一 郎	産 業 振 興 部 参 与	中 間 竜 郎
建 設 部 参 与	上 谷 修	総 務 課 長	高 野 重 夫
健康増進課長	上 川 路 正 和	教 育 総 務 課 長	大 浦 誠
水 道 課 長	永 吉 道 博		

---

1. 職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長	福 山 一 幸	次 長 兼 議 事 係 長	岩 下 勝 美
調 査 管 理 係 長	鮎 川 富 男	議 事 係 主 査	濱 上 和 也



### △ 開会及び開議

午前10時30分 開議

○議長（森時徳） ただいまご出席の人員は、定足数に達しておりますので、これより、平成24年第3回指宿市議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

### △ 会議録署名議員の指名

○議長（森時徳） まず、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、議長において、西森三義議員及び浜田藤幸議員を指名いたします。

### △ 会期の決定

○議長（森時徳） 次は、日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日より9月26日までの24日間といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森時徳） ご異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は、本日より9月26日までの24日間と決定いたしました。

### △ 議案第55号～議案第80号一括上程

○議長（森時徳） 次は、日程第3、議案第55号、平成24年度指宿市一般会計補正予算（第5号）の専決処分の承認を求めることについて、から、日程第28、議案第80号、平成24年度指宿市水道事業会計補正予算（第2号）について、までの26議案を一括議題といたします。

件名の朗読を省略いたします。

提案理由の説明を求めます。

### △ 提案理由説明

○市長（豊留悦男） おはようございます。今次、第3回指宿市議会定例会に提案いたしました案件は、補正予算の専決処分の承認を求める案件2件、人事に関する案件1件、決算に関する案件8件、条例に関する案件7件、補正予算に関する案件8件の計26件であります。

まず、議案第55号、平成24年度指宿市一般会計補正予算（第5号）の専決処分の承認を求めることについて、及び議案第56号、平成24年度指宿市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）の専決処分の承認を求めることについて、の2議案であります。

両案は、平成24年6月28日をもって、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めます。

次は、議案第57号、人権擁護委員候補者の推薦について、であります。本案は、開聞地区

の現委員であります里中茂喜氏が、本年12月31日をもって任期満了となりますが、引き続き同氏を委員として推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。同氏の住所、生年月日は、お示しのとおりでございます。同氏には、平成22年1月1日から開聞地区の人権擁護委員として多大なご尽力をいただいているところであり、当該委員として適任者であると思っております。何とぞ、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

次は、議案第58号、平成23年度指宿市一般会計歳入歳出決算の認定について、から、議案第64号、平成23年度指宿市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、までの7議案であります。

この7議案は、一般会計ほか各特別会計の歳入歳出決算について、地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の意見を付けて議会の認定に付するものであります。

なお、決算附属書類をお示ししてありますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

次は、議案第65号、平成23年度指宿市水道事業会計決算の認定及び剰余金処分案について、であります。

本案は、指宿市水道事業会計の決算について、地方公営企業法第30条第4項の規定のより、監査委員の意見を付けて議会の認定に付するものであります。

また、剰余金処分案につきましては、平成23年度未処分利益剰余金1億1,860万9,741円のうち、4,000万円を減債積立金へ、7,800万円を建設改良積立金へ積み立てるため、地方公営企業法第32条第2項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次は、議案第66号、指宿市暴力団排除条例の制定について、であります。

本案は、暴力団の排除に関し、基本理念を定め、市及び市民等の役割を明らかにするとともに、暴力団の排除に関する施策等を定めることにより、暴力団の排除を推進し、もって市民の安全かつ平穏な生活の確保を図ることを目的とし、この条例を制定しようとするものであります。

次は、議案第67号、指宿市立学校設置条例の一部改正について、であります。

本案は、平成23年度・平成24年度の2年続けて当初入園児が20人未満となり、平成22年策定の指宿市望ましい学校環境整備計画に基づき、山川幼稚園を廃止しようとすることから、この条例の所要の改正をしようとするものであります。

次は、議案第68号、指宿市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、議案第69号、指宿市立学校職員の給与、休日、休暇及び勤務時間、旅費、定年並びに退職手当に関する条例及び指宿市学校給食センター条例の一部改正について、の2議案であります。議案第67号で山川幼稚園を廃止しようとすることから、山川幼稚園に係る規定を削除しようとするものであります。

次は、議案第70号、指宿市立山川幼稚園保育料徴収条例の廃止について、であります。

同じく、議案第67号で山川幼稚園を廃止しようとすることから、この条例を廃止しようとするものであります。

次は、議案第71号、指宿市体育施設条例の一部改正について、であります。

本案は、体育施設の管理について、利用者の多様化するニーズに効果的かつ効率的に対応し、民間の能力を活用しながら、サービスの向上を図るため、地方自治法第244条の2の規定に基づき指定管理者制度を導入するため、この条例の所要の改正をしようとするものであります。

次は、議案第72号、指宿市道路占用料徴収条例の一部改正について、であります。

本案は、鹿児島県道路占用料徴収条例の一部改正を踏まえ、市内の道路占用料の均衡を図ることを目的とし、占用料の見直しを行うため、この条例の所要の改正をしようとするものであります。

次は、議案第73号、平成24年度指宿市一般会計補正予算（第6号）について、であります。

本案は、歳入・歳出にそれぞれ4億1,678万4千円を追加し、予算の総額を210億7,475万9千円にしようとするものであります。

次は、議案第74号、平成24年度指宿市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、であります。

本案は、歳入・歳出にそれぞれ1億971万1千円を追加し、予算の総額を82億7,518万8千円にしようとするものであります。

次は、議案第75号、平成24年度指宿市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、であります。

本案は、歳入・歳出にそれぞれ110万3千円を追加し、予算の総額を5億9,411万3千円にしようとするものであります。

次は、議案第76号、平成24年度指宿市介護保険特別会計補正予算（第1号）について、であります。

本案は、歳入・歳出にそれぞれ5,817万円を追加し、予算の総額を42億3,180万8千円にしようとするものであります。

次は、議案第77号、平成24年度指宿市温泉配給事業特別会計補正予算（第1号）について、であります。

本案は、歳入・歳出にそれぞれ36万2千円を追加し、予算の総額を4,027万9千円にしようとするものであります。

次は、議案第78号、平成24年度指宿市唐船峡そうめん流し事業特別会計補正予算（第2号）について、であります。

本案は、現計予算の歳出総額の中において、歳出予算の組替えをしようとするものであり

ます。

次は、議案第79号、平成24年度指宿市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）について、であります。

本案は、歳入・歳出にそれぞれ125万8千円を追加し、予算の総額を11億5,405万1千円にしようとするものであります。

次は、議案第80号、平成24年度指宿市水道事業会計補正予算（第2号）について、であります。

本案の主な内容は、収益的支出から751万1千円を減額し、収益的支出額を6億6,301万7千円に、職員給与費から751万1千円を減額し、職員給与費額を1億3,920万7千円にしようとするものであります。

なお、議案第55号、議案第56号、議案第65号から議案第80号までの18議案の詳細につきましては、関係部課長に説明させますので、よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます。

○総務部長（邊見重英） それでは、命によりまして、総務部所管の議案について、追加してご説明申し上げます。

提出議案の1ページをお開きください。

まず、議案第55号、平成24年度指宿市一般会計補正予算（第5号）の専決処分の承認を求めることについて、であります。

別冊の平成24年度補正予算書の1ページをお開きください。

補正の内容は、第1条で歳入・歳出予算の総額に、歳入・歳出それぞれ9,124万4千円を追加し、歳入・歳出予算の総額を206億5,797万5千円にしたものであります。

第2条で地方債の補正をしたものであります。

内容につきましては、5ページの第2表地方債補正でお示ししておりますが、市道3か所及び河川1か所の土木施設現年補助災害復旧事業に係る地方債を追加したものであります。

それでは、説明の都合上、歳出の方からご説明いたしますので、12ページをお開きください。

款8消防費、項1消防費、目5災害対策費45万5千円の補正につきましては、去る6月20日から27日までの大雨により、防火水槽隣接地の法面崩壊等の災害が発生し、土砂除去や災害備蓄品の補充を速やかに行う必要があったことから、その復旧費と災害備蓄品等の購入費を計上したものであります。

款10災害復旧費、項1農林水産施設災害復旧費、目1現年単独災害復旧費734万9千円の補正につきましては、農道22か所、水路9か所、林道4か所、治山管理用道路1か所で、法面崩壊や水路閉塞等の災害が発生し、土砂除去や水路嵩上げ等の速やかな災害復旧が必要になったことから、その復旧費を計上したものであります。

項2 土木施設災害復旧費，目1 現年単独災害復旧費2,174万円の補正につきましては，市道31か所，里道7か所，河川5か所で，法面崩壊や路肩欠壊等の災害が発生し，土砂除去や原形復旧等の速やかな災害復旧と測量設計業務が必要となったことから，その復旧費を計上したものであります。

目2 現年補助災害復旧費6,110万円の補正につきましては，市道3か所，河川1か所で，法面崩壊や路肩欠壊及び河川堤防決壊等の災害が発生し，速やかな災害復旧が必要となったことから，その復旧費を計上したものであります。

項3 教育施設災害復旧費，目1 現年単独災害復旧費60万円の補正につきましては，時遊館COCCOはしむれの屋根防水シートの劣化により展示室が雨漏りし，速やかな補修工事が必要となったことから，その復旧費を計上したものであります。

なお，今回の災害箇所及びその状況については，7月12日開催の議員懇談会で大雨の被害，6月20日から27日に対する災害復旧費に関する参考資料を配布させていただいておりますので，詳しい説明については割愛させていただきます。

次に，歳入についてご説明いたしますので，11ページをお開きください。

款14国庫支出金3,981万9千円の補正につきましては，土木施設の現年補助災害復旧費4件分に係る国庫負担金であります。

款19繰越金3,022万5千円の補正につきましては，今回の補正予算の財源として，一般会計の前年度繰越金の一部を活用したことによる純繰越金であります。

款21市債2,120万円の補正につきましては，土木施設の現年補助災害復旧費4件分に係る土木施設災害復旧債であります。

次は，提出議案の14ページをお開きください。

議案第66号，指宿市暴力団排除条例の制定について，であります。

本案は，暴力団は市民生活や事業活動に深く介入し，暴力や暴力団の威力を背景とした各種事件，資金獲得活動等により，市民や事業者に大きな脅威を与え，市民の安全で平穏な生活を脅かすとともに，公平な経済活動に支障を及ぼすなど，社会経済活動の発展にも著しい悪影響を与えてきております。これらの不安要因を排除するために，市民が一体となって市民生活や事業活動の場から暴力団を排除し，安全で平穏な社会を実現するため，条例を制定しようとするものであります。

主な内容は，指宿市からの暴力団の排除に関し，基本理念を定め，市及び市民等の役割を明らかにするとともに，暴力団の排除に関する施策等を定めることにより，暴力団の排除を推進することで，市民の安全で平穏な生活の確保を図ることを定めたもので，施行期日は公布の日からとするものであります。

次は，提出議案の21ページをお開きください。

議案第68号，指宿市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部



改正について、であります。

本案は、議案第67号に関連する条例として、平成22年12月に策定しました指宿市望ましい学校環境整備計画の運営方針に基づき、山川幼稚園を廃止しようとすることから、この条例の所要の改正をしようとするものであります。条例別表中、山川幼稚園に係る規定を削除しようとするものであります。

次は、提出議案の39ページをお開きください。

議案第73号、平成24年度指宿市一般会計補正予算（第6号）について、であります。

別冊の平成24年度補正予算書の4枚目をお開きください。

補正の内容は、第1条で歳入・歳出予算の総額に、歳入・歳出それぞれ4億1,678万4千円を追加して、歳入・歳出予算の総額を210億7,475万9千円にしようとするものであります。

第2条で債務負担行為の補正を計上しておりますが、これは5ページの第2表債務負担行為補正でお示しのとおり、デジタル防災行政無線整備事業の追加を計上するものであります。デジタル防災行政無線整備事業につきましては、本年度から4か年事業で単年度ごとに地域で区切って整備する計画でありました。しかし、施工業者が市外の電気通信工事の専門業者に限られることや、複数の業者で整備するより、同一業者が施工することで、設置機種や伝達方法等の統一が図られること、事業費のコスト削減も図れることなどから、一括発注を行うことが有利と判断し、平成25年度から平成27年度までの債務負担行為を追加で設定するものであります。

第3条で地方債の補正を計上しておりますが、これは5ページの第3表地方債補正でお示しのとおり、起債対象事業及び起債額の追加と変更を計上するものであります。

それでは、説明の都合上、歳出の方から主なものについてご説明をさせていただきますが、今回の補正予算の各目に人件費を計上しております。これにつきましては、職員の育児休業や4月1日に行いました人事異動による予算の整理、及び共済費改定に伴う人件費の増減であります。

なお、各目の人件費につきましては、29ページからの給与費明細書を参照していただきますようお願い申し上げます。以後の説明は割愛させていただきます。

なお、今回の補正予算の概要につきましては、別冊の提出議案の概要18ページから20ページにも記載しておりますので、併せてご覧ください。

それでは、13ページをお開きください。

款1議会費、項1議会費、目1議会費、節9旅費11万4千円の補正につきましては、特別委員会設置に伴う委員の費用弁償を計上するものであります。

同じく、節18備品購入費13万7千円の補正につきましては、委員会記録作成用の録音機器と印刷用プリンターが老朽化により故障していることから、買い換えの備品購入費を計上するものであります。

款2 総務費，項1 総務管理費，次のページの目2 職員総務費，節19負担金補助及び交付金798万5千円の補正につきましては，県派遣職員に係る県負担金を計上するものであります。

目6 財産管理費，節25積立金2億1,373万3千円の補正につきましては，平成23年度一般会計決算剰余金の一部を基金に積み立てるもので，今後の公債費償還の財源として減債基金に1億5,373万3千円を，公共施設の老朽化等に伴う今後の施設整備の財源として，公共施設整備基金に6,000万円を積立金として計上するものであります。

目12諸費，節19負担金補助及び交付金371万円の補正につきましては，各地区において，安全灯を蛍光灯からLEDへの変更申請が増える見込みであることから，安全灯のLED化に対する市補助金を計上するものであります。

項3 戸籍住民基本台帳費，次のページの目1 戸籍住民基本台帳費，節18備品購入費13万4千円の補正につきましては，山川支所市民福祉課の老朽化により故障しているレジスターの備品購入費を計上するものであります。

16ページをお開きください。

款3 民生費，項1 社会福祉費，目3 老人福祉費，節8 報償費から節18備品購入費までの合計406万円の補正につきましては，地域支え合い体制づくり事業を活用し，市と社会福祉協議会の独居老人及び要援護者等に係る情報の一元化・共有化のための電算システム購入費等を計上するものであります。

同じく，節19負担金補助及び交付金353万円の補正につきましては，地域支え合い体制づくり事業を活用し，指宿市歯科医師会が行う食機能維持支援連携整備事業に対する県補助金を計上するものであります。

目5 国民年金事務費，次のページの節13委託料115万5千円の補正につきましては，税制改正等に伴う国民年金電算システム改修委託料を計上するものであります。

目6 国民健康保険総務費，節28繰出金1,745万5千円の減額補正につきましては，国民健康保険特別会計の繰上充用金額の確定に伴い，一般会計から国民健康保険特別会計への法定外繰出金を減額するものであります。

目7 後期高齢者医療総務費，節28繰出金636万8千円の減額補正につきましては，後期高齢者医療特別会計において，事業費の増額や，平成23年度決算による事務費精算等の増減に伴い，一般会計からの事務費繰出金を減額するものであります。

目9 老人保健総務費，節23償還金・利子及び割引料25万8千円の補正につきましては，平成22年度以前の医療費請求の修正等による老人保健給付費の確定に伴い，療養費の精算返納金を計上するものであります。

18ページをお開きください。

項2 児童福祉費，目1 児童福祉総務費，節13委託料と節18備品購入費の合計101万9千円の補正につきましては，児童虐待防止対策事業費補助金の交付内示があったことから，児童

虐待防止対策に係る報告書様式変更の電算システム改修委託料81万9千円と、報告書印刷用プリンターの備品購入費20万円を計上するものであります。

目4 児童福祉施設費，節4 共済費の説明欄の賃金に係る社会保険料18万円と節7 賃金169万7千円の合計187万7千円の補正につきましては，利永保育所の入所児童数増に伴う保育士新規雇用のための，賃金等を計上するものであります。

款4 衛生費，次のページの項1 保健衛生費，目2 予防費，節7 賃金から節11 需用費までの合計71万9千円の減額補正につきましては，ポリオワクチンが生ワクチンから不活化ワクチンへ変更されたことに伴い，接種方法も集団接種から個別接種へ変更となることから，集団接種に係る予算を減額するものであります。

同じく，節13 委託料1,345万4千円の補正につきましては，ポリオワクチン個別接種委託料を計上するものであります。

目5 公害対策費，節1 報酬と節9 旅費の合計16万7千円の補正につきましては，本年4月1日施行の地域主権改革第2次一括法により，悪臭に係る規制地域の指定，規制基準の設定事務が，県から市へ権限移譲され，臭気指数規制を導入する場合は，指宿市環境保全条例に基づき，指宿市環境保全審議会を開催する必要があることから，審議会開催に係る報酬と旅費を計上するものであります。

目6 環境衛生費，節1 報酬と節9 旅費の補正につきましては，廃棄物減量等推進審議会を開催するに当たり，予算が不足する見込みであることから，報酬で10万4千円を，旅費で1万6千円を増額計上するものであります。

款5 農林水産業費，項1 農業費，次のページを開けていただき，目3 農業振興費，節19 負担金補助及び交付金4,178万円の補正につきましては，力みなぎる南薩ブランド振興対策整備事業として，実えんどう霜害対策モデル事業に対する県及び市の補助金60万円，かごしま園芸産地整備事業として，マルユ出荷組合が申請していたにんじん選果・選別機とフォークリフトに対して補助内示があったことから，県補助金3,866万円，農業・農村活性化推進施設等整備事業として，十石むらづくり委員会が申請していた十石地区集会施設の新設工事に対する補助内示があったことから，県補助金252万円を計上するものであります。

目6 農地費，次のページの節11 需用費，説明欄の光熱水費34万円の補正につきましては，ふれあい公園内にあるかんがい用水施設の水位計と避雷機等が落雷等で故障し，緊急に修理する必要があり，修理費を光熱水費で対応したことから，予算不足となる光熱水費34万円を増額計上するものであります。

同じく，節11 需用費，説明欄の施設維持費15万6千円の補正につきましては，えぷろんはうすの自動火災報知設備受信機の基盤が老朽化により故障したことから，取替えのための施設維持費15万6千円を計上するものであります。

同じく，節25 積立金186万9千円の補正につきましては，平成23年度基幹水利施設管理事



業費の決算に伴う剰余金と基金利子を、団体営土地改良事業南部地区管理基金へ積み立てるものであります。

項2 林業費，目2 林業振興費，節13委託料253万4千円の補正につきましては，緊急雇用創出事業臨時特例基金事業を活用した重要松林等実態調査に係る委託料を計上するものであります。

22ページをお開きください。

款6 商工費，項1 商工費，目1 商工総務費，節11需用費100万円の補正につきましては，地方消費者行政活性化交付金の追加内示があったことから，消費生活相談員の活用啓発と広報のためのグッズやチラシ等の事業費を計上するものであります。

目3 観光費，節11需用費と節14使用料及び賃借料の合計29万1千円の補正につきましては，観光おもてなし隊の指宿駅構内待機場所借上げ料等を計上するものであります。

款7 土木費，次のページの項5 都市計画費，目1 都市計画総務費，次のページを開けていただき，節28繰出金319万7千円の減額補正につきましては，公共下水道事業特別会計において，事業費や平成23年度決算による繰越金等の増減に伴い，一般会計からの繰出金を減額するものであります。

次のページの款9 教育費，項1 教育総務費，目3 教育振興費，節7 賃金64万4千円の補正につきましては，国外から日本語が全く話せない児童が市内小学校に転入学することから，日本語の特別支援教育支援員を配置するための賃金を計上するものであります。

項2 小学校費，目1 学校管理費，次のページを開けていただき，節15工事請負費530万円の補正につきましては，市内の小学校図書室空調機設置事業において，動力用の電源工事が必要となったことから，追加の工事請負費を計上するものであります。

目3 学校教育振興費，節11需用費13万円の補正につきましては，国外からの転入学児童の日本語教育等に係る教本・指導書の購入費を計上するものであります。

項3 中学校費，目1 学校管理費，節13委託料と節15工事請負費の合計1億8,644万円の補正につきましては，当初計画で平成25年度実施予定としていた西指宿中学校及び山川中学校校舎の耐震補強工事を平成24年度に前倒しすることで，充当率及び交付税措置が有利な緊急防災・減災事業債が活用できることから，管理委託料と耐震補強工事費等を計上するものであります。

目3 学校教育振興費，節19負担金補助及び交付金30万円の補正につきましては，開聞中学校吹奏楽部の南九州大会出場に対する旅費補助金を計上するものであります。

次のページの項6 社会教育費，目7 社会教育施設費，節19負担金補助及び交付金202万9千円の減額補正につきましては，文化遺産を生かした観光振興・地域活性化事業に対する交付金の減額の交付額決定通知があったことから，補助金を減額するものであります。

28ページをお開きください。

款10災害復旧費，項1農林水産施設災害復旧費，目1現年単独災害復旧費，節13委託料と節16原材料費の合計451万2千円の補正につきましては，6月20日から6月27日の大雨による被災が，6月28日の専決処分後に判明したことから，道路12か所，水路12か所の単独災害復旧費を計上するものであります。

目2現年補助災害復旧費，節9旅費と節15工事請負費の合計1,503万6千円の補正につきましては，7月11日から7月13日の大雨により，新永吉地区の棚田へ通じる農道の路肩が欠落したため，補助の災害復旧費を計上するものであります。

次は，歳入についてご説明いたしますので，11ページをお開きください。

款14国庫支出金9,756万6千円の補正につきましては，節及び説明欄にお示しの事業に係る，負担金と補助金及び委託金を計上するものであります。

款15県支出金5,382万3千円の補正につきましては，節及び説明欄にお示しの事業に対する補助金を計上するものであります。

款16財産収入4千円の補正につきましては，節及び説明欄にお示しの事業に対する利子を計上するものであります。

款18繰入金5,074万6千円の減額補正につきましては，介護保険特別会計からの繰入金645万6千円と，小学校図書室空調機設置の追加工事に係る財源として，ふるさと応援基金繰入金からの繰入金530万円と，次のページを開けていただき，今回の補正予算の財源調整として財政調整基金6,250万2千円を繰り戻しするものであります。

款19繰越金2億1,373万3千円の補正につきましては，平成23年度一般会計の歳入歳出決算の確定に伴い，純繰越金を増額計上するものであります。

款20諸収入149万6千円の減額補正につきましては，節及び説明欄にお示しの事業に係る負担金等の増減を計上するものであります。

款21市債1億390万円の補正につきましては，節区分及び説明欄にお示しのとおり，市債の追加と変更を行うものであります。

以上で，追加説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○健康福祉部長（迫田福幸） それでは，命によりまして，健康福祉部所管の議案について，追加してご説明申し上げます。

提出議案の40ページをお開きください。

議案第74号，平成24年度指宿市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について，であります。

別冊の平成24年度補正予算書の33ページをお開きください。

補正の内容は，第1条で歳入・歳出予算の総額に，歳入・歳出それぞれ1億971万1千円を追加し，歳入・歳出予算の総額を82億7,518万8千円にしようとするものであります。

それでは、説明の都合上、歳出の方からご説明いたしますので、42ページをお開きください。

款1総務費、項4特別対策事業費、目1医療費適正化特別対策事業費、節4共済費から節13委託料までの合計145万9千円の補正につきましては、県の脳卒中対策モデル事業を活用し、脳卒中原因分析調査等を行う事業費を計上するものであります。

款8保健事業費、項1特定健康診査等事業費、目1特定健康診査等事業費、節13委託料116万8千円の補正につきましては、生活習慣病予防等に係る特定保健指導の強化を図るため、業務の一部を市医師会へ委託する委託料を計上するものであります。

款11諸支出金、項1償還金及び還付加算金、目3一般被保険者償還金、節23償還金・利子及び割引料1億2,453万9千円の補正につきましては、平成23年度特定健康診査や特定保健指導実績に基づく国・県負担金の精算返納金及び平成23年度国民健康保険療養給付費等負担金交付額決定に伴い、増額が見込まれる国への精算返納金を増額計上するものであります。

款13前年度繰上充用金、項1前年度繰上充用金、目1前年度繰上充用金、節22補償・補填及び賠償金1,745万5千円の減額補正につきましては、平成23年度国民健康保険特別会計の決算に伴い、平成24年度の補正予算で計上した前年度繰上充用金額が確定したことから減額するものであります。

次に、歳入についてご説明いたしますので、41ページをお開きください。

款3国庫支出金38万9千円の補正につきましては、特定保健指導委託料に係る国庫負担金を計上するものであります。

款4県支出金184万8千円の補正につきましては、特定保健指導委託料に係る県負担金と、県脳卒中モデル事業に係る特別調整交付金を計上するものであります。

款5療養給付費等交付金1億2,492万9千円の補正につきましては、平成23年度退職者医療療養給付費等負担金の追加交付金を計上するものであります。

款9繰入金1,745万5千円の減額補正につきましては、前年度繰上充用金額の確定に伴い、一般会計繰入金を減額するものであります。

次は、提出議案の41ページをお開きください。

議案第75号、平成24年度指宿市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、であります。

別冊の平成24年度補正予算書の43ページをお開きください。

補正の内容は、第1条で歳入・歳出予算の総額に、歳入・歳出それぞれ110万3千円を追加し、歳入・歳出予算の総額を5億9,411万3千円にしようとするものであります。

それでは、説明の都合上、歳出の方からご説明いたしますので、52ページをお開きください。

款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費、節18備品購入費110万3千円の補正につ

きましては、後期高齢者医療広域連合の電算システムの更新に伴い、窓口端末も更新する必要があることから、窓口端末の購入費を計上するものであります。

款2 後期高齢者医療広域連合納付金、項1 後期高齢者医療広域連合納付金、目1 後期高齢者医療広域連合納付金の補正につきましては、平成23年度の後期高齢者医療特別会計の決算に伴い、特定財源の前年度繰越金が確定したことから、財源の組替えをするものであります。

次に、歳入についてご説明いたしますので、51ページをお開きください。

款3 繰入金636万8千円の減額補正につきましては、今回の補正予算の財源調整として、一般会計からの事務費繰入金を減額するものであります。

款4 繰越金747万1千円の補正につきましては、平成23年度の後期高齢者医療特別会計の決算に伴い、前年度繰越金を増額計上するものであります。

次は、提出議案の42ページをお開きください。

議案第76号、平成24年度指宿市介護保険特別会計補正予算（第1号）について、であります。

別冊の平成24年度補正予算書の53ページをお開きください。

補正の内容は、第1条で歳入・歳出予算の総額に、歳入・歳出それぞれ5,817万円を追加し、歳入・歳出予算の総額を42億3,180万8千円にしようとするものであります。

それでは、説明の都合上、歳出の方からご説明いたしますので、62ページをお開きください。

款2 保険給付費、項1 介護サービス等諸費から、次のページの項6 特定入所者介護サービス等費までの補正につきましては、平成23年度介護保険特別会計の決算に伴い、各事業の負担金等が確定したことから、財源の組替えをするものであります。

款4 基金積立金、項1 基金積立金、目1 財政調整基金積立金、節25 積立金4,019万9千円の補正につきましては、第5期介護保険料の上昇緩和のため、県から介護保険財政安定化基金特例交付金の交付決定があったことから、財政調整基金への積立金を計上するものであります。

款6 諸支出金、項1 償還金及び還付加算金、目2 償還金及び還付加算金、節23 償還金・利子及び割引料1,151万5千円の補正につきましては、平成23年度介護給付費等の確定に伴う国・県等への精算返納金を計上するものであります。

款7 繰出金、項1 一般会計繰出金、目1 一般会計繰出金、節28 繰出金645万6千円の補正につきましては、平成23年度介護給付費等の確定に伴う一般会計への繰出金を増額計上するものであります。

次は、歳入についてご説明いたしますので、61ページをお開きください。

款3 国庫支出金1,525万9千円の補正につきましては、平成23年度介護給付費の確定に伴う追加の国庫負担金を計上するものであります。

款4支払基金交付金522万1千円の補正につきましては、平成23年度介護給付費の確定に伴う社会保険診療報酬支払基金からの追加交付金を計上するものであります。

款5県支出金4,110万4千円の補正につきましては、平成23年度介護給付費の確定に伴う追加の県負担金と、第5期介護保険料の上昇緩和のため、県から交付される介護保険財政安定化基金特例交付金を計上するものであります。

款7繰入金2,190万9千円の減額補正につきましては、今回の補正予算の財源調整として、財政調整基金へ繰り戻しするものであります。

款8繰越金1,849万5千円の補正につきましては、平成23年度介護保険特別会計の決算に伴い、前年度繰越金を増額計上するものであります。

以上で、追加説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

**○産業振興部長（下吉耕一）** それでは、命によりまして、産業振興部所管の議案について、追加してご説明申し上げます。

提出議案の43ページをお開きください。

議案第77号、平成24年度指宿市温泉配給事業特別会計補正予算（第1号）について、であります。

別冊の平成24年度補正予算書の65ページをお開きください。

補正の内容は、第1条で歳入・歳出予算の総額に、歳入・歳出それぞれ36万2千円を追加し、歳入・歳出予算の総額を4,027万9千円にしようとするものであります。

それでは、説明の都合上、歳出の方から説明させていただきますので、74ページをお開きください。

款1温泉配給所費、項1温泉配給所費、目1総務管理費、節2給料から節4共済費までの人件費の増額補正につきましては、4月1日に行いました人事異動による予算の整理及び共済費改定に伴う人件費の増減であります。

なお、人件費につきましては、75ページからの給与費明細書を参照していただきますようお願い申し上げます。以後の説明は割愛させていただきます。

次に、歳入についてご説明いたしますので、73ページをお開きください。

款5繰入金36万2千円の補正につきましては、今回の補正予算の財源調整として財政調整基金からの繰入金を計上するものであります。

以上で、追加説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

**○建設部長（三窪義孝）** それでは、命によりまして、建設部所管の議案について、追加してご説明申し上げます。

提出議案の3ページをお開きください。



議案第56号、平成24年度指宿市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）の専決処分の承認を求めることについて、であります。

別冊の平成24年度補正予算書の13ページをお開きください。

補正の内容は、第1条で歳入・歳出予算の総額に、歳入・歳出それぞれ60万3千円を追加し、歳入・歳出予算の総額を11億5,279万3千円にしたものであります。

それでは、説明の都合上、歳出の方からご説明いたしますので、22ページをお開きください。

款2事業費、項2維持管理費、目2雨水対策費、節11需用費から節13委託料までの合計60万3千円の補正につきましては、去る6月27日の集中豪雨により、潟山雨水ポンプ場吐出ゲートの機器の故障及び潟山地区で浸水災害が発生し、速やかな災害復旧が必要であったことから、その費用を計上したものであります。

次に、歳入についてご説明いたしますので、21ページをお開きください。

款5繰越金60万3千円の補正につきましては、今回の補正予算の財源として、公共下水道事業特別会計の前年度繰越金の一部を活用したことによる前年度繰越金であります。

次は、提出議案の33ページをお開きください。

議案第72号、指宿市道路占用料徴収条例の一部改正について、であります。

本案は、鹿児島県道路占用料徴収条例の一部改正を踏まえ、市内の道路占用料の均衡を図ることを目的として、占用料の見直しを行うため、この条例の所要の改正をしようとするものであります。

34ページをお開きください。

道路占用料につきましては、平成18年の合併以来改正がなされていないところですが、国は平成20年度から、県及び県内各市においても、奄美市を除いて、平成24年度から改正を行っております。したがって、本市においても、市内の道路占用料の均衡を図るため改正を行うものであります。

改正の内容につきましては、指宿市道路占用料徴収条例第2条第1項の占用料の額である別表を、次の考え方に基づいて改めるものであります。原則、県の占用料の額に準じることとし、現行の占用料の額が、県の改正後の額よりも低く設定されている占用物件については、現行の占用料の額を据え置くこととしております。

また、本市独自の給湯管等の占用料の額については、占用物件の類似項目に準じることとしております。

なお、施行期日は、平成25年4月1日から施行することとしております。

次は、提出議案の45ページをお開きください。

議案第79号、平成24年度指宿市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）について、であります。

別冊の平成24年度補正予算書の87ページをお開きください。

補正の内容は、第1条で歳入・歳出予算の総額に歳入・歳出それぞれ125万8千円を追加し、歳入・歳出予算の総額を11億5,405万1千円にしようとするものであります。

第2条で地方債の補正を計上しておりますが、これは91ページの第2表地方債補正でお示しのとおり、起債限度額の変更を計上するものであります。

それでは、説明の都合上、歳出の方から主なものについてご説明いたしますが、今回の補正予算の各目に人件費を計上しております。これにつきましては、今年4月1日に行われました人事異動に係る予算の整理に伴う人件費の増減であります。

なお、各目の人件費につきましては、100ページからの給与費明細書を参照していただきますようお願い申し上げます、以後の説明は割愛させていただきます。

それでは、98ページをお開きください。

款2事業費、項1事業費、目1下水道整備補助事業費、節13委託料1億6,460万円と、同じく節15工事請負費1億6,460万円の減額補正につきましては、浄水苑及び潟山汚水中継ポンプ場の改築・更新事業に係る工事について、日本下水道事業団へ委託を予定していることから、工事請負費から委託料へ歳出科目を変更するものであります。

目2下水道整備単独事業費、節13委託料98万9千円の補正につきましては、家屋新築等の増に伴う公共下水道への取付管布設業務委託料を増額計上するものであります。

款2事業費、項2維持管理費、目2雨水対策費、節13委託料54万円の補正につきましては、弥次ヶ湯地区等の水路の維持管理業務に係る経費を増額計上するものであります。

次は、歳入についてご説明いたしますので、97ページをお開きください。

款4繰入金319万7千円の減額補正につきましては、今回の補正予算の財源調整として、一般会計繰入金を減額するものであります。

款5繰越金445万5千円の補正につきましては、平成23年度公共下水道事業特別会計の決算に伴い、前年度繰越金を増額計上するものであります。

款7事業債の補正につきましては、下水道整備事業に係る過疎対策事業債を下水道整備事業債に変更するものであります。

以上で、追加説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

先ほど議案第56号で歳入歳出予算の総額を11億5,279万7千円と申しましたけども、11億5,279万3千円に訂正させていただきます。どうも失礼しました。

○教育部長（濱田悟） それでは、命によりまして、教育委員会所管の議案について、追加してご説明申し上げます。

提出議案の19ページをお開きください。

議案第67号、指宿市立学校設置条例の一部改正について、であります。

本案は、指宿市立山川幼稚園の年度当初の入園者数が、平成23年度が10人、24年度が13人と2年続けて20人未満であったことにより、平成22年12月に策定しました指宿市望ましい学校環境整備計画の今後の山川幼稚園の運営のあり方の運営方針に基づき、山川幼稚園を廃止しようとすることから、この条例の所要の改正をしようとするものであります。

改正の主な内容は、指宿市立学校設置条例中、幼稚園に係る規定を削除するものであります。

なお、施行期日については、平成25年4月1日から施行したいと考えております。

次に、提出議案の23ページをお開きください。

議案第69号、指宿市立学校職員の給与、休日、休暇及び勤務時間、旅費、定年並びに退職手当に関する条例及び指宿市学校給食センター条例の一部改正について、であります。

本案は、議案第67号に関連する条例として、平成22年12月に策定しました指宿市望ましい学校環境整備計画の運営方針に基づき、山川幼稚園を廃止しようとすることから、この条例の所要の改正をしようとするものであります。

改正の主な内容は、第1条で指宿市立学校職員の給与、休日、休暇及び勤務時間、旅費、定年並びに退職手当に関する条例中、第2条の職員に関する規定の中で、幼稚園に係る部分の削除、及び削除による各号の繰り上げによる整備を行おうとするものであります。また、第2条では、指宿市学校給食センター条例第4条の幼稚園に係る規定を削除しようとするものであります。

なお、施行期日については、平成25年4月1日から施行したいと考えております。

次に、提出議案の25ページをお開きください。

議案第70号、指宿市立山川幼稚園保育料徴収条例の廃止について、であります。

本案は、議案第67号に関連する条例として、平成22年12月に策定しました指宿市望ましい学校環境整備計画の運営方針に基づき、山川幼稚園を廃止しようとすることから、この条例を廃止しようとするものであります。

なお、施行期日については、平成25年4月1日から施行したいと考えております。

次に、提出議案の27ページをお開きください。

議案第71号、指宿市体育施設条例の一部改正について、であります。

本案は、指定管理者制度の導入に伴い、体育施設を指定管理者の対象施設とするため、この条例の所要の改正をしようとするものであります。

改正の主な内容につきましては、改正後の条例第3条において休館日及び休場日を定め、第4条において使用時間、第6条において行為の制限、第12条において特別設備の許可及び指示、第15条において連絡調整会の設置、第17条から第19条において指定管理者による管理、指定管理者が行う業務、利用料金の取り扱いを規定しようとするものであります。

なお、施行期日については、平成25年4月1日から施行したいと考えております。



以上で、追加説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○開聞支所長（井上修一） それでは、命によりまして、開聞支所所管の議案について、追加してご説明申し上げます。

提出議案の44ページをお開きください。

議案第78号、平成24年度指宿市唐船峡そうめん流し事業特別会計補正予算（第2号）について、であります。

別冊の平成24年度補正予算書の77ページをお開きください。

補正の内容は、現計予算の歳出総額の中において、歳出予算の組替えをしようとするもので、予算総額2億2,803万5千円に変更はありません。

それでは、歳出予算についてご説明いたしますが、今回の補正予算に人件費を計上しております。これにつきましては、今年4月1日に行いました人事異動等による予算の整理及び共済費改定に伴う人件費の増減であります。

なお、人件費につきましては、85ページからの給与費明細書を参照していただきますようお願い申し上げます。以後の説明は割愛をさせていただきます。

それでは、84ページをお開きください。

款1 経営費、項1 管理費、目1 総務管理費、節25積立金89万3千円の補正につきましては、今回の補正予算の財源調整といたしまして、唐船峡そうめん流し整備等基金積立金を増額計上するものであります。

以上で、追加説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○水道課長（永吉道博） それでは、命によりまして、水道課所管の議案について、ご説明申し上げます。

提出議案の13ページをお開きください。

議案第65号、平成23年度指宿市水道事業会計決算の認定及び剰余金処分案について、であります。

平成23年度指宿市水道事業会計決算書及び剰余金処分計算書の7ページをお開きください。

水道事業報告書の総括事項のうち、業務量についてですが、年度末における給水人口は4万4,238人、給水件数は2万7,927件となりました。また、年間配水量は782万2,665m<sup>3</sup>、給水量は681万6,869m<sup>3</sup>で、有収率は87.14%となりました。

次に、建設改良事業ですが、新設工事については、原水及び浄水施設整備費により、小雁渡浄水場施設実施設計業務委託など2件、1,455万3千円を、改良工事は、東之浜2号取水ポンプ更新工事1件、283万5千円を実施しました。配水施設整備費により、坂下工区第9号耕作道今迫線配水管新設工事など8件、3,423万5千円を、改良工事については、大山

児ケ水線配水管布設替工事など25件、2億3,535万5,419円の計2億6,959万419円を実施してまいりました。

次に、決算状況についてご説明いたしますので、1ページをお開きください。

まず、収益的収入及び支出であります。収入の第1款水道事業収益は、予算額7億5,789万7千円に対し、決算額は7億6,518万3,322円で、予算額に対し728万6,322円の増となりました。

なお、決算額には、備考欄にお示しのとおり、3,617万3,450円の仮受消費税が含まれております。

次に、支出の第1款水道事業費用は、予算額6億4,191万4千円に対し、決算額は6億3,279万6,747円で、不用額が911万7,253円となりました。不用額の主なものは、営業費用における委託料、薬品費、動力費、及び予備費であります。

なお、決算額には、備考欄にお示しのとおり、628万6,980円の仮払消費税が含まれております。

次に、2ページをお開きください。

資本的収入及び支出ですが、収入の第1款資本的収入は、予算額60万3千円を計上してありましたが、旧上野配水池の土地売却代金及び消火栓工事負担金で、決算額60万3,200円となりました。

支出の第1款資本的支出は、予算額4億2,706万円に対し、決算額は4億2,121万6,199円で、不用額が584万3,801円となりました。不用額の内訳は、建設改良事業における入札執行残及び予備費等でございます。

なお、決算額には、備考欄にお示しのとおり、1,366万7,638円の仮払消費税が含まれております。

また、表外にお示しのとおり、資本的収入額が資本的支出額に対し、不足する額4億2,061万2,999円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,366万7,638円、過年度分損益勘定留保資金14万19円、当年度分損益勘定留保資金2億4,864万5,999円、減債積立金4,000万円、建設改良積立金1億1,815万9,343円で補填いたしました。

次に、3ページの損益計算書をお開きください。

損益計算書は、1会計年度内における企業の経営成績を明らかにするため、その期間中に発生したすべての収益と、これに対応するすべての費用を記載し、純損益とその発生経緯を表示した報告書でございます。

なお、損益計算書は、消費税及び地方消費税抜きで表示することとなっておりますので、先ほど説明いたしました決算報告書の数値とは異なってまいります。

まず、給水収益である水道料金や、その他の営業収益である手数料など、営業収益の計7億1,856万6,783円から、主たる事業活動のために生じる営業費用の計5億3,794万4,447円

を控除した1億8,062万2,336円が営業利益となります。営業利益に事業の経常的活動以外の原因から生じる、営業外収益の計1,028万5,687円を加算した額から、企業債利息など営業外費用の計7,083万2,347円を控除した1億2,007万5,676円が経常利益となります。

次に、経常利益に期間外の水道料金調定額である特別利益15万7,552円を加算した額から、過年度過誤納還付金や不納欠損金などの特別損失197万8,290円を控除した1億1,825万4,938円が当年度純利益となります。当年度未処分利益剰余金は、当年度純利益に前年度繰越利益剰余金35万4,803円を加算した1億1,860万9,741円となりました。

次に、4ページをお開きください。

ページの下段の表になりますけれども、平成23年度指宿市水道事業剰余金処分計算書(案)についてご説明いたします。

当年度未処分利益剰余金1億1,860万9,741円の処分でございますが、地方公営企業法第32条第2項の規定により、議会の議決を経て定める減債積立金に4,000万円、建設改良積立金に7,800万円を積み立て、残額60万9,741円を翌年度へ繰越ししようとするものであります。

次は、提出議案の46ページをお開きください。

議案第80号、平成24年度指宿市水道事業会計補正予算(第2号)について、であります。

別冊の平成24年度補正予算書の1ページをお開きください。

補正の内容は、第2条におきまして、予算第3条に定めた収益的収入及び支出のうち、支出に係る第1款水道事業費用の第1項営業費用を751万1千円減額し、水道事業費用を6億6,301万7千円に、営業費用を5億8,175万円にしようとするものであります。

内訳につきましては、4月1日に行いました人事異動による予算の整理及び共済費改定に伴う人件費の減額であります。

次に、第3条におきまして、予算第6条に定めた議会の議決を経なければ流用できない経費である職員給与費を751万1千円減額し、1億3,920万7千円にしようとするものであります。

なお、2ページ以降に説明書として、実施計画及び給与費明細書を添付してありますので、参照していただきますようお願い申し上げます。以後の説明は割愛させていただきます。

以上で、追加説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長(森時徳) 暫時休憩いたします。

休憩 午前11時57分

---

再開 午後 0時58分

○議長(森時徳) 休憩前に引き続き会議を開きます。

△ 議案第55号及び議案第56号（質疑，委員会付託省略，討論，表決）

○議長（森時徳） まず，議案第55号及び議案第56号の2議案について質疑に入ります。  
ご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森時徳） 別にありませんので，質疑を終結いたします。  
お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第55号及び議案第56号の2議案は，委員会付託を省略  
いたしたいと思ひます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森時徳） ご異議なしと認めます。

よって，議案第55号及び議案第56号の2議案は，委員会付託を省略することに決定いたし  
ました。

これより，討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森時徳） 別にありませんので，討論を終結いたします。

これより，議案第55号及び議案第56号の2議案を一括して採決いたします。

2議案は，承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森時徳） ご異議なしと認めます。

よって，議案第55号及び議案第56号の2議案は，承認することに決定いたしました。

△ 議案第57号（質疑，委員会付託省略，表決）

○議長（森時徳） 次に，議案第57号について質疑に入ります。  
ご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森時徳） 別にありませんので，質疑を終結いたします。  
お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第57号は，委員会付託を省略いたしたいと思ひます。  
これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森時徳） ご異議なしと認めます。

よって，議案第57号は，委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより，議案第57号を採決いたします。

本案は、同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森時徳) ご異議なしと認めます。

よって、議案第57号は、同意することに決定いたしました。

△ 議案第58号～議案第65号(質疑、決算特別委員会付託)

○議長(森時徳) 次に、議案第58号から議案第65号までの8議案について質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森時徳) 別にありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第58号から議案第65号までの8議案については、委員会条例第6条の規定により、10人の委員をもって構成する決算特別委員会を設置し、これに付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森時徳) ご異議なしと認めます。

よって、議案第58号から議案第65号までの8議案は、10人の委員をもって構成する決算特別委員会を設置し、これに付託することに決定いたしました。

ただいま設置されました決算特別委員会委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、井元伸明議員、田中健一議員、木原繁昭議員、高田チヨ子議員、前之園正和議員、物袋昭弘議員、前原六則議員、前田猛議員、大保三郎議員、下柳田賢次議員、以上10人を指名いたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時02分

再開 午後 1時34分

○議長(森時徳) 休憩前に引き続き会議を開きます。

ご報告申し上げます。

休憩中に開催されました決算特別委員会において、委員長に井元伸明議員、副委員長に高田チヨ子議員がそれぞれ互選されましたので、報告いたします。

△ 議案第66号、議案第67号及び議案第71号～議案第80号(質疑、委員会付託)

○議長(森時徳) 次に、議案第66号、議案第67号及び議案第71号から議案第80号の12議案につ

いて質疑に入ります。

ご質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森時徳) 別にありませんので、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第73号を除く11議案については、お手元に配布いたしております議案付託表のとおり、それぞれの所管の常任委員会に付託し、議案第73号については、各常任委員会の所管に従い分割付託といたします。

いずれも休会中審査を終了されますようお願いいたします。

#### △ 議案第68号～議案第70号(質疑、委員会付託省略)

○議長(森時徳) 次に、議案第68号から議案第70号までの3議案について質疑に入ります。

ご質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森時徳) 別にありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第68号から議案第70号までの3議案は、委員会付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森時徳) ご異議なしと認めます。

よって、議案第68号から議案第70号の3議案は、委員会付託を省略することに決定いたしました。

ただいま議題となっております議案第68号から議案第70号までの3議案に対する討論等は、9月26日に行います。

#### △ 新たに受理した請願及び陳情の上程(委員会付託)

○議長(森時徳) 次は、日程第29、新たに受理した請願1件及び陳情1件を議題といたします。

請願1件及び陳情1件については、お手元に配布の請願文書表及び陳情文書表のとおり、所管の常任委員会に付託いたします。

いずれも休会中審査を終了されますようお願いいたします。

#### △ 散 会

○議長(森時徳) 以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

散会 午後 1時36分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

指宿市議会

議 長 森 時 徳

議 員 西 森 三 義

議 員 浜 田 藤 幸

# 第 3 回 定 例 会

平成24年 9 月19日

(第 2 日)



### 第3回指宿市議会定例会会議録

開議 平成24年9月19日午前10時00分



#### 1. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 一般質問

---

#### 1. 本日の会議に付した事件

- 議事日程のとおり

---

#### 1. 出席議員

1番議員	井元伸明	2番議員	西森三義
3番議員	浜田藤幸	4番議員	高橋三樹
5番議員	田中健一	6番議員	木原繁昭
7番議員	高田チヨ子	8番議員	新宮領進
9番議員	下川床泉	10番議員	中村洋幸
11番議員	前之園正和	12番議員	物袋昭弘
13番議員	前原六則	14番議員	福永徳郎
15番議員	新川床金春	16番議員	六反園弘
17番議員	前田猛	18番議員	大保三郎
19番議員	下柳田賢次	21番議員	松下喜久雄
22番議員	森時徳		

---

#### 1. 欠席議員

なし

---

#### 1. 地方自治法第121条の規定による出席者

市長	豊留悦男	副市長	渡瀬貴久
副市長	上村欣久	教育長	池田昭夫
総務部長	邊見重英	市民生活部長	谷口強美
健康福祉部長	迫田福幸	産業振興部長	下吉耕一
建設部長	三窪義孝	教育部長	濱田悟

山川支所長	森 健 一	開聞支所長	井 上 修 一
総務部参与	久 保 憲一郎	産業振興部参与	中 間 竜 郎
建設部参与	上 谷 修	総務課長	高 野 重 夫
危機管理室長	森 和 美	市民協働課長	馬 場 久 生
環境政策課長	廣 森 敏 幸	長寿介護課長	野 口 義 幸
健康増進課長	上川路 正 和	商工水産課長	中 村 俊 治
観光課長	下敷領 正	学校教育課長	瀬戸山 稔

---

1. 職務のため出席した事務局職員

事務局長	福 山 一 幸	次長兼議事係長	岩 下 勝 美
調査管理係長	鮎 川 富 男	議事係主査	濱 上 和 也

## △ 開 議

午前10時00分 開議

○議長（森時徳） ただいまご出席の人員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

## △ 会議録署名議員の指名

○議長（森時徳） まず、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、議長において、高橋三樹議員及び田中健一議員を指名いたします。

## △ 一般質問

○議長（森時徳） 次は、日程第2、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許可いたします。

まず、下柳田賢次議員。

○19番議員（下柳田賢次） おはようございます。尖閣の日本国有化に対する中国の反日デモは、デモという域をはるかに超え、まさにテロだという現地の声も上がっております。日本の現地大使館、領事館、ホテル、レストラン、スーパーなどへの破壊、放火、略奪など目を疑いたくなるような光景が連日報道されております。中国政府も愛国無罪を旗頭にこれを容認し、国防省にいたってはいつでも開戦の準備ができていますなど、メディアに発表しております。

日本人が日本語を話すこともできない、日本人とわかれば危害が及ぶ、今の中国で果たして日本人の生命、財産が守られるのか懸念される場所でもあります。世界第2位の経済大国となった今でも国際常識が通用するお国柄なのか国民性なのか、真剣に考えなければならない必要性を禁じ得ません。

日本政府に対しましては、毅然とした態度と冷静な対応で問題が解決されることを希望する場所でもあります。

それでは、通告に従い質問をしてみたいです。

市長の家賃問題についてであります。3月と6月の定例会においてそれぞれ問題提起し、質問をさせていただきました。一連のやり取りの中でわかったことは、財政状況が厳しい中、市民には国保税など多大な負担を強要しながら、市長自らは自分の家賃を要求したとのことでありました。そして何より法令順守を大事にしなければならない市役所が条例規程などの法的根拠のない中で、しかも議会には全く説明がなされず、既に1年間支出されていたということでありました。

そして、このように議会で指摘されそうになったら、1年前、つまり契約時に遡って契約を解除し、事実をなかったことにするという、まさに市役所が行政運営を行う上で想像もで

きない内容のものであります。

答弁としては、法的根拠のない中で、合併で地域が広がり、公務に精励してもらうために、本庁周辺に居住してもらうという、舞鶴市や石巻市など、離島を含む合併をした他の自治体の規制制定時の答弁を引用したり、また教育長、副市長等の例にならい、同様に扱うことにしたなど、これまで規程のない中で行われてきた間違っただけの行為を根拠に正当化しようとする内容の答弁でありました。

そして、地方自治法204条の2に抵触しないかとの質問には、市長の家賃については規定するもので、自治法、条例には抵触しないものと思っているとの答弁でありました。

平成23年度行われた行為については、規程のない中で行われたわけであり、規程があったとすれば、規程に照らし合わせて判断ができるわけですが、規程がない中では我々議員を初め市民は、この1年間施行された市長の家賃のよしあしについて、この種の支出について関係する条例、法令で判断するしかないのであります。

公舎管理規程というものがない中では、市長に対して単に1年分の家賃を差上げたということと同じことでもあります。市長だけが得をした、利する行為であったということでもあります。

そこでお伺いしますが、地方自治法204条の2では、普通地方公共団体はいかなる給与、その他の給付も法律、又はこれに基づく条例に基づかずには、これを支給することはできないとなっています。この法律で言うところのその他の給付とはどのようなものを言うのかお伺いいたします。

そして、前回の副市長の答弁では、条例、規程にない中での支出について深く反省するとの答弁があったわけですが、利益を受けた当の市長からはこのことについての答弁がありません。どのように考えているのかお伺いいたします。

そして、この問題のきっかけとなった特定優良賃貸物件の入所要件について、これまで2回契約をしていることになるとは思いますが、1回目の契約の日時はいつでその時点で入所要件は満たされていたのか、また家賃を返納して契約をやり直しているわけですが、その日時はいつで、同じ入所要件は満たされていたのかお伺いいたします。

職員の地域担当制の創出についてであります。このことは市長マニフェストのすぐに行う重要施策、また1年以内に行う事業として、市役所職員の地域活動参加を促進するというところで、市長がマニフェストの1丁目1番地に掲げた施策であり、明確に地域担当制度を創出すると示したものであります。

これまでの答弁で、この地域担当制をマニフェストに取り入れた理由として、あれもやる、これもやるといった世間受けするような選挙公約はマニフェストから排除した、そのような中で生活者重視の施策として組み入れたとの答弁でありました。そして、市役所職員は、市役所の職員である前に地域人として地域の公民館で暮らす一人として必ず地域と一緒にボラ

ンティア活動，福祉活動に参加してもらいたい，そういう強い思いがある。何よりも市役所職員の意識改革とやる気が大事であると力強く答弁をされました。

そして，具体例として，市長の出身の宮地区を例に，自分の住んでいる班にはひとり暮らしの高齢者が5人おります。その中で買い物ができない人が3人います。2週間に1回は声をかけ，おばあちゃんどうですか，買い物はできますか，できないのでしたら私が手伝ってあげましょうと言うような身近なところから声をかけ，奨励するんだとの答弁でありました。

そして，職員の住んでいない地域はどうするのかとの質問には，その地域の近隣に住む職員が対応する，具体的には，公民館長さんとか民生委員，子供会の会長さんなどに何か問題はありますか，私がお手伝いすることはございませんか。そういう情報連携をとりながら地域課題の解決に自ら自主的に立ち上がってほしいとの答弁でありました。

そして，当然ボランティアということですねという私の質問には，これは積極的に協力してもらおうように私から，つまり市長から，又は上司から説得をしていきたいとの答弁でありました。

そして，職員組合の了解はどの質問には，これは一般社会人，会社に勤めている方も地域活動やボランティア活動には参加していただいております。それと同じように，職員も地域社会に住む一員として活動してもらおう，公務員公僕として求められる資質であるとの答弁でありました。

それから，できないといった職員はどうするのかとの質問には，市役所の職員であるならできないと言ってはいけないわけでございます。私はやらないと言ったときに，市役所の職員として果たしてそれでいいのかという根本的な問題も考えなければならない。私はそういった職員であってはいけないのではないかと，そういうことを説得してまいりたいと，これも市長答弁のままであります。そして，できない人がいたらということは想定していないとも言われました。このように，職員の地域担当制，市長の並々ならぬ決意が感じられたのであります。

このような中，市担当課として，できる人ができる時にできることをやるという3Dチャレンジという市長が言うところの地域担当制とはあまりにもかけ離れた，ごくごく当たり前な，しかもこれまでやっていて当然な制度をこの地域担当制に置き換えようとする動きに対する私の質問には，3Dと地域担当制は一致する，3Dと共有する部分もあるとの答弁でした。

これだけ強い意志，強い思いを訴えておきながら，本当に3Dチャレンジと地域担当制，一致しているかと追求しましたら，地域担当制と3Dはちょっと違うと否定してみたり，その後すぐに，しかしそこに流れているものは，私はつながっていると答弁しているように，肯定したかと思うと否定し，否定したかと思うとまた肯定しているんです。そして，締めの答弁として，このような議員の指摘に対して謙虚に私なりに，私自身，自分のマニフェスト

が、はたしてどのように展開するのか反省する機会にしたい。そして、この、地域担当制の確立を目指して更に努力をしてまいりたいと締めくくっております。この職員の地域担当制、いつになったらできるのかお伺いいたします。

尖閣問題についてであります。この問題につきましては、前回の質問において、通告の趣旨からはずれているとか、事前にいただいている内容でないので答弁を控える、あるいは領土問題、外交問題について、一地方議会の場で市長としてコメントできる立場でないなどの答弁でございました。

私は、通告内であったと思っておりますが、今回、明確に通告させていただきました。当然外交防衛の指揮権、責任が市長にあるわけではございませんので、尖閣問題についての政策、施策のよしあしを聞いているわけではありません。市長に判断してくださいと言っているわけでもございません。このことから外交防衛について、一地方議会で答えられないということではないと思います。

指宿市長として、国の判断、見解についてどう思うのかを聞いているのであって、指宿市政のトップである豊留市長がどのように考えるかは、市民として当然知る権利があります。ですから、前回のような答弁は答弁になりませんので、ご理解をいただきたいと思っております。

改めてお伺いいたします。尖閣は日本固有の領土であり、歴史的にも国際法上も領土問題は存在しないというこれまでの日本政府の見解について、指宿市長としてどのように考えるのかお伺いをして、1回目の質問といたします。

**○市長（豊留悦男）** 地域担当制についてのご質問を、これまでも議員からは数回いただいているところでございます。就任当初から申し上げておりますけれども、私は市役所が真に市民に役立つところになるためにはどうあるべきかということから、職員自らが自主的、主体的に地域で様々な活動等に参加することで、その地域にとって今何が必要とされているかといったことを肌身で感じ、そして、そこからそれぞれの地域の課題解決策を探り、各種施策を展開してまいりたいと考えてきたところであります。

そういった思いから職員の社会貢献の推進、いわゆる3Dチャレンジ制度というものを形として創設し、実施してきたところであります。

ご承知のとおり、本市では、平成22年に協働のまちづくり指針を策定しておりますが、この指針の中でもこれからの地域づくりには、まず市民一人ひとりの自助活動があり、そして共助、公助といった取組が重要であるとしております。

今後、全市的にこれらの取組を進めていくためにも、まずは職員自らが真に市民に役立つところとしていくための自助活動、すなわち自主的、自発的な活動を実践し、そしてそれらの自助活動で得た地域課題を職員全体で共通認識するというような共助の活動を進めながら、最終的に課題解決を具体的施策として構築していく公助へとつなげていきたいと考えているところでございます。



したがって、この地域担当制につきましては、今ある3Dチャレンジ制度を継続し、実践していくことで、最終的な目的を達成してまいりたいと考えております。

私がこれまで進めてきた3Dチャレンジ制度は、私がマニフェストで掲げた最終目的であります。地域課題解決策の糸口になっていくことについて、是非、議員にもご理解を賜りたい、そう思っております。

尖閣諸島についてでございます。尖閣諸島につきましては、これまでの日本政府の見解についてどのように考えているのか、市長の考えを聞きたいということでございます。

政府の見解は尖閣諸島が日本固有の領土であることは歴史的にも国際法上も明らかであり、現に我が国はこれを有効に支配しています。したがって、尖閣諸島を巡って解決しなければならない領有権の問題はそもそも存在しませんという現政府内閣の立場であるということは、私も同じでございます。

以下、いただきました質問については、担当部長、担当課長等に答弁をいたさせます。

**○総務部長（邊見重英）** まず、市長の住宅の借り上げのことについてでございますが、地方自治法による給与、その他の給付についてご質問がございました。このことについて申し上げますと、職員は地方公共団体等の勤務関係において勤務を提供し、その反対給付として給与を受けることになっております。

また、職務の遂行に伴って支出した費用の弁償、旅費等でございますけれども、これを受け、更に退職した場合は、勤務に対する功績褒賞として退職手当が支給されることとなっております。

地方自治法の逐条解説によりますと、給与とその他の給付とは、給与が報酬及び給料並びに手当、その他の給付は費用弁償、旅費及び退職年金、または退職一時金を指しているものと認識しております。

次に、先の6月議会の答弁の中で、規程のない中でこれまで、副市長、教育長、その他広域等に派遣する職員等を含めまして住宅の借り上げを予算計上して運用をしてまいりました。そういうことにつきましては深く反省していると答弁をいたしたところでございます。

やはり市民への説明責任を果たし、透明性を確保する必要がございますから、更には適切な財務執行を図るために規程を設けなければならないということで、平成24年4月1日に制定したところでございます。

それから、特定優良賃貸物件の関係でご質問をいただいております。

特定優良賃貸住宅につきましては、中堅所得者等の居住の用に供するため県等が認定し、民間事業者が建設管理する賃貸住宅で、所得によって家賃対策補助は受けられる場合もあることから、公的住宅の一つとされております。

特定優良賃貸住宅への入居要件につきましては、一例を申し上げますと、自ら居住するために住宅を必要とする方で、同居親族があり、月額所得が20万円以上60万1千円以下の方と

いったような所得要件がございます。また、一方では、家賃対策補助の対象とはなりません  
が、入居者を募集したにもかかわらず3か月以上空いている住戸で、契約期間5年以下の定  
期借家契約であり、夫婦のみの世帯や親子世帯などの世帯であれば、所得に関係なく配慮入  
居者として入居することができるようになっております。

このようなことから、1回目の市長個人の契約というのは、平成22年4月1日に契約して  
おりますが、先ほど申し上げました配慮入居者としての入居要件を満たしていたものと認識  
いたしております。

2回目につきましては、平成24年2月29日に、平成23年4月1日に遡って契約しておりま  
すけれども、実質的には入居者が変更がないことから問題はなかったものと考えております。

○市民生活部長（谷口強美） 市長が地元のことを例に挙げたことについてのご指摘のようです  
が、そのときの答弁では、あくまで職員の実質的、自発的な申告に基づく活動を奨励してい  
くと申し上げているところであります。

したがいまして、現在の3Dチャレンジ制度を進めていくことが、地域担当制度そのもの  
を確立していくものというものであると考えておりますし、最終的に安心・安全な地域づく  
りといったような目的達成につながっていくと思っております。

また、制度としてどこまで進んでいるかということなんですが、これまでも申し上げてお  
りますが、私どもが考えている地域担当制度は、地域課題を解決していくための一つの手法  
であります。

したがいまして、現在の3Dチャレンジ制度の取組を続けていくことで、職員の意識醸成  
を図っていきながら様々な地域課題を把握するとともに、職員が持ち得る行政経験や知識を  
結集することで、市民の皆様の身近な課題を一つずつ解決につなげていくことであります。

そういった意味でこのような問題解決ができるようになるまでのことを、一つの制度とし  
て申し上げたところであります。

○19番議員（下柳田賢次） 地域担当制から入ります。

市長のマニフェストの最重要課題だったわけですから、市長自身がこの問題にどのように  
取り組んでいるのかということが大事であります。今答弁ありましたけど、3Dと地域担当  
制を、今の答弁ですとまた同じ感覚でとらえているということになります。

先ほども申しましたが、市長の力強い答弁の内容とはかけ離れているわけです。市長の力  
強い答弁と職員の思いが一致しているのであれば、すぐにでもできることだと思います。

何をやるかは別として、少なくともすべての職員が自分がどこの地区の担当かというこ  
とをわかっていなければなりません。これを決めなければこの制度はスタートしないわけ  
であります。そして、職員が納得しようがしまいが、市長や上司が説得するということがござ  
いますので、だれがどこの地区を担当するかということは、すぐにでも決められるのでは  
ないですか。いかがですか。



○市民生活部長（谷口強美） やはり職員自ら自主的、自発的に地域活動を実践して、地域課題を地域職員全体で共助活動を進めて、課題解決を図っていくというふうに考えておりますので、現在の3Dチャレンジ制度を進めてまいりたいと考えているところです。

○19番議員（下柳田賢次） ですから、3Dチャレンジ制度がいいか悪いか今ここで言うわけではないんです。マニフェストで示した地域担当制度の創出ですよ。地域担当制ですから、職員がどこを地域担当するというのがまず決まらなければ進まないわけですよ。そして地域から見ますと、だれが自分の地域の担当の職員かということが明らかでない困るわけです。だれが地域の担当、あるいは職員側から見ますとどこの地区の担当、これが決まらなければこの地域担当制は進まないでしょう、どうですか、市長、すぐ決められるでしょう、地区の担当は。

○市長（豊留悦男） 考え方に若干違いがあるようでございます。地域担当制度として貼りつけるという、そのことではなくて、やはり自分の住んでいるところで、市役所の職員としてどういう地域貢献ができるかというのが、私のマニフェストのスタートであります。

ところが、社会貢献3Dチャレンジ制度という制度が既にごございましたので、22年の4月に、つまり私は市長となって2か月後にこの制度について担当課と協議をいたしました。

そこで、平成22年度においては、地域社会貢献をテーマとした自己申告制度、社会貢献3Dチャレンジ制度を施行してまいりました。すなわち1年目からこの地域貢献というマニフェストについては実施したと、私は思っております。

3Dというのはできる人ができるときにできることをという頭文字のDはもちろんですけれども、いわゆる休み、サンデイ、ホリデイというDという、すなわちそういうときに自分や人のためにどのように過ごすか等を考え、地域というものにやはり視点を当てて、できることをやりましょうという、それが3Dチャレンジ制度の流れでもございます。

すなわち、私が目指した社会貢献と3Dというのは最終的には方向を同じにするものであります。

それと、先ほど市長として何をしたのかということでございます。やはり自分のしたことを議会の場でこうやったという、オピリズムみたいなことは言いたくはありませんけど、実は昨日、一昨日と台風一過、私は地域の、または体育施設のヤシの葉を片づけたり、そしてごみを拾ったり、そしていわゆる市民清掃の日には地域の方と一緒に清掃をしたりしております。そのほか声かけも私は意図的にやっているつもりであります。

そういう意味で、私が何をやったのかというような、そういう言葉をいただきましたけれども、私としてもやはり市役所の職員、市長でありますけれども、公務員としてのこの社会貢献というものについては実践をしていると、自分で思っております。

○19番議員（下柳田賢次） まず、今の答弁に対しましてちょっと言いますけど、市長としては、この制度の創設について何をやったのかということを知っているんですよ。あなたが地

域の活動に何をやったかなんて聞いていませんよ。何をそんなに力強くそのことをおっしゃるんですか。

そうしますとね、市長。市長が最初で冒頭私が言いました、こういうことを市長は答弁しているんですよ、この本会議場で。この地域担当制について私の質問に対して。その内容と全く違うじゃないですか。自分で、自分からお願いするって言ったんでしょ、そのやらない人間にも。で、やるのが当たり前だと言ったんでしょ、市役所の職員であるなら。

それと今の地域貢献制度、これはどこもやっていることですよ、それは。それをあなたは1丁目1番地にマニフェストには掲げたということですか。

そして、この制度は、職員の地区の担当が決まったからというのが目的ではなくて、その職員が地域や地区でどのように貢献できたかということが評価の対象になるわけですよ。そして、答弁にもあるように、年度当初職員自身が自己申告し、それを年度末に上司が評価をし、それを人事評価につなげると、こういうことだったと思います。

当然これには地区の評価も加わるわけですよ。これが地域担当制でしょう、あなたの言った。全く今の答弁と違うじゃないですか。マニフェストのあなたの1丁目1番地は1年以内、すぐにやる政策としてこの掲げたこの政策できていないと言わざるを得ません。

続きまして、尖閣問題に入ります。

前回、答弁を差し控えるとか答弁をするのが適切でないとか、そのような私は答弁拒否というように思ったわけですが、今回明確に政府見解と同じであるというふうに答えられました。当然これは、これまで歴代の政府の見解ということですので、各省庁のトップである大臣が閣僚として政府内に入っているわけですから、国の総意ということになります。

文科省、以前の文部省時代を含めて異論なく認めてきているわけですから。教育長にお伺いしますが、今の尖閣は日本の領土かという市内の子供たちから聞かれたらどのようにお答えしますか。

○教育長（池田昭夫） 先ほど、市長が答弁しましたように、政府の見解は、尖閣諸島が日本固有の領土であることは、歴史的にも国際法上も明らかであり、現に我が国はこれを有効に支配しています。したがって、尖閣諸島を巡って解決しなければならない領有権の問題は存在しないということに答えると思います。

○19番議員（下柳田賢次） 教育長も当然尖閣は日本の国の領土であると、問題はないんだという答弁でございました。しかしながら、この中国の今のこの状況というのは、ある意味その愛国教育という中国の教育にならい今の行動が行われているという指摘もございます。

今後子供たちになぜ日本の領土なのか、どのような歴史的背景で日本の領土になったのか、教育として教えなければならないと思いますが、そして国際的に理解してもらわなくてはならない、その努力が必要だと思いますが、いかがですか、教育長。

○教育長（池田昭夫） 現在使われている教科書は国の検定を受けてあるわけですが、そ

の書かれている内容をもとに各学校では指導していくものと考えております。

○19番議員（下柳田賢次） これは、日本、中国との両国の問題であると同時に、市長がこれから推し進めようとしている友好都市盟約、指宿市民が直接関係してくるわけでございます。当然胶南市政府も胶南市民も中国の領土だと主張してくると思いますが、これに対して市長は今申された答弁の内容を主張するということによろしいですね。

○市長（豊留悦男） 当然でございます。

○19番議員（下柳田賢次） それでは、市長の家賃問題に入ります。

6月の定例会の答弁で、合併をして地域が広がったので庁舎周辺に住んでもらうために借り上げたとの答弁でした。

先ほどの1回目の答弁で、平成22年4月1日に契約をしているということでございましたけれども、市長は選挙に立候補したときに、あるいはその期間、あそこに住んでいなかったですか。

○総務部長（邊見重英） 豊留市長は、市長選挙に立候補する予定でございましたので、平成21年12月に鹿児島市から指宿市へ転入し、現在のところに居住し、選挙に備えたと聞いております。契約については、4月に口頭契約から文書契約に変更したと聞いているところです。

○19番議員（下柳田賢次） であれば、住んでいたわけじゃないですか、そこに。21年の12月から。6月定例会の答弁で合併をして地域が広がったので庁舎周辺に住んでもらうために借り上げたとの答弁でした。市長になる前からそこに住んでいて、市長になったから周辺に住んでもらうってどういうことですか、これは。そもそも市長は、豊留市長は庁舎周辺に住んでいたんですよ。違いますか。

○総務部長（邊見重英） 当時、市が借り上げた住宅につきましては、これは平成23年ですけど、今ご質問のあったように、市長が平成22年度より居住地として構えておりましたので、市長の意向も確認しましたところ、この場所でもよいということでありましたので、この場所であれば本庁舎周辺ということもあり、ここを借り上げたものでございます。

○19番議員（下柳田賢次） もともと住んでいたところを借り上げて、その理由は広がったから近くに住んでもらいたいんだと、全く理にかなわない答弁であります。

以前、自宅が鹿児島にあったからというような話もありましたんですが、市長になられる前に自宅として庁舎周辺に住んでいたわけですから、このような広がったとかそういう理由にはならないわけでございます。

それから、特別職の公舎の規定するものだからということで、条例が戻るものではないという、渡瀬副市長の答弁でございました。規程がなかったんですよ。あれば規程で判断するんですよ。公舎管理規程がない中では公舎というものはあり得ないわけでございます。公舎という言葉すらない。何をもちて公舎とするかなかったんですか。目的、定義、設置方法など。公舎と位置づける、説明できる何もなかったわけですから、あなた方の都合のいい言い

訳であり、解釈であります。

1年間支払った行為は、公舎管理規程がない中ではただ単に家賃を税金で肩がわりしたというだけで、市長に利益供与が行われたというだけなんです。こうなると当然条例で判断しなければなりません。規程がなかったわけですから。その行為に関する条例で判断するわけでございます。それが私は地方自治法の第240条の2ということで、最初から言っているわけでございます。

そして、求めるものではないからという、条例で求めるものではないからと言う渡瀬副市長、地方自治法、条例には、求めるものと禁ずるものも含んでいると思うんです。副市長、あなたは求めるものだけを理由にその禁ずるものに触れようとしない、規程がない中で行われた行為を公舎管理規程という、規程で定めるものだという。どのように理解すればいいんですか。

何回も繰り返しますが、規程がない中で行われた行為は、公舎ではなくただ単に市長の家賃を税金で支払った、公金を利用したと、流用したということだけなんです。これについてはどうですか、副市長。

○副市長（渡瀬貴久） 3月議会、6月議会と何回となく答弁させていただいております。なかなか議論がかみ合わないところですけども、再度答弁をさせていただきます。

市はこれまで人事交流で来ている副市長、助役でしたけれども、そして教育長、並びに職員の派遣という中において、市で民間の住宅を借り上げておりました。そういう制度の中において、予算を計上し、その中で運用をしていたわけですけども、そういう制度の中で、市長が民間のアパートを自分で借り上げて居住しておりましたので、特別職の住宅制度についての相談というものがあったわけでございます。その中において、この特別職の住宅借り上げ制度などについて現行のままでいくのか、あるいは副市長や教育長と同じ扱いとするのか、あるいは一般職員と同様の住宅手当とするのか、三役すべて自己負担するのかなどについて、事務方で検討をしてみたわけです。

その結果、市長、首長ですけども、知事や国会議員については立候補に当たり、住所用件がないこと、そして自宅のない、持ち家のない、首長の誕生があること、特に合併して区域も広がることから本庁周辺に居住し、公務に精励していただきたいことなどから、副市長及び教育長と同様に予算措置の中で取扱うこととしたわけでございます。

そして、規程がない中で運用していたということもございますけれども、規程がないとこのことをよく説明することができない財務会計上も不透明なところがあるということから、改めて定期監査の指導等もあり、規程というものを平成24年の3月の30日でしたが、定めて運用をしているところでございます。

○19番議員（下柳田賢次） 副市長、教育長の制度なんかなかったんですよ。そして、規程を作ったからって、それは指摘されてからでしょう。

前回の法的根拠はとお伺いしたところ、公務に精励するため、本庁周辺に住んでいただくため、これまで人事交流で来ていただいている副市長、教育長、派遣職員との例にならない、ここで唯一今までの教育長、副市長、派遣職員、これと違うということは、副市長、教育長、それらの方が派遣職員の方々と明らかに自宅がなかったんですよ、指宿に。市長の場合はあったんでしょう、市長に就任する前にも、立候補の段階から。それは自宅がないとは言わないんですよ。あなた方は鹿児島に持っておられる市長の不動産を自宅という認識ですけども、それはあくまでも鹿児島市に不動産を所有しているということですよ。賃貸であろうが何であろうと、住んでいればそこが自宅ですよ。市長に自宅がなかったという答弁はかみ合わないわけですよ、それは。自宅があったわけですから。

このような勝手な解釈のもとに答弁をしておりますが、唯一法的根拠らしい答弁は、国家公務員宿舎法に準じたとのことでありましたが、これに間違いございませんか。

**○総務部長（邊見重英）** 市で無料で貸し付けているという根拠についてですけども、市ではこれまでも、先ほども副市長の方からもございましたが、助役、副市長、教育長、派遣職員等の住宅について予算計上し、市で借り上げ、居住していただいております。

市長につきましても、本庁周辺に居住していただくということで公務に精励していただきたいということなどから、これと同じ取り扱いをしたということがございます。

また、市で借り上げて居住させることは、国家公務員法の第10条、第12条の規定に準拠して、鹿児島県や他の自治体においても公舎を無料としている事例が見受けられましたことからでございます。

しかしながら、市民への説明責任を果たし、資質の透明性を確保すること、適切な財務執行を図ることなどの観点からしますと、規程のない中での住宅の借り上げ制度を運用していたことについて反省していると申し上げたところです。

そのようなことから、24年3月30日付で公舎管理規程を告示し、それに基づき、現在は住宅の借り上げを行っているところでございます。

**○19番議員（下柳田賢次）** 同じ答弁を繰り返しますけど、国家公務員宿舎法10条、12条に準拠したと、今答弁、明確にいただきました。国家公務員宿舎法の12条では、無料宿舎について定められております。これは有料もあるわけです。定められている中にどなたを対象とするとか、あるいはどういうことと、その中で、この1項で要約すると、本来の職務に伴って生命、もしくは財産を保護するための非常勤務に従事するため、官舎の構内、またはこれに近接する場所に居住するものとなっております。

これが、先ほど来答弁のある庁舎周辺に住んでいただくということになると思います。

重要なことは、この第12条の2項に、これは原文のままですが、無料宿舎は職員の職務に対する給与の一部として貸与されるものとする、明確に示されております。給与の一部ということですよ。



○副市長（渡瀬貴久） 一方で、この法律のほかに一般法としての、一般職の職員の給与に関する法律がございます。その中において、給与の一部にするとということになっておりますけど、ただし書きの中で、国家公務員宿舎法に定める公邸及び無料宿舎については行わないということで、給与の一部というふうに入れておりません。

○19番議員（下柳田賢次） あなた方の答弁はこの国家公務員宿舎法を準拠したと言ったんですよ。そして、その12条2項に、明確に無料宿舎は職員の職務に対する給与の一部として貸与されるものとする、これは原文のまんまです。

総務部長、あなたこの国家公務員宿舎法を準拠したとはっきり申したじゃないですか。

ということは、この給与の一部として貸与されるものということになりますと、当然我々が判断する法律、条例というものは地方自治法の240条の2、いかなる給与も、あるいはその他の給付も法律に基づく、あるいは法律に基づく条例、これに基づかずには支払ってはならないというふうになっているんですよ。

じゃあ国家公務員宿舎法のこの12条2項の給与に値する、これはどういう意味なんですか、この意味は。給与の一部として貸与されると、この意味はどういうことなんですか。

○総務部長（邊見重英） 国家公務員法第10条、第12条に準拠しているところがあると申しました。10条につきましては、（発言する者あり）ですから、私は、10条または12条に準拠して整理してある、整備してあるところがあるというふうに申し上げたと思います。その中で、10条につきましては、公邸は次に掲げる職員のために予算の範囲内で設置し、無料で貸与するという1項がございます、ここに衆議院議長であるとかそういう特別職の方々の公邸についての無料の規定がございます。

それと、この家賃問題が新聞等で報道されましたときに、県の市町村課の方に問い合わせがあったときに、市町村課の方では、同じくこの地方自治法第204条の2、あるいは国家公務員の宿泊法の規定に基づいて直ちに違法であるとは言えないものであるというような回答をされておると聞いております。

○19番議員（下柳田賢次） それは、私はこの市町村課の久木田課長からお願いをして聞いているんですよ。直接じゃないですけど。まず、公舎の必要性の検討がなされるべきであったと、勝手につけるなということですよ、1番目は。2番目は、規程や規則がないからといって直ちに違法と断じることができないのではないかと、ここも限定はしてないんですよ、じゃないとは。そして3つ目に、しかし、公舎などを無料で使用することは、地方自治法にいうその他の給付に抵触する恐れがあり、好ましくないって言っているんですよ。あなた方ね、都合のいいところだけ使ってますけど。そして4番目に、ちなみに国家公務員宿舎法では第10条において無料で対応するものを定めており、第12条においては無料宿舎を定めていると、こういうふうに言われておるわけですよ。

その中の国家公務員宿舎法の第12条2項を見てくださいよ。明確に書いてあるでしょう。

無料宿舎は、職員の職務に対する給与の一部として貸与されるものとする。これ原文のままですから。だから聞いているんですよ。

○副市長（渡瀬貴久） 国家公務員宿舎法は特別法でありまして、国家公務員に対して皆さんに通用する法律ということで一般職の給与に関する法律でございます。その中で宿舎、食事、制服、その他これに類する有価物が職員に支給される場合の給与の棒給額の調整については、国家公務員宿舎法に定める公邸及び無料宿舎については行わないということで、国家公務員宿舎法の中にうたいながら、一方で、一般法であるところのこの一般職の職員の給与に関する法律で給与という調整はしないよというふうにならしているわけでございます。

私どもは、先ほど準拠するというのは国家公務員宿舎法というふうに申しておりますけれども、当然一般法は、準拠する根拠になり得るというふうに理解しているところでございます。

○19番議員（下柳田賢次） 今、国家公務員法でやったとかそれが都合が悪くなると今度は一般法でやったとか、今までの答弁と全く同じやり方ですよ。その他の給付の判例が出ております。先ほどにもありました、被服の貸与とか、あるいは特別職に電話をその自宅につけた、これ判例、いずれもその他の給付として見なされている。

先ほど、その他の給付は費用弁償だとか何らかんだとおっしゃってございましたけど、しっかりと判例でその他の給付に当たると判例は出ております。どうですか。

○副市長（渡瀬貴久） 被服の例も出ましたけれども、職務上、どうしても必要な消防職員、あるいは現場作業員等について、被服について支給するというを行っているわけでございます。それにつきましても、貸与規程というものを設けながら支給しているので給与の一部に入れていないという取り扱いをしております。

○19番議員（下柳田賢次） ですから、規程はないんでしょう、なかったんでしょう、その家賃については、公舎管理規程という。

それから、いろいろと出てくるんですね、やりだすと。

この問題についてはこんな簡単に終わる問題ではございませんので、この国家公務員宿舎法、あるいはいろんなこれまで議論になった法律の給与条例主義、地方公務員法、いろいろと出してきましたけど、これは明確にしっかりと精査しなければいけないということで、この法律関係についてはこれからも調べてまいりたいと思います。

23年度に規程のない中で支出されたことについては、少なくとも市民が不利益を、損害を被ったこととなります、この期間は。年度末になってそれも想像もつかないような異様なやり方で返しておりますが、返したから済むという問題ではありません。市役所が、しかも市長を利するために税金で家賃の肩がわりをし、それについて規程違反を認め、規程違反というのはなかったということも含めてですよ、認めながらもこのままにしているのか。

先ほど来、副市長も総務部長もその規程になかったこと、あるいはこれまでの教育長、副

市長等に支払ったことについても含めて反省をしている。認めているわけですが、問題はこういうことを、市役所もやっていることだからということで、市内のいたるところで返せば済むというように同じことが行われればどうなりますか。これ大変なことになりますよ、市役所もやったんだから。この一連についてどのように考えるかお伺いいたします。

○総務部長（邊見重英） 私どもがやったことが違法であるということであれば、他の事例でもそうでありませけれども、法令順守違反になると認識いたしております。

ただ、先ほども申し上げましたように、規程のない中でやったことについては、深く反省しているところですが、従来から副市長、あるいは教育長等に予算を計上して住宅を借り上げていたこと、そして先ほど私の方、言い方が悪かったのかもしれませんが、私が言いたかったのは、国家公務員法の第10条、第12条の規定に準拠して鹿児島県や他の自治体においても公舎を無料としている事例があったということです。それは、先ほど、議員もおっしゃっていますけれども、私どもはそういうことで規程を作っておりませんでした。ただそういう県や他の自治体において公舎を無料にしているというのがありましたものですから、そのような中で予算を計上して住宅を借り上げていたということでございます。

○19番議員（下柳田賢次） そういうのを含めてあなた方が準拠したと言っているんじゃないですか、それを。法的根拠の質問の中でそういうふうに言ったわけですよ。1年前に遡って契約解除をするという、この種の不動産取り引きにおいて、法の網をかいくぐって自分たちの都合のいいように処理するという前例を市役所が、しかも市長を初めとする執行部のトップ数名が行ったこと、渡瀬副市長の答弁でも明らかのように、顧問弁護士と相談をして公職選挙法に抵触しないように処理した、まさに先達行為を顧問弁護士の指導で行われた。先達行為は前回説明いたしました。法に違反する行為を法に違反しないようなやり方で結果としては同じことを求める先達行為、法律用語。法の網をかいくぐったとしても道義的責任は感じないのかお伺いいたします。

○総務部長（邊見重英） 当初の契約の第16条において、本契約書に定めない事項、及び本契約書の条項の解釈について疑義が生じた場合は正義をもって協議し、解決するものとするという契約書でございました。

この規定に基づきまして、家主さんと協議をして、合意解除協議書といたしたものであることから、違法性はないと認識しております。

それと、顧問弁護士に相談をしてということについてでございますが、これにつきましては当然市が契約をしており、市の資質にかかわる問題でございましたので、相談をしたものでございます。

○19番議員（下柳田賢次） その結果として、公職選挙法に違反しないようにと、渡瀬副市長は答弁したじゃないですか。

それから、何回も同じことを言ってますけど、副市長、その教育長の例にならいたいというの



は、それは答弁にならないですよ。だって、それ自体が間違っていたわけですから。間違っていたことを例にとって、それをあたかも正当化するような答弁の材料に使うてほしくない。

3月30日付で公舎管理規程ということで告示がなされております。これもこういう私たちのこういう追及に対して、そういうことで管理規程というのを作られているわけですが、現状では公舎借り上げという形であれ、市長の家賃を支出するということが可能になったわけですよ、これが条例ですと議会に諮らなければいけない。規程ですから、あなた方、勝手にとまでは言いませんけど作れるわけですから。可能になったわけですよ。市民の血税でご自身の家賃を支出することを望むのか、これからあり得るのか、市長にお伺いします。

○総務部長（邊見重英） まず市長の住宅につきましては、現在市で借り上げを行っておりません。当然、公舎入居の承認申請をいたしておりません。私どもも規程を整備する中で、市長が申請するという前提では作っておりません。

○19番議員（下柳田賢次） これ市長自らお答えください。自らそういうのを要求できるんですよ、今は。私は今まで言っていたのは、できないときにやっているから問題視したんです。今は、できるんです。ですから、あなたが求めようと、私はそのことについては、それが規程内の適正であれば何も文句は言いません。あなたは求めるんですか。

○副市長（渡瀬貴久） 総務部長の答弁の中で勘違いをなさっていらっしゃるのか、この規程の中には市長は含まれておりません。特別職の中において、常勤の特別職、また市長が特に必要と認めるということで、市長自らはここには予定しておりません。

そして、もうこれもこれまでの答弁等を繰り返すようではすけれども、今回の市長の住宅の借り上げを返還した、その経緯につきましては、24年度当初予算を編成する際において、国民健康保険特別会計に対して法定外繰り入れをやっていくというような厳しい状況が見受けられた、そういう中において市長自ら、これはもうきちんとすれば返還し、24年度当初予算にも計上すべきではないというような考え方で返還の手続きについてはどうしたらいいんだろうという相談を受けたものでございまして、先ほど顧問弁護士に相談をしたのは、公職選挙法の寄附行為というような、寄附というような公職選挙法違反にならないような返し方、手続きというものが必要だったため、相談をしたものでございます。

○19番議員（下柳田賢次） ですから言っているじゃないですか、最初から。そういう、本当はそのまま返せば公職選挙法に当たるわけですよ。ところが市長は、財政が厳しかったから返したと、その行為は同じじゃないですか、その結果としては。それを結果としては一緒でしょう、副市長。やったものは悪い、厳しい、理由はどうでもいいですよ。厳しかったから返すという。それを返すのはどこが使ったんですか、市が使ったんじゃないですか。本来は市に返さなければいけない。ところがそれでは公職選挙法に引っかかるということで、大家さんを巻き込んでそういう行為をとったと。これはまさにその結果は同じことを求めたわけなんです。ですから言っているんですよ。

そして、財政が厳しいのでと、市長が返したということであれば、財政が厳しい、厳しかった、この厳しいという、財政が厳しいのでといういろいろな我々のこの一般質問、あるいはいろんな委員会等で財政が厳しいという言葉が、これ始まったのはいつからですかね。財政が厳しいのでちょっとできませんとか、あるいは財政が厳しいので検討しますとかいう言葉が出たのは。

財政が厳しいという答弁がこの議会において登場したのがいつかなと思っています。私は少なくとも今15年この議会にありますが、もう15年前からその財政が厳しいという答弁は当たり前のように使われているんですよ。であれば、歴代の副市長、助役時代も含めて、教育長、この方々の状況も同じだったわけですよ。市長は返されました、同じことだと言ってます。例にならったと。であれば、歴代の助役、副市長、教育長、この方々にも返還を求めるといふことになりませんか、あなた方のその答弁ですと。同じことなんですから。可能ですか。

でもあなた方の理由は財政が厳しいということを使うならば、その時点から厳しかったわけですから、市長は返した、やり方は非常に理解し難い返し方ですけど返した。副市長、助役、教育長、例えば今の現職の教育長、去年から、22年からいらっしゃるわけですから、少なくともこの公舎管理規程ができた4月1日、今年の4月1日までのものに関しては、規程のない中で支払っていたわけですから、これについて求めるということになりますけどどうなんですか、それでよろしいんですか。

○副市長（渡瀬貴久） 財政が厳しい、いったいいつからだったのだろうかというようなご質問等もいただきました。合併直後の、合併前後になりますけども、その数年というのは皆さんご承知のとおり、三位一体の改革により地方交付税が大幅に縮減されたことから、基金を大幅に取り崩しまして予算編成を行うという事態になっておりました。財政調整基金から中山間ふるさと水と土保全基金まで10基金、財政調整に必要な、可能な10基金と申しますけれども、この10基金の平成19年度末の残高、これは5億4,700万円となっております。このため集中改革プランを第一次、第二次と策定いたしまして、職員数の削減、あるいは給料カットによる人件費の総額の抑制や補助金負担金の見直し、事務事業の見直しや……（「手短かにお願いします」と呼ぶものあり）積極的に努めてきております。

基金は23年度末で10基金の残高29億円、5億円が29億円となっているような状況の中において、その中において国民健康保険特別会計の法定外繰り出しということが非常に喫緊の行政課題となっております。そのことを市長は強く認識し、財政が厳しい中においてということでお返ししたものと思っております。

したがいまして、教育長、これ歴代の方々に返還を求めるといふような考えは全くございません。

○19番議員（下柳田賢次） 何か時間だけが過ぎてしまいますけど、要は言っていることわか

りますか。同じ状況の中で返した人と返してない人がいるということですよ。返してない人に求めないということであれば、市長返さなくてもよかったんじゃないですか。ただその状況が、今説明しましたけど、何か理由をつけて、このときは特に厳しかったんだというようなことを言っていますけど。

時間になりましたのでこれで終わりますが、この本会議場での答弁には責任を持っていただきたい、こういうことを付け加えて終わります。

○議長（森時徳） 暫時休憩いたします。

休憩 午前11時00分

再開 午前11時09分

○議長（森時徳） 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続行いたします。

次は、新川床金春議員。

○15番議員（新川床金春） 15番、新川床。通告に従い一般質問をさせていただきます。

この議場には、豊留市長に清き一票を入れた市民がたくさんいると思いますので、的確な答弁をお願いいたします。

1番目の副市長2人制についてですが、市長がスマート・ウェルネス・シティ構想を議会に提案したのは、平成23年6月の定例会でありました。目玉施策として今後取り組んでいくということでしたが、当初予算編成時に大変厳しい財政下であるが、スマート・ウェルネス・シティ構想をするため副市長を2名にしていきたいが、庁議で諮ってないということですが、このような重大な問題は、当初予算のときに庁議で十分議論すべきだったと私は思っております。

私は、スマート・ウェルネス・シティ構想は大変歓迎していますので、本当にいい仕事をするのかなと期待していましたが、市長は2人制について全然庁議で諮ってないし、3月23日、突然わいた副市長2名人事でありました。

当初予算に副市長2名の人件費が提出できなかった理由について市長にお伺いします。

2番目の防災対策についてお伺いします。

ハザードマップが今年作成されました。各家庭には、配布されています。指宿市は、豊かな資源が織りなす食と健康のまちを実現するため、観光や地域産業における指宿ブランドの強化に取り組んでいます。

既に年間370万人の観光客が訪れる国内で有名な観光地になっています。観光客がたくさん来ますが、観光スポットや公的施設に地震、津波、豪雨時の注意喚起をする看板の設置をする計画はないのかお伺いいたします。

2番目の南海トラフ大地震と鹿児島湾直下地震の発生時の被害についてお伺いします。

南海トラフ大地震の政府推計は8月29日に出されました。30都道府県、7割被害があると

報道されています。大地震が発生したときの指宿の人，建物等の被害予想はどうなっているのかお伺いいたします。

(3)の豪雨時の危機管理体制についてお伺いします。

6月27日朝から大変な雨でした。危機管理室では9時56分に大雨土砂災害警報を発表し、12時42分には大雨土砂災害，浸水害，洪水警報を発表しています。午後からのゲリラ集中豪雨を警戒し、午後1時30分に災害警戒本部を設置し、1時44分には、NTTドコモの緊急速報エリアメールで土砂災害警報の発信を依頼しているようですが、その時間帯に庁舎である会議がありました。市内のいたるところで道路が冠水し、市民は慌てふためいている中、どのような会議がされていたのか。そして出席メンバーはどういう方なのか総務部長にお伺いします。

(4)の防災行政無線の設置について、今定例会に補正予算が提案されています。今後どのような形態の防災無線が市内全域にいつまでに設置される計画なのかお伺いいたします。

3番目の少子化対策について伺います。

(1)指宿の少子化対策の取組状況は、どうなっているのかということで、全国的に少子高齢化の問題が改善されず、人口減少に歯どめがかからない状況であります。指宿は子供から高齢者まで健康で長生きできるまちづくりを提案しています。このSWCの早期実現を持っていきたいと思いますが、指宿の統計を見ますと、自然動態で毎年300人の人口が減少していることがわかります。少子化対策にこれまでどのようなことを取り組み、今後どのような計画をしているのかお伺いいたします。

(2)の産婦人科の現状と出産状況についてお伺いします。

指宿市内の産婦人科が産科を取りやめました。ここ数年の産科の状況と出生状況はどうなっているのかお伺いいたします。

(3)少子化の現状と改善策についてお伺いします。

指宿の小児科専門病院が廃業してもう数年たちます。指宿市内の小児科専門病院の数と小児科の現状はどうなっているのか。少子化を改善するため、子どもを産み育てやすい環境整備が必要ですが、これまでに医師会と少子化問題について協議したことがあるのかお伺いいたします。

4番目の教職員の不祥事についてお伺いします。

(1)教職員の不祥事案件発生時の教育委員会への報告体制ですが、まず指宿に赴任してくる教員の前任地の勤務状況は、県教委から市の教育委員に報告があるのかお伺いします。また、教育職員の不祥事案件の通報体制は、市教育委員会としてマニュアル化されているのかお伺いします。

教育委員会の報告ということで、学校から不祥事の報告があつたら即座に教育委員長や委員に報告をされると思っておりますが、指宿市はどのようになっているのかお伺いします。

(3) 生徒の心のカウンセラーについてお伺いします。

指宿では教員の不祥事が多々発生しています。児童・生徒の心が病んでいると伺っていますが、心のケアが必要な生徒がどれくらいいるかわかりませんが、カウンセラーの必要な生徒の把握はどのようにしているのかお伺いします。

以上で1回目を終わります。

**○市長（豊留悦男）** 副市長の人事案件についてのご質問をいただきました。なぜ庁議に諮らなかつたのかとのお質問でございます。6月議会でも申し上げましたとおり、人事案件であったことから、庁議に諮るという形でなく、議会の皆さん、議員の皆さんへ諮り同意をいただくとしたものであります。なお、これまでも人事案件につきましては、同じような手続きをしております。

現在の本市を取り巻く情勢は、喫緊の行政課題が山積しており、これらの行政課題に迅速かつ的確に対応していく必要がございます。また、東日本大震災の本格的な復興に向け、国や地方の財政状況は厳しい状況になり、更に不透明さが増すことが予想されます。副市長2人制は、市政全般にわたる担当事務を事務部門担当と事業部門担当に分け、特命事項や渉外を分けて担当することによって、高度な専門性を有する人材を登用し、増大する行政の役割に迅速に対応することができると考えたからであります。

国保財政も逼迫しており、将来を見据え、本市の将来都市像の実現へ向けて、その中でもSWC構想、つまり健幸、「こう」という字は「幸せ」でございますけれども、健幸のまちづくりの推進が特に重要であると考えていることから、組織を横断的に指揮するトップマネジメント機能の強化を図るため、副市長2名を選任をしたものであります。

次に、少子化対策でございます。少子化対策の取組状況について、子どもを産み育てるための施策を講じているのかとのお尋ねをいただきました。生き生きとした笑顔が輝く子どもを育むためには、子育て中の親が少しでも安心して子育てができ、次代を担う子どもを育てている家庭を社会全体で支えていくための環境を作ることが必要であると思っております。

子どもが健やかに育ち、子育てが楽しいと感じた家族が、更に子どもを産み育てたいと感じることが最も大切かと思えます。中でも地域のパワーが必要となってまいります。それこそが共生、協働の地域づくりの原動力であり、結の心の醸成は地域の再生に不可欠だと思っております。

本市においては、地域社会の中でも子どもを育てていることに誇りを感じられるような社会を作ることを目指し、基本理念を伸び伸び成長、にこにこ育て、笑顔あふれる愛未来づくりと定め、地域における子育て支援から子育てにかかる費用の支援まで1章から第8章にわたり指宿市次世代育成支援地域行動計画を策定したところであります。

この行動計画に位置付ける、様々な施策の展開を通じ、子育ての楽しさを実感できる環境づくりのため、少子化対策を初め、母子並びに乳幼児等の健康の確保、及び増進や子育て支



援策等々の施策を全庁的に取り組んでいるところであります。

なお、本計画の推進に当たっては、指宿市総合振興計画を初め、教育や福祉、男女共同参画などの各分野の計画とも整合性を図りながら関係課と連携、協働を図るとともに、県とも連携を密にしながら総合的かつ効果的な施策を展開しているところでもございます。

以下、いただきました質問等につきましては、教育長及び担当部長等に答弁をいただきます。

○教育長（池田昭夫） 教職員の不祥事についてに関連してお尋ねですが、本市の教職員が懲戒免職処分を受ける、生徒、保護者、地域住民の学校に対する信頼を裏切ったことにつきましては、本当に大変申し訳なく思っております。

まずお尋ねの、他市町村からの転入職員における経歴につきましては、異動表という表が送ってきますが、その中には賞罰に関する記入欄はございません。

次に、教育委員会への報告体制についてですが、学校から教育委員会への報告は、事故の程度や保護者、児童・生徒の理解の程度等をもとに校長が総合的に判断をして行うものと考えております。

基本的には、学校現場で解決できるものは学校で、学校現場で解決できないものや判断に迷う場合は、教育委員会と学校が連携をとりながら進めていくものと考えております。

次に、教育委員会委員への報告体制についてのお尋ねですが、学校における事故の教育委員会への報告については、教育委員を集めてすぐ報告すべきもの、事実を確認し、内容がある程度わかってから報告するもの、電話等で報告するもの、出向いて報告するもの、定例教育委員会で報告するものなど、内容によってケースバイケースであると考えております。

次に、生徒のカウンセリングの状況についてお尋ねでした。

本市では、生徒の心のケアのためにスクールカウンセラー2人が3校に、スクールソーシャルワーカー3人が4校に配置されています。スクールカウンセラーは、配置校以外の児童生徒や保護者の相談にも応じます。スクールソーシャルワーカーは、校長の要請があれば市内どこへでも出かけて対応します。そのほか、心の教室相談員や子供と親の相談員もあわせて3人を4校に配置しています。このような方々と教職員が連携をとりながら子どもの心のケアに当たっているところです。

ところで、子供たちのそういった悩みをどのように把握するかということだったかと思いますが、それも一つの方法としてアンケート等を実施しておりますが、そのアンケートのとり方については、その内容や目的によって変えています。教室で担任が配付し、担任が回収する方法もありますが、封筒に入れて担任の手を介さずに回収し、スクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカー、または校長しかみないとする方法もあります。このように子供たちの本音を少しでも聞けるように工夫をしているところです。

また、スクールカウンセラーが直接アンケートをとれないかということもありますが、ス

クールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーは、校長の学校経営上必要であるとの判断に基づき、市教育委員会が経営要請をし、県から派遣されます。したがって、スクールカウンセラーがアンケートを作成する場合でも、事前に校長と相談しながら作成することが必要になるということです。

○総務部長（邊見重英） まず、防災対策について、ハザードマップについてのご質問でございます。

指宿市防災ハザードマップにつきましては、A4版の総合的な冊子と、A1版の地域ごとに分割いたしました地図を作成いたしまして、去る6月20日に市政事務委託員等に依頼し、市内各世帯に配布したところでございます。

議員のご質問では、観光地であること、そういうことから観光的なスポットであるとか、そういうところに表示をするような計画はないのかということでございます。

市内の観光スポットや駅などの公共施設へのハザードマップの設置につきましては、観光地でございますし、多くの来訪者のある本市の特性を鑑みれば重要なことであると思っておりますので、設置場所は形態、経費、他市の事例等について調査・研究してまいりたいと考えております。

次に、南海トラフ大地震と鹿児島湾直下地震の発生時の被害についてのご質問についてでございます。

南海トラフの巨大地震につきましては、先般8月29日、内閣府から津波推計及び被害想定が公表されましたが、指宿市における最大津波高は5mで、浸水面積は1m以上が70ha、2m以上が30haとされております。

また、津波の到達時間につきましては、津波高1mが地震発生から69分後、津波高3mが185分後に到達する予想となっております。

今回の公表におきましては、市町村における人的被害は公表されておられませんけれども、津波到達までに時間があることから、今後市民の皆さんへの被害想定や津波の際の避難行動の啓発を図ることにより、人的被害が少しでも軽減されるよう努めていく必要があると考えております。

また、鹿児島湾直下型の地震につきましては、現在の鹿児島県地域防災計画によりますと、本市の津波高は最大で2mと想定されており、津波の到達時間は、おおむね10分となっております。

市町村別の人的被害は公表されておられませんけれども、県下で建物の倒壊、焼失により1,664人が死亡すると推計されており、津波による死者はゼロ人となっているところです。

県におきまして、地域防災計画の見直し作業が行われますので、県の地域防災計画見直しに合わせて、本市におきましても市の地域防災計画を見直すことといたしております。

同じく、防災対策の中で、豪雨時の危機管理体制についてというご質問でございました。



6月27日に開催された会議についてのご質問でしたけれども、この会議につきましては、下水道審議会という会議でございました。この審議会につきましては、都市整備課が所管している審議会でございます。民間の委員が8名、市の職員が3名、計11名で構成されております。市の職員の委員は総務部長、私であります総務部長、それから市民生活部長、産業振興部長となっております。

それと当日の出欠の関係ですけれども、民間の委員の方が1名欠席、それから市民生活部長が公務で欠席というふうになっておりました。

次に、同じく防災対策に関連しまして、防災行政無線の設置時期についてのご質問をいただきました。

本市では災害時等に速やかにかつ広範囲で情報伝達が行える同報系防災行政無線の整備を平成24年度から平成27年度に計画いたしているところです。防災行政無線の整備につきましては、防災行政無線が整備されていない指宿地域から計画的に整備することといたしております。平成24年度に今和泉校区と池田校区を、平成25年度に柳田校区、丹波校区、魚見校区、指宿校区を、平成26年度に開聞地域を、平成27年度に山川地域を順次整備していく計画といたしております。

**○健康福祉部長（迫田福幸）** 産婦人科の現状と出生状況について、産科が1医療機関となったが特に支障がないのかとのお尋ねでございます。

本市内の産科は本年4月1日現在、議員ご案内のとおり、1医療機関となったところでございます。平成22年度及び23年度のお産の件数でございますが、平成22年度のお産の総数は343件で、うち市内医療機関が179件、市外医療機関が164件となっております。平成23年度のお産の総数は338件で、うち市内医療機関が155件、市外医療機関が183件となっている状況にあり、前年度と比較いたしますと、市内でのお産件数が若干減少している状況でございます。

平成23年7月から本市内の産科は1医療機関となりましたが、独立行政法人国立病院機構指宿病院に柔軟な受け入れ態勢を取っていただいていることから、トラブル等の発生も聞いておりませんし、現在のところ特に大きな支障もないものと思っております。

次に、小児科の診察ができる医療機関はどれくらいあるのか、またその改善は、医師会との協議はされているのかとのお尋ねでございます。

本市内における小児専門科医師を有する医療機関は2医療機関でございますが、このほかに小児科の診療科目を標榜する医療機関が9医療機関あり、総数は11医療機関となっております。地域別では指宿地域が7医療機関、山川地域が1医療機関、開聞地域が3医療機関となっております。

また、本市においては夜間休日の救急患者について、指宿医師会のご協力をいただきながら、日曜、祝日、在宅当番医や夜間在宅当番医、時間外在宅当番医制度を設け、小児を初め

専門医師の診察が必要となった場合、専門医への紹介などの体制が確立されているところでございます。

なお、鹿児島県においては、地域の拠点病院や県、郡、市医師会、鹿児島大学、市町村を構成とした地域医療支援方策を平成24年3月に策定しております。

この策定の中で各地域、各診療科ごとの医師の適正な配置及び確保を確立するため、鹿児島大学医学部の地域枠医学生を含む医学生を今後は、県内医療機関へ安定的な医師の派遣によって、地域医療体制の維持や地域医療のレベル向上が図られるものと思っております。

○15番議員（新川床金春） 質問の都合上、4番目の教職員の不祥事から伺います。

県から前任地の情報は来ないということです。そしたら何をしたかわからない、その先生がどういう方であるかということとはわからないということですよね。伺います。

○教育長（池田昭夫） そこに書かれてありますのは、今まで前の学校でやった校務、担任、そして家族構成、そして免許等ということでありますので、人事異動に当たりますとは、心機一転ということがありまして、そういったことは書かれておりません。

○15番議員（新川床金春） その問題はわかりました。教職員による不祥事が多々発生しますが、教育委員会へは、先ほどの話では、学校長の裁量でということでしたけれども、やっぱり子どもを学校にお願いしている保護者から見れば、やっぱり何かあったときには頼るところは教育委員会だと思いますよ。学校長の判断が間違えると大変なことになると思いますけれども、指宿市教育委員会として、これまでの程度を決めて報告するマニュアルは作れないのか、伺います。

○教育長（池田昭夫） 事故発生時の対応につきましては、報告や対応の流れにつきましては、作成しております。また、職員には事故を起こした場合は程度の大小を問わず、すぐ校長に報告するようにこれまでも指導しております。

しかし、学校から教育委員会への報告は、先ほど申しましたように、どの程度は報告し、どの程度までは報告しなくてよいという基準については設けてありませんが、程度の差や児童・生徒、保護者の理解の程度、又は相手の受け取り方などいろいろなケースがあり、そのケースは千差万別であるということでもあります。

基準を設けることで、この範囲までは許されるという意識を職員にも持たせるんじゃないかなと思っておりますし、また保護者の意向が考慮されなくなり、保護者との信頼関係もなくなるのではないかなどが危惧されることから、画一的に基準を設けることは非常に難しいんじゃないかなと考えております。

今後はできるだけ報告するように指導し、学校と教育委員会が連携しながら処理するように努めてまいりたいと考えております。

○15番議員（新川床金春） ある学校で盗撮事件がありました。そのときの教育委員会の説明では、県から派遣された先生には、指宿市として何も処分はできないということでした。本

当にそういうことでいいのかなという、私は心配しましたけれども、次の教育委員会への報告体制についてちょっと伺いたいと思うんですけど、指宿市の教育行政のトップは、教育委員長で組織されていると私が指宿の規程を見ますとそうなっていますが、教育長は、教育委員会の中から任命されていますよね。教育現場で問題が発生した場合、即座に教育委員長に報告し、判断を委ね委員長が必要と認めたら臨時会を招集できると思っていますが、間違いないのか簡潔に答弁してください。

○教育長（池田昭夫） 教育委員会は合議制の執行機関であり、地域の学校教育、社会教育、文化、スポーツ等の教育行政における重要事項や基本方針を決定し、教育長が具体的な事務を執行するものとなっております。指宿市教育委員会の行政組織に関する規程では、その第23条において教育委員会は緊急かつやむを得ない事情があるときは、教育長をしてこれを臨時に代理させるとあります。

議員のご指摘は、教育委員への報告が遅いんじゃないかというようなことかと思いますが、今後は適切に報告し、教育委員と連携、相談しながら問題の処理等に当たっていきたいと考えているところです。

○15番議員（新川床金春） なぜこれを聞いたかという、盗撮事件があったのは6月28日でした。7月6日に教育委員会の7月の定例会があったんですよ。教育長はこの席で盗撮事件の報告はなされていると思いますが、なされたかなされないか、簡潔に、ほかの言葉は要りません、簡潔にお願いします。

○教育長（池田昭夫） その時の定例教育委員会においてはまだ報告しておりませんでした。

○15番議員（新川床金春） 職員が解雇されるという事態になったんですよ。そのような問題を定例教育委員会で報告せず、テレビ、新聞等で報道された翌日の日に臨時会を持っているんですよ。なぜ7月6日に報告できなかったのか不思議でなりませんが、報告義務を怠った理由について教育長にお伺いします。

○教育長（池田昭夫） その時点はまだ内容が、事故調査が終わってはいなくてはっきりしていませんでしたので、まだ教育委員会には報告しておりませんということが1点と。

時期的にちょうど期末テストの2日目、そして1学期のまとめの時期であって、子ども、保護者が動揺することがないようにということで、しばらく様子を見て、そして内容がはっきりしてから教育委員には報告しようと考えていたところでございます。

○15番議員（新川床金春） 教育長、子ども目線で見てくださいよ。子どもはこの先生が悪いことをしたと思って恐怖を持っているんですよ。この先生は何をやるかなど。そういう子どもがいるのに、その時期を考えていたということですよ。

それは子どもは早く悪いことをしたら悪いと、大人が子どもに教えるもんだと思っていますよ。なぜ時期を見るんですか。私に言わせれば、教育委員会がその問題を隠蔽したとしか私はとれないんですよ。

なぜ、これを隠蔽というかという、7月11日に市民が匿名で教育委員会にこんなことがありましてと連絡をしています。私は確認をしています。それでも教育委員会の委員を委員長に報告せず委員会を開いていないんですよ。警察がこの問題を事件視したのも7月11日じゃなかったのかお伺いします。

○教育長（池田昭夫） 警察が学校に行って任意で事情を聴いたということは、11日間違いございません。

○15番議員（新川床金春） 実際、この報道されたのはなぜ報道されたかと言うと、先生方が悪いことを報告しても教育委員会が何もしていないと、それを子どものことを考えたらこれはいかんよねと思った学校に子どもを出している父兄か生徒なんですよ。本当に先生は正義でやってほしいという思いで報道機関にこの問題を持ち込んだということです。

その持ち込んだ子供たち、子どもか父兄はどんな思いでしたかということ考えたときに、早急に対応するべきだったと私は思いますけど、教育長、なぜ先生方のことを配慮をするんですか。子供たちは6月28日の日からもうずっと病んでいるんですよ。この学校は何だろうかと。子供たちのことを先に思うのが教育者じゃないんですか、お伺いします。

○教育長（池田昭夫） 6月28日に事件が発生いたしまして、その後、一報もらったわけですけども、子どもや保護者のことの動揺を考えて、そしてきちんと内容把握がわかるまでには公表することは控えたわけでございます。

だから、我々自身も子供たちに動揺を与えない、保護者にも動揺を与えない、そして県の調査がきちんと終わってからということはおっしゃっていました。まさしく、このまま公にしないということは全くございませんでした。

○15番議員（新川床金春） 生徒は誰を信じればいいのか。疑心暗鬼になっているということ、私も身近で聞きました。

市内の学校で盗撮以外に問題は発生していないのか教育長にお伺いします。

○教育長（池田昭夫） この間の議員懇談会において説明してあるとおりでございます。

○15番議員（新川床金春） 議員懇談会で説明した内容をこの場で説明してください。

○教育長（池田昭夫） この間新聞に載りましたけれども、南薩地区と載りましたけど、あれはあれまでの公表ですので、それ以上のコメントは控えさせていただきます。

○15番議員（新川床金春） この前の新聞では、その先生は指宿に赴任する前も体罰して文書訓告を受けているんですよ。このような先生が指宿市に来てまた再犯しているんです。こういう特別な理由は、県教委がこういうことも起こるからということで教育長とか教育委員長に報告があつて当たり前だと思えますけれども、教育長は知らなかったのかお伺いします。

○教育長（池田昭夫） その問題については、私はわかりませんでした。

○15番議員（新川床金春） 指宿市の懲罰規程は訓告を受けた後、何回も同じ犯罪を行った場合、どのような懲罰規程になっているのか総務部長にお伺いします。

○総務部長（邊見重英） 市の職員のことだと思います。これにつきましては、処分ということで申し上げますと、戒告、それから減給、それから停職、それと免職ですね、これが地方公務員法に基づいた、いわゆる職員の処分ということになるかと思います。

この処分の在り方につきましては、個々の状況によりますので、そういうことを調査した上で懲罰委員会等を設置、あるいはそれに準ずるものの中で処分の在り方を決定し、処分するというような手続きになっております。

○15番議員（新川床金春） 殴打事件は一般社会では犯罪ですが、学校現場では犯罪として取り扱うのか、市長にお伺いします。学校長をしていた市長にお伺いします。

○教育長（池田昭夫） 学校において殴打するということについては、これは単に懲戒を受けた児童・生徒や保護者の主観的な言動によって判断されるのではなくて、当該児童・生徒の年齢、健康、心身の発達状況、当該行為が行われた場所、または時間的環境、懲戒の対応などの諸条件を総合的に考えて客観的に考慮して判断されていくものと考えております。

○15番議員（新川床金春） 次は、生徒のカウンセラー状況についてですが、先ほどの教育長の話では、子供たちのケアをする先生が8名いるということでした。学校は児童・生徒に何を教える場所なのか、私が思ったときに、ことの分別を教え、社会に巣立ったときにしっかり自立できるように育て上げるのが教育現場ではないかなと思っております。その現場で、悪いことをした、先ほどの殴打事件は6月18日じゃなかったかなと思います。7月16日の学校説明会まで学校から教育委員会に報告がなかったんですよ。どう思いますか。その間、ある学校の子供たちは先生不信になっております。子供たちが先生方を軽視する状況になったら学校は終わりですよ。

その学校の現状を今、教育長はどう見えていますか、お伺いします。

○教育長（池田昭夫） 現在、落ち着いた状況で信頼回復のために教職員一丸となって取り組んでいると考えております。

○15番議員（新川床金春） 私は、ある生徒の保護者から、お父さん、学校に行っているいろんな発言をしないでくださいねと、お父さんが一言言うと私は先生ににらまれていじめられるんですよ。みんな黙っているんだというのが学校の現状です。

子供たちが生き生きと学校で教育を受けてクラブ活動をし、帰ってきているだろうと、保護者は思っています。その子供たちが先生の前では仮面をかぶっているんですよ。

私が今ここの話をしたことを教育部長は、私は何人かの児童に、生徒に聞いてくださいと言いましたけど、この言葉に間違いはないか、間違いがあるかないかだけでいいですから、簡潔にお願いします。

○教育部長（濱田悟） 今の子どもに対しましてはまだ私は子どもからそういう言葉を聞いてはおりません、直接的には。

○15番議員（新川床金春） ですから、教育部長に近い子供たちの話だったので、私は聞きに



行ってくださいってお願いしていますよ。やっぱり子どもは大事と思えば、すぐ対応するのが当たり前じゃないかと思います。

聞いてないということですのでそれはいいとして、出水市では自殺があったことから、今回の2学期が始まってから子供たちのスクールカウンセラーを毎日やっていると。子供たちのケアが必要だということでやっています。指宿市も先生にアンケートを出したくない子供たちがいますので、8名の先生を活用して心のケアをする考えがないか、あるかないかでいいです。もう時間がないので簡単をお願いします。

○教育長（池田昭夫） 全ての児童・生徒に対しての直接のカウンセリングは考えておりません。

○15番議員（新川床金春） 次に、少子化対策についてお伺いします。

指宿市が発展するためには人口増が喫緊の課題であると、財政問題の解決も喫緊の問題であります。そのために子どもを産み育てやすい環境整備が必要ですが、市長、何が指宿に必要なのか、簡潔に答弁をお願いします。

○健康福祉部長（迫田福幸） 少子化対策といたしましては、次世代育成支援行動計画に基づきまして、第2部の中で、第1章から第8章までの25節、約26項目の多岐にわたり、全庁的に施策を展開しているところでございます。

議員ご指摘のとおり、このことにつきましては非常に大切な施策があるというふうに認識をいたしております。

その中で、第1章では、地域における子育て支援といたしまして、保育事業、延長保育事業、障害児保育事業、一時預かり事業等を展開いたしております。

また、第2章では、母性並びに乳幼児等の健康の確保及び増進では、子どもや母親の健康の確保、あるいは食育の推進、思春期保健対策の充実、小児科医療の充実等々でございます。

第3章につきましては、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備では、次代の親の育成、あるいは学校の教育環境等の整備、家庭や地域の教育力の向上等々でございます。

第4章におきましては、子育てを支援する生活環境の整備においては、良好な住宅の確保、あるいは安全な道路交通環境の整備、安心して通い続ける環境の整備等々でございます。

また、第5章におきましては、職業生活と家庭生活との両立の推進において、仕事と生活の調和、あるいは仕事と子育ての両立の推進等々でございます。

第6章におきましては、子ども等の安全の確保では……（「簡潔をお願いします」と呼ぶ者あり）推進、それから犯罪等の被害防止活動でございます。

第7章では、要保護児童への対応など、きめ細やかな取り組みの推進を行っているところでございます。

○15番議員（新川床金春） 私が、今回少子化対策で質問をしたのは、指宿市は産科が1軒しかないと先ほど答弁がありましたよね。国立病院機構指宿しかないんですよ。そして、今年

出産した、鹿児島で出産したお母さんがもう鹿児島も産婦人科は少ないからもう次は来ないと、1人目はよかったけども2人目は来ないでねと言われているんですよ。鹿児島も産科が足りないんです。

そしたら指宿で年間330人が生まれてますけれども、里帰り出産まですると三百五、六十人だと思います。実際その子供たちを受け入れる場所がないんですよ。だから、指宿も産科の充実に取り組んでいかないといけないのかなと思っております。

国立病院機構指宿の産科の現状としてベッド数がいくらあるのか、そして出産状況はどうか。そのベッド数と出産状況だけでいいですので、報告をお願いします。

○健康増進課長（上川路正和） 指宿病院の分娩状況について報告させていただきます。

平成19年度が151件、20年度が172件、21年度が191件、22年度が192件、平成23年7月から1医療機関の廃業によりまして件数が増えまして、現在23年度が267件ということで聞いております。

病院サイドの説明では、月の分娩件数が月に28件を超えると厳しくなると聞いております。単純に計算いたしますと、年間件数では336件ということになります。

申し訳ございません。ベッド数については準備しておりませんでした。

○15番議員（新川床金春） ベッド数は6床です。そして未熟児対応が3床と、それしかないんですよ。廃業した産科もそれだけのベッド数がありました。やっぱり子どもを産み育てる環境を改善するために、国立病院を指宿の市民病院的立場と位置付けて産科、小児科の充実ができないのか、市長にお伺いします。

○健康福祉部長（迫田福幸） 独立行政法人国立病院機構指宿病院における医療体制は、地域の拠点病院として位置付けられているところでございます。

現在、循環器科や総合心療内科、小児科、外科、泌尿器科、及び産婦人科等々の診療科となつていただいているところでございます。

産科等のご支援につきましては、今後、現在も行っておりますが、南薩地域医療支援方策協定協議会において、今後も引き続き要望をしまいたいと考えております。

○15番議員（新川床金春） よろしく申し上げます。

次に、副市長2人制についてお伺いします。

指宿は、合併を機に財政を保つため、行政推進室では主な事業を徹底的に見直し、財政課では財政が厳しいことから各課の概算要求を予算査定時に厳格に評価し、各課からはこの事業もしてほしいのということと言われながら予算編成をしております。

先ほどの同僚議員の質問で、市長は24年2月に財政状況が厳しいから自分の家賃を返したということでした。23年の3月時点で、22年度の赤字補填は1億6,000万円あるということ、全議員が知っていることですよ。なのに23年4月1日から家賃支給をもらっている、家賃を借り上げてもらっているんですよ。24年の2月の話と23年の3月にわかっていたのと答



弁が違うんじゃないかと私は思いますが、市長、どうなんですか。23年の3月時点ではそういう感覚はなかったのかお伺いします。

○市長（豊留悦男） これまでも数回答弁をさせていただいております。23年度時点と24年度の予算編成で大きく変わったことがあります。それは基金を取り崩さないと予算編成ができなかったということです。

○15番議員（新川床金春） もう基金が枯渇するということはその前からわかっていたんですよ。そのことだけをご理解してください。23年度予算のときにもう微々たる基金しかありませんでした。ですから、24年度予算のときには基金がなくなるということは、ここにいる議員は、議員も職員もわかっていることですよ。あったとって何百万円、何千万円ですよ。その中で82万4千円を支給していただいていたということなんですよ。それだけをご理解してください。（発言する者あり）まだ私の話がありますので待ってください。

市長が素晴らしい構想を持ってきてくれてうれしいなど、スマート・ウエルネス・シティ構想でした。その重要施策をする上村副市長が見えてこれでいいのかなと思いましたがけれども、3月議会の最終日に副市長を2人にするという補正予算が出てきました。議員みんなびっくりですよ。82万4千円が厳しい財政の中で、返さんないかんとやった人が副市長2名体制にすると4年間で5,000万円以上出費が増えるんですよ。3月議会の一般質問の答弁と3月26日の1週間足らずで、なぜこんなに変わるのかなと。市長、指宿市のトップですよ。やっぱり自分が信念を持ったことは当初予算の中で予算化して、不測の事態が発生したときに補正するんじゃないでしょうか。お伺いします。

○市長（豊留悦男） 人事案件でございます。交渉事項であります。相手との交渉が整わないと当初に組めないわけでありまして。もう予算編成上、議員もおわかりのとおりであります。

前回のこの一般質問の中でも申し上げました。最終的にいつ決まったのかという質問もいただきました。ですから、補正として出さざるを得なかったということは、もう議員もご承知だろうと思います。

○15番議員（新川床金春） それでは、副市長1名では対応できなかったということでもよろしいんですね。

○市長（豊留悦男） このことも、先ほど私が答弁したとおりでございます。多くの課題が山積しておりますと、今後市街地の活性化、商店街の活性化、本市の基幹産業である観光、農業、この活性化を図るためにはどうしてもそれなりのトップマネジメントが必要であると、私が判断をし、しかも2名制という1名は人事交流という形で副市長としてお願いをしているわけでありまして。

○15番議員（新川床金春） 市長は6月定例会の私の一般質問の後に、市内のいろんな会合の中で、市議会は、あるいは一部の議員が副市長2名体制に反対して理解してくれないと話しているようですが、私はなぜそんなことを言うのかなと。私は庁議で諮ったんですかという

ことを聞いたんですよ。あえてそれを掘り込んで聞いたつもりはないんですよ。もう残念でなりませんでした。

平成24年第1回定例会議案第34号は、3月28日最終本会議に提案され、内容は総務管理の副市長2名体制に伴う人件費1,086万円の増額です。異議があり記名投票をし、投票の結果、白票10票、青票10票で可否同数でありました。可否同数の原則を市長は理解しているのかお伺いします。

○市長（豊留悦男） 10票、10票の意義を理解しているか、どう答弁したらいいのか私は答弁に苦慮いたしますけれども、同数の場合の判断、その重さというのは、私はわかっているつもりであります。

○15番議員（新川床金春） 議長が可否同数の原則を認識してたかわかりません。あえて重大な判断をしたんだと私は思います。

通常であれば、可否同数の場合は、原則に則って元の状態に戻すということが通例であります。市長、その通例を議長が変えたんですよ。この重みをどう思いますか。

○市長（豊留悦男） 今の質問について、私が答弁をすべきことなんでしょうか。私にどういう答弁をしろと言うのか、その意図がわかりません。

○15番議員（新川床金春） そんなに重大な判断をしていただいたんですよということで、答えればいいんですよ。実際、本当に10人の方が財政が厳しい、あえて2人にするのか、これはおかしいよということを判断し、青票が10票出たと私は思っております。

ここで議長に聞くわけにはいきませんが、本当に可否同数の原則が理解されてたのか残念でならないわけですが、これだけの重みがあるんだったら、市長、副市長を2名にしたんだったら、今の給料をカットする考えはないのかお伺いします。

○議長（森時徳） 時間が来たので簡潔にお願いします。

○市長（豊留悦男） 今のままで給料カットするうんぬんということとは言えません。庁議に諮るとかいろいろなことを申されますけれども、私としては適切な判断で副市長2名制にしました。その方が市政発展のためには有意義であるし、私のマニフェストを実現するためには、極めて大切であるという確たる判断からであります。

○議長（森時徳） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 0時10分

再開 午後 1時08分

○議長（森時徳） 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続行いたします。

次は、前原六則議員。

○13番議員（前原六則） お疲れさまでございます。13番、前原六則でございます。

大型で勢力の大きかった台風16号は指宿市も暴風雨圏内に巻き込み、ソラマメ、エンドウ

類などの寒冷紗等による被害防止対策を施した秋冬野菜については影響は少なかったようですが、収穫を1か月ちょっと残しているオクラには大きな打撃を与えました。

さて、今月9日、8月下旬に浮上した東日本大震災除染処分場報道で取り沙汰されている南大隅町の辺塚に行って、地元の関係者から2010年に浮上した高レベル放射能性廃棄物処理場誘致問題からの経過の説明を受けました。

山川港と根占港をフェリーで結び、薩摩半島、大隅半島の両半島における両半島の観光などの産業振興を進めている我が指宿市への影響が危惧されるもので、大隅半島の各自治体を初め、県も反対を表明している中で指宿市としても今後何らかのアクションを起こす必要性を感じています。

では、通告に従いまして4項目についてお聞きしてまいりたいと思います。

まず、T P P参加の行方についてお尋ねいたします。

2010年10月に前菅総理が所信表明演説でT P Pへの交渉参加検討を突然言い出して以来、日本においては様々な形で波紋を起こしながら現在に至っているところですが、そして昨年6月にロシア極東ウラジオストックで9月5日から開催のA P E C首脳会議にあわせて参加9か国環太平洋連携協定首脳会合の開催を予定していましたが、妥結に展望が見えないなど等により見送りになりました。

T P Pについては、時間がたてばたつほどアメリカの目的がはっきり見えてきて、交渉力の弱い国が条件引き上げに必死になっている構図が伺えるところではないでしょうか。

このような中、我が国の民主党政権においてT P P参加に向けての交渉は行われているのであるが、現在の政府の動向についてお聞きします。

2項目めの、ごみの堆肥化についてですが、ごみ焼却炉の運営は本市と南九州市との広域組合で現在新炉建設に向けての計画策定を行い、まもなく実施案が出てくる時期ではありますが、現在の焼却炉への搬入処理量とそのうち生ごみ量はどの程度あるかについてお聞きします。

3項目めの、国際観光の振興について、福島原発事故から1年を経過してから日本への海外旅行客がようやく前年の訪日者規模に戻りつつあるようです。当市における最近の海外観光客入れ込み数についてどのような状況かお伺いいたします。

4項目めの、C O C C Oはしむれの運営についてお尋ねいたします。

設置については、指宿市考古博物館時遊館C O C C Oはしむれの名称で、博物館法によって建てられたもので、現在施設内に教育委員会の分所として社会教育課に属し、施設の運営を行っているわけですが、その意義についてお聞きいたします。

これで1回目の質問といたします。

○市長（豊留悦男） T P Pを巡る国の動向についてのお尋ねでございますが、政府は昨年11月のアジア太平洋経済協力会議、いわゆるA P E Cでございますが、その首脳会議においてT

P P交渉参加に向け、関係国との協議に入る方針を表明し、今年1月17日から2月23日にかけて、交渉参加に向けた関係国との事前協議を実施したと伺っております。

この中でベトナムなど6か国は日本の交渉参加に支持を表明したとのことですが、アメリカ、オーストラリア、ニュージーランドは態度を保留し、協議は継続されているようであり、6月には主要20か国、地域首脳会議、いわゆるG20が開催されましたが、政府によるTPP参加表明は見送られたとのこと。

9月8日から9日には、ウラジオストックでアジア太平洋経済協力首脳会議が開催されましたが、この場でのTPPへの参加表明についても見送られたという報道があったところでございます。

最近の観光客の動向についてでございます。

外国人宿泊客の動向については、平成21年度は1万7,184人、平成24年度は2万58人となっており、前年度と比較いたしまして2,874人、率で申しますと16.7%の増となっております。平成22年度は宮崎県の口蹄疫や新燃岳噴火などがあり、本市の観光は非常に厳しい状況でありましたが、外国人宿泊客数は増加傾向にあったところでございます。

しかしながら、東日本大震災と福島原発事故に伴う風評被害等により、平成23年度は1万4,942人になっており、前年度と比較しまして5,116人、率にいたしますと25.5%の減と、大幅な落ち込みになったところでございます。

また、平成22年度の国別宿泊客数の内訳は、2万58人のうち韓国からが8,179人、次いで台湾が7,077人、中国からが1,966人となっており、この3か国で全体の86%を占めているところでございます。

以下、いただきました質問につきましては、関係部長等に答弁をいたさせます。

**○市民生活部長（谷口強美）** ごみの搬入量と生ごみの搬入量についてお尋ねです。

平成23年度に指宿市清掃センターへ搬入されたごみ量は、家庭系ごみ5,691 t、事業系ごみ4,157 t、災害免除ごみ133 tの合計9,981 tであります。処理の内訳は、焼却処分9,407 t、破碎処分365 t、埋め立て処分86 t、リサイクル123 tであります。

生ごみ量につきましては、年4回実施しているごみ質組成分析の平均数値から類推しますと、仲介類の割合が19.48%ですので、焼却処分9,407 tのうち1,832 tが生ごみということになります。

**○教育部長（濱田悟）** 時遊館COCCOはしむれ内に社会教育課が配置されている意義についてお尋ねと思います。

社会教育法第5条第4項には、市町村の教育委員会の事務として、所管に属する図書館、博物館、青年の家、その他の社会教育施設の設置及び管理に関することとあり、博物館が社会教育施設であることが明記されております。

また、同法第9条には、図書館及び博物館は社会教育のための機関とするとあり、社会教

育課が時遊館COCCOはしむれの運営に当たっております。

現在、社会教育課には社会教育係と文化係の2つの係を置いており、文化係が博物館の管理運営に当たっていますが、開館以来、社会教育係の事業の中でも2つの係が連携しながら、歴史や文化、自然と言った本市の様々な地域資源を生かした取組を続けてきております。

また、そうした貴重な地域資源の価値や魅力をより多くの人々に伝えるためにも、人づくり、地域づくりを基本とする社会教育事業は、大変効果的であり、現在推進している指宿まるごと博物館構想とも合致するものでございます。

博物館が持つ地域資源に関する様々な知識やノウハウを社会教育係が推進する児童から青年、成人、高齢者に至る全ての年齢の人々を対象とする社会教育事業の中で生かしてきましたが、今後も市民を初め多くの人々に情報発信することで、博物館活動へより一層の理解と関心を持っていただけるよう努めてまいりたいと思っております。

○13番議員（前原六則） では、まず1項目めのTPP参加への行方について続けてお尋ねしていきます。

政府の取組状況はそのような状況ですが、県内の自治体間での情報交換などの場はどのようになっているのかお伺いいたします。

○総務部参与（久保憲一郎） 県内自治体間での情報交換の場についてであります。市では県及び県市長会と足並みを揃える形で、TPP交渉参加反対に関する署名運動に協力いたしたところであります。

3月には県庁においてTPP協定に係る政府説明会が開催され、市からも出席いたしました。市としても様々な場に出席することで情報交換を行うとともに、TPP参加がどのような産業の分野でどの程度の影響を及ぼすのか、またその影響に左右されない安定した国内経済、国民生活のため国の施策などがどのように打ち出されていくのかなどについて情報収集に努めているところでもございます。

伊藤知事は、昨年9月2日の定例知事会見の場で、このTPPで影響を受ける都道府県のうち、ナンバーワンが鹿児島県であり、TPPについて、今の段階において鹿児島県としては賛成の余地はないと発言されておりますし、今年の4月7日に農林水産省と民主党本部を訪問され、TPPについて日本の主張が反映されない交渉への参加は止めるよう申し入れたと聞いております。

今後も県や市長会等々、足並みを揃えながら取り組んでまいりたいと考えております。

先ほど、4月7日と申し上げましたけれども、4月17日に訂正いたしたいと思います。

○13番議員（前原六則） そのように政府の説明会が県庁の方で行われたということでございますけれども、これに出席なされた各自治体の間での政府への要望とか、若しくは指宿市から何か質問とか、あとはお願いとか、そういうことはどんなのが出されたか、ちょっとお伺いいたします。



○総務部参与（久保憲一郎） 協議にまだ入っていないため各分野に対するいくつかの影響に対し、国がどのような具体的政策を持って地域経済、国民生活を担保していくかや、各分野の中で懸念されている例外品目の低下についても方針を明らかにできる段階となっていないところでもありますので、実際にどのような影響があるか、どのような対応についても推測の域を出ることができないという状況でございました。

指宿市においては、特に農業分野に非常に大きなマイナスの影響を受けるのではないかと危惧したところでもありますけれども、このような現状を踏まえて市といたしましては、基幹産業である農業関連産業を守っていくことが市民の安心・安全な食を守り、地域経済の浮揚にもつながると認識しているところであります。

意見としては、県内から様々な意見が出ましたけれども、指宿市としてはT P P参加問題について、今後も注視をしてみたいと思っているところでございます。

○13番議員（前原六則） T P Pについては、関係間で労働力から医療、建設の入札、また種々の移転等、あらゆる往来が原則自由貿易の中で行われることを目指しているわけではございますが、本市の湧出産業と言えば観光と農業であります。農業関係ではどのような部門が本市では影響を受けると思われますか、またその対策はどのように考えていますか、お伺いいたします。

○産業振興部参与（中間竜郎） T P Pに参加した場合の本市の農業への影響とその対策について答弁させていただきます。

本年8月31日、農林水産省がT P P参加により国内農林漁業生産額が3兆4,000億円の減額になる旨の試算を行ったと報道がなされました。これは、交渉参加の交渉材料とするため参加11か国を対象として独自に試算したのですが、現時点では妥当性に疑問の声もあり、政府としての公式な試算として公表されるまでには至っておらず、算定基礎も示されていないところでございます。

また、県の試算につきましても、22年11月時点の試算以降は、更新はされていない状況にあります。したがって、本市農産物への影響につきましても、県の22年11月時点の公表分をベースに換算いたしますと、耕種部門では、でん粉用サツマイモが最も影響が大きく、生産額の100%に影響があり、つまり全量が輸入作物に移行してしまう恐れがあります。

また、畜産部門では牛肉は52%、豚肉が45%、鳥肉が65%など多くの品目で生産額が減少してしまうことが懸念されております。

更に農産物のほかにも、農産物輸送などの物流肥料資材、飼料等の製造、卸小売関連産業への普及、波及、就業機会の減少など関連産業への影響も想定せざるを得ない状況にあるものと考えております。

T P Pによる農産物の影響につきましては、ただいまご説明いたしましたとおりであります。打開策としての農業の国際協力を高めるための方策や農家への優遇策、関連産業への支

援策等につきましては、市が単独で行うには多額の財政措置が必要であり、大変厳しく難しい状況にあります。

そのため、国、県の施策を積極的に活用する形での取り組みが農業者にとって得策であると考えております。

市といたしましても、今後とも現行の支援策の継続に努めるとともに、あらゆる機会をとらえて国、県に新たな支援策の必要性を訴え、その支援策に迅速に対応できるようにしてまいりたいと考えているところでございます。

- 13番議員（前原六則） 指宿市においては、水稻などのこの何て言いますか、東南アジアからの打撃を、輸入による打撃を受けるものは品目は少ないようですが、園芸作物の方が重点になって、この面につきましてはかなりの競争力と言いますか、国内消費等、そう影響は、考えられないと思っているところでございます。

先ほどの答弁の中で、畜産農家にかなりの影響があるということですが、指宿市においては、この畜産対策が一番だと思っております。今まで畜産農家から意見調査などをしたことがありますかどうかお伺いをいたします。

- 産業振興部参与（中間竜郎） 市は畜産農家が集う様々な機会をとらえ、また農家の個別訪問の際、それぞれの農家の生産状況や経営上の問題など、生産現場の生の声の把握に努めているところであります。

その中で農家の皆さんが最も多く口にされているのは、畜産物の価格低迷や配合飼料の高騰などの問題があります。また、諸外国からの畜産物が多量に輸入されるようになりますと、現在の価格低迷に更に拍車がかかってしまうこと、中でもTPPによる完全撤廃は危機的な状況を招く恐れがあることなど、危機感を持った意見が頻りに耳にするようになってきております。

このような中、いぶすき農協から市内の多くの畜産農家の意見を総括する形で、品目ごとの畜産政策や価格対策に関する提案要望もなされているところでございます。

- 13番議員（前原六則） 畜産農家からその飼料価格対策などいろいろな要望が出ているみたいですが、これらに対する準備とかまた情報収集とか畜産農家と真剣に取り組むとしたら、担当部署としてはどのような今後の体制ですね、人的体制、どのようにとったらいいかというところまで突っ込んだ考えを持っていらっしゃるかどうか、お伺いいたします。

- 産業振興部参与（中間竜郎） 確かに議員ご指摘のとおり、TPPに限らずいろんな形で自由貿易が進められてきております。最近の例で見ますと、本年3月に発効されました米韓FTAがあります。この例では韓国側に牛肉問題を初め、畜産分野での強い危機意識があり、輸入による被害を補填するための支援金や、廃業した農家への支援金などいろいろな対策がなされているようであります。

これらを踏まえ、当市の準備状況などについてのご質問にお答えいたしますが、現在、市



は諸外国はもとより国内の産地間競争に打ち勝つための農家支援策として農業振興促進基金の拡充を初め、ハウス建設等に係る各種補助事業の積極的な導入、病虫害の進入予防、防除活動、畜産経営の円滑な規模拡大を図るための家畜購入資金貸付制度などに取り組んでいるところでございます。

このほか、国の畜産部門の施策といたしましては、肉用牛、肉用小牛の価格が基準を下回った場合の支援交付金や、生産者給付金が交付される肉用牛繁殖経営支援事業や肉用牛小牛生産者補給金制度、肥育牛や豚を販売したときの所得悪化したときに補填金が交付される新マルキンと呼ばれる肉用牛肥育経営安定特別対策事業、養豚経営安定対策事業などがあります。

このような状況下におきまして、市は今後とも現行の支援策の継続に努めるとともに、あらゆる機会をとらえて国、県に新たな支援策の必要性を訴え、その支援策に迅速な対応ができるよう、人・農地プランに基づくやる気のある農家の育成、若手農家の育成、認定農業者の計画的な育成等に取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

○13番議員（前原六則） 今いろいろとこの対策を考えていらっしゃるようですけれども、今後このTPPに関する対策、どのような形でこの締結のこのテーブルにつくようなことにもなるかもわかりません。そういうのに向けて、韓国に行きまして米韓のFTA批准に対する対策などをちょっと聞いてまいりました。これなどやはり見聞する中で、やはり注意しておかないといけないのは、各自治体において各自治体の特徴というのがございます。その特徴をよく指宿市としても指宿市内のおける農業生産、農家の組織、維持、これらを永続的に進めるための行政としての職員の体制とか、その辺もひとつ頭に置いておいとっていただきたいと思えます。

韓国におきましては、そのような対策をとっている対策文書もいただいております。どうぞその点よろしくお願ひ申し上げます。

次に、2項目めのごみの堆肥化についてお尋ねいたします。

まず、生ごみを堆肥化するにはいろいろな方法があるでしょうけれども、日本国内での自治体で処理事例がありましたら、おわかりであればお聞かせ願ひたいと思えます。

○市民生活部長（谷口強美） 生ごみの処理方式についてでございますが、ごみ処理場で焼却する、それから生ごみ、廃プラスチック、古紙などの可燃性のごみをまぜて乾燥、圧縮、固化する固形化燃料、微生物を活用した堆肥化、空気を遮断して発行させるバイオガス化、空気を少なくした状態で燃やし、炭にする炭化、家畜のえさとなる飼料化などがあります。

環境省が実施した平成22年度一般廃棄物処理調査結果によりますと、全国で自治体や一部事務組合が運営する施設として、焼却施設が1,245施設、それから破碎分別圧縮等の資源化施設が1,110施設の合計2,355施設あります。この中で、生ごみを堆肥化する施設は約80の施設があります。

なお、鹿児島県内におきましては、垂水市が運営する垂水市堆肥センターなど7施設が稼働しているところであります。

○13番議員（前原六則） いろいろと処理の仕方あるみたいでございますが、韓国の大きな自治体では生ごみを収集ステーションで回収して、堆肥化処理で粉碎液化した過程でたメタンガスを燃料とし、乾燥機により堆肥として市民に無料配布と、事業者には有料販売をしていました。

日本国内での堆肥化処理の中で、先ほど80施設という説明がございましたけれども、この中で一番トータルコストが安い方法とすればどれか、もし事例があれば教えていただきたい。

○市民生活部長（谷口強美） 一般的に生ごみ堆肥化施設においては、家庭から搬出された生ごみと草や剪定駆除を混合し、水分調整、攪拌を繰り返しながら発酵を促進させ、完熟堆肥ができるまで全体で4か月程度の期間が必要であります。

更に、堆肥の利用は施肥期間に限られるため、それ以外の期間は貯蔵しておく必要があり、施設の規模が大きくなる傾向があります。

また、臭気に係る問題が発生しやすく、脱臭装置の導入と維持管理経費も他の処理方式と比較して格段に安価になるとは限らない状況であります。

一方、製造した堆肥は農業利用が不可欠となりますが、堆肥が利用できる農地には限度があります。また、家庭系生ごみ由来の堆肥の農業利用は原材料の構成や成分、堆肥に適さない異物の混入や塩分が多いなどの理由から敬遠される場合があります。さらに現在、生ごみだけの分別収集を行っていないため、新たな分別収集システムの構築が必要になり、家庭での分別過程において金属、プラスチックなどの異物が混入しないようにする必要がありますが、これは各家庭のモラルに依存する要素が大きく、選別技術、処理技術だけでは、品質の担保が確保しにくい状況にあります。

このようなことから、コスト面や品質面等を考慮すると生ごみの堆肥化処理については市内全域から発生する生ごみだけを一括処理する施設ではなく、各家庭や事業所単位で生ごみ処理機器等による堆肥化処理方式が望ましいものと考えております。

○13番議員（前原六則） 先ほど最初の答弁の中で、全体に搬入量全体に占める割合は19.48%というふうにお聞きいたしました。そこで、この生ごみの平成17年度の、ごみ減量化計画の1日1人当たりの搬出量目標はいくらでしたですかね。ちょっとお伺いいたします。

○市民生活部長（谷口強美） 平成17年度のごみ減量化計画のご質問ですが、合併後の平成18年10月に策定した指宿市一般廃棄物処理基本計画では、平成17年度における資源ごみを除く市民1人1日当たりのごみ量、排出量、原単位は976gでありました。計画の目標値は平成23年度931g、平成28年度が880g、最終年度の平成33年度は829gとなっております。

○13番議員（前原六則） 生ごみを分別して、することによって、かなりの全体の排出量が減らされるというふうなふうに考えているわけなんですけれども、そうすることによって、生

ごみを減らすことによって燃料費等が減らされると思うんですが、それはどのくらい減ると試算したことがありますか。

○市民生活部長（谷口強美） 平成23年度、指宿市清掃センターで焼却処分された9,407 tのうち、1,832 tが生ごみということになります。生ごみは70から80%が水分であり、それを焼却するためには多くの熱量が必要となります。

水切りを行うことで生ごみの重量が半分になれば916 t程度ごみを減らすことができます。これは清掃センターの運転日数の31日分に相当いたします。

焼却炉内のごみを燃やすためには最初の1時間30分程度、重油で焼却炉の温度を上げる必要がありますが、一旦ごみが燃え始めますと、その後の重油は不要となります。水切りをすることによって、燃料の使用が極端に減少することは余り期待できませんが、水分が少なくなると汚水処理施設等の維持管理経費が少なくなるとともに施設の延命化につながるということになるということが考えられます。

○13番議員（前原六則） そうすることで、ランニングコストをかなりおさえられるという、そういうことはわかっているのをごさいます。

そういうことからしますと、平成19年の市民へのアンケート調査で64.4%がごみの減量化を推進すべきであるという市民からの声をごさいます。

また市が廃油、生ごみを燃料、堆肥化する場合には積極的に協力したい、回収方法次第で協力するという回答が95.8%もあるわけですが、これは新炉の計画策定に向けた資料としていかされているのかどうか、お伺いいたします。

○市民生活部長（谷口強美） 市民アンケート結果を受けて、平成21年4月より廃食油の回収を市内4か所で実施し、昨年度は1,345ℓ 廃食油の回収を行っておるところでございます。

また、家庭用生ごみ処理機につきましては、昨年度41件の補助を行っております。このことによって、生ごみの減量化はもちろんのこと、廃食油による公共水域の水質保全にも確実に寄与しているものと考えられますので、今後もこのような施策を継続して実施していきたいと考えております。

また、指宿広域市町村圏組合による新ごみ処理施設整備基本計画策定につきましては、指宿市内から排出された、これまでのごみ処理量のデータ等をもとに、組合と綿密に、緊密に連携をとりながら、将来推計のごみ処理量等の基本計画策定事務に関わってまいりました。

その中で、議員ご指摘の指宿市として、これまで取り組んできました各種ごみ減量施策に基づいたデータが反映されたものになっていると考えております。

○13番議員（前原六則） 先ほど廃油のステーションを設けてやっているというようなことでございまして、1,340ℓ ですか、回収の実績が上がっているというようなことでございまして、これは全域に広げるという考えはどのようにお持ちか、またごみ焼却炉の負担を減らす方法として、先ほど説明がございましたが、ごみ処理機の普及に努めてまいったというよう

なことがございます。まだまだこのごみ処理機の普及は足りない、また生ごみはコンポストとかそのようなことを啓発するとか、事業所においては徹底した原料を義務付けるなどが必要だと思うところですが、そのあたりの取組方はどうなっているかお伺いいたします。

○市民生活部長（谷口強美） まず廃食油の捨てる場所を増やしたほうがいいんじゃないかというご質問でございますが、やはり、廃食油だけでなく異物が混入することを考えますと、現在の4か所で進めていきたいと考えております。

また、ごみの減量化が進むためには、徹底したごみ分別、資源化が必要であり、そのためには住民の理解、協力なしではできないと理解しているところであります。

これまでも家庭用生ごみ処理機器購入補助やごみ分別、減量のための住民説明会、出前講座、ごみ減量通信の発行などに取り組んでいるところでございます。更には、ごみ出し監視指導員によるごみステーションでの指導を行っておりますが、指定ごみ袋使用や氏名の記入率については成果が上がってきていますが、出されたごみには、まだまだ資源となるものが混入している状況であります。

今後は、氏名が書かれてあるごみ袋でも資源ごみの混入が多い場合は訪問指導を行っていききたいと考えているところでございます。

それから、事業所等から出されるごみについては、減量啓発の文書配布や職員による訪問指導、一般廃棄物収集業者を介しての指導、指宿市清掃センターやごみ処理施設での不定期な搬入点検による指導を実施しております。今後もより一層減量化に向けた取り組みを実施してまいりたいと考えております。

○13番議員（前原六則） ちょっとお尋ねいたしますけれども、現在ある指宿焼却炉が今度広域組合施設管理という形になるわけでございますけれども、このごみ行政についてですね、広域組合で処理場の運営はもちろんでしょうが、施策はどのような役割分担になっているのか、ちょっとそこをお伺いいたしたいと思っております。

○市民生活部長（谷口強美） 施策につきましては、市の方で施策を検討しまして、それから焼却部分につきましては、施設部分につきましては、広域が担当ということになるかと思っております。

○13番議員（前原六則） なぜこのことを聞くかと言いますと、ご存知のとおり、家の方の生ごみの搬出量というのは、指宿に比べたら格段の差があって少ないわけでございます。そういうときにこの運営、また、負担費用の持ち方ですね、これらについて南九州市の方から、何かいろいろな話が出てくるんじゃないかということを懸念するわけなんですけれども、そのあたりは当初計画の中でしっかりともんでいращやるか、ちょっとお伺いいたします。

○環境政策課長（廣森敏幸） 新ごみ処理施設の建設につきましては、昨年の12月議会の中で組合規約を改正しまして、それに基づいた建設費用の負担割合も決定されております。

今現在、広域組合での維持管理経費につきましては、基本的に人口

割もありますけれども、やはり一番大きいのは処理量割です。ですから、指宿市、南九州市がどれだけごみを排出したかということによって決定されているという流れになっておりますので、新焼却施設ができた場合でもそのような形で維持管理経費を負担するというようになりますので、やはり今後ごみ減量化を進めていくことによって、経費、指宿市の持つ経費が少なくなってくるということにつながってくるかと思えます。

○13番議員（前原六則）　ですから、今後は生ごみの水切りとか、そういうのを各家庭徹底して啓発してやっていただきたいというふうに考えます。

3項目、時間がちょっと押し迫ってまいりましたが、3項目めの国際観光振興についてお伺いいたします。

韓国のハナツアーを訪問し、日本地域担当副所長の朴さんからツアー募集状況を聞く中で、指宿市のイベント等が伝わっていない様子でした。これまで韓国協会への菜の花マラソンPR運動委託事業でツアーエージェントもあり、100数名ほどの参加者があったと聞いていたのですが、しかし、最大手のエージェントに働きかけてないことを知りました。彼らが申すには、そういうイベント情報が是非とも欲しいので紹介していただきたい。そして、このハナツアーの方で募集をかけたいということも申しておりました。

そこで、今までの観光協会を通じての海外広報活動に、問題がなかったかお伺いいたします。

○産業振興部長（下吉耕一）　菜の花マラソン大会への韓国からの参加は、平成15年の第22回大会より増え始め、ピークは平成20年の第27回大会の189人であったところでございます。また、韓国からの参加者の大半は、韓国旅行会社が企画したマラソン旅行企画によるものであります。

これまで菜の花マラソンに特化した海外キャンペーンは特に実施しておりませんが、通常の海外キャンペーンや商談会等の中で菜の花マラソンを含めた指宿市のPRを行ってきたところでございます。

今後につきましては、インバウンド対策として、海外からの観光客誘致に大きな期待が持たれている九州オルレと併せて、菜の花マラソンによる海外観光客誘致に観光協会と連携しながら、より一層努めてまいりたいと考えております。

○13番議員（前原六則）　各種の委託事業を観光協会などに任せているわけなんですけど、事業の報告書を提出させ、それらの内容等の検討はしているのか、簡潔にお答えをお願いいたします。

○産業振興部長（下吉耕一）　菜の花キャンペーン等については観光協会に委託して事業を実施しておりますが、市も参加するなどお互い連携しながら指宿市のPRに努めております。

事業終了後は報告書を提出していただき、これをもとに課題、問題点等を検討し、次回に生かせるよう協議を行っております。



今後も改善すべき点等については検討を重ね、より効果的な事業が展開できるよう、観光協会と連携して事業を推進してまいりたいと考えております。

○13番議員（前原六則） 先ほど、ハナツアーに行ったときのことを申しましたけれども、なかなかこのマンネリ化した事業の、委託事業の消化になっているんじゃないかというのが伺えるわけでございます。そのあたりをやはり徹底した形で内容を検討していただきたい。今までそういう内容検討の中で問題等はなかったのか、もうちょっと踏み込んでお答えいただきたい。

○産業振興部長（下吉耕一） これまで菜の花マラソンにつきましては、ほぼ飽和状態になっているという認識がございまして、これについて更に増加をさせることが、指宿にとって非常にその混乱している中での誘致というのが、果たしてそのPRにつながっていくのかという疑問もありましたので、そこについては国内向けには余りその推進活動も積極的にやる必要はないという判断も途中ではあったところですが、議員ご指摘のその海外のその誘致というものに関しましては、これは指宿のおもてなしの象徴するようなイベントでございますので、それが国内の参加者にかわってその海外の人たちが増えるということは、これ指宿のPRを、海外にしていくということにつながって、ひいてはそれが海外からの観光客の誘致につながるというふうに考えますので、これからも観光協会と積極的にその誘致に努めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

○13番議員（前原六則） 今朝ほどの新聞で、鹿児島、指宿、霧島あわせて43%の宿泊者数減というような8月の観光民間統計が出ていたようでございます。

これは、新幹線効果の息切れの感がはっきりしてきたということでございます。これにかわるマーケットとしては、当初中国の方、いろいろと、国外の各自治体を考えていたみたいですが、全日空、日本航空ともどもかなりのキャンセルが出たということで、今後、尖閣諸島の問題の行方というのが案じられるわけなんですけど、やはり近隣の地域でかなりの伸びがあるわけでございます。そういう中で、鹿児島と台北との航空路線開設による県内の4市のトップセールスのように、積極的に行政自ら動くことで相手に与える印象が高まり、PR効果が出てくるんじゃないかと思えます。

まもなく迫ってくる菜の花マラソン、それから菜の花マーチ、開聞岳登山など、どのような売り方をするかお聞きいたします。簡潔にお願いいたします。

○産業振興部長（下吉耕一） 海外からの誘客は本市観光振興のために重要な課題でありますことから、今後も引き続き県や県観光連盟、九州観光推進機構等と連携しながら菜の花マラソンを初めとする、本市観光イベントの積極的なPRや海外の旅行会社へのセールス等を進めてまいりたいと考えております。

また、菜の花マーチ実行委員会では韓国の在韓ウォーキング連盟と昨年から交流を進めて、深めておりますが、今年も11月に開催される釜山のウォーキング大会に参加する予定にして

おり、この中で菜の花マーチや菜の花マラソン、その他のイベントへの誘客活動を行っていききたいと考えております。

そのほか、開聞岳登山や九州オルレなども本市の魅力ある観光資源でありますので、ホームページでの外国語表記による紹介や海外キャンペーンでのPR活動を積極的に行うことで、海外からの誘客促進につなげてまいりたいと考えているところでございます。

○13番議員（前原六則） 一生懸命トップセールス、農業だけじゃなくて観光の方も市長、頑張ってくださいと思っているところでございます。

時間がないので、まず次に4項目めのCOCCOはしむれの運営についてお尋ねいたします。

市職員で学芸員の資格を持っている職員は何名いて、どのような部署に配属されているかお聞きいたします。

○総務部長（邊見重英） 学芸員となる資格につきましては、文部科学省が所管します国家資格でございます。一口に学芸員と申し上げましても、学芸員の専門性によって多岐にわたり、主なところでは美術史、考古学、民俗学、自然科学史、化学、生物学、地学などがございませぬ。

本市の職員で学芸員の資格を有する者は現在5名となっており、そのうち考古学を専門とする学芸員が3名です。考古学を専門とする3名のうち、2名は社会教育課文化係に、市長公室企画係が1名となっております。

また、日本史、日本近世史や美術史の学芸員の資格を持った若い職員もおりますが、総務課や教育委員会へ配属いたしているところでございます。

○13番議員（前原六則） 学芸員としての資格を生かし、やはり博物館の運営を高めるためには、学芸員に対して大きな職務目標を与えなくちゃいけないと思うわけでございます。5名のうち考古学3名のうち2名ということでございますけど、あと1名もできればCOCCOはしむれの運営に当たらせていただいて、現在、COCCOはしむれの発掘調査などの資料整理などに追われている感がなきにしもあらずでございます。そのように見受けられるような気がしてならないわけでございます。

今度、新しく学芸員資格者1名の募集が出ておりましたけども、やはり学芸員の資格を持っているものについては、細かいそういう配慮をしていただきたいというようなことを考えているわけでございますが、このことについて短くで結構ですので、どのような考えをお持ちかお聞かせください。

○総務部長（邊見重英） 職員の人事異動につきましては異なる分野、あるいは新しい分野において職員の一人ひとりの潜在的な能力や意欲を引き出しまして、それを最大限に発揮する場を提供する機会ととらえ、人材育成などの観点から人事異動は行っております。

また、地方自治体がこの新しい時代に的確に対応をしていくためには、自らの責任におい



て社会経済状況の変化に柔軟かつ弾力的に対応できるよう体質を強化することが重要でございます。

そのためには職員の資質のより一層の向上を図る必要もでございます。限られた経営資源の中で職員一人ひとりが意識の改革を図り、魅力あるまちづくりを進めていくために、自らの意識改革や資質向上に自発的かつ積極的に取り組む必要があることから、職員が能力を十分に発揮できる人材育成の取り組みを、今後更に進めてまいりたいと考えております。

○13番議員（前原六則） 鹿児島県内に宿泊した2011年の修学旅行生は、前年対比2割増で好調だったそうですが、博物館の市外からの利用はどのような動きになっていましたでしょうか。

○教育部長（濱田悟） 平成23年度の時遊館COCCOはしむれへの修学旅行生の入館状況は、県内は小学校11校531人、県外は小学校9校673人、中学校5校156人、高校1校52人、合計26校1,432人、入館者は昨年度並みの水準を維持し、学校数は1校増となっております。

平成24年度は修学旅行生は8月までに県内小学校5校222人、県外小学校9校535人、中学校2校80人、合計16校873人で、前年度と比較いたしますと230名ぐらい少なくなっております。

○13番議員（前原六則） この博物館というのをやはり魅力ある博物館にするためには、館長がどうも内容を見ますと、教育長兼務となっているようでございます。

先ほど、学生の修学旅行生がそんなに伸びていないと、今この修学旅行生の取り合いっこをしているような状況でございます、各自治体ですね。取り合いっこをしているような状況の中で、来館者のリピーター確保や新規来館者の開拓に当たっては、やはりこの若い子たちが1回修学旅行で指宿に来て、再度また大人になってからどこに行こうかといったときには、そういう思い出深い指宿が魅力になってくるんじゃないかと思えます。

そのようなことを考えますと、この館長が教育長兼務というのは果たして、テーマ館としてのいろいろな情報収集を行ったり、変化するニーズに合ったイベント企画はできるだろうかと危惧するところでございます。これについてお伺いいたします。

○教育部長（濱田悟） 時遊館COCCOはしむれは、教育委員会の所管でございます。登録博物館兼社会教育施設でございます。また、市内の埋蔵文化財等を整理し、保存し、更に活用を図る埋蔵文化財センターとしての機能も有しております。

そうしたことから、今後の文化財行政の推進はもちろん、社会教育事業や学校教育等の中で更なる活用を図る上でも、現状では本市の教育行政全般のかじ取りを担う教育長が時遊館COCCOはしむれの館長を兼務することに支障はないと考えているところでございます。

今後は多様化するニーズや時代の変化により、速やかな対応ができるよう社会教育施設のあり方も市全体の機構改革が検討する中で議論されていくものと思われませんが、そうした課題の一つとして、他館の状況等も参考にしながら、時遊館COCCOはしむれの館長につき

ましても検討されていくものと考えております。

○議長（森時徳） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時09分

---

再開 午後 2時19分

○議長（森時徳） 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続行いたします。

次は、六反園弘議員。

○16番議員（六反園弘） こんにちは。16番、六反園です。

原発再稼働の問題とか米軍新型輸送機オスプレイの問題等いろいろな問題が起こっております。しかし、今朝のテレビでも大きく報道されているように、今、最も日本政府が対処しなければならぬ問題は、日本が尖閣諸島を国有化したことを引き金に拡大化している中国の反日デモの件であります。

日中両国がお互い我が国の固有領土であると主張しては解決しません。両国の外交努力でお互いの本気を出し合って、まずは両国民が考えることだと思います。

それでは、国民の生活の安定と世界の平和を希求する社会民主党の立場から通告に従って一般質問をしてみたいと思います。

まず、学校の職場環境の整備についてですが、県の教育委員会は教頭の偽札偽造行使等、教職員の不祥事が増加傾向にあるということを受けて、6月上旬に不祥事根絶委員会、外部識者ら7名で構成しておりますが、この根絶委員会を設置しております。

しかし、根絶委員会の3回目の会合中に際しても、教職員の不祥事が続発する状態であったことから、委員の中からは不祥事を起こす本人の特殊性ばかりに目を向けるべきではないという指摘を出してきております。

我が指宿市内の中学校からも、女子更衣室へのビデオカメラ設置による懲戒免職と、生徒への異常な体罰で減給3か月の懲戒処分という2件の不祥事が発生しております。

教育長はこれらの不祥事の増加についてどう考えておられるかお聞かせください。

次に、2001年、平成13年から鹿児島県内の市町村立学校に労働安全衛生委員会を設置して、校長の責務として常に職員の安全の確保、及び健康の保持増進並びに職場環境の整備に努めなければならないということになっておりますが、各学校でこの労働安全衛生委員会、この衛生委員会が定期的開催されて教職員の心身の健康保持増進、これに貢献するという事になっているのかどうか。教職員の不祥事の減少にこれが定期的開催されると、役立っていくと思われるんですが、指宿市内の小中学校におけるこの衛生委員会の実施状況は、どんな様子かお知らせ願います。

次に、放射線副読本についてですが、指宿市内の小中学校に放射線副読本が配られております。その内容を見ると、私たちは放射線の中で暮らしております。放射線は病院で人の役

に立っています。100mS v以下なら放射線だけを原因としてがんなどの病気になったという明確な証拠はありませんと言った表現がなされて、全くあの1年半前の福島の人々が大変な目にあつた、そして今でも苦しめられているこの福島の人々の放射線については、全くふれられておりません。福島の人たちがどんなに苦しい生活を強いられており、子供たちがふるさとを追われて避難生活を余儀なくされているか、これが全く課せられていない副読本です。

そこで、市内の小中学校でこの各学校に配られた放射線の副読本がどのように活用されているのか、その状況をお聞かせください。

また、教育長としてこの副読本の問題点をどうとらえているか、お聞きして1回目の質問といたします。

**○教育長（池田昭夫）** 教職員の不祥事が増加していることにつきまして、教育長としてどう思うかというご質問でございますが、議員ご指摘のとおり、鹿屋市での過去に例を見ない偽造通貨行使や今回、北指宿中学校でのビデオカメラの設置など、県内で教職員の不祥事が連続して発生していることについて、教育に携わる者1人として非常に残念で怒りを感じているところでございます。

鹿児島県教育委員会におきまして、県民の信頼を回復するため、先ほど議員がおっしゃられました不祥事根絶委員会を立ち上げて対策を講じようとしているさなかに、北指宿中学校での事件が発生したことは、服務監督者として痛恨の極みでありました。

服務規律の厳正確保について、各学校では普段から計画的及び適宜に教職員全体の指導と面談等の機会をとらえて個別の指導を行っております。また、市教育委員会におきましても校長研修会を初めとする管理職研修会等で毎回繰り返しの指導を行ってきたところであります。

今回の事案を受けまして、改めてこのような不祥事が繰り返されることがないように、各学校において規範意識の向上や、教職員の心身の健康の保持増進を図るために全体での指導はもとより、職員一人ひとりの心情を把握した上での個別指導の更なる充実を図るよう、強く指導を行っているところでございます。

また、夏季休業中の8月22日に実施しました指宿市教育講演会の折にも、子どもの人格形成を導くという崇高な職責と教育公務員としての職責に改めて思いを巡らせてほしい、教育現場にゆりみがあるとすれば、それを改めること、すなわち不祥事の根絶は我々教員にしかできないことであるという県教育長の六反教育長から出されたすべての教職員へのメッセージを基に、私から参加した市内のほとんどすべての先生方に対して直接の指導を行ったところであります。

今後も教職員一人ひとりがこれまでに起こった不祥事を決して他人事としてとらえず、自分のこととしてしっかりと認識をし、24時間教育公務員であるということを忘れず、信用失墜行為を含め不祥事を絶対に起こさないという自覚を持って、市民の皆さんの信頼を回復す

べく使命感，職責規範を持って教育活動に臨んでいくよう，継続した指導を行ってまいりたいと思っているところでございます。

2点目にお尋ねの，指宿市の小中学校における衛生委員会の実施状況についてであります。現在，指宿市内では全ての小中学校において衛生委員会を実施しているところでございます。

平成23年度の実績といたしまして，年間1回実施している学校が3校，2回実施が7校，3回実施が7校となっております。24年度は実施予定も含めまして年間での1回実施校が1校，2回実施が4校，3回実施が12校となっております。

学校の衛生委員会で話題となっていることといたしまして，校舎2階の窓からの転落防止策についてであるとか，門柱へ反射テープを貼ることで危険防止の対策を講じるなどの安全に関わること，けが，事故の防止や勤務時間の適正な在り方，心身の健康の保持，増進に関わること，そのほか洋式トイレやクーラーの設置など職場環境の整備に関わること等があります。

いくつかの学校では，職員の安全，健康の保持増進のため，血圧の仕組み，睡眠や運動の大切さ等について校医の先生から講話を聞いたり，定時退庁の在り方やストレスを抱え込まないための職場環境の改善等についての話し合いを行っていたりしております。

また，ほとんどの学校で施設設備を安全の視点から状況確認を行っているところです。学校においては，自分たちで危険個所の補修，修繕ができるところは補修，修繕を行い，自分たちでできないところは，市教育委員会へ補修，修繕の要望を行うという対応をしております。

市の教育委員会といたしましては，学校からの要望に基づき，クーラー設置などの環境整備を計画的に行っているところです。

合わせまして，職員のメンタルヘルスへの対応として，校長を通じて教職員の相談機関の紹介を積極的に行っているところです。

次に，放射線副読本の各学校の活用状況はどうかというご質問がありました。

放射線副読本を活用した学校数は，小学校が12校のうち6校，中学校が5校のうち4校であります。活用した教科等は主に社会，理科，学級活動で，ほかに保健体育や道徳で活用した学校もありますが，授業の補助的な資料としての扱いとなっております。

例えば，社会科ではテレビで話題になった言葉の補助的な説明として，また小学校の理科では人と環境という単元で扱ったり，放射能の性質についての学習で扱ったりしております。

中学校の理科では，放射能について原子力の利便性と危険性について扱っております。いずれも1時間の授業の中の1部分での活用となっております。

また，配布された意図でございますが，文部科学省によりますと，放射線や放射能，放射性物質の基礎的な知識に関する指導の一助として作成したとのことでございます。

この背景には、昨年の福島県原発事故以降、放射能や放射線による風評被害や福島県から他県へ避難してきた子供たちに対する放射能が移る等の心ないいじめが相次いだため、正しい知識を学んでもらいたいという意図があったためと認識しております。

あと、この副読本について教育長としてどうとらえるかということがありますが、今回の副読本には、放射線はいろいろなものから出ており、私たちの周りでどこにでも存在しているという趣旨が書かれております。また、放射線の身近なところでの利用が書かれている一方で、その影響や危険性、身の守り方等については多くはふれてありません。

これは、先ほど答弁させていただきましたとおり、風評被害や心ないいじめを少しでもなくそうという意図を感じるためだと思います。

教育委員会の調べによりますと、副読本を活用した本市の学校の教員は、一部に書かれていることをそのまま指導したと回答している一方で、ほとんどの場合は、原子力の利便性や危険性を説明したり、福島県原発事故にふれてみたり、風評被害やいじめにもふれてみたり、放射線や原子力のメリットやデメリットの両面にふれながら慎重な扱いをしております。

今後も副読本の扱いについては、子供たちが自ら考えて自ら判断し、自ら行動できるような人間の育成を目指し、活用内容が偏ることなくバランスのとれた教育活動が大切であると考えているところでございます。

○16番議員（六反園弘） まず、不祥事の件ですが、根絶委員会の中でもやはり個人の規範意識とか想像力の欠如とか、あるいは児童・生徒に対する教師の優位性というところからの問題点、ストレスに対する弱さ、そして職場でのコミュニケーションの不足、こういったことが大きく影響しているのではないかと、この辺はかなり不祥事を起こした本人の特性と言いますか、そういったことに関わって出ているんですが、もっと組織的にこういった不祥事を起こす現場の環境というのが影響して来ているのではないかと。もちろん、最終的に個人がそういったことを起こしてしまったという弱さというのは否定できないわけですが、この職場での相談体制、または気楽に同僚や先輩と自分の悩みについて語る、そういった機会が少ない、それぞれがばらばらな状態に置かれている。大きくそれに起因するのが一つは多忙化じゃないかと思われるんですが、その辺で教育長はどうお考えですか。

○教育長（池田昭夫） 不祥事が起こる原因につきましては、今議員が指摘いただきましたが、やはり不祥事には、わいせつ行為とか飲酒運転とか、様々な対応があがりますが、一概にはその原因を特定することは難しいんじゃないかなと思っております。

ただ、一般的に考えられますことは、1つ目は教職員の資質に関する要因、教職員のおごりが規範意識の低下、欠如があるからじゃないかなと感じます。

また、2つ目に教職員の職務や勤務体制に関する要因があるかと思えます。学校では保護者からの様々な要求とか部活動とか生徒指導などの業務もいろいろと忙しく、またストレスにつながることも多くあるのではないかなと考えております。



そして、3つ目に教職員を取り巻く環境に関する要因としまして、議員が指摘していただきました組織の一員としての帰属意識や同僚性の欠如というようなことで、職場の中で孤立感を覚えたり、またはコミュニケーション能力が不足したりして悩みを相談する、または不祥事につながる兆候に気づきにくいというようなことも要因として考えられるんじゃないかなと思っていますところでは。

○16番議員（六反園弘） 今、この不祥事の増加に関わっているいろいろな議員が言われたんですが、現在の指宿市内の小中学校を考えたときに、どこから教育長としてはまず手をつけていくべきかというふうにお考えでしょうか。

○教育長（池田昭夫） この不祥事が起こる要因、先ほど3つほど述べましたけども、教職員の資質向上もですが、やはり教職員の職務、または環境、同僚性というのを考えながら、お互いに教育公務員としての自覚を高めていくことが大切ではないかなと思っていますところでは。

○16番議員（六反園弘） 今のその方向で考えるとき、教育委員会として学校現場へどういった指導をされるのか、その辺はいかがでしょうか。

○教育長（池田昭夫） 今いろんな学校にできるだけそのコミュニケーションを図って、又は同僚といろいろと話し合いができるというためには、毎年4月中旬には学校職員の服務規律の厳正確保と、公務の処理の改善についてという通知を県から発出し、それを各学校で指導してもらっているところでは。

その中に、1番目は不祥事の根絶ですが、2番目に適正な勤務時間の管理という項目があります。ここには校長は職員の心身の健康保持や仕事と生活の調和を図る観点から公務について様々な改善を行うなど、公務能率の向上への自覚を高めるとともに職員一人ひとりの意識の向上を図るよう努めること。また、校長は勤務時間を超えて長時間に及ぶ業務が予想される場合、当該職員に事前に申し出をさせるなど、職員の勤務の状況を十分把握するとともに、平素から適正な業務配分を務めることとあります。

そのほか、3番目には、生徒指導の問題など今日的課題に対応するため、児童・生徒とふれあう時間を確保するとともに、公務処理の簡素化、合理化を図るなど、適正な勤務時間管理に努めることとあります。

このことについても学校では指導してもらっているわけですが、その次の5番目の項目の中に、心身の健康の保持増進という項目がございます。常に職員の心身の健康状態の把握に努めて、定期健康診断や人間ドック等を利用して積極的に健康管理に努めるよう指導して、そして校長としても必ず精密検査が必要なときには、2次検査を受けなさいと指導しているようなところでは。

また、先ほど申しましたように、メンタルヘルス相談と、または専門医へ支援を求めるなどして適切に対応するような指導をしているところでは。

そして、各学校に常にお願ひしていますのは、校務分掌に関わる業務とか提出物や成績の



処理、会議、打ち合わせ等、又は部活等の指導等がいろいろと忙しさを感じておりますので、それについても推進し、そして改善をするようにという指導をしているところでございます。

○16番議員（六反園弘） 今の中で適正な勤務時間という問題が出て、長時間勤務をするような教職員がおった場合には、校長はそれに対して適切な指導をしていくということがありましたが、そういう点からも、各学校での衛生委員会の実施というのは、非常に大切になってくるんじゃないかと思われるわけです。

仕事の合間の働きづめ、これに対しての小休止がとられているのか、適正な勤務ということで定時に帰る心がけをしているかどうか。それから、疲れがたまる前に休みをとっていくといったことや、困ったときに、仲間や先輩に相談をしていくという、こういったことがこの衛生委員会の中でも取り上げられるわけですが、くしくもこの9月1日から30日が全国の労働衛生週間準備期間ということで、明けて10月1日から7日が全国労働衛生週間と、このようになっております。

早いところでは1950年に、昭和25年から企業等でこれが行われているところもあるわけですが、学校現場としてはかなり遅くなってからこれが取り入れられていると、そういう中で、今指宿市の実施状況が言われましたけれども、23年を見た場合に、年1回、医師会がやれなかったところが3校あると、2回やったところは7校だと、学期1回ずつやったところが7校というような実態ですが、この辺でどれだけ教職員の健康保持、増進に関わっての問題が出されたのか、やはりその辺が問題になってくると思います。

そこで、先ほどもいくらかは出されたと思いますが、市内の小中学校の衛生委員会の課題を教育長としてどういった課題があるというふうに、この実践の状況から考えられるか、お聞きしたいと思います。

○教育長（池田昭夫） 先ほど衛生委員会の実施状況についてお話しましたが、衛生委員会を学期1回実施するという学校が昨年度7校から本年度は12校に増えております。年3回になるわけですが、学校においても衛生委員会はこのように増えてきているということは、大切なものであるという認識が深まってきているのではないかなと思っています。

現在、回数については、学校の判断に任されている状況であります。しかし、市の教育委員会といたしましては、最低でも学期に1回は実施したほうが、安全の確保や健康の保持、増進のためにより徹底が図っていかなければならないと考えておりますので、次年度の教育課程編成の時期を見据えて、年3回の実施を行うように指導していきたいと思っております。

また、学校での衛生委員会の実施に当たっては、各学校では校長を安全衛生管理者として定めているわけですが、代表だけでなくアンケート等を通して全職員から意見を聞くようお願いしているところです。

そして、そのようにして出された案件について、衛生委員会の場で話し合いを行ったり、状況の確認を行ったりするなど、適切に処理がなされ、そして職員へ返されているものと認

識しております。

- 16番議員（六反園弘） 各学校における衛生委員会の開催が校長の判断ということになっておりますが、ただ、今教育長が言われたように、教育委員会としても、ただ、学校任せにするだけじゃなくて、少なくとも学期1回は実施をして問題点を把握し、そしてそれを課題解決に向けて更に進めていくという、そういった方向で指導しているようにお聞きいたしました。

そこで、もっと突っ込んで、これは、鹿児島市は平成21年から、それから私が聞いたところでは奄美の伊仙町なんかは昨年から本格的に総括労働安全委員会ですか、指宿で設置するとなると指宿市総括労働安全委員会をとということになります。市でこの委員会を設置をして、各学校でどういうことを安全委員会で、衛生委員会で取り上げられて、何が課題になっているのか、そしてもっともったこういった問題も各学校では取り上げていくべきではないかという、そういう積極的な指導をしていく、現場の生の声を聞いてやっていくという、総括労働安全委員会を設置する考えはないかどうかお聞きします。

- 教育長（池田昭夫） 県内での総括安全衛生委員会を設置している市町は、鹿児島市、奄美市、徳之島町、伊仙町、和泊町の2市3町と承知しているところでございます。

現在、県内でのすべての公立学校で労働安全衛生法に基づいて、衛生委員会、若しくは衛生委員会に準ずる組織が整備されていますが、各学校の衛生委員会を総括する組織、いわゆる総括安全衛生委員会の整備については、法令上では設置の義務はありませんので、設置するかしないかは市町村教育委員会が判断するものと認識しております。

現在、本市では総括安全衛生委員会を設置しておりませんが、市教委としましては各学校から校内の衛生委員会で話題になったことについての報告を求め、内容の把握に努めているところであります。

労働安全衛生対策は職員の安全と健康を確保し、快適な職場環境を整える上で重要であると認識しております。

今後も引き続き労働安全衛生管理体制を一層充実させるよう、各学校を指導してまいりたいと思います。

また、総括安全衛生委員会の設置につきましては、設置している市町での設置に関する規程、または運営状況、組織の在り方、予算などにつきましてはこれからまた調査・研究していきたいと考えております。

- 16番議員（六反園弘） 現在のところではすぐ設置をするという、総括労働安全委員会を指宿市として設置する考えはちょっと聞かれなかったんですが、伊仙町は23年度から始めた、そこには21年度にある1人の女教師が、小学校の先生ですが、過労死で亡くなっているんですよね。もう非常に熱心な先生で、土日も学校に出て子供たちのために授業の準備をしていくとかというような先生だったらしいんですが。また自ら家庭においては、幼児を2人連れ

て単身赴任をされていたという、そういう中で、ここに労働委員会が既にできとったら、この先生は犠牲にならなかったんじゃないかという節があるんですね。そういう伊仙町で残られた先生たちが、労働安全委員会を作って各学校でそういった無理をしている先生がいないか、そういったことで労働安全委員会を活用していくべきじゃないかというので立ち上げていったという経緯があります。

この先生は、同僚や校長にこの21年の年に、6月に亡くなっているんですけど、何回かもう疲れて大変だと、一生懸命やる中でそういうことを、信号を送っているんですが、ところが校長はあなたが一生懸命そのように頑張っているから、それが子供たちに生きていくんだという励ましの言葉をかなりかけている、そういう中でやっぱり引っ込みがつかない。それで勤務時間中にもうこれ以上授業ができないというところまで追い込められて、そして休みをとって今日は学校に行けないというので、校長が奥さんを様子を見にやらせたところがこれはもう大変だというので、処置をして、離れていたその旦那さんの方にもすぐ連絡をとらせて、駆けつけてきたというんですが、それがあって1週間後に亡くなったという、非常に悲しい、このときが35歳です。こういうことを、指宿でも起こらなければいいかという気がしているところです。

それから、ビデオに狂った28歳の中学校の先生にしても、午前中もちょっと出ましたが、殴打事件で常習的じゃないかというので、3か月の減給措置を受けた先生にしても、これが衛生委員会当たりで問題にされて、学校でもっと積極的に対応していたならば救われたんじゃないかという気がしてならないわけです。もっとその辺を事前に、こういったのを見逃してきた、それを極端に言えば当たり前としてきた空気がこういった不祥事に、または不幸な結果につなげていくんじゃないかという気がしてならないわけです。

そういうところで、今回指宿市としては、こういった不祥事とは無関係でなかった、それを踏まえて、教育委員会として各学校でどうやっているか調査ができるし、またはそれなりの間接的な指導はできると思うんですが、やっぱり現場の校長、教頭、教職員の代表、組合の代表、そういったものを踏まえて、含めての総括委員会を作って生の声を聞きながら学校の先生たちの健康の保持、増進、そして学校の環境改善、これを進めていくべきじゃないのかなという気がしてならないわけです。

この辺で教育長にもう一回、設置を積極的に進めるために、今後検討をやっていくんだと、できたら来年か、遅くとも再来年には設立しますというご返事がいただければ幸いです。

○教育長（池田昭夫） 各学校で教職員の健康保持、増進は、監督者として校長は非常に気をつけておかなければならないことじゃないかなと思っております。ただ、表面だけの教職員の仕事だけじゃなくて、内面的にもざっくばらんに話せる人間関係、または職場環境ということを作ることは大切かと思っています。

そういう視点も入れながら、現在、いろんな各学校から情報をいただいているんですが、

そういった健康状態にも更に重点を置きながら、情報の収集を行っていきたいと思っております。

ただ、総括安全衛生委員会の設置につきましては、しばらくいろんなところの調査・研究をさせていただきたいと思っております。

○16番議員（六反園弘） もう一回念を押したいと思いますが、設立する方向で調査・研究していきたいというふうにとらまえていいですか。

○教育長（池田昭夫） どちらとも言えないところでございます。

○16番議員（六反園弘） 伊仙町の実例も挙げたんですが、そこまでの悲劇じゃないけれども、やはり28歳の若者が墜ちていったという、そういうこともあって、やはりもっと真剣に考えたら、設置する方向での調査・研究ということで、なぜそこに引っかかりがあるのか、ちょっと理解に苦しむんですが。何か設置できない、又はその見通しが立てられないという、既にもう5市町村で設置されて素晴らしい効果が出ているわけですが、その理由は何でしょうか。

○教育長（池田昭夫） 今いろんな効果が出ているということでございましたが、指宿市の教育委員会としましては、まだそういう中の情報を一つも研究してませんので、そこをしっかりと研究しておいて、また考えていきたいと思っているところです。

○16番議員（六反園弘） まだ総括安全委員会での手掛かりがつかめていないということで判断に迷っているようですので、これ以上はもう追求しませんが、積極的に、前向きに教職員の健康、安全維持増進のためにやっていただきたいと思えます。

そこで、不祥事の発生しない、安全で健康な学校職場の環境づくりとして、今、教育長がとらえている学校職場の環境づくりの要素としてはどういうことが上げられるかということになりますか、お聞きします。

○教育長（池田昭夫） 不祥事の根絶は教育界全体での喫緊の課題であるととらえております。多くの職員が頑張っている中で、ほんの一握りの職員による不祥事で教職員全体の信用が失墜していることは非常に残念なことであります。

しかしながら、信用失墜を含む不祥事につきましては、教育公務員として絶対にあってはならないことであり、今こそ職員一人ひとりのもとより、学校、教育委員会は不祥事の根絶に向けた取組を真剣に行っていかなければならないものと考えております。

一人ひとりの職員はこれまでに起こった不祥事を決して他人事としてとらえず、自分のこととして真摯に受けとめ、不祥事の根絶は自分自身の課題であるということを強く意識し、規範意識を高く持ち、法令を順守するとともに教育に携わるものとしての誇りと高い倫理観を持って自らの行動、規範を確立してほしいと思っております。

学校におきましては、職員間や職員と児童・生徒、保護者とのつながりを緊密に図るため、学校内にコミュニケーションが図りやすい、風通しのよい雰囲気を醸成するとともに、保護

者や地域へ開かれた学校経営のこれまで以上の充実を図り、お互いの信頼関係が強く、確かなものになるようにしていくことが大切であると考えております。

また、職場の環境を改善できるところは改善し、職員が悩みを抱え込まないように相談体制の充実を図ったり、組織で対応するための体制の整備を図っていくことも重要であると考えております。

教育委員会といたしましては、職員の資質向上を図るための研修の充実を図ることを初め、職場環境の整備や公務処理の簡素化、合理化、適正な勤務時間の管理についてその指導を繰り返し行っていきたいと思っております。

また、職員一人ひとりが所属感や自己有用感を高め、やる気を持って教育活動に取り組んでいけるよう支援を行ってまいりたいと考えているところでございます。

○16番議員（六反園弘） 今教育長の方から力強く不祥事の発生しない、そして安全で健康な学校職場の環境づくりということで、いくつか上げていただきました。

特に、今勤務時間の管理というのは各校長がしっかりと個々の職員について把握して、そして不幸なことが起こらないように健康維持増進を図っていかなければいけないと思っております。またそのための職員や学校児童・生徒の安全面に関しての施設改善、そして、まだこう指宿では男子女子の区別のないトイレがあって、子どもや、特に女性教職員が戸惑う学校が残っていると、あるいは家庭ではほとんど洋式トイレなんですけど、学校にまだ洋式トイレが不足して子供たちが戸惑いが隠せないというようなのがあるようですから、その辺も是非早急に、調査は済んでいると思しますので、計画的に改善をしていっていただきたいと思っております。

最後にもう時間がありませんが、放射線の副読本、教育長がちゃんと把握しているように、放射線は身近なところにあって問題はないということで、いろいろそれがどういうところから出たかというのも出ていますが、やはりそこも大事なんですけど、福島あの原発の被害というのは、この自然のものと一緒にできるような代物じゃないわけですから、長崎や広島に被爆者が言っているように、長崎や広島に原発の何百倍じゃなかったのかということすら出ているわけです。

そういうのが身近に起こったわけですから、そこも含めて指導はしていくべきで、何かこれを見たときに再稼働への応援をしているんじゃないかというような気がしてならないわけです。

だから、これはこのままで指導していくと誤った考えが出てくるんじゃないかという気がしてならないわけですが、少なくともこれに福島の問題を書き加えて、改訂版で副読本を作っていたかどうかということにするか、それができなければこれはもう回収すべきじゃないかというふうに考えるんですけど、最後に教育長お願いします。

○教育長（池田昭夫） 教える立場としては一方的かどちらがいいとか悪いじゃなくて、やはり



公正な判断力がつくためには、両方きちんと教えておくことは大切じゃないかなと思っております。

ただ、この副読本が作成された目的は、先ほど申しましたとおり、いろんな風評被害、またはいじめ等というようなことがあったものですから、急きょ文科省としては作ったんじゃないかなと思っています。

やはり今後、小学校、中学校、高等学校の各段階において放射線、放射能、放射性物質について学んで、自ら考えて判断する力を育むことが非常に大切じゃないかなと、そういう視点で各学校ではこの指導に当たっていく必要があるんじゃないかなと思っていますところ。

○16番議員（六反園弘） 最後になります。私が聞いたのは、これを福島の問題を書き加えての改訂版なり、またはそれができなければ回収なりということで、そこについてはどうなんですか。

○教育長（池田昭夫） そのこのところはまだ情報として一つも入ってきておりませんので、そういう情報があった場合、又はこういう考えもありますよというのは、また県の方にも伝えていきたいなと思っております。

○議長（森時徳） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時14分

---

再開 午後 3時24分

○議長（森時徳） 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続行いたします。

次は、高田チヨ子議員。

○7番議員（高田チヨ子） 皆さん、こんにちは。公明党の高田チヨ子です。本日5人目の質問者となりました。

南海トラフ巨大地震、首都直下地震がいつ起きてもおかしくない指摘されています。東日本大震災福島原発事故から1年半以上がたちました。そのための復興予算が残念ながらきちんと使われていない報道がこの前、されました。このことを聞いて被災地の皆さんの心情を思うとき残念でなりません。

また、国は尖閣問題など問題が山積しています。早期解決し、安心・安全な生活を送れるようにしてほしいと願っています。

それでは、通告に基づき一般質問をさせていただきます。

まず初めに、防災・減災ニューディールについて、6月にも質問をさせていただき、その中で長寿命化計画を立て、それに基づき工事を行うということでした。しかし、本市には140か所も橋があることがわかりましたが、その中で前倒しして工事をすることができないか伺います。

次に、介護保険ボランティアポイント制度についてお伺いいたします。



この制度については、これまでも3回ほど質問をしてきました。これまで他市の動向を見て検討するという答弁でしたが、今回は前向きな答弁が聞けたらいいと思います。本市は医療費の占める割合が多く、財政を圧迫しているのは、だれしもが感じていることではないでしょうか。そこで健康なまちづくりを目指して、このボランティアポイント制度に取り組んでほしいと思いますがいかがでしょうか。

3番目になのはな館についてお伺いいたします。

このことについては、同僚議員も今までに何人もお伺いしていますが、私も現況と今後の計画についてお伺いいたします。

4番目にクーリングオフ制度についてお伺いいたします。

クーリングオフ制度が昨年12月より内容が変更になったことを最近になって知ったのですが、市民の生活を守るために広報等で周知したほうがいいのではないかと思います。どう思われますか、お伺いいたします。

以上で1回目の質問を終わります。

**○市長（豊留悦男）** 安心・安全な生活のために、橋の長寿命化修繕計画等についてのご質問をいただきました。

この計画につきましては、平成21年度から平成23年度にかけて、本市における道路橋140すべてにおいて点検、調査を実施し、計画は策定しております。この計画は今後急速に橋梁の高齢化が進むことにより、架け替えや修繕等に要する費用が急増することが予想されますので、更新、補修費の増大及び限られた予算の中での効率的な予算執行に基づく合理的な維持管理の必要性から、従来の損傷が進行してから大規模な修繕を行う事後保全型から、既存の橋梁の健全度低下を防止することにより長寿命化を図ることで橋梁の安全性の確保を図り、コストの縮減へもつなげていく予防保全型へ転換することとしております。

本計画では、橋梁の重要度、橋梁の損傷度を考慮した優先順位に基づき、計画的な修繕を実施することとしているところでございます。

次に、なのはな館についてでございます。

県は平成23年3月末をもって施設を休館いたしました。現在も芝生広場、体育館などの一部の施設につきましては、引き続き県の管理により暫定的に解放されているところでございます。また、本年10月以降につきましても、当分の間、暫定利用を継続するとのことでございます。

次に、今後の計画についてでございますが、市では県と協力し、これまで同様、2回目の公募に向けて、県内外の事業者から幅広く意見等を伺っているところでございます。事業者から希望があった場合には、あわせて施設の案内も行っております。その中で個人的なアイデアを持っていたり、施設に関心を寄せている事業者はおりますが、現在のところ、具体的な事業実施の意思表示をしている事業者はないところでございます。

県としましては、2回目の公募に際しては応募いただける事業者がいるかどうかを見極める必要があると考えていることから、現在、2回目の公募の実施には至っていないところではございますが、今後につきましても、県と協議、協力しながら公募実施の可能性について検討していきたいと考えております。

なお、施設についての現状でございますが、以前から懸念されております数か所の雨漏り部分につきましては、特に屋内ゲートボール場と売店の天井の劣化が激しく、腐食し、崩れてきている状態でございます。

また、先月の台風15号の影響により体育館の屋根の一部が飛ばされ、雨が直接体育館内へ吹き込む状態が続く、2週間ほど体育館を利用することができなかつたところでもございます。

以下、いただきました質問等につきましては、関係部長等に答弁をさせます。

**○健康福祉部長（迫田福幸）** 健康なまちづくりのために介護保険ボランティアポイント制度につきましては、高齢者の社会参画活動を通じた介護予防に資する事業として、平成24年度から平成26年度までの3か年を計画期間と位置付け、策定した第5期介護保険事業計画の中で事業を推進するよう盛り込んだところでございます。

この計画は、介護が必要になっても安心して暮らし続けることができる仕組みづくりのほか、高齢者自身が地域の一員として社会参加することで、自立した生活がいつまでもできるように介護予防の推進を図る計画にもなっております。

また、県においても本年度県単独事業で、高齢者の自主的な健康づくりや社会参加活動に対してポイントを付与する高齢者元気度アップポイント事業を創設し、県内各自治体に対し事業の推進を図っているところでございます。

これらの状況を踏まえまして、本市としましては、第5期計画期間中の実施に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

**○産業振興部長（下吉耕一）** クーリングオフ制度についての質問でございます。

平成21年12月1日、改正特定商取引法が施行され、訪問販売、電話勧誘販売においては、原則すべての商品、役務の取引がクーリングオフの対象となっております。

ただし、3千円未満の商品を契約時に受け取り現金で支払った場合や、健康食品や化粧品、洗剤などを訪問販売で購入し、使用または消費した場合などはクーリングオフ制度は適用されません。

一方、宅地建物取引を初めゴルフ会員権契約や生命、損害保険契約などに関しては、それぞれの法律の中でクーリングオフ制度は設けられており、消費者保護が図られております。

現在、市では消費生活センターを設置し、消費者トラブルの相談業務を行うとともに、クーリングオフ制度等による解決に努めてきております。

また、2か月に1回の割合で広報、お知らせ版の暮らしのしおりで様々な消費者トラブル

の実例を掲載し、市民の皆様がトラブルに巻き込まれないための啓発とトラブルに巻き込まれたときの相談窓口の周知を図ってきております。

なお、クーリングオフ制度そのものに変更はなく、対象商品が拡大されるなど、消費者優位になっていることから、これまで特段の周知は行っておりませんが、今後市民の皆様が消費トラブルに巻き込まれないよう、情報提供に努めてまいりたいと考えております。

**○7番議員（高田チヨ子）** ありがとうございます。

それでは、防災・減災ニューディールの方から質問をしたいと思います。

コンクリートの寿命は、50年から60年ということであります。本市では、今市長が答弁してくださいましたように、21年から23年にかけて点検・調査し、長寿命化修繕計画を立て、現在、逆瀬川橋の工事をしています。

公明党では防災・減災ニューディール政策を立て、全国の橋の総点検をし、老朽化した橋や道路などの修繕を加速するとともに、また公助を軸にした防災力を強化するとともに、経済の活性化を促していこうと提案してきたところです。

そこで、私も本市にある140の橋のうち一番古いものから調べてみようということで、9月5日に調査をしてみました。宮ヶ浜にある湊川橋は何と1844年につくられた橋でした。現在は文化遺産となっている石橋です。次に古いのが岩本の浜村橋ですが、これは明治43年、同じく岩本にある寺川橋が大正5年に造られていました。でもそこも両方とも改修工事が進んでいました。そして次に古かったのが池田の仮屋にある菅山橋は大正7年に造られた橋ですけれども、とても頑丈にできているようでした。そのほか、昭和の1桁台に造られた橋があと7か所ありました。全部で10か所の橋を3人で点検して回りました。

総合的に古かった橋は補修されていたり、道路になっていたりと形を変えた橋や化粧直しされた橋もありましたが、目についたのは周りの草が伸び放題、そして橋の脇についている水道管が錆ついていた、塗装がはがれているなど、そういうのが目につきました。

そして、一番驚いたのは、橋の下に草やごみが山のように積もっていたことでした。これでは大雨が降ったら水があふれてしまうのではないかとということで、すぐに土木課と連絡をとり処理をしていただきました。

今回、回ったのはたった10か所だけではありますけれども、自分たちで点検してみて感じたことは、市としてはきちんと対応してくださっているんだなというのを感じたところでした。

しかし、周囲の草や水道管といった附属のものまで手を入れることができれば、もっともったいいのではないかと思ったことです。このことについては、どうお考えになりますでしょうか、お伺いいたします。

**○建設部参与（上谷修）** 橋梁の関係の周囲の質問でございますけれども、橋梁の件につきましては、現地を確認させていただいて、危険な状態であれば交通安全施設事業費等で対処して

いきたいというふうを考えております。

○7番議員（高田チヨ子） 危険なところは早目にしてほしいと思います。そして、この工事計画を見たら一番早いのが25年度からというのが早かったようですけども、この25年度というのではなく、もっと先に前倒ししてほしいと思いますけれども、そういうお考えはないでしょうか。

○建設部参与（上谷修） 橋梁工事の前倒しについてのご質問でございます。

先ほどから何回も申し上げておるんですけども、平成21年度からの橋梁の調査・点検によりまして、劣化、損傷が著しく、早急に架け替えの必要な橋梁として判定されました逆瀬川橋につきましては、議員ご指摘のとおり、本年度の7月に既に完成しているところでございます。

そのほかの橋梁につきましても、調査・点検結果によりまして損傷度を1から5という段階評価をいたしまして、それに損傷度評価と橋梁の重要度をもとに優先順位を決定しております。

これをもちまして、維持、修繕工事を計画的に実施してまいりたいというふうを考えております。

○7番議員（高田チヨ子） 橋の上に架かっているガードレールとかそういうのも壊れかかったものがありましたので、その点の補修工事もお願いしたいんですけども、その点に関してはどうでしょうか。

○建設部参与（上谷修） これも一番最初の質問になるんですけども、現地を確認させていただいて危険なところがあれば適宜対応させていただきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○7番議員（高田チヨ子） じゃあよろしく願いいたします。

それでは、2番目の女性消防班についてお伺いいたします。次に、防災体制の充実のために女性消防班を作ったらどうかということについてお願いいたします。

このことについても昨年からは、お伺いしていることではありますけれども、このことはとっても大事なことだと思いますので、再度確認をさせていただきたいと思います。

実は、昨年11月から12月にかけて女性の視点を生かした防災対策を目指し、女性の視点からの防災行政総点検運動を実施いたしました。その結果が今年8月にまとまりましたこの資料になります。

この資料の中にありますけれども、調査項目は11項目になります。調査自治体数は、鹿児島県内の19市20町4村、うち1市は無回答だったそうでありました。アンケート調査により実施をいたしました。

それによりまして、1番目に、地方防災会議の委員に女性が登用されていますかという問いに対して、はいと答えたのは13団体、30.9%。次に、防災担当部局に女性職員がいますか

という問いに対して、はいと答えたのは8団体、19%。次に、条例に基づき設置している消防団に女性はいますかという問いに対して、はいと答えたのは19団体、45%。次に、地域防災計画を作成する際、女性からの意見を反映させましたかという問いに対して、はいと答えたのは7団体、16.7%となっていました。

この結果を見てわかるとおり、県内の市町村は、ほとんどがまだまだ女性を参加させていないというのが実情だというのがわかりました。この結果についてどう思われるでしょうか。

**○総務部長（邊見重英）** 女性の消防班を作ったらどうかということと、調査結果についてどのように思われるかということでした。

まず、女性の消防班のことについてでございますけれども、地域防災体制の要として市消防団の活動がございまして、地域住民の生命と財産を守っておりますけれども、消防団の組織の活性化や地域のニーズに応える方策として、また女性の目線を生かした防災対策の充実といった視点から、女性消防団員を採用しようという動きも全国的に広まっているようでございます。

女性消防団員につきましては、地域の実情に応じて消防団本部付の採用とされたり、各地域を管轄する分団に所属したり、女性のみで組織する分団に所属したり、活躍の形態は様々なようでございます。

例えば、福岡県福津市の女性消防班は、消防団の中の組織で本部付で活動しているようでございます。女性消防団員による主な活動は、女性の持つソフトな面を生かして、1つ目が防火水槽の普及・啓発であったり、防火・防災指導であったり、応急手当の普及であったり、及びそのようなことの指導であったり、非常災害時における広報の支援活動などに活躍していただいているということでございます。

指宿市といたしましては、現在、女性消防隊を結成させていただいております。これは12名の隊員がおられまして、平成25年度に開催される全国女性消防操法大会へ鹿児島県代表として参加するということから、指宿地区消防組合職員の指導の下、訓練に励んでいるところでございます。

今後、この12名の女性消防隊員を中心とした女性消防班を結成できないか、検討してまいりたいと考えております。

それと、先ほど議員の方からご紹介いただきましたアンケート調査に関連しますけれども、例えば私どもの今現在、危機管理室の方には、女性の職員が1人いまして消防団の活動等にも制服を着て、消防団の制服を着て一生懸命取り組んでおりますし、準備やその他事務についても一生懸命やっております。こういうこともまた私どもの指宿市としては女性というものがこの消防活動、あるいは防災活動に少しでも女性の持った特徴を生かして貢献していただければということで、取り組んでいるものでございますので、今後も、例えば防災会議の委員でございますとか、先ほど議員の方からございましたいろいろな分野に、消



防・防災に関する分野に少しでも市民の協力をいただきながら、女性の方を登用できるような、あるいは委員として就任していただけるような取り組みを進めていきたいと考えております。

○7番議員（高田チヨ子） ありがとうございます。本当に私が次に質問をしようかなと思っていたことを答えていただきましたのでありがとうございます。

全国女性消防班消防操法大会に向けて、今12名の消防隊員がいるということですが、そのメンバーを中心にこの女性消防班を作っていたらどうかという、ありがたい答弁をいただきました。

本当にこの12名だけではなくて、それぞれの地域にも何人かずついたほうがいいのかと思いますので、もう12名はこのまとまったところにおいて、あとそれぞれの地域で何かあったときに、すぐぱっといけるような、そういう体制にしてほしいなという、そういう思いもあるのですが、そのことに対してはどうお考えでしょうか。

○総務部長（邊見重英） 各地域の消防防災活動につきましては、各地域の消防団の方々に一生懸命やっただいております。また、併せまして、地域の自主防災組織というものもございまして、これは区であったり集落であったりを単位に一生懸命、現在活動をされている地域も多くなってきております。

そのような中で、今議員がおっしゃられました女性の方々にも協力していただくというような形が、今後、市と地域とのある意味協働しながら、そのような女性が防災消防活動に活躍できるような形が推進できればと考えているところです。

○7番議員（高田チヨ子） よろしく願いいたします。

それでは、3番目の空き家対策についてお伺いいたします。

この空き家対策については、6月の議会で同僚議員の質問に対して、市内の空き家は1,241棟、うち危険空き家が108棟という答弁でございました。同僚議員の質問に対して、固定資産税のこと、また補助金等の評価基準のことなど答弁されておりました。

新たな空き家条例の制定について調査・研究してまいりたいと、このように6月議会で答弁されておりました。

市民の皆様と懇談する中で、一様に上がってくる声ですが、何とかしてほしい、観光のまちなのに景観が悪い、危ない、もし誰かがぱっとたばこでも投げたら火事になってしまうよと、またその空き家で子供たちが遊んだり、たまり場になったりしたら危ないんじゃないかなどなど心配は絶えないところでございます。

新潟県の見附市では、10月から空き家等の適正管理に関する条例を施行されるそうです。この条例は、常時無人で維持管理されていない空き家が対象になっている、所有者など管理義務者に対しては老朽化や台風で倒壊したり、火災などを誘発したりすることのないよう求めていく、そしてまた代執行も規定し、空き家の撤去を市が行い、その費用を管理義務者に



請求できるようにしたそうです。

同市では代執行は撤去や訴訟の費用などリスクを負うが、市民の不安解消の方が重要だということで、この条例ができたそうでございます。このことは本当に私たち市民を守る上から一番大事なことではないか、そういうふうに思うのです。

この前、池田湖のところを通ったら、池田湖畔のところの空き家が今解体工事に入っていました。どれほど近隣の皆様が喜んでいのかなど思っていました。うれしくなりました。

そこで、この空き家条例を本市でも早急に検討し、作っていただきたい、そしてまたこの見附市のように、市民の安心・安全が一番だと思いますが、いかがお考えでしょうか、お伺いいたします。

**○総務部長（邊見重英）** 現在のところ、空き家の適正管理などを規定いたしました空き家条例を制定いたしておりますのは22都道府県の54自治体があるようでございます。うち46自治体は空き家の撤去や改善を求める勧告を規定し、このうち12自治体は強制的に撤去する行政代執行の規定も盛り込んでいるようございます。

本市におきましては、指宿地区消防組合火災予防条例を制定いたしております。空き地及び空き家の適正管理を義務づける条項を定め、これに基づく助言指導を実施しております。

全国の自治体では撤去や改善を求める勧告ですね、これを規定している先進例もございしますので、今後本市においても空き家条例の制定に向けて調査・研究していきたいと考えております。

先ほども議員の方からも池田湖周辺の倒壊しつつある家屋のお話もございました。確かに通学路であったり児童・生徒が通るところでもございますし、観光的にも非常にこの環境の悪いふうに見えます。そのようなことで、地域の方々からも市に対して何らかの対応ができないかということでご相談があったりしたんですけれども、まだ市の方ではそういう今申し上げたような空き家条例というものを制定したり、あるいは建築基準法で言いますと、一定のそういう空き家等を、例えば撤去していただくというような場合には、建築主事という資格を有したものがいて、しなければならないというような法的な部分もあるようございます。

したがって、総合的なことを今後調査・研究しながら、できるだけ早くこの空き家条例というのが制定できないかということを検討していきたいと思っております。

**○7番議員（高田チヨ子）** この空き家条例については、市長にもお答えしていただきたいと思うんですけれども、指宿は観光都市です。毎日のように観光客が池田湖の方に行ったり、摺ヶ浜の方に行ったり山川の方に行ったりして、毎日のように観光客を見るわけです。そのときにこの国道沿いに倒壊家屋があったり、壊れそうな空き家があったりすると、指宿ってこんなとこって、観光のまちなのにどうしてこれ放とくんだらうって思うんではないかなって、そういうふうに思うんですけれども、ですので、何とか早いうちにこの空き家条例を制定し

ていただけたらありがたいなと思うことから、市長にもご答弁いただきたいと思います。

○市長（豊留悦男） ありがたいご質問、提案をいただきました。管理されていない空き家はごみが不法投棄されていたり、恐らく盗難自転車でありましょう、投げ込まれていたり、その他いろいろなものが投げ込まれて、近隣の住民に迷惑を及ぼしている、それと同時に観光都市指宿としてそのまま放っておくわけにはいかないという、私も全く同じ思いでございます。

ただ、先ほど見附市の例をご紹介いただきましたけれども、代執行に係る訴訟の費用、その他リスクを負うけれども、住民の不安をなくするほうが重要であるというようなご意見をいただきました。全く私も同感でございます。

そういう意味で、総務部長がお答えしましたように、この空き家条例をどのように定めていくかということについては、前向きに考えさせていただきたい、そしてこの見附市の例を参考にしながら、本市でどのような条例を作ったらいいのか、検討させていき、制定へ向けて努力をさせていただきたいと思います。

○7番議員（高田チヨ子） ありがとうございます。よろしく願いいたします。

それでは、次に介護保険ボランティアポイント制度についてお伺いいたします。

SWC構想の上からも、この介護保険ボランティアポイント制度というのは必要なことだと思います。今、5期計画の中で実施するということですが、この内容はどのようなふうになるのでしょうか、お伺いいたします。

○健康福祉部長（迫田福幸） 事業内容についてのお尋ねでございますが、介護保険ボランティアポイント制度の内容等につきましては、第5期計画期間中の実施に向けて要綱の作成と詳細を詰めていくこととなりますが、現時点における内容で申し上げますと、対象者は65歳以上の高齢者で、介護保険第1号被保険者を予定しております。

また、ポイント付与の対象活動につきましては、介護保険施設等におけるボランティア活動、市が実施する健康増進や介護予防活動への参加等を予定しております。

ポイント交換の上限につきましては、年間で5千円を上限とするポイントを予定しておりますが、現在実施している霧島市や薩摩川内市などと同程度のものを考えております。

また、換金につきましては、地域の活性化につながるよう、商工会議所や菜の花商工会が発行する商品券にも交換できるようにしたいと考えております。

なお、1日のボランティア活動につきましては、2時間を限度に1時間当たり100円のポイントを付与する予定でございます。

○7番議員（高田チヨ子） ありがとうございます。何かやっとな計画が取り入れられるのかなって、そんなふうな思い、うれしくなりました。この制度を実施することで対象者がだれでも参加でき、さらに、毎日を楽しく、生きがいを持って生活できるようになったらいいなと思います。さらに、医療費の削減につながって、経済的効果に波及されていけばいいと思いますけれども、このことについてはどうお考えになりますでしょうか。

○健康福祉部長（迫田福幸） 議員ご指摘のとおり、高齢者のボランティア活動につきましては、閉じこもりがちや、あるいは健康増進を目指す上から非常に大切な施策であり、今後、医療費の削減にもつながるものと思っております。

○7番議員（高田チヨ子） ありがとうございます。

それでは、なのはな館についてお伺いいたします。

9月2日に市民相談会をいたしました。実は、そのとき、なのはな館はどうなっているの、今のままではもったいないよって、今市長からもご答弁いただいたんですけども、なかなか前に進まないのが実情だと思うんです。

そこで、この提案者は取り壊すのではなく、有効活用してほしいと提案したんです。この案は、今までだれも想像しなかったことではないかと思しますので申し上げる訳ですが、なのはな館には宿泊施設、温泉、プール、食堂、すべて揃っています。それを生かしてホテルを、ホテルの学校、ホテル大学と言いますか、そういう学校にしたらどうですかって言われたんです。指宿は、観光都市でホテルが多いです。そこでホテルに就職する前にここを利用して1級のホテルマンを育成したらどうか、また現在ホテルで働いている人の研修施設にしたらどうか、そして宿泊客も入れて安価な料金で泊まれるホテルにして、お客様にも喜んでいただけるのではないだろうか。

さらに、この学校を卒業したら1級のホテルマンとして市内のホテルや県外のホテルにも就職できるようにする、こうすると雇用も拡大し、人材も育っていきます。一石二鳥にも三鳥にもなるのではないのでしょうか。

私は、この提案の提案者からこの話を聞いて、すごいなって、全然思いもつかなかったことだけでも、本当にそうできたらいいんじゃないかなって、そんなふうに思ったんです。

このことに対して執行部の方はどう思われますか、お伺いいたします。

○総務部参与（久保憲一郎） 大変貴重なご意見をいただきました。なのはな館の利活用につきましては、これまでの間、議員ご指摘のとおり、多くの市民の方々からいろんなご意見、ご提案をいただいているところであります。なのはな館は県が総事業費約69億円を投じて建設した施設であり、温泉やプールなどの健康増進施設を初め、絵画室、木工室、陶芸室など高齢者の方々の生きがいつくり、健康づくりの場として、これまで多くの市民の方々に親しまれ、利用されてきた施設であることから、本市といたしましてもこの施設を何とか有効活用したいという思いは、ご意見を寄せていただける市民の方々と同じでございます。

ご承知のとおり、なのはな館は毎年2億円を超える管理運営費を必要としておりましたので、市が県からの施設の譲渡を受けた際、市によってなのはな館を運営した場合の試算を行ったところ、多くの財政負担が生じることが懸念されたことから、市での直接的な運営は難しいと判断したところでございます。

しかしながら、周辺地域に市の体育施設や観光施設、民間のホテル、旅館等が立地する市

の振興，発展にとって重要な地域であることなどから，現在施設を有効活用していただける事業者を選考すべく2回目の公募実施の可能性について協議をしているところでございます。

市といたしましても，何とか現在の状況を解消し，後年度に財政的な負担を残すことがないような形での施設の有効活用が図られるよう，今後とも検討，努力してまいりたいと考えているところであります。

○7番議員（高田チヨ子） 本当に事業者を探すというのが先行しているようではけれども，何とかこのホテルを生かしていける，そういう考えもまた改めて考えてほしいなと思うんですけれども，どうかよろしく願いいたします。

難しいかとは思いますが，何とか考えてみていただければありがたいと思いますので，どうかよろしく願いいたします。

それでは，クーリングオフについてお伺いいたします。

今説明をしていただきました。このクーリングオフ制度は消費者を守る制度だということは，私もよくわかっているところです。しかし，12月に制度が変わったことによって被害に遭うのは消費者ばかりではないということが最近わかりました。もちろんこのクーリングオフ制度は消費者を守る制度です。

しかし，工事業者も発注者が身内だったり知り合いだったり，金額的に少額だったりすると，口約束だけで，見積もりだけで工事をしてしまう場合があります。そうすると，契約書を作らない，そのまま工事をしてしまう，そういうことが起きてしまうのです。その工事が全部終了して，いざ集金に行ったらお金がもらえなかったということが実際に起きたんです。このことに対してどうお考えになりますでしょうか。

○産業振興部長（下吉耕一） クーリングオフ制度は，消費者を守るために創設された制度でありますけれども，場合によっては，議員ご指摘のように，事業者側が被害に遭うということもあるかもしれませんので，制度の内容を事業者側も熟知していただく必要があるというふうに思っております。

今後も広報紙等を通じて，周知に努めたいというふうに考えているところでございます。

○7番議員（高田チヨ子） 消費者も工事業者も被害に遭わないようにすることが一番大事だと思います。そのために市民に必ず契約書を発行するように周知することが大事である，そのように思いますけれども，このことはどうでしょうか。

○産業振興部長（下吉耕一） すべてやはり契約ということがスタートになろうかと思しますので，そのことについても市民向けに十分な周知を図ってまいりたいというふうに考えております。

○7番議員（高田チヨ子） このクーリングオフのことを消費者もまた工事業者も悪用する人が出ないようにすることが一番だと思いますので，何とか市の方で対策を練って周知をしていただきたいと思しますので，よろしく願いいたします。

最後に、パラリンピックの父、エルグッドマンという方がいるんですけども、失われたものを最大限に生かせと、どうせ数えるなら欠点より長所、できない理由よりできる可能性の方がずっといい、そうすれば世界が広がる、必ずできる、やってみせると決めれば知恵がわき勇気がわく、我が目標と夢を真っ直ぐ見つめ、かけがえのない日々を送っていきたいと思います。

以上で終わります。

### △ 延 会

○議長（森時徳） お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめ延会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森時徳） ご異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決定いたしました。

なお、残余の質問は明日に行いたいと思います。

本日は、これにて延会いたします。

延会 午後 4時09分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

指宿市議会

議 長 森 時 徳

議 員 高 橋 三 樹

議 員 田 中 健 一

# 第 3 回 定 例 会

平成24年 9 月20日

(第 3 日)



第3回指宿市議会定例会会議録

開議 平成24年9月20日午前10時00分



1. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 一般質問

---

1. 本日の会議に付した事件

- 議事日程のとおり

---

1. 出席議員

1番議員	井元伸明	2番議員	西森三義
3番議員	浜田藤幸	4番議員	高橋三樹
5番議員	田中健一	6番議員	木原繁昭
7番議員	高田チヨ子	8番議員	新宮領進
9番議員	下川床泉	10番議員	中村洋幸
11番議員	前之園正和	12番議員	物袋昭弘
13番議員	前原六則	14番議員	福永徳郎
15番議員	新川床金春	16番議員	六反園弘
17番議員	前田猛	18番議員	大保三郎
19番議員	下柳田賢次	21番議員	松下喜久雄
22番議員	森時徳		

---

1. 欠席議員

なし

---

1. 地方自治法第121条の規定による出席者

市長	豊留悦男	副市長	渡瀬貴久
副市長	上村欣久	教育長	池田昭夫
総務部長	邊見重英	市民生活部長	谷口強美
健康福祉部長	迫田福幸	産業振興部長	下吉耕一
建設部長	三窪義孝	教育部長	濱田悟

山川支所長	森 健 一	開聞支所長	井 上 修 一
総務部参与	久 保 憲一郎	産業振興部参与	中 間 竜 郎
建設部参与	上 谷 修	総務課長	高 野 重 夫
企画調整監	末 吉 龍一郎	危機管理室長	森 和 美
市民協働課長	馬 場 久 生	長寿介護課長	野 口 義 幸
健康増進課長	上川路 正 和	商工水産課長	中 村 俊 治
学校教育課長	瀬戸山 稔		

---

1. 職務のため出席した事務局職員

事務局長	福 山 一 幸	次長兼議事係長	岩 下 勝 美
調査管理係長	鮎 川 富 男	議事係主査	濱 上 和 也

△ 開 議

午前10時00分 開議

○議長（森時徳） ただいまご出席の人員は定足数に達しておりますので、これより、本日の会議を開きます。

△ 会議録署名議員の指名

○議長（森時徳） まず、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、議長において、木原繁昭議員及び高田チヨ子議員を指名いたします。

△ 一般質問

○議長（森時徳） 次は、日程第2、一般質問を行います。

昨日に引き続き一般質問を続行いたします。

まず、西森三義議員。

○2番議員（西森三義） 皆さん、おはようございます。本日は私の地元からも傍聴に来てくれておりますので、気合を入れて質問をしたいと思いますが、その前に、本日の新聞に台風16号による農業被害額が県内で約7億9,000万円と掲載されておりました。指宿市においては、農業関係で約4,700万円の被害とのことでした。秋冬野菜については余り被害を受けなかったと聞きましたので、これからの管理に力を入れて、今回の被害額以上の収入を得られるよう頑張ってくださいと思っています。

それでは、これから通告に基づき順次質問をいたします。

まず、漁業振興についてであります。

我が指宿市は海に接していることから、昔から漁業で生計を立てている人たちも多く見られていたが、近年においては、水産資源の減少、魚価の低迷等により漁業経営は厳しい状況にあることから、農業に従事する人も増えているようですが、漁業で頑張っている若い人も育っているようです。

そこで、伺いたいします。農業を新規にやりたい人には、今年から実施されている青年就農給付金等があり、技術面についても、指導農業士に相談できる仕組みで充実しておりますが、漁業をやってみたい人、あるいは、漁業後継者に対する育成の取組はどうなっているか、伺いたいします。

それから、市長の施政方針でも示されております魚場の整備や藻場造成の状況はどうなっているか。ヒラメ、タイの放流の成果も併せて教えていただきたい。

また、テレビ報道等でもありましたように、中国等からの大型客船が鹿児島島に入港し、デパート等で大量に買い物をしている光景が見られたが、指宿においても、指宿港海岸整備に併せて大型客船が寄港できる港の整備はできないか、伺いたいします。

次は、2つ目の防災対策についてであります。

8月30日付の南日本新聞に、南海トラフ大地震の被害想定を政府が発表した記事が掲載されていました。指宿市は地震だけでなく、ゲリラ豪雨や台風による被害を心配するところです。

そこで、早急に整備しなければならない危険箇所は何箇所あるか、お伺いいたします。

また、6月の大雨でも家屋の床下浸水等の被害が発生した二反田川上流の拡幅工事についてであります。昨年の9月議会でも同僚議員が質問されており、そのときの答弁では、管理者である県に、河川の改良・整備を要望していくとありましたが、県とどのように協議しているか、お伺いいたします。

それから、私の地元である瀬崎集落の沖合に消波ブロックを設置できないかお伺いするわけですが、このことにつきましては、旧指宿市時代に地元から選出されておりました議員さんが、平成7年3月議会から平成17年12月議会において4回質問されており、平成7年には、海岸事業長期計画の中で離岸堤を2基計画していますとの答弁もあったが、年月を重ねるたびに、越波対策について国道事務所と協議していきたいとの答弁になっております。

財政面を考えると、できるだけ国に工事をしてもらうことが一番だと思われませんが、現実的にどのような工法で越波を防ぐ考えか、お伺いいたします。

また、東日本大震災があつてから全国各地で自主防災組織による訓練の様態をテレビ、新聞で報道されておりますが、指宿市ではどれだけの地区で自主防災について組織化されているのか、また、取組はどうなってるか、お伺いいたします。

3つ目は、市民の健康増進対策についてであります。

このことにつきましては、多くの市民が健康であってほしいと誰もが望んでいることだと思います。そのためには世代を問わず、多世代間で楽しむことのできるスポーツが一番だと考えることから、新田川流域公園用地の一部を活用してパークゴルフコースを設置できないか、お伺いいたしまして、1回目の質問といたします。

**○市長（豊留悦男）** 漁業振興について、後継者育成の取組について質問をいただきました。

本市の水産業は、水産資源の減少、魚価の低迷、燃油の高騰などにより大変厳しい状況が続いております。また、漁業従事者の高齢化が進む中、漁業後継者・担い手不足が深刻な状況となっております。

そのようなことから、本市では漁業後継者等に対して、有能な人材の育成及びその確保を図ることを目的に奨励金を、また、40歳以下の漁業就業者が結婚された場合、結婚祝金を交付しているところでございます。

さらに、漁業就業者の漁業経営の安定化を図るために必要となる資金については、資金需要に応じた金融制度などによる支援もでございます。そのほか、漁業に関心がある方に対して、市のホームページを活用して漁業就業者・後継者の育成等の情報等の提供も行っております。

一方、県では、担い手づくりの対策として、意欲と能力のある中核的な漁業者の育成と後継者対策を推進するため、ザ・漁師塾の開催や漁業生産の担い手育成確保事業を実施しております。また、鹿児島県漁業協同組合連合会では、漁業就業者相談、漁業研修等を実施して、漁業就業者・後継者の確保・育成にも取り組んでおります。

今後とも、鹿児島県、県漁連等とも連携を図り、意欲と能力のある中核的な漁業者の育成など、担い手づくりを推進していきたいと考えております。

次に、市民の健康推進対策、パークゴルフ場、パークゴルフコースの設置についての質問をいただきました。

ご案内のように、パークゴルフは昭和58年に北海道の幕別町において、閑散とした公園を利活用した競技として始められ、平成23年度現在、北海道を中心に全国で860か所、九州で43か所、鹿児島県においては、5か所のパークゴルフ場が設置されているようでございます。

パークゴルフは、グラウンドゴルフとゴルフの魅力を併せ持っており、国内外で競技者が増えているようであります。誰でも気軽にできることから、健康促進はもとより、三世代交流、観光浮揚や土地の有効活用等にも寄与しているようでございます。市民一人ひとりが生涯にわたって、スポーツ・レクリエーションに親しむことは、健康の保持・増進のほか、生きがいづくりや仲間同士のふれあい・交流を深めることができるものであり、明るく活気に満ちた生活を送る上で大変重要なものであります。これまでもスポーツ施設等の整備については努力してまいりましたが、今後においても、様々なレクリエーション施設の整備については、関係課と連携を図りながら、検討してまいりたいと思います。

以下、いただきました質問等については、部長等に答弁をいたさせます。

**○産業振興部長（下吉耕一）** まず、漁場の整備や藻場造成の状況でありますけれども、水産資源の減少や藻場・干潟の減少など、漁場を取り巻く環境は厳しさを増しております。本市の沿岸・沖合漁業における持続的・安定的な漁業生産を実現するため、魚礁等の設置や、マダイ・ヒラメ等の種苗放流を行っております。藻場造成につきましては、指宿地区藻場保全会と山川地区藻場保全会が中心となり、母藻の設置、食害生物の駆除、堆積物の除去等を行っております。

続きまして、タイやヒラメ放流の効果についてでございますけれども、現在、漁業協同組合では持続的・安定的な漁業生産を実現するため、マダイやヒラメなどの種苗放流を実施しております。

マダイにつきましては、平成23年度に鹿児島県全体で約117万尾放流しております。放流効果であります。平成22年度にかごしま豊かな海づくり協会が調査した結果、漁獲量の約1.6%が放流魚だったということでありまして、放流数の減少等により年々割合は減少しているようでございます。

ヒラメにつきましては、平成23年度に鹿児島県全体で約80万尾放流しております。放流効

果であります。平成22年度に調査した結果、漁獲量の約11.5%が放流魚だったということであり、資源の安定供給を支えるところでございます。

**○建設部長（三窪義孝）** まず、本市における危険箇所の数のご質問でございますが、指宿市地域防災計画では、災害危険箇所といたしまして、地すべり危険箇所6か所、土石流危険渓流、93渓流、急傾斜地崩壊危険箇所82か所の区域指定がなされております。

なお、これらの危険箇所に関しましては、県土木部所管の急傾斜地崩壊対策事業や砂防事業などにより、順次整備がなされているところであります。

次に、二反田川の雨水対策についてのご質問でございますが、二反田川水系につきましては、1080haの流域面積があり、JRから下流域については整備済みでございますが、上流部においては未改良区間があり、ことし6月27日の梅雨前線豪雨では、家屋の床下浸水や道路冠水などの浸水被害が発生いたしております。

これまでも地域から河川整備の要望書も出されておりますので、市としましても管理者である県に対しまして、二反田川上流部の河川整備を含めて総合的な浸水対策について要望したいと考えているところでございます。

また、先般の豪雨災害後には、県土木部長にも現地視察により浸水被害状況を確認していただき、河川整備の必要性・緊急性を十分認識していただいたところでございます。今後も二反田川上流部河川整備につきましては、地域と連携を図りながら県と協議してまいりたいと考えております。

**○建設部参与（上谷修）** 指宿港海岸整備と併せて、大型客船が寄港できるような整備はできないかのご質問でございます。

指宿港海岸整備は、海岸法に基づき、海水の浸入、海水による浸食を防止するための海岸保全施設を行うことを目的とした事業でございます。

指宿港海岸においては、背後で生活している方々の生命、財産を守るとともに、海岸線の美しさや砂浜を再生することにより海岸を防護し、海岸環境の整備と保全をも兼ね備えた海岸整備の実現に向けて取り組んでいるところでございます。

したがって、大型客船が寄港できる大型旅客船岸壁などの整備につきましては、海岸保全施設整備事業の中ではできないところでございます。

続きまして、瀬崎港の越波対策についてのご質問でございます。

瀬崎地区の海岸部におきましては、満潮時に強風や台風による越波が発生し、人家への影響や国道を通行する車の安全走行に支障を来していることは認識しているところでございます。

この越波対策として、沖合に消波ブロックを設置する離岸堤の計画がございましたけれども、道の駅・観音崎公園周辺の自然景観を損なうおそれがあることから、離岸堤よりも国道沿いへ幅広い消波工を設置することを国道事務所へ要望しているところでございます。



○総務部長（邊見重英） 自主防災組織のことについてご質問をいただきました。

まず、自主防災組織につきましては、住民一人ひとりが自分の命は自分で守る。そして、自分たちの地域は自分たちで守る。という考えのもとに、自主的に防災活動を行う組織のこととございます。

活動の目的は、大規模な災害時に予想される被害の防止、あるいは、発生した被害の軽減活動を、効果的、かつ、速やかに実施することであり、自主防災組織の役割は、平常時には予防的減災活動・災害時に備えた地域防災力の強化、防災体制づくりなどで、災害時には、応急的活動・迅速な災害対応の実施ということとございます。

本市における自主防災組織の組織率につきましては、平成24年4月1日現在で、102自治組織のうち87組織、組織率で申しますと約92%となっているようでございます。

次に、自主防災組織の最近の取り組みの一例を申し上げたいと思います。昨年3月に発生いたしました東日本大震災や、本年6月に指宿市防災マップを皆様方に配布させていただきましたことにより、市内の危険箇所や浸水区域等を市民の皆さんが新たに認識していただいたということに思っているところです。

このようなことから、市民の皆さんの防災意識も高まり、各地域で自主防災組織の活動が活発化していると思っております。例えば、柳田校区におきましては、やなきた絆プロジェクトという組織を立ち上げ、地域独自のきめ細やかな防災マップの作成や、避難計画などの防災計画を作成しておられます。

また、先日9月9日に実施いたしました指宿市救急・防災訓練におきましても、開聞十町区の自主防災組織に参加を呼びかけましたところ、約50人の市民の皆さんが参加していただいたところとございます。このほか、土砂災害警戒区域等に指定された区域を持つ自主防災組織からも、危険区域の詳細な避難行動についての相談等もございます。このような方々には地域の自主防災組織の積極的な活動をお願いしているところです。

○2番議員（西森三義） それでは、2回目以降の質問に入らせていただきます。

先ほど答弁をいただきました漁業関係についてからですが、漁業関係については、今、有能な人材育成に努めているという市長の答弁がありましたけど、今回、この漁業関係について質問したことについては、クロマグロ養殖をされている企業が指宿で養殖ができないか調査に来た折、長崎県五島市で同企業が養殖している現場を見学してみませんかと言われ、漁業をしている若い青年並びにハマチ養殖業の後継者として頑張っている青年も同行したことから、今後の漁業経営に対する意欲を感じたため、何とか支援できる方策はないか考え、質問いたしました。

これからも漁業関係者と意見を交わしながら自分なりに、どのような支援ができるか行動し、また、クロマグロ誘致については今回実現できませんでしたが、今後ともクロマグロ養殖企業と連携を取り合っ、いい方向が見出せるよう取り組んでいきたいと思いますが、市

として誘致に向けての支援策は検討できないか、お伺いいたします。

○産業振興部長（下吉耕一） 近年、マグロ養殖への新規参入や規模拡大の動きが広まってきております。背景には、マグロ漁獲規制の強化、国産魚介類への根強い需要、アジア市場への期待があるとされております。

また、長期的な価格低迷、経営不振に苦しむほかの養殖をマグロの養殖に転換する業者が多いとも言われております。資本と技術力を持ったマグロ養殖業者の参入につきましては、新たな地元雇用と地域の活性化にもつながると考えております。

ただ、漁場の確保、種苗・えさの安定確保、地元漁協との調整等もありますので、まずは関係漁協、県などと協議しながら、支援について進めていく必要があるというふうに考えておるところでございます。

○2番議員（西森三義） 今、部長の方から答弁いただきましたが、そういうふうな資金力のある企業が指宿に来ることによって、地域の活性化も図ると、そういうふうに部長も思っているように見えるので、是非、今後いろんな支援で期待をしたいと思います。

次に、先ほど答弁をいただきましたが、大型客船の入港できるような港の整備はできないとのことでありますが、まず、生命、財産を守ることが一番だと思います。

では、指宿港並びに山川港において、漁船と遊漁船の増加に伴い、船着き場が不足しているようであるが、港の整備はできないか、お伺いいたします。

○建設部参与（上谷修） 指宿港の整備についてのご質問でございます。

指宿港の現状につきましては、議員ご指摘の状況も見受けられることから、県施工により係留施設を備えました防波堤、浮き桟橋の整備を行う計画となっております。

○産業振興部長（下吉耕一） 山川漁港の整備についてでございます。

台風時の避難港としても利用される山川漁港は、最近の遊漁船等の増加に伴い、係留施設が不足しているようであります。県管理の施設でもありますので、県・漁協と協議しながら、係留施設の整備や漁港内における利用水域の調整を図っていきたいと考えております。

○2番議員（西森三義） 指宿港、山川港において整備を行ったり、あるいは、県と協議してもらったりというふうになっておりますので、是非、前向きに取り組んでいただきたいと思います。

それでは、防災についての質問に入ります。

先ほど答弁をいただきました危険箇所は相当数ありました。その際、危険箇所を整備する際の優先順位はどのようになっているのか、お伺いいたします。

○建設部長（三窪義孝） 危険箇所を整備する際の優先順位のご質問ですが、本市では、先ほど答弁いたしましたとおり、地すべり危険箇所や土石流危険渓流、急傾斜地崩壊危険箇所など、自然災害により人的被害を受けやすい箇所が危険区域として多数指定されております。

現在、急傾斜地崩壊対策事業を開聞川尻地区と新西方細田地区において実施しております。また、土石流危険渓流箇所につきましては、二反田川水系の田之畑地区において、砂防工事を実施しております。

これらの危険箇所の整備に関しましては、事業用地の確保が不可欠となりますので、地権者の同意や所有権移転等の手続が必要であり、これら諸手続が完了した箇所から優先的に整備していくこととしております。

○2番議員（西森三義） ただいま部長の方が答弁されました。いろんな危険箇所については優先的にその優先順でやっていく。ただ、地権者の同意が必要であると。それが大前提であるというようなことを申されましたが、それでは、以前私が、池田方面から尾下地区へ行く途中に大きな崖があり、そこは畑に行く車両も多いことから、防災工事はできないか相談したことがありました。そのときは地権者の同意が得られていないため工事することができないと言われましたが、その後も進展はないか、お伺いいたします。

○建設部長（三窪義孝） 議員ご指摘の箇所は、池田地区から尾下地区へおりていきます市道林迫線のことであろうかと思えます。この箇所は落石の危険があることから、防災対策を計画しているところではあります。相続の関係で所有権移転等の手続が未了でありますので、工事に着手できていない状況であります。

このようなことから、現在、落石注意の注意喚起看板を設置するとともに、大雨や台風時等には重点的にパトロールを実施しているところであります。

○2番議員（西森三義） まだまだ我が指宿市には大きな崖を背負った集落もあります。例えば、新永吉地区にしてもしかりです。そういうふうな危険場所については、今、部長が答弁されたように、随時パトロールをしてもらって、住民に被害が及ばないようにしていただきたいというふうに考えております。

それから、岩本宮ヶ浜吹越線については、大雨のたびに崖地が崩壊し通行どめをしているが以前の同僚議員への答弁では、早期に安全対策を図りたいとのことであったが、近々岩本交差点改良と併せて、海岸に通ずる市道等も整備されれば、更に通行量も増加すると思われるが、整備する考えはないか、お伺いをいたします。

○建設部長（三窪義孝） 岩本宮ヶ浜吹越線の崖地の整備計画についてのご質問ですが、この路線は海岸線を通る風光明媚な路線であり、観光道路として、また、国道226号の渋滞を緩和するなど、バイパスとしての役割も果たす道路となっております。

しかしながら、宮ヶ浜港から今和泉漁港関連道までの約1kmにわたり崖地が続いており、異常気象時に降雨量が多くなると法面崩壊が発生するなど、その状況については認識しているところでございます。

現在のところ、大雨や台風など降雨量が多い場合は重点的にパトロールを実施し、また、通行止めなどの処置を行うなど、災害防止に努めているところであります。

市といたしましては、早急に安全対策を図りたいと考えておりますが、そのほかにも急傾斜地など早急な対策を図らなければならない危険箇所もありますので、これらとの優先度を考慮しながら、事業化を検討してまいりたいと考えております。

○2番議員（西森三義） 確かに優先順位があろうと思います。ただ、今、部長も答弁をなされたように、観光道路でもある。また、国道のバイパスとしても使える。そういうふうな重要な路線だと思います。今、事業化に向けて検討してまいりたいという答弁でございましたので、できるだけ国、県にも働きかけて早期に工事ができるようにお願いしたいと思います。

それでは、二反田川の整備につきましては、6月の大雨後に県の部長さんも調査をして、河川整備の必要性を認識したと聞きましたが、早急に工事をしていただければありがたいことですが、そうでなければ、1年前に同僚議員が提案された遊休地を活用して調整池を設置できないか、お伺いをいたします。

○建設部長（三窪義孝） 調整池による対策は考えられないかのご質問であります。議員ご指摘のとおり雨水対策としましては、河川拡幅による自然流下方式、ポンプによる強制排水、雨水流出量を抑制する調整池等が考えられます。

二反田川上流部の対策といたしましては、遊休地を利用した雨水調整池の検討を含めまして、どのような雨水排除施設が適しているのか、総合的な浸水対策について河川管理者である県と協議をしてまいりたいと思っております。

○2番議員（西森三義） 今、県と十分検討してまいるということですので、今年も先ほど申したように浸水が出ております。どうか早目の検討をしてもらって、早期着工ができるようお願いをしたいと思います。

次に、瀬崎集落関係についてであります。先ほど道の駅があり、自然景観等損なう恐れがあると答弁をされましたが、沖合に2基の消波ブロックができたぐらいじゃ何ら景色に影響はないと思うんですが、そこあたりは財政面を言われれば、国に援助してもらえればいいことではあります。先ほど答弁でありました消波工とはどのような工法なのか、お伺いをいたします。

○建設部参与（上谷修） 瀬崎港での具体的な越波対策についてのご質問でございます。

瀬崎地区の越波対策といたしまして、国道事務所へ要望しております消波工とは、既設の護岸のかさ上げと、護岸前面に積まれております消波ブロックの増設により越波を防止しようとするものであります。この工法は、国道226沿線の前之浜地区、喜入地区の越波対策として採用されているものと同様でございます。

○2番議員（西森三義） ということは、今の堤防のところに更にまた何mかかさ上げをして、あるいは、あのブロックを何段も積むと、そういう工法ですか。

○建設部参与（上谷修） そのとおりでございます。

○2番議員（西森三義） 先ほども申し上げましたように、もう平成7年から質問されていると

ころでございます。私は、瀬崎集落において祭りに出席した折に、長老の方から「おいげいたいは、被害が出らん、市は何じゃせつくれんたっど」というような強い怒りで怒られました。何とか早期にそういう越波対策ができるようお願いをしたいと思います。

それから、今回の台風16号では、大潮であったものの風向きの関係で越波はなかったと聞きましたが、普段の少しの風や台風で国道に大木等が入ってくる防砂堤への出入口に開閉式の扉を設置できないか、お伺いをいたします。

○建設部参与（上谷修） 瀬崎港の護岸の開口部についてのご質問でございます。

瀬崎港におきましては、護岸の開口部が3か所あり、うち2か所につきましては地区住民から要望書の提出を受け、国道事務所によりまして防潮ゲートを平成19年に設置していただいているところでございます。防砂堤入口の1か所につきましては、当時、防砂堤へは頻繁に利用者が出入りすること、防砂堤である程度の波は防御できていることなどの理由から、地元から開放の要望があったため、設置しておりません。

未設置の防砂堤入口部分につきましては、越波対策と併せて設置を検討してまいりたいと思います。

○2番議員（西森三義） 今、参与の方から答弁がありました。地元の方は何か勘違いをされて、防砂堤に出入りができないんじゃないというような勘違いがあったのじゃないかと。一番大事なところだと思いますので、今、参与が言われました早急に検討するというところでございます。是非、早急に検討していただきたいなというように思っております。

それから、国道から道の駅に行く海岸側の護岸の根元部分が長年の荒波により空洞になっております。一部住宅地内の陥没については応急処置をしていただきましたが、根元部分の補修をしないと、すぐ吸い出されてしまうと思われまます。どのような対策を講ずるつもりか、お伺いをいたします。

○建設部参与（上谷修） 瀬崎港護岸の吸い出し対策についてのご質問でございます。

現地を確認させていただきまして、必要な部分につきましては早急に維持補修をしてまいりたいと考えております。

○2番議員（西森三義） 是非潮が引いたときに現地をよく確認してみてください。国道の方から本当に道の駅に行くまで根元部分が大きくえぐられておりますので、参与が答弁されたように、必要な部分は早急に工事をしていただきたいと、よろしく願いをしておきます。

それでは、先日危機管理室の職員より自主防災組織の資料をいただきました。先ほど答弁にもありましたし、また、資料の方にも載っておりましたが、87団体が組織されていると記載されていますが、それでは、市の指導、支援はどのようになっているか、お伺いをいたします。

○総務部長（邊見重英） 自主防災組織に対する市の指導、支援についてのご質問でございます。

地域における防災計画作成や災害時の避難行動についての在り方などについて、それぞれ



の組織で自主的に検討しておられます。そのような組織や自治公民館に対してましては、情報や資料の提供をするとともに、自主防災組織の活動についての説明をさしていただいております。

また、地域の自主防災組織で座談会や訓練等の開催の連絡をいただいた折には、当然市や消防署と連携いたしまして、災害種別に合わせた講習や訓練の指導・助言などを行っているところでございます。

**○2番議員（西森三義）** 今、総務部長が言われましたように、関係機関と連携をとって訓練等の指導をしているということでございます。

ことし私は、5月16日から5月18日にかけて所管事務調査で埼玉県内の4つの市を訪問いたしました。その中で、2か所の中で自主防災組織に対する支援措置が充実していました。調査した市並みとは言いませんが、指宿市民に自主防災に対する認識を持っていただくため、どのような方策をとられるのか、お伺いをいたします。

**○総務部長（邊見重英）** 先ほど申し上げました2つの支援というのも、それぞれの自主防災組織に対する意識を高めていただく方策であろうと思っております。

また、各種防災訓練に自主防災組織や市民の方々が参加していただくということも、それぞれ意識を高めていただく上では大変大事だろうと思っております。例えば、8月26日、瀬崎地区で実施いたしました指宿市と鹿児島市の消防合同訓練には、この日は大変大雨で天気が悪かったんですけれども、瀬崎の館長さんを中心にご協力をいただきました。

また、地域の自主防災組織の方々には防火訓練に参加していただく予定だったんですけれども、先ほども申しましたように、大雨の関係でその活動はいたしませんでしたけれども、天候の悪い中、地域の住民の方も、私どもが実施しておりましたその消防署、消防団の訓練の様態を熱心に見学されていらっしゃったようでした。

そしてまた、先ほどこれも少し答弁させていただきましたが、先般の開聞地域で実施しました指宿市救急防災訓練には、開聞十町区の自主防火組織の方々が多数参加いただきました。そして、総合的な救急・防災訓練が実施することができました。

このような各種の防災訓練に多くの自主防災組織の方々や市民の方が積極的に参加していただき、指宿市や指宿市消防団、指宿地区消防組合などの様々な関係団体と一体となった防災活動を繰り返し継続的に行っていくということで、市民の皆様の自主防災の意識が更に高まっていくと思っております。

したがって、このようなことに寄与できる市の施策というものをこれからも実施していきたいと考えております。

また、もう一方で、自主防災組織の活動の環境の整備ということも大事だろうと思っております。市では現在コミュニティ助成事業を活用して自主防災組織の資機材の整備を進めていくということで取り組んでおります。



これにつきましても、各自主防災組織に、この事業に積極的に取り組んでいただければと考えているところです。

○2番議員（西森三義） 今、答弁をいただきました。私の地元である瀬崎地区でも実施した。話には聞いていたんですが、ちょっとその日は都合が悪くて私は参加できませんでした。いつも瀬崎の方では訓練をやっております。

また、今、答弁がありました活動してもらうために整備も大事であるとのことでしたので、そういうふうないろんな資機材の整備等もしていただければありがたいというふうに思っております。

それから、先ほど答弁の方にもありました防災ハザードマップが市民に配布されております。災害時の行動等詳細に記載されておりますが、ゲリラ豪雨が発生した場合、治山工事済みである瀬崎集落の住民に対する、要援護者も含めての避難指示をどのようにされるのか、また、防災マップには瀬崎集落の避難場所すら記載されていないが、どのように対応されるのか、お伺いをいたします。

○総務部長（邊見重英） 住民の方々に対する避難指示等についてでございますけれども、これにつきましては、最も迅速かつ確実な効果的な方法により実施するよう努めることとしておりますけれども、具体的に申し上げますと幾つかございますが、関係者によって直接口頭により伝達する。サイレンをもって伝達する。広報車による呼びかけにより伝達する。市の防災行政無線、電話、その他の方法により伝達する。あるいは、各地区で整備されております放送施設の利用により伝達するというような手法がございます。各地域の中で、これらに適したものによって、伝達をしていくということになると思うんですけれども、特に、今年度から市の防災行政無線を市内全域を対象に4年間をかけて年次的に整備することとしておりますので、災害関係の情報の伝達が今よりも効果的に行えるようになるのではないかと考えているところです。

それと、更に、高齢者の方であるとか、災害時の要援護者の避難につきましては、これにつきましては地域住民の方々と、市などの関係機関が協力して情報伝達をしたり、避難所への移送を行うというようなことが重要で、効果的でございますので、その仕組みづくりというものを今よりもまだ進めていく必要があると認識しているところです。

それと、あと、防災マップの中に瀬崎には避難所がないというお話でございました。

確かに小牧瀬崎地区の1次避難所としては、小牧の営農センターが担っているところでございます。この集落の公民館等を避難所として市が指定していない集落というのは結構ございます。その理由につきましては、例えば、その地域が土砂災害危険箇所であり、公民館等がその区域内に設置されているということなどが上げられます。

市といたしましても、今後は早め早めの避難情報の提供と、避難の支援につきまして十分な対応を行い、市民の皆さんの生命、身体、財産の保護に努めてまいりたいと考えていると

ころでございます。

それから、瀬崎地区の避難所につきましては、集落よりも高いところ、小牧の入口になりますが、道の駅という施設もございます。ただ、ここはいろいろな土産物販売であるとか、指定管理者が管理されているとか、避難所として活用できるのかどうかということは、いろいろな課題もございますけれども、瀬崎地区については、今後検討していかなければならない施設の一つではないかなという考えはあるところでございます。

○2番議員（西森三義） 避難については、これからいろんな要援護者も含めて仕組みづくりをしていくということでございました。

また、瀬崎においては、道の駅の施設を何とかできないか検討していく必要があるという答弁でございましたので、前向きにできるようによろしくお願いをしたいと思います。

それでは、パークゴルフコースについてでございますが、パークゴルフコースを設置するには、いろいろ聞き取りをする中で、相当な金額も必要だということでございました。そうであるならば、国、県と一体となった公園整備事業を活用できないかと考えますが、余りお金をかけずに公認コースを設置する方法を同僚議員から聞きました。それは、開聞の草スキー場を活用して設置すればいいのではないかとのことです。開聞の草スキー場の場所であれば、起伏のあるすばらしいコースができると思われますが、遊休地を利用した設置はできないか、お伺いをいたします。

○産業振興部長（下吉耕一） ふれあい公園の草スキー場跡地のパークゴルフコース設置につきましては、過去の産業建設委員会で、委員の中から設置の提案があったところでございます。その後、現地で検討いたしました結果、草スキー場跡地は傾斜が強過ぎてボールがどこまでも転がってしまいまして、パークゴルフ場にするには造成工事を行う必要があります。多額の費用を要することが予想されることから、現在まで整備に至っていないところでございます。

○2番議員（西森三義） いろんな方法で横にしたり、斜めにしたり、いろんな方法もあろうと思いますが、それにしても造成工事は要るのではないかなというようには考えておりますので、そうであれば、市内にある農村公園を利用してパークゴルフコースを設置できないか、お尋ねをいたします。

○産業振興部参与（中間竜郎） 農村公園を利用してパークゴルフ場のコースはできないかということでございますが、現在、市内には農村公園17か所が設置されておりまして、地域住民の健康増進と憩いの場として活用されているところでございます。

農村公園の敷地につきましては、市有地が5か所、区有地が12か所となっており、その管理につきましては、地域の自治会や管理組合で実施していただいている状況でございます。

農村公園は基本的にその地域の公園として位置づけられていることから、パークゴルフの設置につきましては、面積等の制限や農村公園の本来のあり方、そしてまた、利用状況と

様々な角度から検討する必要があるのではないかというふうに考えているところでございます。

○2番議員（西森三義） 今、産業振興部参与の方から答弁をいただきましたが、地域住民の健康増進に役立ててもらおうための農村公園であると。そうであるならば、これが最後の質問になると思います。私は先日多くの市民が利用しているカンタ公園のパークゴルフコースを視察いたしました。すばらしいコースで、カップも普通のゴルフのカップじゃないんです。いっどんの焼酎瓶が入るぐらいの穴で、これなら多くの市民も参加できるスポーツであると思いました。

そこで、お聞きいたしますが、ただいま答弁をいただいた農村公園で、コースを設置する面積も十分もあり、地区民からも要望があれば設置を検討していただけますか、市長、答弁をお願いいたします。

○市長（豊留悦男） 大変すばらしいアイデア、提案をいただきました。やはり高齢化社会に向けて、身近に、気軽に運動ができ、それで健康につながるような施設であるとすれば、やはりこの設置については真剣に考えていかなければならない、そう考えております。

全くの私案でございますけれども、例えば、先ほど議員から指摘がございましたように、調整池として浸水対策をする場所があるとすれば、その調整池を親水公園、つまり親しまれる公園、その公園の一つとしてスポーツ公園、子どもも触れ合いのできる公園、そういうのは総合的に浸水対策と同時に図れるとしたら、耕作放棄地とか、その他市で利用できるようなそういう場所、また、その所有者が同意が得られるような場所があれば、身近な場所に、歩いていけるようなそういうところにパークゴルフ場があるとか、グラウンドゴルフ場があるとか、そうしますと利用価値も高まり、ひいては高齢者の健康づくりにも役立つであろうという一つの方策として、そのような整備の仕方も考えていかなければならないと思っております。

先週、私もカンタ公園に参りました。確かにすばらしいコースで、しかも近隣の年を重ねた方々が嬉々としてそのスポーツを楽しんでいる様子、あるいは、すなわち私どもが目指す高齢者の生きがいづくりでもあろうと考えております。

そういう意味で、このパークゴルフ場を含め、お年寄りとか子どもが本当に近くで楽しみ、そして、それがつまり触れ合いとか、子どもの育成とか、高齢者の健康づくりにつながるような総合的なこういうパークゴルフ場の整備というものについて、真剣に考えていかなければならないとそう考えております。

○2番議員（西森三義） 今、市長の方からすばらしい意見がございました。是非スポーツ公園あるいは総合整備公園という位置づけで、市民が誰でも参加できるこういうパークゴルフを、指宿市も、是非、設置をお願いしたいと思います。これは要望しておきたいと思っております。

これで一般質問を終わりますが、どうか指宿市がよくなるためにみんなが一致協力してい

ろんな方策を考えていくというふうにしていきたいと思います。

これで終わります。ありがとうございました。

○議長（森時徳） 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時55分

---

再開 午前11時04分

○議長（森時徳） 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続行いたします。

次は、前田猛議員。

○17番議員（前田猛） 17番、前田でございます。よろしくお願いいたします。

私は、さきに通告しましたとおり、1、農業振興についてと、2、教育問題についての質問をいたします。

農業振興の（1）の人・農地プランにつきましては、取材と自分の勉強の結果、十分理解を得ましたので、今回は質問しないことにいたしました。

ただ、ここで人・農地プランについて少しだけコメントをさせていただきます。

農業を取り巻く情勢については、自然災害発生が増、農業資材等の高止まり、そして、農産物の輸入攻勢や、米国の大干ばつにより日本の家畜飼料の主原料であるトウモロコシの大幅な減産が確実にようになってきており、農業経営の厳しさは増加の一途をたどってきております。

特に、ことしの春カボチャが販売されたわけですがけれども、輸入物が多く出回り、単価安となりました。収入減につながっております。更に、今後の家畜飼料高が農業経済に大きく影響を与えるようであると農家の意欲低下となり、離農への懸念も予測されております。また、農家の高齢化等で5年後、10年後の農業がどのように推移していくのか、先の見えない状況となりつつあります。

このような状況の中、今回、人・農地プランの作成の取り組みが始まりました。新規就農者を初め、農家の間では関心が高まってきているようです。そして、若い農業者にとって励みになる事業であると思われまます。この人・農地プランが強力に推進されることにより、今後5年後、10年後にわたり地域農業の中心となる経営体の育成が順調に進められ、その担い手に農地集積が計画どおり実行されますように期待いたします。

そして、本市は南の食料供給基地として位置付けされておりますが、今後このプランづくりで、なお一層拡大・発展し、更に農業振興へとつながるよう念願をいたします。

それでは、農業振興策として（2）の農作物鳥獣被害対策について質問をいたします。

今年も秋冬野菜の植えつけ時期となりました。ソラマメ、実えんどう、グリーンボールなど多種類の作物が11月初めごろから収穫が始まると思われまますが、このような時期になると鳥獣被害に遭い、損害を被り、収量減となっております。県内における農作物の被害は近年増加の一途となっているようです。イノシシ、鹿、猿による被害が6割から7割であるとの

ことですが、本市ではヒヨドリの被害が大きくなってきています。毎年発生する鳥獣被害に対し万全の対策を講じ、被害の減少を図ることはできないのかと思っております。

そこで、鹿児島県では鳥獣による被害増大に対し、新規2事業を掲げ推進する方針のようですが、その新規事業の内容について説明をお願いいたします。

②として、その新規2事業を受けまして、本市における鳥獣被害対策としてどのような取り組みを進めていくのかということをございます。お示しをお願いします。

次に、2、教育問題についての質問に入ります。

このたび全国学力テストの結果が新聞紙上に発表され、鹿児島県の児童生徒の状況についても詳細に述べられておりました。

そこで、1番目ですが、全国学力テストの結果と本市の児童生徒の学力はどのような状況なのかを質問いたします。

②の通学路の安全確保についてですが、特に今回は、私は徳光小学校校区ですので、徳光小学校校区から山川中学校への自転車通学に関する事で質問をします。

自転車通学では、まず自動車、人と行き交うこととなりますので、通学道路としての整備が十分なされているものなのか。事故発生のないように防犯対策がとられているのかということでもあります。このようなことで、通学路の安全確保のために、どのような環境づくりを進めてきているのかということをございます。そういうことで質問します。

③本市の中学校のいじめ状況と対応についてであります。2011年度の国の調査によると、小・中・高のいじめは7万件を超えることが分かったとしています。また、鹿児島県の小・中・高では、2011年度に把握されたいじめは395件と、前年度比60件減であったようです。

把握件数が都道府県により開きがあるということと、いじめを見抜く現場の取組に温度差があり、実態を正確に反映していない可能性があるかと指摘されております。まず実態把握することが解決の第一歩であり、学校や教育委員会が保護者、地域住民との情報を交換し、専門家の知恵をかりながら有効な手立てを考えることが重要であるとされております。

このような状況のもと、本市の中学校の把握しているいじめ状況と、その対応はどのようなになっているのかを説明願いたいと思います。これで1回目との質問といたします。

○市長（豊留悦男） 農業振興、特に農作物の鳥獣被害対策についての質問をいただきました。

県が掲げている新規の2事業は、農作物の鳥獣被害防止・軽減を図るため平成19年12月に成立し、翌年2月から施行されている鳥獣被害防止特別措置法に基づき実施される、鳥獣被害対策実践事業と有害鳥獣捕獲対策事業という2つの事業でございます。

鳥獣被害対策実践事業は、関係機関が一体となり、対策実践人材の育成、対策の定着化、侵入防止柵の整備などを中心にハード、ソフト両面にわたる総合的な対策を推進する事業でございます。

ソフト対策の内容は、捕獲資材の導入、研修会の開催、生息調査などを実施するものであ



ります。ハード対策の内容は、被害防止施設、処理加工施設などを設置するものでございます。

あともう一つが、県が実施する有害鳥獣捕獲対策事業でございます。この事業は、鹿、イノシシ、猿の効果的な捕獲手法、広域で活動する捕獲従事者の育成及び集中捕獲等を内容とする新たな鳥獣管理体制整備計画、これは仮称でございますけれども、これを策定するものでございます。

また、鳥獣管理体制整備計画の策定後の取組予定といたしまして、平成25年度に調査捕獲及び成果の検証や、猿の生息状況調査を行うこととなっているようでございます。

なお、教育問題についてご質問をいただきました。

この件については教育長、教育部長が答弁をいたします。

ほかの質問につきましては、関係部長等が答弁をいたします。

**○教育長（池田昭夫）** 全国学力テスト、その本市の状況についてお尋ねですが、まず、平成22年度は、抽出校が小学校4校、中学校が4校で実施されました。抽出校の結果は、小学校では、国語は全国よりも上回り、算数が下回っていました。中学校では、国語が下回って、数学が上回っていました。総合的には小・中学校ともに全国とほぼ同じレベルの結果となっていました。

次に、平成23年度ですが、東日本大震災の影響で、全国一斉の実施は行われませんでした。

平成24年度は、例年どおりの国語、算数・数学に加え、理科が追加され実施されたところです。本市では、小学校が2校、中学校が3校抽出校となり、実施されました。

本年度の抽出校の結果を全国と比較しますと、小学校では、全3教科で全国よりも下回る結果となりました。中でも算数の面積を求める問題などが弱いという結果が出ています。次に、中学校では、数学の知識を問う問題以外は、全国を上回る良い結果となっています。また、理科では、生物の分野で高い結果を残しており、観察・実験の技能も十分に習得している結果となっています。

ところが、年度によって抽出校に違いがあるために、この結果が本市の小・中学校の学力レベルの総体とは言えません。ところが、来年度はすべての小・中学校が対象となる予定であります。これまでの調査結果を生かしまして、学力向上を図ってまいりたいと思います。

あと一つ、私の方で、本市のいじめの状況といじめがあったときの対応についてお尋ねですが、7月31日現在、本市の中学校では嫌がらせを受けた、無視されたなど、3件のいじめが報告されております。しかし、その全てが解決済みであります。解決済みであっても、やはり再発を防止するために、今後もやはり注視していくことが大切ではないかなと思っております。

また、学校でいじめが発生したときの対応については、即座に、管理職や生徒指導主任を中心とした、生徒指導体制をつくり、早期解決に向けての取組が行われるようにしております。



す。具体的には、いじめをした者といじめを受けた者からに事実関係の聞き取りを行ったり、他の児童・生徒からの、客観的情報を収集したりするなど、状況に応じてスピード感を持って、的確な判断に心がけ、連携して指導を行うようにしております。

教育委員会といたしましては、管理職研修会や生徒指導主任研修会を通しまして、全職員の意識が高まるよう周知・徹底していきたいと思っているところでございます。

○産業振興部参与（中間竜郎） 新規2事業を受け本市の取り組みの方法についてということでご質問がございました。

有害被害対策実践事業の主なものである人材の育成につきましては、平成22年度に策定した指宿市鳥獣被害防止計画で、一斉捕獲や一斉追い払い、集落点検見回り、緩衝帯や侵入防止柵の設置等を行う鳥獣被害対策実践隊の設立に向けて、指宿市有害鳥獣捕獲対策協議会で検討していくこととなっております。

また、有害鳥獣捕獲対策事業につきましては、平成24年度県が主体となって行う事業でありまして、鳥獣管理体制整備計画の策定後の取り組みとしては、平成25年度に調査捕獲及び成果の検証や、猿の生息状況調査を行うこととなっているところでございます。

○教育部長（濱田悟） 通学路の安全確保についてのお尋ねをいただきました。

通学路の安全確保につきましては、日頃から学校やPTA、教育委員会が重視して取り組んでいることの一つでございます。

特に、自転車通学生については、更に徹底した安全指導を行っております。例えば、4月当初の警察と連携しました交通安全教室や自転車販売店による自転車点検の実施により、生徒一人ひとりの交通安全への意識を高めております。また、学期初めに、保護者や教職員が立哨指導をしながら生徒たちの登校を見守っております。

今後、学校応援団の協力も得て、ノ一部活デーの日に下校時の見守りをお願いしていこうという動きもあるようでございます。

安全な環境づくりにつきましては、毎年5月に警察署・海上保安署・消防署・交通安全協会・道路管理者・土木課などの関係課・学校関係者などに出席をいただき、児童生徒交通・水難事故防止対策連絡会を開催しております。ここで関係機関からの助言を受けながら各学校が作成しました安全マップや報告書をもとに、危険箇所の点検を行っております。

そのほか、大雨等の災害があった場合は、市内全域において関係課により、優先的に通学路の点検を実施していただき、必要があれば、早急に対応していただいております。

今後も更に地域、学校、関係課と連携をとりながら、交通のみならず、児童・生徒の安全確保に努力をしてまいりたいと思っているところでございます。

○17番議員（前田猛） それでは、2回目に入りたいと思いますが、まず農業振興についての農作物の鳥獣被害についてを、質問をしていきたいと思っております。

それで、県の事業等は2事業始まっているわけですが、県内における鳥獣被害は、

先ほど述べたとおり年々増加という状況にあるようでございますが、本市においての農作物の被害額はどのような状況になっているのか、お尋ねします。

○産業振興部参与（中間竜郎） 鳥獣等による農作物の被害額につきましては、過去3年間、平成21年度から23年度で見ますと、平成21年度は、鳥類、これはヒヨドリでございますけれども、あと、獣類ではウサギ、イノシシ、タヌキの被害が多く、被害金額としましては2,655万3千円。また、平成22年度は、鳥類、同じくヒヨドリ、獣類はイノシシの被害が多く、被害金額は2,152万5千円。23年度におきましては、ヒヨドリはほとんど被害等はなく、鳥類ではカラス、獣類ではイノシシの被害が多く、被害金額は490万7千円となっております。

特に平成22年度は鳥類、ヒヨドリの発生が多く、野菜、特にキャベツや豆類の被害が大きかったようでございます。

○17番議員（前田猛） 今の答弁によりますと、ヒヨドリの被害が非常に多いということのようでございますが、そういうヒヨドリなどの鳥類の発生予察を行って、その被害を未然に防止するという事は大事だろうと思っておりますが、発生前の捕獲活動といいますか、そういうものはできないのか、検討すべきじゃないかと思っておりますが、どうでしょうか。

○産業振興部参与（中間竜郎） 災害が発生する前に予察をとということで、未然に防ぐことはできないかということでございますけれども、発生予察による被害を未然に防ぐことにつきましては、平成24年4月に改正を行った有害鳥獣捕獲許可事務取扱要領に基づき実施を始めておるところでございます。

豆類等に対するカラス被害の発生予察を受けて、現在、9月12日から10月11日の30日間を期間とするカラスの捕獲依頼を行ったところでございます。また、農家に対しても発生予察情報等の提供を行い、被害の減少に努めてまいりたいと考えているところでございます。

○17番議員（前田猛） 発生予察の活動を始めてるということでございますが、そういう中で、農家に対して早くそういう内容がわかるような仕組みをしていただきたいと思いますと思っておりますが、その発生予察の情報等の提供を行うということですが、その周知の方法はどのようにするのか、お願いします。

○産業振興部参与（中間竜郎） 周知の方法につきましては、定例会等があるわけでありまして、栽培の講習会や現地検討会などを活用いたしまして、発生予察や被害防止方法などの周知を図ってまいりたいというふうに考えているところでございます。

○17番議員（前田猛） そうすることで、早目に農家に対するそういう発生予察等の情報等を提供して、少しでも少ない被害になるように努力していただきたいと思います、このように思います。

そういうようなわけで、本市における鳥獣被害額は、平成21年度の2,600万円程度が高い金額となっているということのようですけれども、実際の被害額はそれ以上にあるのではないかと私は推測するところでございます。隅々まで調査するのはちょっと難しいのかなと思うわけですが、そういうことで、農家にとっては丹念に育ててきている農産物が、収

穫目前になって鳥獣被害に遭うのは、本当に残念でならないということです。是非、被害対策の強力な推進を実施していただき、県を初め関係機関等の連携を密にさせていただいて、被害防止に努めて農家が収量、収入増につながるような取組をお願いしたいと、このように思います。

それでは、教育問題についての2回目になりますが、まず、学力テストの結果と本市の状況についてでございますが、鹿児島県は知識活用や説明が苦手であるということのようでありますが、この状況を受けまして、今後どのような指導法を取り組まれていかれるのかということですので、よろしく申し上げます。

○**教育長（池田昭夫）** 本市においても、県教育委員会が発表いたしました県の傾向と同様に、獲得した知識を活用する問題の正答率が全国に比べて低い状況にあります。小・中学校ともに筋道だてた考えや根拠を記述したり、説明したりするところが弱いという結果になっております。

結果に基づく取組については、各学校にて、結果分析の上、改善策の検討がなされておりますが、今後も各学校の実態に応じて取り組むようになるかと思っております。

また、教育委員会としましては、各学校に共通して指導していることは、学力向上のためには、まずは教師の授業力向上が大切であるということです。そのためには、授業の中に子供が互いに意見を交流する場を設定し、言語活動を行うことができる授業づくりを行うことじゃないかなと思っています。その活動の中で、自分の意見を理由を付けて説明したり、記述したりする機会をできるだけ多く持てるように指導していきたいと思っております。

また、学力向上には、家庭学習も大切となります。本市の実態は、学校の宿題や復習をしている子ども数は、全国と比較して多い状況となっております。家庭学習については、説明する力がつくような課題の与え方の工夫を検討して取り組む必要があるということ、教科主任部会や小・中連携部会などの各種研修の機会を通して呼びかけ、充実を図っていきたいと思っております。

○**17番議員（前田猛）** それでは、少子化による児童・生徒の減少が今進んでいるということでございます。切磋琢磨し、活力ある学校づくりに取り組むことが大切と考えております。そこで、学力向上を図るための学習環境を築くことが重要と思っておりますけれども、1学級の適正規模というものをどの程度に考えているかということですが、その点はどうでしょうか。

○**教育部長（濱田悟）** 学校の規模につきましては、学校教育法施行規則第41条において、小学校の学級数は、12学級以上18学級以下を基準とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情のあるときは、この限りではない。とされております。現在、本市12校の小学校のうち12学級以上の学級数の学校は3校、6学級から11学級の学校が7校、5学級以下の学校が2校でございます。

本市では、適正な小学校の規模は、1学級の児童生徒数は21人から27名程度、1学年の学

級数はクラス替えも可能な2学級以上が望ましいと考えているところでございます。

○17番議員（前田猛） わかりました。そういうことで、規模についてはわかりました。

それでは、そういう学力低下をさせないための学校現場と、教育委員会はどのような連携をとっておられるのか、そのことについてお願いしたいと思います。

○教育長（池田昭夫） 学力向上に向けて、教師の授業力向上が大切であるということ为先ほども述べさせていただきましたが、各学校では、校内研修などにより教師の授業力の向上に努めておるところでございます。

教育委員会は、校内研修の講師派遣の要請を受け、学校の抱える課題を解決できるように、指導主事が資料を作成し、指導助言を行っているところでございます。その際、学校のニーズに加え、教育委員会としても、留意してほしい重点事項などについても繰り返し指導しております。

例えば、指宿市独自に設定しているいぶすき授業ポイント10という授業づくりの視点による日々の授業の充実を指導しているところです。中でも、板書については、子供たちの考える力の手助けとなる大切なものですので、特に板書にこだわった授業づくりや授業研究を行うように、管理職研修会で具体的な資料を提示して、今後も取組を呼びかけております。

また、小規模校では、学習の中で多様な意見の交流や、集団で行う活動の難しさなどがあります。そこで、このような課題を解消するために、例えば小規模校同士により交流学习を計画して、実施しています。日頃味わえない多くの友達との交流を経験することで、自分の考えなどを広げられるようにしているところです。

このような小規模校としての努力を支援するため、スムーズな交流学习が実施できるように、バスの手配についても、教育委員会で計画・調整しているところでございます。

○17番議員（前田猛） 学力向上に向けてのことで3点を質問しました。そういうことの内容の中で、学力向上に向けた取組が積極的に進められているということがよくわかりました。

2007年、文部科学省の実施する学力調査で、秋田県が全国1であるということは知られているところでございます。その秋田県内で最も成績がよかったのが、人口わずか2,800人ほどの東成瀬村でありました。この東成瀬村は、村という環境を逆手にとって発想の転換があったようでございます。地域の特性、あるいは、学校の特性を生かしたユニークな学習方法と申しますか、詰め込み主義じゃなくて、考えさせる学習方法をとったというようなことが、ある本の中で出ているようでございました。そういういろいろなアイデアを出し合いながら、東成瀬村は学校づくりに取り組んだということでございます。

本市においても、先ほど来、教育長、教育部長が答弁されたとおり、非常に精力的にその学力向上に向けての取り組みをされているわけですが、こういうあらゆる学習環境等の状況調査と分析を十分行いながら、児童・生徒の学力向上の取り組みをなお一層進められ、よりよい学校運営ができるようお願いをいたしたいと、このように思います。

それでは、通学路の安全確保についてでございますが、特に私の方は、先ほど来言いましたとおり、自転車通学ということに主眼を持って質問をしているところでございますけれども、保護者の意見と話しなどを聞きまして、山川中学校から浜見ヶ水を通って岡見ヶ水に帰るわけですが、そういう通学道路の中で、夕方になると暗い箇所があるということを知っているところでは、特にこれからは秋冬期に入りますので、帰る時間が暗くなります。徳光校区方面においては、非常に危険性があるのではないかと考えています。防犯灯の増設などを行い、少しでも明るくしていただけないものかということなのです。

それと、また、どのような基準で防犯灯を設置しているものなのか、お願いしたいと思います。

○**教育部長（濱田悟）** 山川中学校に通う徳光小校区の生徒は29名で、全員が自転車通学でございます。大山駅から岡見ヶ水区への通学路の防犯灯につきましては、1.4kmの区間に10基設置しております。見通しの良い区間では最長150m間隔、見通しの悪い区間では50m間隔でございます。危機管理室が定めた指宿市防犯灯設置基準では、主に幹線道路の地区間及び通学路に、70mから100mの間隔で、照明がない場所に設置することを基本としております。

防犯灯の間隔が150mの区間では、中間地点では夜間は暗い場所もある状況ではありますが、設置の有無については、地元PTA、学校の意見も聞きながら、関係課と検討してまいりたいと思っているところでございます。

なお、夕方暗くなった後に自転車又は徒歩で自宅に帰るときには、単独での行動はせずに、集団で下校するよう学校とも連携を図り、市内の全小・中学校の児童・生徒、保護者への注意喚起を図ってまいりたいと考えているところでございます。

○**17番議員（前田猛）** そういうようなことでよろしくお願ひしたいと思います。それから、それぞれ関係機関等との連携をとって通学路については整備をしていく方向であるということが述べられましたけれども、その通学路を若干私も見たところでございますが、雑草が伸びて、白線が見えない箇所も散見されるようです。また、側溝の蓋が設置されていない箇所もあるということが見受けられました。

そういうことで、生徒の安全・安心を考えると、是非、やはり道路の整備というものは必要と思われまふ。いろいろと優先順位があろうかと思ひますけれども、できるだけこういう通学路につきましては、生徒の安心・安全ということを優先に考えていただひて、道路の整備、側溝の整備等をお願ひしたいと思います。どのように考えておるでしょうか。

○**教育部長（濱田悟）** 側溝の蓋のない部分につきましては、所管課に確認しましたところ、畑作地帯からの排水が主であることから、蓋の設置は行っていないとのことでございました。

現在、市内の小校区ごとにPTAと学校で通学路の点検を行い、それを受けて警察、道路管理者、教育委員会、学校関係者と緊急合同点検を実施しているところでございます。今後も、関係機関との連携を密にして、通学路の安全確保に取り組んでまいりたいと思ひてい



るところでございます。

○17番議員（前田猛） よろしく申し上げます。

それでは、（3）の本市の中学校のいじめ状況と対応についてに入りたいと思いますが、学校現場において、いじめ等の問題が発生した場合、本市においては3件程度のいじめしかないということですが、そういうことでしたけれども、仮にいじめ等の問題が発生した場合、早急に、適切に対応して未然防止に努めているのかどうかということでございます。よろしく申し上げます。

○教育長（池田昭夫） いじめ問題を含めまして、生徒指導においては、常に、未然防止と早期対応が大切かと思えます。特に、未然防止は子どもが安心して生活できる学校環境を整える上で、重要な対応であると考えております。

例えば、未然防止においては、日頃の授業や学校行事等の全教育活動において指導しており、早期発見においては、休み時間の過ごし方の観察、生活の記録の内容や書き方など、全職員がちょっとした変化にも気づくというようにしております。また、子どもに関する職員間のこまめな連絡と連携、そして、各種相談員による子どもとの日常的な相談活動も図っております。更に、全学校において、いじめ対策委員会や生徒指導委員会等が、定期的に行われており、常に新しい情報が職員に行き渡るように工夫しております。

教育委員会では、市内の小・中学校に対し、これらが充実するよう求めており、児童・生徒の悩みや相談を受ける体制も整うところでございます。

○17番議員（前田猛） 2番目になりますが、同じような質問になるかと思えますけれども、児童・生徒から悩み、相談事等があった場合、真摯に聞いて解決するように取り組んでいるかということです。これも学校現場についてのことで質問するところでございますので、よろしく申し上げます。

○教育長（池田昭夫） 児童・生徒の悩みや相談等について、教職員は日頃から子どもと接し多くの会話を心がけ、子どもが話しやすい雰囲気づくりに努めているということが大切でございます。また、各種相談員による子どもとの日常的な相談活動も図っております。

更に、先ほど申しましたように、全学校においていじめ対策委員会や生徒指導委員会等定期的に行われて、常に新しい情報が職員に行き渡るように工夫しているところでございます。

○17番議員（前田猛） それから、スクールカウンセラー等の昨年と、今年の活動状況と実績状況はどのような状況になっているのかということと、あと、保護者や地域の方々の意見等をどのようなふうにして取り入れて、それを教育、指導の実践活動にどのように生かしておられるものかについて、お願いしたいと思います。

○教育長（池田昭夫） 本市にはスクールカウンセラーが中学校3校に、スクールソーシャルワーカーが小学校2校と中学校2校に、心の教育相談員が中学校4校に、子どもと親の相談員が小学校1校に配置されております。



昨年度は、スクールカウンセラーが延べ153件の相談等に対応しており、スクールソーシャルワーカーは延べ32名に対応しております。活動内容は、業務によって多少の違いはありますが、主に子どもの日頃のケアや悩み相談、職員との連携になっております。要望により、他校の子どもの相談も受けております。

学校においては、子どもの授業や日常の観察等から気になる状況や、情報の収集に努めており、PTAや地域懇談会等の実施によって、家庭や地域からの情報の収集に努めておるところです。

これらの集まった情報は、いじめ対策委員会や生徒指導委員会、職員会議や職員研修等で話題にしたり、議論したりするなど指導の具現化を図っているということになります。

○17番議員（前田猛） いじめ問題においては、児童・生徒は自分から助けを求められないということです。それは、大人にいじめられているということをお話しても無駄だということやら、親に心配をさせたくない。そして、仕返しが怖いなどの理由のようです。

やはりこのことをはっきりさせるためにも、できれば学期ごと、いじめに関する意識調査、アンケート調査ですか、このようなことも学期ごとの実施をできないものか、どうでしょうか。

○教育長（池田昭夫） 市内の学校においては、いじめを早期に発見し対応するため、ほとんどの学校で学期1回ずつのいじめについてのアンケートや調査を実施しております。実施においては、記名の場合もありますが、子どもが記入しにくいという心情にも配慮し無記名にしたり、校長やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーしか見ないという約束のもと、担任が見られないように封をした封筒に入れ提出さしたりする場合があります。

また、県の教育委員会が作成しました児童・生徒の学校への適応化を把握するための学校楽シートという調査用紙がありますが、それを多くの学校で活用しております。また、更に市販の調査も活用している学校もあるようでございます。

中には、悩んでいること、伝えたいこと、嬉しかったこと等を自由に投函できる、ひまわりポストを校長室前に設置している学校もあるようでございます。

○17番議員（前田猛） よくわかりました。

それでは、あと、教職員と児童・生徒、それと、児童・生徒同士のやはりコミュニケーションというものがいじめ減少につながるんじゃないあかなと、このようにも考えているところ。そういう意味で、コミュニケーションの場づくりというものを広めて、より以上広める必要があるんじゃないかとも考えておりますが、この辺についての考え方はどうでしょうか。

○教育長（池田昭夫） 議員がおっしゃられるとおり、やはりコミュニケーションの場を作るとするのは非常に大切なところであります。特に、現代の子供たちは友達で集まってもゲームに没頭したり、習い事や塾等で忙しくて外で遊ぶ機会やコミュニケーションを図る機会が少

なくなっております。

そこで、学校では、友達や異年齢の学年と多く触れ合ったり、教師と子どもがともに考え、ともに作り上げていったり等のコミュニケーションの場を多く設定するようにお願いしているところではあります。

例えば、授業や学校行事等においては、ペア活動やグループ活動などを多く取り入れたり、教師もかかわり触れ合ったり語り合ったりすることによって、お互いの考えの違いを認め合えるようにしております。

地域におきましては、児童・生徒、教師ともに、地域行事や子ども会活動に参加するよう呼びかけておるところでございます。

市教育委員会におきましても、多くの子どもと触れ合い、より多くのコミュニケーションを図るために、ふるさと探検隊、いぶすき元気塾、人吉市や千歳市との交流会等を設定し、望ましい人間関係が育成できるように努めているところがございます。

○17番議員（前田猛） 児童・生徒のアンケートの中で、いじめはだめだということは9割を超えているようです。知・徳・体のバランスのとれた児童・生徒の育成に努める立場として、学力向上といじめ問題根絶に向けて、教育長の見解をお願いしたいと思います。お願いします。

○教育長（池田昭夫） 意識調査によりますと、90%以上がいじめはよくないとありましたが、本市の児童・生徒の調査も、やはりそれに近い数字が出ております。

ところで、学力向上は学校教育における最も大切な役割の一つです。そのために、学校においては、わかる、できる授業を目指して教師自身指導力の向上に努めているところではあります。

同じように、心の教育も学校の大切な役割の一つです。いじめ対策はこの心の教育の中の一つとして捉えますが、学校においては道徳教育を初めとして、全教育活動を通して指導が図られております。議員がおっしゃるとおり、子どもはいじめはよくないということを頭では理解しております。しかし、どうしてもなくなるには、やはり善悪の判断力に欠け、実践的行動力が伴っていないからであると考えられます。

学校においては、あらゆる機会をとらえて家族愛や人間愛、思いやりの心や協力し合う心、そういった道徳的価値が形成され、道徳的行動、実践力が図られるように努めているところではあります。

学校及び教育委員会においては、確かな学力、豊かな人間性、健康、体力の向上を図り、知・徳・体のバランスのとれた人間の育成を目指し、学校、家庭、地域が一体となった取り組みが実践されるよう、今後も努めていきたいと考えております。

○議長（森時徳） 暫時休憩いたします。

休憩 午前11時54分

---

再開 午後 0時58分

○議長（森時徳） 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続行いたします。

次は、前之園正和議員。

○11番議員（前之園正和） それでは、昼からの1番ですが、一般質問をやらせていただきます。

私は日本共産党の議員として市民の命と暮らしを守り、平和と民主主義を愛する立場から一般質問を行います。

今一番の外交問題の一つが尖閣諸島問題であります。尖閣諸島はもともと無主の地だったものを、国際法上認められた先占の手續のもとに日本が領有行為を行い、中国側も日本の実効支配を認め、先占を行った1895年から1970年までの75年間にわたって、一度も中国側は異議を唱えていません。中国が領有権を主張し始めたのは、近隣に石油天然ガスが存在する可能性が指摘された以降のことです。尖閣諸島は日本の領土であることは歴史的にも、国際法上も歴然としております。この問題を解決するためには、歴史的事実と国際的道理に基づいて冷静な外交努力をすることであり、緊張を激化させたり、関係を悪化させたりするような行動や言動は双方が慎まなければならない、そういう問題であると考えます。

さて、通告の1番目、政治姿勢についてであります。

東京電力福島原発の事故は、日本と世界の人々に大きな衝撃を与え、原発に依存したエネルギー政策をこのまま続けていいのかという重大な問題を突きつけています。そして、原発からの撤退と自然エネルギーへの大胆な転換への世界的な流れは、この事故を契機に更に大きくなっています。日本共産党は、商業用原発の稼働が開始された当初から、現在の原発技術は未完成で危険なものだとして、当初からきっぱり反対してきました。その後も大事な局面ごとに政府や電力業界の振りまく安全神話のうそを追求し、原発の持つ重大な危険性と、それを管理監督する政府の無責任さを具体的にたどしてきました。

今や各種の世論調査でも原発の縮小や廃止を求める声は多数派を形成しています。原発ゼロ志向を表明する自治体の長も増えてきています。

そこで、市長に伺います。指宿においても市長として原発ゼロへの志向を表明すべきだと思いますが、いかがでしょうか。

もう一点は、南大隅町への放射性汚染土最終処分場問題についてです。

指宿市としても他人事ではなく、自らの問題です。放射線の及ぼす直接的影響だけではなく、風評被害としての観光への影響など、計り知れないものがあります。市長として、南大隅町への最終処分場建設については、反対の意思を明確にし、周辺自治体や県などとも連携して、処分場建設がされないよう働きかけるべきだと思いますが、お考えを伺います。

次に、市長などの退職金問題についてであります。

この問題については、前任の市長に対して質問を行ってきましたが、豊留市長に対しては

初めてになろうかと思えます。景気が厳しい、財政が厳しいということで、市民生活は切り詰められ、例えば国保税は既に負担能力を超えるなど、市民は大変な思いをして日々を暮らしています。ただでさえ働くところが少なく、非正規でも働けばいい方というような社会状況です。

そこで、市民の間で問題になり、話題になるのが、市長などの退職金です。一般的に退職金は終身雇用制を基調とする日本において、永年勤続を奨励するための制度であり、本質的には賃金の後払いだとされております。

しかしながら、市長等における退職金はそのようなことでは説明が付きません。前任の市長は、それだけ市長職は大変なんだと言い、また、選挙には金がかかるという意味のことさえ言いました。これらのことは全く正当性を説明する合理的なものではありません。

そこで伺います。まず、市長、副市長、教育長の1期退職金は幾らになるのか。次に、それぞれ廃止する考えはないかどうか伺います。

次に、住宅リフォーム助成制度及び廃屋解体への補助制度創設についてであります。

私は、これまでも住宅リフォーム助成制度について質問を行ってきました。市長においては、その意義と効果を認め、前回は制度導入の時期、やり方、方法などを含めて検討したいと一歩踏み込んで制度導入への意気込みを答えました。今回は、その検討の進捗について伺うと同時に、廃屋解体への補助制度創設について伺います。

指宿市は何といても観光、農業が大きな産業であります。そのことからしても、街のあちこちに廃屋があることは地域としてのマイナスイメージにつながります。廃屋として放置されていることは、所有者の側にもいろいろと事情があるでしょうが、市として解体に一定の補助を出し、解体促進と街の美化につなげれば、結果として行政運営にもメリットとなるのではないのでしょうか。

そこで、県内各市における制度創設の状況等を把握してるかどうか。また、指宿市として制度創設をする考えはないかどうか伺います。

次に、市政事務嘱託員と各地区公民館長についてであります。

指宿市には14区、184地区があり、各地域の自治が構成、運営されております。といっても、それぞれの地区は、市の末端行政としての運営と、地域ごとの任意の団体としての運営という二重の性格を持っています。前者の代表は市政事務嘱託員であり、後者の代表が公民館長であります。

そして、ほとんどの場合、とりわけ指宿地域においては兼任をしております。嘱託員と公民館長は任務としては別でありますから、職務内容も区別されなければなりません。2つの職務を兼任した人が職務を果たすにしても、それは嘱託員としての仕事なのか、公民館長としての仕事なのか明確にしなければなりません。

そこで、伺いますが、それぞれの職務区分についての確認と、混同した運営がなされてい

ないかどうか伺いまして、1回目といたします。

○市長（豊留悦男） 原発ゼロを目指すという意思表明をとのご質問でございますが、福島第一原子力発電所の大きな事故を踏まえ、今後の国のエネルギー政策を巡っては、原発ゼロを支持する世論が高まりつつあることは承知しております。これは、福島第一原発の事故によって、原発の安全性に関する懸念が国民の間に広がったことにより、エネルギー政策の転換が、国民の最大の関心事であることを示すものであると思っております。

しかしながら、原子力発電は、我が国の産業構造の中において、CO<sub>2</sub>排出量が少なく、比較的安価で、なおかつ安定的に供給できるエネルギーとされております。原子力発電は、全国の全発電量のうち3割近くを占めているという現状もあります。仮に原子力発電が供給する発電量を他の発電施設で賄っていくとすれば、どのような方法があるのか。また、上昇するであろうコストにいかに対応していくのか、ということなどが市民生活や地域産業とも直接関係していることから、大きな課題になるものと考えられます。

原子力発電の今後のあり方は、国のエネルギー政策と大きな関係があることから、原子力発電の抜本的な安全対策を含め、今後の政府の動向、そして、各企業、その他、動向を注視しながら考えてまいりたいと思っております。

次に、南大隅町への放射性汚染土最終処分場問題でございます。

福島第一原子力発電所の事故で、放射性物質に汚染された土などの処分場の候補地として、南大隅町が浮上していることについて、反対の表明をとのご質問ですが、報道によりますと、南大隅町を含めた大隅地域の4市5町の市長・町長が建設反対の意思を確認し、汚染土の安全な処分方法が確立されていないこと、大隅地域は食の供給基地として、安心・安全な農作物の生産供給に取り組んでいることから、汚染土の持ち込みについては、反対するとの共同コメントを出したとのご質問でございます。

指宿市も、南薩の安心・安全な食料供給基地でございますので、大隅地域の市長・町長による共同コメントについては、よく理解をしております。議員ご指摘の、観光面での影響についても非常に心配されることでありますので、今後、この件についても、南大隅町を含めた大隅地域の4市5町との歩調を合わせながら考えたいと思っております。

以下、いただきました質問等については、部長等に答弁をさせます。

○総務部長（邊見重英） 市長等の退職金問題について、まず、市長、副市長、教育長の1期退職金はいくらかというご質問でした。

本市の退職手当につきましては、特別職、一般職ともに、平成18年1月1日の合併時に、鹿児島県市町村職員退職手当組合に加入しております。現在では事務の統合等によりまして、鹿児島県市町村総合事務組合となっており、退職手当は、この組合規定に基づき支給されることとなっているところです。

なお、1期の退職手当は、市長が約1,550万円、副市長が約910万円、教育長が約850万円



となっているようでございます。

次に、それぞれ廃止すべきではないかというご質問でございました。

鹿児島県市町村総合事務組合の退職手当の制度には、平成24年4月1日現在、県下70の地方公共団体や一部事務組合が加入しており、退職手当は、この組合規定に基づき支給しているところでございます。

また、退職手当の支給につきましては、鹿児島県市町村総合事務組合に確認いたしましたところ、各市の個別の事情による支給割合等の改定については、現在のところ応じていないということでございましたので、本市が独自に廃止するといったようなことができないものと思われまます。

次に、住宅リフォーム制度及び家屋解体への補助制度の創設についてということで、その中で、家屋解体への補助制度創設に関連いたしまして、県内他市の状況を把握しているかということでございました。

県内他市における状況でございますが、県内における廃屋解体の補助制度は、現在、霧島市、曾於市、伊佐市、志布志市、さつま町及び大崎町の4市2町が実施しており、主な内容につきましては、現に居住していない状態で、屋根や柱等の主要構造物が朽ちるなど、使用不能の状況となり、周囲に危険を及ぼすおそれの建物に対し、解体に係る経費のうち対象となる経費の3分の1、あるいは30%を補助しようとするもので、補助額の上限が30万円となっているようでございます。

また、制度の実施期間につきましては、霧島市、曾於市、伊佐市3市が期限を定めず実施しており、志布志市、さつま町、大崎町の1市2町につきましては期限を設けた補助制度となっております。

それから、廃屋解体への補助制度の創設について、制度創設の意思はないかということでございます。

全国的にどこの自治体におきましても、空き家及び廃屋の対策に苦慮している状況にあり、空き家条例により強制的に撤去する行政代執行の規定を盛り込んだ条例の制定や、廃屋解体に係る補助制度創設などの施策を展開している自治体もあるようでございます。

廃屋解体の補助制度につきましては、景観上の問題や周囲の危険除去など周辺環境整備に一定の効果があると思われまます。しかしながら、その一方で、廃屋解体補助制度につきましては、個人に対しての助成制度の意味合いが強いことから、指宿市補助金等の適正化に関する条例の基本原則、すなわち、公益性、必要性及び有効性の観点から総合的に判断する必要があるなどの課題もあると認識しているところでございます。

それから、市政事務嘱託員と各地区公民館長について、それぞれの職務区分についてご質問がございました。

市政事務嘱託員と各地区公民館長の職務の区分についてのご質問ですけれども、市政事務



嘱託員につきましては、市民の福祉を増進し、行政の円滑な運用を図るために設置し、各地区からの推薦をいただき、地方公務員法に規定する非常勤の特別職として、市長が委嘱しているところでございます。

その職務といたしましては、市民への周知事項の伝達及び広報に関すること。市の広報紙、その他周知文書の配布に関すること。市税その他の市への納入金の通知書及び各種公文書の送達に関すること。市税その他市への納入金の取りまとめ及び納入に関すること。各種調査に関すること。そのほか、特に市長が必要と認めること。となっているところでございます。

一方、大半の区・地区で公民館長の方が嘱託員を兼務しておりますけれども、区長・公民館長の役割は、地域内の行事やまちづくりの運動の指導者となって公民館活動を推進することであり、あくまでも地域の自主的な活動に関わることでありと考へております。

それから次に、市政事務嘱託員と各地区公民館長について、混同した運営がなされていることはないかというご質問でございましたけれども、先ほど申し上げました中で、市政事務嘱託員の主な職務として、市からの各種文書の送達があります。これにつきましては、市政事務嘱託員が直接配布しているところと、地区の皆様方のご理解が得られる場合には、自治会の班組織を利用して配布しているようでございます。

また、地区未加入の世帯も増えてきており、市政事務嘱託員制度・自治会組織等の現状を踏まえ、担当課及び市政事務嘱託員会、自治公民館連絡協議会、環境衛生協力会の3団体の役員の方々を交えて、これらの組織の在り方等について現在検討中でございまして、今後、先進地等の研修等も予定しているところでございます。

○産業振興部長（下吉耕一） 住宅リフォーム助成制度についてでございます。

住宅リフォーム制度は、既存住宅の長寿命化や住宅の質の向上につながり、安心・安全な住環境の整備に役立つとともに、多岐にわたる業種に経済効果を与え、地域経済の活性化や雇用の維持・創出につながることから、制度導入に向け、既に導入している自治体の制度の内容や補助要綱等を参考に、指宿市で導入する場合どのような制度がいいのかなど、分析を行っている状況でございます。

○11番議員（前之園正和） まず、原発依存のことについてですが、原発技術は完成されたものでなく、また、一たび事故が起これば、その対応のためにこれから開発しなければならない技術があるなど、全体としての技術は未完成であることが露呈されています。原発事故の影響は2011年3月11日という1日だけのものではなく、今なお地理的にも広がり、時間軸としても広がり、子や孫の代にも影響を及ぼすものであります。

更には、地域の住民自治さえ破壊してしまいました。事故のあった原子炉を後始末するのにも50年、100年という時間が必要です。

そういう中であつても、原発に依存するということにならないというふうに思うんですが、市長、その点どうでしょうか。そういう中であつても原発依存ということについて、私は明

確に否定すべきだと思うんです。

○総務部参与（久保憲一郎） 原発については、ゼロに向けて推進すべきではないかということですが、本日、新聞、テレビ等で脱原発に対する経済界や労働界、立地自治体の強い反発に配慮して、原発ゼロを盛り込んだ新エネルギー戦略の閣議決定を断念したという報道がございました。産業社会への影響が大きいとして、産業社会の在り方を含めた長期的な検討が必要で、簡単に結論が出る問題ではないと考えているところであります。電器産業を含め日本の産業社会はのたうちまわっている。そして、将来、日本の国で産業活動ができるかさえも不安になってきたと、先日、伊藤知事も発表しております。

そういう意味で、今後、エネルギー政策と日本の経済産業とは密接な関係があることから、原発ゼロの推進については、その動向を見守っていきたいと考えているところであります。

○11番議員（前之園正和） 政府の動向というふうにおっしゃいますけれども、政府のエネルギー環境会議が2030年代に原発稼働ゼロを可能とするようあらゆる政策、資源を投入をするとしてたわけですけれども、2030年代ということは、39年まであるわけです。原発ゼロの期限としては余りにも遅過ぎ、しかも、政府はアメリカに対して、これはあくまで努力目標だと説明したとされています。

また、今の答弁にあったように、産業界への配慮だと言うわけです。人類の存亡にかかわるようなことが経済界の影響で済まされるわけではない。それが早期の原発ゼロを願う国民世論に背くものです。

また、曲がりなりにも原発ゼロを掲げながら、他方で新たな核燃料をつくる、再処理を続けるということでは、全く原発ゼロというのが本音ではないと言わざるを得ないわけであります。閣議決定もしなかったという状態の中であります。

そういう政府に対して、政府の動向を見守るとか、注視するとかいうことは、これに同調するものであり、国民の願い、原発ゼロにしてほしいということに背くものです。事実上、形の上では原発ゼロを時々と言うけれども、本音はアメリカや産業界への配慮といいましょうか、正面から物を言えないということによって、原発を維持をしていくということを容認する。それが政府の動向を見守ることだというように思うんです。市長、その点どうでしょうか。明確に原発ゼロの志向をすべきではないですか。

○市長（豊留悦男） おっしゃる質問の意味につきましては、私も十分認識をしております。ただ、先ほど答弁をいたしましたように、エネルギー政策が今後政府としてどのような方向に向かうのかということも注視しなくてはなりません。

また、現実的に、再生可能エネルギーが原子力にとって代われるものとなり得るのか。それに、地球温暖化対策として、やはり京都議定書に盛り込まれたような目標を達するためには、いわゆる原発ゼロということが本当に可能なかどうか、いろいろな観点から検討を加えなければならないと思っております。

ただ、原発ゼロというこのことについては、福島原発事故を受けて多くの国民がそれを望んでいるということは、私もわかっております。幾つかの課題が解決できるとすれば、私としても原発ゼロを目指すことは、私の本意といいますか、私もそのように考えてはおりません。

○11番議員（前之園正和） 幾つか解決すべきことが解決できればというようにおっしゃいますが、それは逆です。原発ゼロをまずは決意し、そのもとに再生可能エネルギーをどこが可能かということの研究すると、その決意が先にあるべきだというふうに思うんです。

再生可能エネルギーへの転換について、これについては誰もが否定はしないというふうに思うんですが、この夏を見ましても、計画停電の計画書を全国的に聞きましたけれども、鹿児島県はもとより、全国的に計画停電がなされたということは聞いておりません。つまり、国民によっていろいろ節電の努力があったとは思いますが、結果として電気は足りたということです。それを物語っているというふうに思うんです。

しかしながら、原発をゼロにすれば、それに代わるエネルギーが必要ですから、再生可能エネルギーへの転換が必要だ。そういう点で、再生可能エネルギーの固定価格買取制度も始まりました。電力は地域独占、電力会社にすべてを任せるのではなく、地場の電力、地域の電力確保が求められる時代です。

そこで、指宿市ではどのような再生可能エネルギーがあるのか。風力や波力、地熱、バイオマス、小水力、太陽光などいろいろ考えられるわけですが、指宿にとって、地理的な関係もあるでしょうし、資源の関係もありますが、指宿にとっては、何が有力な再生可能エネルギーとなり得るのかということについても、地方自治体としても研究をする必要があるのではないかというふうに思うんです。

そういう意味で、名前はどうか分かりませんが、再生エネルギーを目指すことについての可能性調査といいたいまいしょうか、そういうことを所管する部署を、研究チームとでもいいまいしょうか、そういうものを立ち上げるということは考える気はないか、どうか市長に伺います。基本にかかわることですので、市長に伺います。

○総務部参与（久保憲一郎） 市独自で再生可能エネルギーに関する調査・研究を行う考えはあるのかということですが、本市は、山川地熱発電所が立地しており、豊かな地熱エネルギーに恵まれた地域でございます。

一方、公共施設を初め民間や企業で導入しやすい自然エネルギーの代表的なものとしては、太陽光発電や風力発電が考えられます。

市内の公共施設では、平成22年度丹波小学校が校舎建替えに合わせて、太陽光発電施設を設置し、昨年度は北指宿中学校体育館建替えに合わせて太陽光発電を設置いたしたところがあります。

再生可能エネルギーに関しては、エネルギー政策を考える上で、重要なものであると思

ます。今後、低エネルギー社会への生活の転換、再生可能エネルギーの導入へ向けたいろいろな動きや考え方について、研究が必要であろうかと考えているところであります。

○11番議員（前之園正和） 私は、そのための専門部署、研究チームを立ち上げる気はあるかということを知っているんです。必要性は認めているわけですから、否定することにならないと思うんですが、市長、どうですか。形はどうかあれ、専門部署、研究チームなり、そういった部署を市独自でも持つべきではないかということです。

○市長（豊留悦男） エネルギー政策にかかわる一つの方法であろうかと思えます。やはり、そういう部署を作っているところもあるやに聞いております。先ほど、参加が答弁いたしましたように、本市においてもやはり自然エネルギー、いわゆる再生可能エネルギー、その在り方、市の自然、そして特性を生かしたそういうエネルギー政策について考える必要があらうかと思っております。

必要とあらば、そういう部署、係、そういうのを置くこともやぶさかではございません。今後、いろいろ検討させていただきたいと思えます。

○11番議員（前之園正和） やぶさかではないという言葉の意味ですけれども、どのようにお考えでしょうか。

○市長（豊留悦男） 既にこのエネルギー、再生可能エネルギーを含めて、太陽光等でございますけれども、担当課として部署がございます。その部署等をどのように生かしていくかということを含めてという意味が、先ほどのやぶさかではないという、その意味でございます。現在、環境政策課の方でも太陽光発電のこと、その他自然再生エネルギー等についてのエネルギー政策について、研究、協議をしておりますので、その部署の在り方を含めて、今、議員が求めているような、そういう方向で考えていくこともやぶさかではないと、そういうことも考えているという意味で、やぶさかという言葉を使いました。

○11番議員（前之園正和） 私は、そのやぶさかではないという言葉はどういう意味で使ったか。何に対してかではなくて、言葉の意味を伺ったんです。やぶさかでないというのは、一般的には、いやではないよというふうに捉えがちですが、本当のやぶさかでないは、積極的な意味を持っているんです。そういうことでよろしいでしょうか。

○市長（豊留悦男） はい、それを否定するものではないと。今ある担当課の業務の中にも、このエネルギー政策にかかわる業務もございますので、それを今後、議員がご指摘のような担当部署または専門部署として拡充または業務の内容をそのエネルギー政策というものを前面に押し出した部署とするということについては考えてみると。やぶさかではないという意味は、その部署等を今、議員がご指摘のような方向で、その業務等を考えていきたいという意味でございます。否定しているわけではないという、議員がおっしゃったその言葉のとおりでございます。

○11番議員（前之園正和） 念を入れて伺いました。一般的に、やぶさかでないは、いやでは

ないよという非積極的な意味合いを持ちがちですけれども、本来のやぶさかでないは積極的な意味を持つということを重ねて伺った上で、やぶさかではないということですので、積極的に取り組んでいただけるものと解釈いたします。

それから、市長の退職金についてですが、答弁がありました。

市長で約1,550万円、副市長で910万円、教育長で850万円ということでした。

まず、これは4年に1度、1期4年ですから、原則的には4年に1度その額ということになります。これは市民目線で考えたときに、当然それぐらいあるべきだろうというふうになるとお思いでしょうか。それとも、市民感覚とすれば非常に多いということになるでしょうか、市長はその点はどのようにお考えでしょうか。

○総務部長（邊見重英） 特別職の退職手当につきましては、地方自治法に基づきまして支給することができるとした規定が設けられておりますので、その職責を全うし、それに基づいた給与や退職手当がその対価として支給されているものと考えております。

○11番議員（前之園正和） 私は額について、市民の感情はどう思うかということを知っているわけで、答弁がありません。これは市長の考え、市長、副市長、教育長を問題にしているわけですが、市長自らの問題として伺っているわけで、部長といえどもその答弁は本来できないものであります。

それでは、次に行きますが、市町村総合事務組合に加入していて、その中で決まっているということでした。ですから、市独自にその額を変えたりすることはできないんだと、廃止をすることもできないんだということでした。

それでは、この市が加入している鹿児島県市町村総合事務組合、これは強制的な加入になっているんですか。それとも指宿市の意思に基づいて加入しているんですか。

○総務部長（邊見重英） 加入につきましては、市が加入しているということでございます。また、退職金につきましては、この加入といえますか、退職金を支給していただくというこの制度につきましては、いわゆる特別職、今ご質問いただいております特別職の退職手当と、我々一般職員の退職手当の制度というのが一緒になってセットで加入しているものでございまして、例えば、特別職だけその手当制度から脱退するというようなことができないものから、一緒に加入しているということでございます。

○11番議員（前之園正和） いずれにしても、市町村総合事務組合への加入は指宿市が加入しているということは、強制ではなくて任意だということでした。

ということは、議会での議決とかいう手続きはあるにせよ、市町村事務組合への加入については独自に決められる。ケースとしては加入しているわけですから、脱退をすることも手続的には可能ということになるかと思うんですが、よろしいですか。

○総務部長（邊見重英） 先ほども申し上げましたけれども、脱退についても可能でございます。

それと、今のご質問でいきますと、例えば脱退して独自で退職手当制度、あるいは条例を



作ったらいいのではないかという意味もお含みだと思いますけれども、実際、鹿児島県市町村総合事務組合の退職手当制度に加入していない市というのが、19市中、鹿児島市、枕崎市、垂水市、西之表市の4市ございます。町村で申し上げますと、20町4村については、全て加入しているところです。

それから、この鹿児島県市町村総合事務組合の退職手当制度への加入につきましては、先ほども申し上げましたけれども、市の独自の判断で加入できるということでございますけれども、そして、加入・脱退はそれなりに市の判断でできるというふうに思っておりますが、しかしながら、先ほど申し上げましたように、特別職と一般職も同時に加入するというのが原則でございますので、退職する職員が大量に出る年、あるいは少ない年、そういった場合に退職手当の負担金につきまして、財政的な面から見た場合に、組合に加入していた方が平準化され、財政運営面において安定性が保てるということで、有利な点があると判断いたしているところでございます。

そのようなことから、総合事務組合に加入して退職手当制度を活用させていただいているところでございます。

- 11番議員（前之園正和） いずれにしても、鹿児島、枕崎、垂水、西之表だったですか、加入していないところがある現状のもとでは、加入は強制でもないし、市の判断によっては加入しないこともできる。よって、事務組合で退職金の額、率が決まっているから、どうにもならないんだということは通用しないということだけははっきりするわけであります。

それから、加入をしているもとでも、例えば退職金について何がしかの減額をするという気持ちがあるのであれば、本体の給料を減らすことによってトータル的に減額を図ると。本給が変われば掛け金も変わるでしょうし、退職金も変わるわけであります。そういうことも技術的には可能です。技術的には間違いありませんか。可能だということについて。

- 総務部長（邊見重英） 基本となる給料を減額して退職金を減額する。あるいは、一部他市町村でもお聞きしておりますが、条例を制定して退職金をゼロにするというような事例はございますようです。

この市町村共済組合の給料を減額して退職金を減額するということは可能であると思いません。

- 11番議員（前之園正和） いずれにしても、組合に入るも、入らないも自主的なもの、額を減らそうと思えば手段はあるということのはっきりしたわけです。

それでは、実際の額が妥当なのかどうか。妥当という表現は基準が必要でしょうけれども、市民感情に照らしてどうなんだと。市長が1,550万、4年間でですから、2期すれば倍になるわけです。市長の退職金は、計算方法についてですが、月々の給料掛ける勤続月数掛ける定率となっております。先ほど言いましたように、任期ごとですから、つまり4年ごとに支払われます。



これに対して、一般的に民間の場合は退職金のないところもありますけれども、あるところの基本的な考え方は、月々の給料掛ける勤続年数掛ける定率といいたいまいしょうか、一定のものを掛けられるということです。一般的には勤続年数が計算の大きな柱になるわけですが、これ市長などについては勤続月数となっております。そういう意味では、この一般と比べてもまさに市民感情に合わないどころか、一般的退職金の仕組みとしても大変優遇されてるといふふうに思うんですが、その点はどうでしょうか。一般が勤続年数なのに、勤続月数で計算されるということについてです。

○総務部長（邊見重英） 今、一般職と特別職の比較があったようではありますが、この特別職の退職手当につきましては、先ほど申しあげました市町村の総合組合の規定の中でも、いわゆる独自に条例を制定している県内の他市におきましても、大体内容的にももちろん額に差はございます。月数にも。先ほど議員の方からございましたその支給の割合といいたいまいですか、それに違いはございますが、額でそれほど極端に変わっているような内容ではないと思っておりますので、妥当な額ではないかと思っております。

○11番議員（前之園正和） 妥当というのはどうですか。例えば、市長が4年で1,550万円ということでした。例えば一般職の場合に、大学を卒業して新卒して60歳で、例えば部長までに昇進されて退職金をもらおうとすれば、幾らになるかわかりませんが、それと比べて4年間で1,550万円というのは多いんじゃないんですか。妥当とか、そういう言葉で評価できるんですか。

○総務部長（邊見重英） 何とお答えすればよいかわかりませんが、先ほども申しあげましたように、特別職の退職手当あるいは一般職の退職手当につきましても、地方自治法あるいは地方公務員法、そして、私ども市の特別職の給与条例、市職員の退職手当の条例等に基づいて、いわゆるそういう法、条例等に基づいて定められた額でございますので、そのことを高いんだ、安いんだという形では少し申し上げにくいところでございます。

○11番議員（前之園正和） 時間の関係がありますので、次へ行きますが、要は、総合事務組合への加入も任意。そして、現に加入していないところもあると。そして、手続的には減額なり、廃止することも、手続的にはその道はあるし可能だということにははっきりしております。

で、市民感情にとってどうかということについては、とても市民の理解を得られないと私は思うんですが、一言でいえば妥当だという認識のようでありますから、これについては機会を見てまたやっていきたいと思っております。

それから、住宅リフォーム助成制度についてですが、これはずっと否定はされておられませんが、検討するという答弁が続いてきていたわけですが、前回初めて、制度導入の時期、やり方、方法などを含めて検討したいと答弁され、そのことから、私はいよいよ創設に向けての決意を固められたと。答弁としてのお言葉としての検討ではなくて、実のあるもの

として決意をされたんだなというふうに、判断をしたところでありますが、私の判断には間違いはないと思いますけど、そういう理解で、市長、よろしいでしょうか。市長の認識を伺います。

○市長（豊留悦男） これまで何回も住宅リフォーム助成制度の有用性といいますか、地域の経済に与える影響、いい影響があるというようなことをたびたび、いろいろとご質問いただきましたので、このリフォーム制度については、私どもは検討を重ねてきておりますが、どういう形であれ、この制度は本市においても実施する方向で、現在、導入する場合はどのような制度とした方がいいのかということで検討を重ねてはおります。

○11番議員（前之園正和） そういうことであるならば、そろそろ時期的にも新年度予算の編成時期に入る頃かと思いますが、新年度に向けての制度導入というそこまでの決意があらわれるのかどうか。また、これは年度途中でもできることではありますので、新年度に間に合わなかったから、また次の年度ということにも必ずしもならないわけですが、いいことはわかってるのであれば、一刻も早くという決意を持って臨んでほしいというように思うんですが、それについてはどうでしょうか。

○産業振興部長（下吉耕一） 助成の期間、それから助成の方法、助成の時期についてを具体的に検討しているところでございますけれども、今回の制度は経済対策のねらいの非常に強いものであるということを前回の議会から申し上げておりますが、この時期につきましては、特に慎重に検討を重ねてきているところです。大きな地震が予測されておりますので、安心・安全な住環境整備の側面もあります。

このようなことから、財政面も勘案しながら総合的に検討したいというふうに考えているところでございます。

○11番議員（前之園正和） 次の廃屋解体への補助のことについてであります。

昨日の一般質問で、空き家条例のことについてやりとりがありました。一般的に、空き家条例とは、空き家の所有者に適正な維持管理を義務づけるとともに、自治体が空き家の所有者に、必要な措置を勧告できることなどを規定しているものであります。

現に昨日も、撤去勧告とか、代執行という言葉が出てきました。そして、空き家条例について前向きに検討するとの答弁でした。私は、強権的なやり方には問題があると思います。財産権の問題もあれば、代執行に至ってはそんなに簡単にやれるものではありませんし、相当のリスクがあることを覚悟しなければなりません。

私が提起しているのは、一定の補助を行うことによって、所有者に自らの意思で解体してもらうべきということでありまして。一言で廃屋といっても、所有者が確定をし、居住地も明確な場合もあれば、所有関係が複雑になっている場合もあります。強権的な対応では決して根本的解決にはなりません。

そこで、伺いますが、昨日の前向きに検討するとは、撤去勧告とか、代執行とかいう強権

的なことについての検討なのか、それとも、空き家対策、廃屋対策としての総合的な検討なのか、後者であってほしいと思うんですが、伺います。

○総務部長（邊見重英） 昨日のご質問の中でも答弁させていただいたことも含めて申し上げさせていただきますが、確かに空き家の撤去が進まないということの原因の一つは、まず所有者の特定が難しいこと。あるいは、今、ご質問の中にもございましたが、条例に基づく指導や代執行は所有者が特定できるとということが前提じゃないとできないこと。また、土地を巡る優遇制度の弊害等もあること。

それと、建築基準法によりますと、住宅の敷地は原則道路と2m以上接していなければならないというようなことがあり、現在、そのような条件を満たしていない危険家屋については、建て直しができないということで、解体が進まないというような状況もあるようです。

それで、私どもが昨日答弁いたしました趣旨につきましては、議員も今おっしゃられたように、後段的な意味で、この空き家条例についてもまだ内容については、今後、調査・研究しなければならない内容でございますので、大きな課題としてそのようなことがあるということで、勧告や代執行のことを申し上げたところです。これについては、全く白紙の状態でございます。今後、調査・研究させていただきたいと思っております。

○11番議員（前之園正和） 空き家対策、廃屋対策としての検討であれば、廃屋解体に一定の補助を出すことによって、自らの意思で解体をしていただくと。今言われた建築状況の関係で再建築ができないというのであれば、例えば、先ほどの住宅リフォームという形でやるとか、そういうことも含めて、この問題は一体でやっぱり考える必要があるんじゃないかなというふうに思うんです。そういう意味で、廃屋解体に補助を出すことも含めての検討だということですので、次に入っていきたいと思います。

市政事務嘱託員のなすべき業務については、答弁でもありましたように規程で定められておりまして、周知の伝達とか、文書の配布、公文書の送達などです。

各地区には公民館の体制として班長制度を設けているところもたくさんありますが、班長はあくまで公民館長の下にある役職で、市政事務嘱託員の下部組織ではないわけでありまして。

先ほど答弁の中で、地区の了解があったところについては、市政事務嘱託員が公民館組織である班長などを通じて配布しているところもあるというようなことでしたが、ということは、市政事務嘱託員は市の末端行政ではないんじゃないですか、まだその下もあるんですか。

○総務部長（邊見重英） 先ほども申し上げましたけれども、市政事務嘱託員は市の非常勤の特別職として委託し、お願いしているところです。

ただ、現実的には、先ほども申し上げましたが、地区によっては班という形をとって、組織内の文書を回覧したりという活動もされておりますので、その中で文書を配布しているという実態もあるようです。

○11番議員（前之園正和） 私は、地区の理解があるから、協力が得られるからということで、

市政事務嘱託員が公民館長の組織を使うのは過ちだと思います。

それでは、具体的に聞きますが、今言ったように市政事務嘱託員が配布すべき公文書を公民館組織である班長をもって配布してるときに、紛失とか、破損とか、事故が起きた場合に、その責任はどのような理由で、どなたが負うんでしょうか。

○総務部長（邊見重英） まあ条件によると思いますけれども、当然、市と嘱託員の方が責任があると思っております。

○11番議員（前之園正和） 確認をしますが、班長をもって公文書の配布、それがいいか、悪いかはともかく、そういう実態があったときに、班長が配布中にどぶに落としてしまったとか何らかの事故があっても班長には責任がない、市と市政事務嘱託員に責任があるという意味でしょうか。

○総務部長（邊見重英） 市としましては、市政事務嘱託員の方に文書の配布をお願いしておりますので、そういうことになるかと思えます。

○11番議員（前之園正和） もともと配布義務のない、責任のない班長に責任が及ぶわけがないわけです。このような矛盾と弊害はどこから来るかということですが、これは市政事務嘱託員は地区の推薦を受けてというふうに先ほどおっしゃいましたけれども、地区の総会で市政事務嘱託員を推薦した記憶というのはどこもないのではないですか。それは市の方で公民館長に事実上の充て職として配置をしている。できないというところについては、別立てをしてくれということはあるでしょうけれども、原則的には、公民館長に事実上充て職をしていると。推薦ではなくて。形では推薦状を作っているかもしれませんが、事実上は充て職をしているということではないでしょうか。そのことがこのような問題を起こしているのではないかと思うんです、改善の余地があると思うんです。その点はどうでしょうか。

○総務部長（邊見重英） 市といたしましては、それぞれの地域に推薦を依頼して、市政事務嘱託員をお願いしているという形でございます。先ほども申しあげましたけれども、今、議員ご質問の文書配布であるとか、これ以外にも様々なことはございますけれども、市政事務嘱託員制度、この自治会組織等の現状を踏まえまして、担当課や市政事務嘱託員会、自治公民館連絡協議会、環境衛生協力会の3団体の役員の方々を交えて、これらの組織の在り方、あるいは業務を含めて、現在、検討をしているところです。

○11番議員（前之園正和） 地区の推薦を受けてとなっていますけれども、推薦書は作ってあるかしらんけど、実際上は地区の推薦ではない。仮にとっているとしたら、公民館長自らがその書類に判子を押して推薦状の体をなしているということだと思うんです。どこの地区の規約を見ても、重要議案については理事会であったり、役員会であったりで決める。総会が一番の決定機関というふうになっていますし、そのような権限は公民館長といえども地区の推薦状を代替できるというようなことはないと思うんです。

ですから、そこについては事実上公民館長に充て職をしているということは、覆せない事

実であり、改善の余地があるということを申し上げておきます。

それから、今度は、公民館としての問題です。指宿市内全域ではないと思いますが、指宿神社への初穂料など、特定の宗教団体に対して地区会計の中から一定の金銭を拠出しているところが、全部ではないですけれども、幾つもあると思います。これは各地区が自発的にやっているのではなくて、そもそもは宗教団体からの要請があつてのことと思います。このことについて伺いますが、このような実態があることを知っているかどうか。知っている、知っていないでいいです。

それから、思想、信条の自由を定めた憲法に照らして問題はないかどうか。以上、2点伺います。認識があるかどうか、憲法に照らしてどうかです。

○市民生活部長（谷口強美） 実態はあるかどうか、認識しているかどうかということなんですが、各自治会ではそういう実態はあると認識はしております。

ただ、公民館や区、集落、いわゆる自治会は、同一地域の居住者が、自分たちの共通利益の実現と生活の向上を目的として作る自主組織と認識しております。先ほどからありますが、自主組織であることから、市は直接、指導等を行う立場にはありませんが、市では自治会の連合体である自治公民館なり協力関係を築きながら、各種取り組みを共同で行っております。

法的にどうかという話でございしますが、自治会の取組の問題、あるいは課題でありますので、各地区の会員の総意であれば、認められた取り組みであれば、総会で総意で認められた取り組みであれば問題はないと考えております。

○11番議員（前之園正和） 地区の総意であれば、思想、信条の自由を侵してもいいという答弁であります。私は、そのまま聞きますので、訂正があれば答弁をお願いします。今言われたことは、地区の総意であれば、思想、信条の自由を侵していいということであります。どうですか、今の答えてください。大事な点ですので、市長が答えられた方がいいんじゃないですか。

○市長（豊留悦男） やはり神社、その他のお祭り等が宗教的な色彩のものであるかどうかという判断は、そこに居住している住民だろうと思います。昔から、お祭りは地域の行事として、もっと言えば公民館的な行事として、そこに住む集落、近隣の集落が一緒になって行事として集落行事の中にも位置付けられているという、そういうことがあれば、宗教の思想とか、その信条とか、そういうものに入り込む以前の行事だという見方もできるのではないかと、私は思います。

○11番議員（前之園正和） 一例を示しましたのは、指宿神社への初穂料となっているわけですから、これはもう明確に宗教事務であります。

そこで、これについては民間のことだから、自治体のことだからということで放っていいわけではない。法的問題であれば指摘をすべきだということについてどう思われるか。そういう見解を明確にすべきだと思うんです。法に触れるということですよ。



それから、先ほどは市政事務嘱託員が公民館長を事実上の充て職でやっているということを問題にしましたが、この問題でも公民館長だということをもって氏子代表的役割を担わせるということが（「簡潔にお願いします」と呼ぶ者あり）事実上行われております。これについても是正させる必要があると思うんです。その点をお答えください。

○議長（森時徳） 簡潔にお願いします。

○市民生活部長（谷口強美） 自治会の取り決めの問題や課題である場合には、指宿市自治公民館連絡協議会に問題提起をしまして、対応は考えていくべきであろうと考えております。

○議長（森時徳） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時00分

再開 午後 2時09分

○議長（森時徳） 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続行いたします。

次は、新宮領進議員。

○8番議員（新宮領進） 皆さん、こんにちは。8番、新宮領でございます。通告をしておりますので、質問をさせていただきます。

今回もまた行財政改革を中心に質問いたしますが、今議会、最後の質問者となりますので、気持ちの入った答弁を期待しております。

それでは、まず第一次総合振興計画前期4年間の進捗と評価について、どのように見ているか、お示してください。

次に、後期の計画を推進するための考え方をお示してください。

行財政改革について、今後の財政運営の見通しはどのように考えられるか、お尋ねをいたします。

次に、第二次集中改革プランの進捗と成果をどのように捉えているのか、お答えください。

健全化の考え方について、市税、国保税は23年度においても滞納繰り越しが多額にあるが、その対策はどのように考えているのか、お答えください。

国保会計においては、医療費が毎年三、四%の増、基金は枯渇、国県の負担額は減少、保険税はこれ以上上げられない。法定外の繰り入れも限界、このような状況の中で、健全化への取り組みをどのように考えているのか、お答えください。

次に、建物資産の維持管理については、主な公共施設として位置付けをされている約80の施設のうち13施設の評価見直しを実施したと答弁をいただいておりますが、その評価はどうか。昨年実施したかいもん山麓ふれあい公園の評価も併せてお示してください。

以上で1回目の質問といたします。

○市長（豊留悦男） 第一次総合振興計画の前期4年間の進捗と評価についてご質問をいただきました。



本市が平成19年度に策定しました第一次指宿市総合振興計画は、基本構想の計画期間は平成27年度までの8年間でございますが、前期基本計画の計画期間は、平成23年度までの4年間でございますので、昨年度、平成27年度までを計画期間とする後期基本計画を策定したところでございます。

策定に当たりましては、前期4年間の成果を検証するため、基本計画に示してありますすべての施策について、当該施設の実施状況や進捗状況などの調査を実施いたしております。

本市の基本計画は、施策の大綱編と校区振興編に分かれており、前期基本計画では、施策の大綱編の中に64の基本計画があり、その下に225の主要施策を定めております。また、校区振興編では、主要施策の概要として20項目あり、その下に38の主要施策を定めております。

平成23年の半ばにおける施策の実施状況について申し上げますと、施策の大綱編、いわゆる大綱編の実施率は95%で、校区振興編は92%となっております。前期基本計画を策定した平成19年度時点では、それぞれ90%と79%の実施率でございましたので、おおむね順調に進んでいるのではないかと考えているところでございます。

今後の財政運営の見通しについてでございます。

現在の本市の財政状況は、行政改革大綱や集中改革プランに基づき、行財政改革に積極的に取り組み、一定の成果を上げてきているところでございます。

しかしながら、今後の財政見通しは、長引く景気低迷等による市税等収入の落ち込みや、少子高齢化が進む中で、社会保障関係費は年々増大することが予想されるなど、地方の財政運営は更に不透明さを増すことが予想されています。

また、合併に伴う普通交付税の合併算定替えによる約13億円の上乗せ措置は、平成28年度から5年間かけて段階的に削減されることや、公共施設の維持補修費は年々増加が見込まれ、更に、国民健康保険特別会計も大きな財源不足が生じるという危機的な運営状況にあり、一般会計からの法定外繰出金での対応が余儀なくされるなど、先行き不透明の状況が見込まれていますが、今後も効果的な事業の選択や経費の削減につながる事業改善を行うなど、これらの状況を乗り切るため、職員一丸となって取り組んでまいりたいと考えております。

以下、いただきました質問等につきましては、部長等に答弁をいたさせます。

○総務部参与（久保憲一郎） 後期基本計画についてのご質問ですが、その策定に当たりましては、時代の潮流を踏まえながら、それぞれの分野について現状と課題を分析し、進むべき方向と今後必要となる施策・事業にはどのようなものがあるか十分に検討をした上で策定をしたところであります。

そのため、すべての基本計画について、現状と課題を分析した上で基本方針を見直し、主要施策を定めたところでございます。

基本方針の項目数は、前期基本計画では64項目ございましたが、今回、新規で健康で幸せのまちづくりの推進など3項目を盛り込んだため、67項目となっております。

また、基本計画に付随する主要施策といたしましては、新規で指宿港海岸整備の推進など17項目を盛り込み、地産地消・地産全消の推進など7項目の名称を大きく変更し、救急医療に関する知識の普及・情報の提供など2項目については削除したところであります。

○総務部長（邊見重英） 行財政改革について第二次集中改革プランの進捗と成果についてでございます。

本市では、厳しい財政状況を改善するため、現在、第二次集中改革プランに基づき13の推進項目を掲げ、73の具体的な取り組みを実施しております。歳入確保につきましては、体育施設や文化施設等における使用料の見直し、市税や住宅使用料等の各種公共料金の収納対策等を実施しております。

また、歳出抑制につきましては、組織再編計画に基づいて効率的な人員配置や、施策別事業優先度評価を踏まえた事務事業の見直し等を実施しております。

これまでの進捗状況ですが、平成23年度の実施状況や効果などを検証した結果、73の取組項目のうち約8割程度の項目が、おおむね計画どおりに進捗してきている状況です。今後も引き続き目標の達成に向けて積極的に取り組んでいきたいと考えております。

次に、健全化への取り組みについて、建物資産の維持管理についてでございます。

これまでの施設の評価見直しにおいて、開聞漁村センターについては、利用状況等を勘案し施設機能を停止しております。また、大成体育館については、施設の老朽化が進み非常に危険な状態であったことから、今年度、解体を行うことにしております。

昨年度は、かいもん山麓ふれあい公園の評価見直しを行い、地域住民、施設利用者等の意見も踏まえた上で、早急に長期的視野に立った各施設の有機的かつ効果的な運営等について、施設の存続の必要性にまで踏み込んだ検討を行う必要があると評価されております。

この評価結果を受けて、本年度中にかいもん山麓ふれあい公園の施設運営の在り方について検討を行い、一定の結論を出すことにいたしております。今後も、施策別事業優先度評価制度に基づき、行政評価委員会の意見を踏まえながら、利用者の状況や施設の老朽度合い、今後の維持管理費等を総合的に判断しながら、施設の効率的な運営形態への見直し等を進めてまいりたいと考えております。

○市民生活部長（谷口強美） 財政健全化への取り組みの中で、市税等の徴収に関する今後の対策についてのご質問ですが、財政の健全化のために、歳入の根幹であります市税等の徴収確保は、最も重要な案件であります。平成23年度の徴収率等において、市民税や固定資産税等のいわゆる一般税では、調定額約42億1,690万円に対し、徴収率は97.96%で、前年度を1.44ポイント上回る結果となり、繰越額が8,574万5,000円となっております。

また、国民健康保険税では、調定額約12億6,951万円に対し、徴収率は92.17%で、前年度を0.11ポイント下回る結果となり、繰越額が9,942万8,000円となっております。これらの滞納繰越額の縮減を図るためには、新規滞納者を抑制するため、現年度分の徴収強化が何より

も重要ですので、昨年度から10月・2月の徴収強化月間以外にも、各税目ごとに応じた徴収対策を講じ、徴収率向上に取り組んでいるところであります。

本市においては、観光客の増加による観光関連業種の景気は持ち直しつつありますが、全体的には市民所得の減少など、まだまだ厳しい社会経済状況にありますので、今後においても口座振替の推進や個人住民税の特別徴収への拡大、税負担の公平性の観点から、給与や預貯金等の差し押さえによる滞納処分など、より積極的かつ効率的な徴収対策を講じながら徴収率の向上に努めてまいりたいと考えております。

○健康福祉部長（迫田福幸） 国保の健全化への取り組みについてどうするのかとのご質問でございます。

本市の国保の健全化への取り組みといたしましては、レセプトの全件点検を初め、重複・頻回受診者に対する訪問指導や、各地区の健康推進員と連携を図りながら、特定健診及び各種がん検診等の受診勧奨を行っているところでございます。

今年度は新規事業として、特定健診の受診率向上のために、市内50店舗の協賛をいただき、いろいろな特典が受けられるクーポン事業にも取り組んでいるところでございます。

また、受診率の向上対策として、特定健診と大腸がん検診を医師会と協議し、かかりつけ医療機関で受診できるようにするとともに、子宮がん検診につきましても、今年度から夜間検診を実施したところでございます。なお、特定健診の脱漏者につきましても、より健診を受診しやすくするために、今年度から日曜健診を計画しているところでございます。

更に、今年度は鹿児島県の事業であります生活習慣病、脳卒中対策プロジェクトに係るモデル市として、事業実施に取り組む予定にいたしております。この事業を展開することにより脳卒中発症のメカニズムが探れることから、これらの成果を今後の施策に反映できるものと考えております。

したがいまして、これまで展開してきた既存事業に、これらの新規事業を加えて実施することにより、今後の医療費の適正化につなげていきたいと考えております。

○8番議員（新宮領進） 私はこれまで財政のことは、集中改革プラン、総合振興計画などについてたびたび質問をしてまいりましたので、今日は、その答弁に対し検証、確認をする意味で質問を進めていきたいと思っておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

まず、総合振興計画前期4年の進捗評価でございますけれども、振興計画の実施状況は大綱編95%、校区振興編は92%でおおむね順調という答弁をいただきましたけれども、前期計画を検証して課題の整理・検討がなされ、後期計画を策定したというふうにありましたけれども、どのような課題の整理・検討がなされたのか。また、地域ごとの課題検討はされなかったのか、お尋ねをいたします。

○総務部参与（久保憲一郎） 本市を取り巻く課題といたしましては、少子高齢化の一層の進行、震災等に対する備え、医療費の増大、九州新幹線鹿児島ルートの特急開業後の観光施策、国

際交流の推進などが大きなものとしてございましたので、後期基本計画ではそれに対応する、それぞれの施策を定めてきたところであります。

また、指宿・山川・開聞それぞれの地域における課題等についてのお尋ねですが、後期基本計画の策定に当たって、各地域で、各地域審議会委員の皆さんに校区振興編策定部会を組織していただきまして、その中で検討を加えてまいりました。

それぞれの部会の中で、例えば、指宿地域におきましては、生活道路の安全対策や観光対策が課題として上がりました。山川地域におきましては、外来漁船の誘致策や地域活性化が、また、開聞地域におきましては、開聞岳一周道路の整備や公共施設の活用などが課題として上がったところであります。

そして、これらの課題に対する施策についても各部会で熱心に協議していただきまして、校区振興編として定めたところでございます。

なお、地域審議会の委員の皆さんには、この校区振興編のほかに、施策の大綱編につきましても熱心に協議をいただいております、深く感謝いたしているところでございます。

○8番議員（新宮領進） この課題については、まだお聞きしたいことはありますけれども、時間があれば後もってお聞きをさせていただきたいと思っております。

それから、ここは市長にお答えをいただきたいと思っておりますが、計画を進める中で、市民と行政が変える、変わる勇気を持って推進していかなければならないと、市長自身がお答えをしておりますけれども、そのことについてどう思われますか、市長。

○市長（豊留悦男） 市長就任以来「変える」をキーワードに豊かな資源が織りなす食と健康のまちの実現を目指して、市議会を初め市民の皆様方のご協力、ご理解をいただきながら、職員と一丸となって全力で取り組んでまいりました。

本市にとって行財政改革は喫緊の課題でございまして、財政構造の改革なくしては第一次総合振興計画に掲げる具体的な施策は推進できないものと考えておりましたので、市民の皆さんの声を大切にしながら、市民協働で具体的な事業を展開していくためにも、行政はもとよりすべての市民が発想を転換し、変える勇気、変わる勇気を持つことが大切であるとの信念が私にはあったからでございます。

併せて、老若男女、市民一人ひとりがそれぞれの能力を存分に発揮できる社会に変える、変わることが、真に豊かで安らぎのある暮らしの実現につながるものとの確信も持っているところでございます。

市長に就任して2年半余りが経過いたしました。少しずつではございますが、着実に変わってきていると私は思っております。引き続き、更なるご協力をいただきながら、未来志向型の行政を確立していかなければならないと強く思っているところでございます。

○8番議員（新宮領進） それと、もう一点市長にお尋ねをいたしますけれども、市長のマニフェストは、第一次総合振興計画を基に反映をさせたものと申しておりましたけれども、その



中で、地域の連携、相互信頼、生活者重視などについて、今の状況をどのように捉えていらっしゃるのか、お答えいただきたいと存じます。

○市長（豊留悦男） 総合振興計画では、基本理念といたしまして地域資源を最大限活用するまちづくり、生活での質の向上を目指すまちづくり、人づくりを重視するまちづくりを掲げております。

そして、この理念に基づき7つの基本目標と、施策の大綱や基本計画を定めております。その目指す方向は、マニフェストで申し上げております地域連携、相互信頼、生活者重視と基本的には同じ方向性でございます。

したがって、総合振興計画を進めることは、マニフェストを推進することにもつながりますので、市長就任以来、総合振興計画に基づき施策に取り組んでいるところでございます。この間、九州新幹線鹿児島ルートの中線開業に伴う観光客の受入体制の検討、マルシェ駅前イベントの開催など、共生協働の取り組みも進んできていると思っております。

尾下地区における水道施設の整備や、災害に備えたハザードマップの配布などにも取り組んできたところであります。

また、昨年度に後期基本計画を策定いたしました。その際にも、マニフェストに掲げました共存・相互扶助、生活者重視、相互信頼と地域連帯、地産全消、地域支援ネットワークなどを考慮して、基本構想の将来都市像でございます。豊かな資源が織りなす食と健康のまちの実現に向けて、詳細に検討するよう指示しております。

私の掲げましたマニフェストの地域連携、相互信頼、生活者重視が着実に推進できるよう、今後も引き続き、努力していきたいと考えているところでございます。

○8番議員（新宮領進） 先ほど、信念を持ってというような言い方をしておりましたけれども、市民は信念だけじゃ変わりません。やっぱり何か市民の心に響くもの、評価してもらえもの、そういうのがなかったら変わらないんじゃないかと私は思います。やっぱりここは市長としてのリーダーシップ、真価の問われるところでもありますので、今後しっかりと見きわめていただくように期待をしておきたいと思っております。

それから、大事なところですけども、職員の遂行意識について、本市最上位の計画ですので、基本計画との関連付け、位置付けを職員に確認させているところですよという答弁をいただいておりますけれども、そのように進められているのかどうなのか、お聞きをいたします。

○総務部参与（久保憲一郎） 総合振興計画は行政の各種計画や施策の基本であり、最上位の計画でございますので、事業の評価調書や各計画の策定に当たりまして、総合振興計画との関連付け、位置付けを、常に確認をさせているところでございます。

例えば、施策別事業優先度評価制度におきましては、これまでの実績に基づいた貢献度、これからの有効性・期待度に基づいた優先度の観点から評価を行いますが、これは、総合振



興計画の主要施策を基本にグループ化した、同一施策内の事務事業をひとくくりとして、基本計画単位で評価をしているところでございます。

また、過疎計画におきましては、各種事業を盛り込む際に、総合振興計画の主要施策のどの部分に該当するのか分類するようしております。この過疎計画は、合併後の指宿市が見なし過疎地域と指定されたことによって策定することになったものでございます。現在は、この過疎計画をもって総合振興計画の実施計画としているところでもございます。

このほか、市が各施策・事業を計画する際には、総合振興計画の考え方と方向性が一致しているのか、また、どの部分に含まれるのかを確認させているところであります。

このほど印刷製本いたしました後期基本計画書を職員に配布した上で、各自、手の届くところに置き、職員一人ひとりが十分に熟読・活用するように周知しているところでございます。

**○8番議員（新宮領進）** 何か聞き取りがいいのか、すらすら言っておりますけど、ちょっと答弁が長いようですけれども、少し短めにひとつよろしく願いいたします。

今朝ほどテレビを見ておりましたら、日本航空、JALの東証一部再上場の報道がなされておりましたけれども、本当に並々ならぬ努力の再建であったということでございましたけれども、再生の最高顧問であります京セラの稲森和夫会長は、再生は職員の意識改革の何ものでもないというようなことを申しておりました。

是非、私はいつも思うんですけれども、職員の目線は大変重要であると思っております。職員の力をフルに、もっとフルに活用できるように周知徹底をし、業務業績が上がるように努力をしていただきたいということをお願いをしておきたいと思っております。

それから、新市建設計画との整合性ですけれども、市全体の均衡ある発展にかかわることが重要とした上で、新市の一体感を醸成しながら発展させていきたいと答えておりましたけれども、地域ごとに見ると、まだまだ遅れていると思っておりますので、均衡ある発展、均衡ある事業の推進には、特に重点を置くように望んでおきます。これは答弁は要りません。

それから、後期計画推進の考え方としては、現状の課題の分析し、基本計画を見直し、主要な政策を定めたことと答弁をいただきましたけれども、予算の妥当性や事業成果等を判断する事業仕分けや、評価まで行えるような進行管理システムの構築を進めるということでありましたけれども、このことについてはどのようになっているのか、ご答弁をいただきたいと思っております。

**○総務部長（邊見重英）** 平成22年度から、施策別事業優先度評価制度を導入いたしまして、総合振興計画の施策の目標を達成する手段として、これまでの事業の貢献度や、これからの優先度などの観点から、総合振興計画の基本計画単位での評価を行い、より有効的な事業への予算と人材の集中に努めているところでございます。

今年度は、既に後期基本計画に基づく同一施策内の事業について、優先度等の相対評価の

見直しを行っております。その相対評価を基に、外部評価機関である行政評価委員会に諮りながら、個別事業の絶対評価を行ってまいりたいと考えております。

なお、今後も総合振興計画の施策の目標を達成するための進行管理の手段として、施策別事業優先度評価制度を有効的に活用していきたいと考えております。

○8番議員（新宮領進） 引き続き財政の見通しに入ってまいりたいと思いますけれども、総合振興計画の後期計画についても、前期の取り組みを生かして、様々な考えを持って推進したいということでもございましたけれども、計画を確実に進めるには、まず健全な財政運営を求められるわけでもございますけれども、見通しとしては、不透明さを増して大変厳しい運営を強いられるというようなことでもございましたが、後期の計画に合わせて24年から27年度の4年間、一般財源ベースによる財政計画が必要であると申し添えておりましたけれども、この計画はどうされたのか、お答えいただきたい。

○総務部長（邊見重英） 一般財源ベースの財政計画につきましては、将来に向けた持続可能な行財政基盤の確立と財政の健全性を確保するため、また、今後の重要な各種事業を計画的に実施するためには、必要であると考えているところでございます。

しかしながら、本市の歳入構造は、依存財源が7割を超えており、経済情勢や国の制度改革等により歳入が大きく変動し不透明なところがあることから、県が策定しております行財政運営戦略等を参考に、今後の財政見通しを踏まえた集中改革プランに替わる新たな行財政改革の行動指針を作成したいと考えているところです。

○8番議員（新宮領進） このことについては、しっかりと取り組んでいただきたいというふうに思います。

それから、最近よく耳にしますけれども、自治体も経営だとか、あるいは、儲かる自治体を目指せとか、自治体間の競争の時代などよく言われます。時代はどんどん変化をしておりますから、新しい改革や行政経験を望まれておるわけでもございますけれども、市長も先ほど申し添えておりました、まさに未来志向型なんです。まさにこれが行政経営ということにつながっていくんだと思いますけれども、ここは市長にお答えいただけませんかでしょうか。

○市長（豊留悦男） ただいまご指摘のとおり、私も全く同感でございます。行政経営とは、今までの自治体運営を管理から経営へと転換し、民間のすぐれた経営理念や経営手法を積極的に取り入れながら、市民の満足度が向上するよう、市民の視点に立ち、成果を重視した行政活動を展開していくことと捉えております。

本市におきましても、平成20年7月に作成した指宿市人材育成基本方針の中で求められている職員像として、限られた経営資源の中で、いかに指宿の未来を描いていくかという経営感覚が必要であるとしており、また、民間の優れた経営手法として、市民サービスの向上及び経費節減を図るため、民営化・民間委託・指定管理者制度の推進や事務事業の見直しを行う施策別事業優先度評価制度を取り入れているところであります。

今後も、民間の優れた経営理念や経営手法の導入について、調査・研究する必要があると考えております。

○8番議員（新宮領進） 今、県内の誘致企業の撤退がとまりません。出水市、パイオニアNECの撤退で900人が解雇、日置市、パナソニック、それから霧島市、アルパックなど、恐らく2014年まで合わせると、約3千人が職を失うんだそうであります。この民間企業の厳しさは職員の皆さん方も、是非、知っておいていただきたいなあと思うところがございますけれども、歳出構造の転換というものも大変重要でございますけれども、それと同じぐらい重要なことが、私は公有地の有効活用ではないかと思っております。大きな財源を投じて取得した土地がそのまま遊んでいる。恐らく民間の企業なら100%倒産、そういうことになるんでしょうけれども、是非、ひとつ喫緊の課題として取り組んでいただきたいと思っておりますけれども、公有地の有効活用についてはどのように考えていらっしゃるのか、これも渡瀬副市長に、突発でございまして、お答えをいただけませんかでしょうか。

併せて、副市長に就任してから自分自身の抱負も述べる機会がなかったと思われまして、30秒ぐらい時間をお上げしますので、是非、そこらもひとつ述べていただければというふうに思います。

○副市長（渡瀬貴久） 土地開発公社の理事長も兼ねておりますので、私の方に振られたのかなと思っております。

土地や建物などの公有財産につきましては、市民共有の財産でありますので、市民の福祉やそのサービスのために利用することが、最も望まれる利活用であるということは言うまでもないところでございます。

しかしながら、行政目的が喪失し、将来的に利用計画が見込めない財産や、利用計画はあったものの、長期にわたって事業着手されていない財産等もありますので、個々の財産の利活用方針を改めて検討し、集中改革プランに基づいて貸付や売却処分等も含めて積極的な利活用を図ることが、市の財源確保、これは貸付料あるいは固定資産税の収入確保という意味での市の財源確保や、維持管理経費の縮減にもつながっていくものだろうと思っております。

それから、3月議会で副市長2名体制につきまして、いろいろなご指摘をいただきましたけれども、議会の皆様のご同意を賜りましたことにつきまして、改めて感謝を申し上げる次第でございます。

平成24年度、本年度は本市の目指すべき将来都市像であります豊かな資源が織りなす食と健康のまちや、健康のまちづくり、スマート・ウェルネス・シティ構想の実現に向けた指宿市総合振興計画後期計画の初年度の年ともなっております。本市を取り巻く行政課題は複雑かつ多様化しております、幾つかの部にまたがって調整し、その対応策を検討していくことが必要な課題が非常に多くなっております。

また、対外的な折衝など、副市長の職務は多岐にわたってきているものと自分では思っ

おります。喫緊の行政課題に対しまして、迅速かつ的確に対応するためにも、私が事務部門や広域関係の事務などを担任することで、上村副市長には経済産業省勤務の経験と知識を十分に発揮していただきまして、そのように考え、市長もそのような判断のもとでありましたので、私も副市長を引き受け、2名体制となった次第でございます。

副市長就任後、心強いご支援の言葉もいただいております。本市の将来都市像を実現していくためにも、上村副市長とともに全力を傾注し、職務に努めてまいりたいと考えております。

○8番議員（新宮領進） 与えた時間の倍以上使いましたので、その決意は大変なものだというふうに関心しておきたいと思っておりますけれども。

それから、行財政改革集中改革プランについてでございますけれども、最上位の総合振興計画を推進するには、最上位の改革で財政健全化への取り組みをしていかなければならないわけで、それが行財政改革第二次集中改革プランであったと思われま。

先ほど、おおむね計画どおり進んでいるとお聞きをしましたがけれども、第二次集中改革プランは22年度から本年度までの3年間に見込まれる、13億円の収支差を解消するための計画であったと思っておりますけれども、13億円の収支差は解消できつつあるのか、できつつあるのか、どうなんですか。

○総務部長（邊見重英） 第二次集中改革プランは平成22年度から平成24年度を期間とし、合併支援措置の終息や地方交付税の縮減等により平成24年度の歳入は176億8,000万円、歳出では、少子高齢化対策や医療費の伸びに伴う扶助費の増加などにより189億8,000万円と見込み、歳入見込額と歳出見込額の差額が13億円になることに対処するためのものでございます。

13億円の収支差につきましては、歳入において、国の三位一体改革に基づき、地方交付税額が年々削減されることで歳入を見込んでおりましたが、疲弊した地方財政を再生するため、交付税の別枠加算が臨時的に措置されたこと等から、見込額を上回る歳入の増があったところでは。

一方、歳出面では、見込みを上回る社会保障費の伸び等もありました。

以上のように、歳入・歳出において策定時の見込みと差異はございましたが、第二次集中改革プランに掲げた73の取組を実施することで、歳入に見合った歳出予算の編成ができたところでございます。

○8番議員（新宮領進） その広報いぶすき9月号において、第二次集中改革プランの進捗が報告をされておりましたけれども、恐らく職員の皆さんも、担当課の方にしても、その努力した成果は市民にしっかりと伝えたいのじゃないかと私は思っております。市民もこの財政の改善策には大変興味を持って見ております。

もっと詳しく、具体的に、わかりやすくお示しをすることはできないのか、どうなんですか。

○総務部長（邊見重英） 第二次集中改革プランの進捗状況につきましては、市公式ホームページ

ジで全項目について公表をいたしているところですが、その中で、主な取り組みについて広報いぶすきに掲載して、市民の皆さんに周知しているところでございます。

市民の皆様は、行政情報等をお届けする手段として、広報いぶすきが一番であろうと考えておりますので、今後、掲載枠の拡充や図表等の活用など、できる限り多くの情報をわかりやすく周知できるよう工夫してまいりたいと思っております。

○8番議員（新宮領進） 広報のお知らせ版、これがあることを承知の中で申し上げますが、例えば、市税徴収率97.96%、もうこれは大変な努力をされた数値であるというふうに思っております。しかし、あと2%の8,600万円の滞納繰り越しがあることも、報告をすべきではないか。そこから納めるようにお願いするのも広報ではないですかと、ここを申し上げたいんです。是非、その辺のマイナス点も堂々と公表する、こういうのが本当に市民は待っておられることじゃないかと思えます。

それと、人件費の抑制のところでございますけれども、再任用職員や臨時職員の活用により抑制に努めましたと。削減実績が7,705万円だということでございますけれども、これで市民はおわかりになると思いませんか。中身全くわかりませんよ、もう本当に職員のアピールだけをしているようなふうに見えるんですけれども。

ここらにはもうちょっと心配りをさせていただきたいなと思えます。

今後、臨時職員の活用も、雇用も増加するのではないかと思いますので、いい機会ですので申し上げておきますが、現在、職員が、お聞きしますところによりますと、468名いらっしゃる。臨時職員が200名と聞いておりますけれども、職員の人件費、23年度決算で約38億3,700万円です。臨時職員の200名で4,500万円程度でございます。職員と同数にすると計算しても1億1,000万円ぐらいになるんでしょうか。まあ正確な数字とは言えないまでも、この格差というんですか、もう歴然としております。臨時職員の皆さん方は本当に大事な仕事を一生懸命やっいらっしゃいます。能力のある方もいっぱいいらっしゃいます。どうかこの方々の今後のことについても、優遇するようなことも研究すべきじゃないかということを一言つけ加えておきたいと思えます。

行政に対する市民の視線は大変厳しいものがあります。本当のことをわかりやすくできるように検討をしていただきたいをお願いしておきたいと思えます。

それから、集中改革プランの進捗の管理、チェック、指示は市長が責任を持ってやるべきであろうという、市長自身がお答えをしておりましたけども、この2年間どうだったんでしょうか。

○総務部長（邊見重英） 第二次集中改革プランの進捗管理につきましては、毎年度、上半期及び年度ごとの進捗状況について、行政改革推進本部会議を開催し、報告を受け、協議をしているところでございます。

上半期での進捗管理については、主に、現在の取り組みでは年度目標に達していないこと



が危惧される項目について、その対策や新たな内容変更等について協議を行っているところでございます。

また、年度ごとの進捗管理は、年度目標に対する各部署からの取組実績や、今後の課題等を集約した報告書に基づき、各項目を、取組完了、計画どおり、未達成、計画変更、未着手の5つに区分いたしまして、進捗状況を把握いたしております。

なお、取り組みが未達成と区分された項目については、目標達成に向けて取り組みを強化するよう指示しているところでございます。

○8番議員（新宮領進） この行財政改革は平成8年ごろから総務省の指示によって計画されたと、私自身記憶しておりますけれども、私もここにその当時の大綱を持っておりますが、現在も実施項目、取り組み、今もほとんど変わっておりません。本当に本気度が足りないのか、聖域を超えられないのか、なぜこれだけ時間がかかるのよくわかりませんが、6月議会でも田中議員が、行革は短期間でやらなきゃというふうに申し上げておりましたけれども、難しいところがあるにせよ、私も全く同感であります。今後、市長の指示が的確であることを期待をしておきたいというふうに思います。

それから、ここがすごく大事なことなんですけれども、少なくとも見直し等によって生み出された財源が全体でどのくらいあったのか、あるいは、その財源を何に使われたのかということとは明確にすべきではないのでしょうか、どうなんですか。

○総務部長（邊見重英） 集中改革プランの取り組みにおいて生み出された財源の活用については、これまで共生・協働のまちづくりを推進するための提案公募型補助事業、九州新幹線鹿児島ルート全線開業を機に、更なる観光客誘致を図るための広域観光推進事業などの新規事業や、少子高齢化対策等の各種施策への充当財源としても活用しております。

また、安定的な財政基盤を築くため、財政調整基金や減債基金等への積み立ても行っております。

なお、全ての集中改革プランの取組項目が、削減額を目標値に掲げたものではないことから、見直しによる総額の算定は難しいものがございます。

しかしながら、今後とも、事務事業の見直し等によって生み出された財源は、新たな行政需要に応じた事業の創設や既存事業の拡充等にも活用していきたいと考えているところでございます。

○8番議員（新宮領進） 私は、この財源の使われ方、その方法が本当に大変重要なことだと思っております。副市長のことも昨日からいろいろと問われておりますけれども、私自身は、新しい副市長の給与費は、全て人件費を削ってでも充てるべきではなかったのかなと、そう思っております。そうすることで市民も、職員も、もちろん議会も取り組むべき事業も理解をできたのではないかなというふうに思っているところでございます。

また、行財政改革は、やっぱり目的を持ってやるべきではないかなというふうに思うとこ

ろでございますけれども、13億円の収支差を解消するという漠然としたものではなくて、例えば陸上競技場の改修は4億1,000万円かかりましたね。ほどかかったと思います。財源の内訳は、宝くじの助成が1億2,000万円ぐらい、一般財源は5万円です。残された部分は市債、借金なんです。まあ有利なものと言っても借金には変わらないわけでございます、やっぱり競技場の改修も、この事業を目的とした行財政改革をやれば、1億円でも2億円でも財源の確保はできたんじゃないかなというふうに思うところでございます。

これからは、焼却場も間近に迫っておりますし、そのようなことを目的に行財政改革を進めるべきではないかと思っているところでございます。どうか、ひとつ、その辺はご検討をいただきたいと思っておりますし、公債費、今年度も29億円ぐらいありますね。そのうちの4億円は利子ですよ。その辺を考えると市債を当てにする事業、これを進めては、どうしても財政の健全化は図れないのではないかというふうに思っております。是非、市長を中心してこの辺は考えていただきたいというふうに思うところでございます。

ここらについての削減額を伴わない項目もたくさんありますので、できるだけ総額の算定をして、その用途については明確にできるように、一つの今後の検討課題としていただきたいと思っております。

それから、第二次集中改革プランは本年度をもって取組期間が終了するわけでございますけれども、今後の取組はどうか、簡単にご答弁をいただきたいと思っております。

**○総務部長（邊見重英）** 今後の財政状況につきましては、先行き不透明なところも見込まれ、厳しい財政運営を強いられると予測していることから、より一層の行財政改革を進めていかななくてはならないと考えております。

今後は平成22年3月に閣議決定された財政運営戦略を念頭に、集中改革プランに代わる新たな行財政改革の行動指針を作成したいと考えております。

なお、鹿児島県においても、本年3月に新たな行財政運営の基本的な考え方や方向性を示す行財政運営戦略を策定しておりますので、それらを参考に策定したいと考えているところでございます。

**○8番議員（新宮領進）** それから、健全化の考え方についてご答弁をいただいておりますけれども、これについては、もう答弁は求めません。ただ、一言述べさせていただきたいと思っておりますけれども、市税の徴収につきましては、税務課関係、係の皆さんの本当にご努力には心から敬意を表したいと思っております。残り一般税の2%、国保税の8%、この分が毎年滞納繰り越しとして累増されているのではないかと考えられます。

要するに、納めたくても納められない滞納分であろうと思われまして、どうか今後も現状をよく整理検討を行って、抜本的な対策を講じていただくようお願いをしておきたいと思っております。

それから、国保につきましては、厳しい運営の中で本当に様々な事業に取り組んでいただ

いていることに、職員には感謝を申し上げたいと思います。特にレセプトの点検強化、医療費抑制に努める臨時職員の頑張りには、心から感謝を申し上げたいと思います。

先般、同僚議員7名で厚生労働省の課長補佐を衆議院会館にお呼びをして、国保に関する陳情と研修を行ってまいりましたけれども、国保の構造については問題があると認識を持っておりましたけれども、地方のこの厳しい現状は、余り届いているようには感じませんでした。

ただ、社会保障と税の一体化の全体像については、何らかの動きがあるのではないかなというようなことも言うておられましたし、私自身も感じたところがございます。

とにかく今は、どのように変わっていくかわかりませんが、現状に照らし合わせて頑張ってくださいますことを期待をしておきます。

それから、公共施設の維持管理は、近い将来大きな財政負担になることが危惧されるところでございますので、1点1点しっかりと対応できるように期待しておきたいと思っております。

これで私の質問は終わりますけれども、少しまだ時間がありますので、ロンドンオリンピックで本当に大活躍をしていただきました、本市出身のなでしこジャパンの正ゴールキーパー福元美穂さんに、本当に感動をありがとうございますと申し上げておきたいと思っております。

私も準決勝のフランス戦を成川区民センターで、みんなと一緒に応援をさせていただきましたけれども、久しぶりにあんなに大騒動させていただきましたし、また感動をいただきました。福元さんに本当に心からありがとうございますと申し上げたいと思っております。所属する湯郷におきましては凱旋パレードもあったように感じますが、是非、機会があれば、温泉祭あたりのイベントに併せて福元選手のそのスケジュール等に時間があれば、そういうことも検討していただきますようお願いをいたしまして、私の質問を終わらせていただきたいと思います。ありがとうございました。

○議長（森時徳） これにて一般質問を終結いたします。

## △ 散 会

○議長（森時徳） お諮りいたします。9月21日は本会議の日でありましたが、一般質問の終結により休会といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森時徳） ご異議なしと認めます。よって、9月21日は休会とすることに決定いたしました。

以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

散会 午後 3時04分

地方自治法第 123 条第 2 項の規定によりここに署名する

指宿市議会

議 長 森 時 徳

議 員 木 原 繁 昭

議 員 高 田 チヨ子

# 第 3 回 定 例 会

平成24年 9 月26日

(第 4 日)



### 第3回指宿市議会定例会会議録

開議 平成24年9月26日午前10時00分



#### 1. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議案第66号 指宿市暴力団排除条例の制定について
- 日程第3 議案第67号 指宿市立学校設置条例の一部改正について
- 日程第4 議案第68号 指宿市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第5 議案第69号 指宿市立学校職員の給与、休日、休暇及び勤務時間、旅費、定年並びに退職手当に関する条例及び指宿市学校給食センター条例の一部改正について
- 日程第6 議案第70号 指宿市立山川幼稚園保育料徴収条例の廃止について
- 日程第7 議案第82号 事務の調査について
- 日程第8 議案第71号 指宿市体育施設条例の一部改正について
- 日程第9 議案第72号 指宿市道路占用料徴収条例の一部改正について
- 日程第10 議案第73号 平成24年度指宿市一般会計補正予算(第6号)について
- 日程第11 議案第80号 平成24年度指宿市水道事業会計補正予算(第2号)について
- 日程第12 議案第74号 平成24年度指宿市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について
- 日程第13 議案第75号 平成24年度指宿市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について
- 日程第14 議案第76号 平成24年度指宿市介護保険特別会計補正予算(第1号)について
- 日程第15 議案第77号 平成24年度指宿市温泉配給事業特別会計補正予算(第1号)について
- 日程第16 議案第78号 平成24年度指宿市唐船峡そうめん流し事業特別会計補正予算(第2号)について
- 日程第17 議案第79号 平成24年度指宿市公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)について
- 日程第18 審査を終了した請願及び陳情(請願第1号・第2号, 陳情第2号)
- 日程第19 閉会中の継続審査について(議案第58号～議案第65号)

- 日程第20 報告第3号 指宿市の平成23年度決算に基づく財政の健全化判断比率の報告について
- 日程第21 報告第4号 指宿市の平成23年度決算に基づく公営企業の資金不足比率の報告について
- 日程第22 議案第81号 平成24年度指宿市一般会計補正予算(第7号)について
- 日程第23 意見書案第2号 少人数学級の推進など定数改善, 義務教育費国庫負担制度2分の1復元に係る意見書(案)
- 日程第24 議員派遣の件

1. 本日の会議に付した事件

- 議事日程のとおり

1. 出席議員

1番議員	井元伸明	2番議員	西森三義
3番議員	浜田藤幸	4番議員	高橋三樹
5番議員	田中健一	6番議員	木原繁昭
7番議員	高田チヨ子	8番議員	新宮領進
9番議員	下川床泉	10番議員	中村洋幸
11番議員	前之園正和	12番議員	物袋昭弘
13番議員	前原六則	14番議員	福永徳郎
15番議員	新川床金春	16番議員	六反園弘
17番議員	前田猛	18番議員	大保三郎
19番議員	下柳田賢次	21番議員	松下喜久雄
22番議員	森時徳		

1. 欠席議員

なし

1. 地方自治法第121条の規定による出席者

市長	豊留悦男	副市長	渡瀬貴久
副市長	上村欣久	教育長	池田昭夫
総務部長	邊見重英	市民生活部長	谷口強美
健康福祉部長	迫田福幸	産業振興部長	下吉耕一
建設部長	三窪義孝	教育部長	濱田悟

山川支所長	森 健 一	開聞支所長	井 上 修 一
総務部参与	久 保 憲一郎	産業振興部参与	中 間 竜 郎
建設部参与	上 谷 修	総務課長	高 野 重 夫
財政課長	中 村 孝	商工水産課長	中 村 俊 治
水道課長	永 吉 道 博		

---

1. 職務のため出席した事務局職員

事務局長	福 山 一 幸	次長兼議事係長	岩 下 勝 美
調査管理係長	鮎 川 富 男	議事係主査	濱 上 和 也

△ 開 議

午前10時14分 開議

○議長（森時徳） ただいまご出席の人員は、定足数に達しておりますので、これより、本日の会議を開きます。

△ 会議録署名議員の指名

○議長（森時徳） まず、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、議長において、新宮領進議員及び下川床泉議員を指名いたします。

△ 議案第66号（委員長報告、質疑、討論、表決）

○議長（森時徳） 次は、日程第2、議案第66号、指宿市暴力団排除条例の制定について、を議題といたします。

本案は、総務水道委員会に付託して審査をお願いしてありましたので、総務水道委員長の報告を求めます。

○総務水道委員長（下柳田賢次） おはようございます。総務水道委員会へ付託されました議案第66号、指宿市暴力団排除条例の制定について、審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

要旨につきましては、既に提案理由の説明がなされておりますので、省略させていただきます。

本委員会は、去る9月6日、全委員出席のもと、関係課職員の出席を求め審査いたしました結果、全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

審査の過程で出された主な質疑、意見について申し上げます。

市内に暴力団と見られる組織が何団体あるのかとの質疑に対し、指宿警察署によると、平成23年度末現在で、指定暴力団4代目小桜一家が数人、山口組が数人であると聞いている。団体として2団体と理解しているとの答弁でした。

鹿児島県全体としては何団体かとの質疑に対し、21組織、590名であるとの答弁でした。

例えばホテルに宿泊に来ると。明らかにそういう団体と分かっているときに、断ることがこの条例によってできるということかとの質疑に対し、この条例で取り消すことができると考えているとの答弁でした。

2組織の十数人は、指宿に事務所を設置し、常態的に指宿市内で活動をしているのかとの質疑に対し、捜査に支障があるとのことで、私どもがいただいた資料は、人数とか勢力、その辺のところであるとの答弁でした。

この条例は、暴対法が上位法ということかとの質疑に対し、県内の市では、意志を統一して暴力団排除に取り組もうということから上程したところであり、暴力団の排除活動に関し

て、市民等への意識の普及や高揚を図るために条例を制定しようとするものであるとの答弁でした。

排除に関する中身について、この条例を作るまでもなく、今までも当然行政とやっていたはずで、なぜ改めて条例化するのか。また、排除のために何をするのか、そこらが示せない限り、この条例は、ただの条例でしかないのではとの質疑に対し、今後、関係機関と協議しながら、趣旨に沿った内容で、より具体的になるよう努めていきたいとの答弁でした。意見はありませんでした。

以上で、報告を終わります。

○議長（森時徳） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森時徳） 別にありませんので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森時徳） 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第66号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森時徳） ご異議なしと認めます。

よって、議案第66号は、原案のとおり可決されました。

#### △ 議案第67号（委員長報告、質疑、討論、表決）

○議長（森時徳） 次は、日程第3、議案第67号、指宿市立学校設置条例の一部改正について、を議題といたします。

本案は、文教厚生委員会に付託して審査をお願いしてありましたので、文教厚生委員長の報告を求めます。

○文教厚生委員長（田中健一） おはようございます。文教厚生委員会へ付託されました議案第67号、指宿市立学校設置条例の一部改正について、審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

要旨につきましては、既に提案理由の説明がなされておりますので、省略させていただきます。

本委員会は、去る9月7日、全委員出席のもと、関係課職員の出席を求め審査いたしましたし



た結果、山川幼稚園の廃止を内容とするものでありますが、山川幼稚園は、今なお一定の役割を果たし、保護者にとっても必要な施設だと思えます。入園者数が少なくなったからといって、入園を希望する人がいなくなったわけではなく、入園を希望する家庭に犠牲を強いることも妥当ではありません。

過去においても、入園者が1桁の年度も何年もあり、それでも運営をしてきております。今ある幼稚園は維持し、子育て応援や出生率向上のための施策とも併せて対策を考えるべきであり、市立幼稚園廃止を内容とする本議案には、反対をいたしますという反対討論があり、起立採決の結果、起立多数により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

審査の過程で出されました主な質疑、意見について申し上げます。

山川の区長会、それから園長、保護者会、その他諸々の同意を得ているということでしたが、地区ごとの説明会というのはあったのですかとこの質疑に対し、地区ごとの説明会は特にしていないが、山川の区長連絡協議会へ説明をしたとの答弁でした。

受益対象児は全市が対象でも、せめて山川地域の幼児を持つ保護者の声を集約すべきではないかとの質疑に対し、私立の幼稚園が他に6園あり、山川地域にもバスの運行をしているため、保育園とか保育所を希望されない、幼稚園を希望される方についても、それほど支障はないと考えております。全体への説明は、対象が広すぎてまとめられなかったため、地域の代表者から意見を聞き、やむを得ないだろうという判断でしたとの答弁でした。

今後の運営方針として2つありましたが、両方検討した結果、廃止ということであれば、方針に基づいて検討したということになりますが、片方は検討していないということは、運営方針に沿っていないのではないのですかとこの質疑に対し、整備計画を策定する直前に、就園していた子供たちの保護者にも意見を聞いており、経費面、保育の効果で、どうしても人数が多く見込めないという厳しいこと、集団活動などの話をしたところ、廃園になっても仕方がないということで、存続してほしいという強い意見はありませんでした。経費については、簡単な改善では見込めないとの答申が出されており、大幅な改善を図るためには、保育料を何万円というような額に引き上げる必要があり、継続は厳しいという委員会内での判断をもとに、内部での検討を行いましたとの答弁でした。

基本的に20人とうたってあるわけですが、努力はされたのですかとこの質疑に対し、公立の幼稚園が通園バスも指宿、開聞も回るなど、積極的な活動を行えば、当然、大きな人数を確保できるかもしれませんが、他の民営の経営を圧迫するのではないかという懸念があることから、山川地域に限定している状況ですとの答弁でした。意見はありませんでした。

以上で、報告を終わります。

○議長（森時徳） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森時徳） 別にありませんので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許可いたします。

前之園正和議員。

○11番議員（前之園正和） 本議案は、山川幼稚園を廃止しようとする議案です。山川幼稚園は、今なお一定の役割を果たし、保護者にとって必要な施設です。入園者数が少なくなったらかとって、入園を希望する人がなくなったわけではありません。入園を希望する家庭に犠牲を強いることも妥当ではありません。過去において入園者が1桁の年度も何年もあり、そういう中でも休園を含めて運営をしてきております。

私立幼稚園への配慮と称して、山川幼稚園への積極的募集もしてこなかったことも、入園希望者を確保できない大きな要因の一つとしてきかざるを得ません。今ある山川幼稚園は維持し、子育て応援や出生率向上のための施策などとも併せて対策を考えるべきであり、市立幼稚園山川幼稚園廃止を内容とする本議案には反対をいたします。

○議長（森時徳） 以上で、通告による討論は終了いたしました。

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森時徳） 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第67号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、指宿市立学校設置条例第3条の規定により、可決となるためには、出席議員の3分の2以上の同意を要する特別多数議決となります。

よって、会議規則第71条第1項の規定により、議案第67号は、無記名投票により採決いたします。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○議長（森時徳） 本案は特別多数議決であり、議長にも表決権があります。

よって、ただいまの出席議員は21人であります。

投票用紙を配布いたします。

〔投票用紙配布〕

○議長（森時徳） 投票用紙の配布漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森時徳） 配布漏れなしと認めます。

投票箱を改めます。

〔投票箱点検〕

○議長（森時徳） 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。本案を可とする諸君は賛成と、否とする諸君は反対と記載の上、職員の点呼に応じて順次投票願います。

なお、重ねて申し上げます。

投票中、賛否を表明しない投票及び賛否の明らかでない投票は、会議規則第73条第2項の規定により否とみなします。

点呼を命じます。

〔投票〕

○議長（森時徳） 投票漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森時徳） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

〔閉鎖解除〕

○議長（森時徳） これより、開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、開票立会人に、中村洋幸議員、前之園正和議員、物袋昭弘議員を指名いたします。

よって、立会人の立会いをお願いいたします。

〔開票立会人開票席に着く〕

〔開票〕

○議長（森時徳） 本案は、可決となるためには、出席議員の3分の2以上の同意を要します。

よって、出席議員は21人でありますので、その3分の2以上は14人からであります。

投票結果を報告いたします。

投票総数21票、これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。

そのうち、賛成19票、反対2票、以上のとおり、賛成が所定数以上であります。

よって、議案第67号は、原案のとおり可決されました。

#### △ 議案第68号～議案第70号（討論、表決）

○議長（森時徳） 次は、日程第4、議案第68号、指宿市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、から、日程第6、議案第70号、指宿市立山川幼稚園保育料徴収条例の廃止について、までの3議案を一括議題といたします。

件名の朗読を省略いたします。

これより、討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許可いたします。

前之園正和議員。

○11番議員（前之園正和） 議案第67号，すなわち山川幼稚園の廃止が前提となった議案ですので，議案第67号と同様の趣旨にて，それぞれ反対いたします。

○議長（森時徳） 以上で，通告による討論は終了いたしました。  
ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森時徳） 別にありませんので，討論を終結いたします。  
これより，採決いたします。

まず，議案第68号，指宿市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について，を採決いたします。

ご異議がありますので，起立により採決いたします。

本案は，原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（森時徳） 起立多数であります。

よって，議案第68号は，原案のとおり可決されました。

次に，議案第69号，指宿市立学校職員の給与，休日，休暇及び勤務時間，旅費，定年並びに退職手当に関する条例及び指宿市学校給食センター条例の一部改正について，を採決いたします。

ご異議がありますので，起立により採決いたします。

本案は，原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（森時徳） 起立多数であります。

よって，議案第69号は，原案のとおり可決されました。

次に，議案第70号，指宿市立山川幼稚園保育料徴収条例の廃止について，を採決いたします。

ご異議がありますので，起立により採決いたします。

本案は，原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（森時徳） 起立多数であります。

よって，議案第70号は，原案のとおり可決されました。

#### △ 議案第82号（説明・質疑・委員会付託等省略，表決）

○議長（森時徳） 次は，日程第7，議案第82号，事務の調査について，を議題といたします。  
お諮りいたします。

本案に対する提案者の説明・質疑・委員会付託等を省略し、直ちに採決いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森時徳) ご異議なしと認めます。

よって、本案に対する提案者の説明・質疑・委員会付託等を省略し、直ちに採決することに決定いたしました。

これより、議案第82号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森時徳) ご異議なしと認めます。

よって、議案第82号は、原案のとおり可決されました。

ただいま設置されました議会活性化等調査特別委員会委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、井元伸明議員、西森三義議員、浜田藤幸議員、田中健一議員、前之園正和議員、前原六則議員、新川床金春議員、大保三郎議員、下柳田賢次議員、以上、9人を指名いたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時42分

---

再開 午前10時51分

○議長(森時徳) 休憩前に引き続き会議を開きます。

ご報告申し上げます。

休憩中に開催されました特別委員会において、委員長に新川床金春議員、副委員長に浜田藤幸議員がそれぞれ互選されましたので、報告いたします。

#### △ 議案第71号(委員長報告、質疑、討論、表決)

○議長(森時徳) 次は、日程第8、議案第71号、指宿市体育施設条例の一部改正について、を議題といたします。

本案は、文教厚生委員会に付託して審査をお願いしてありましたので、文教厚生委員長の報告を求めます。

○文教厚生委員長(田中健一) 文教厚生委員会へ付託されました議案第71号、指宿市体育施設条例の一部改正について、審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

要旨につきましては、既に提案理由の説明がなされておりますので、省略させていただきます。

本委員会は、去る9月7日、全委員出席のもと、関係課職員の出席を求め審査いたしました結果、全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

審査の過程で出されました主な質疑、意見について申し上げます。

指定管理者に管理を任せることによって、経費をどれぐらい削減できる見込みですかとの質疑に対し、削減の費用は、現在、計算を行っているところです。指定管理者が管理を行うことにより、これまで配置してある施設の職員減が行われます。指定管理者側でその分の職員は必要になりますが、職員給与額との関係での削減額が大きいと思いますとの答弁でした。

文化の向上を図るためという文言が、今度の条文で抜けていますが、文化的な行事を行う場合は、使用できないのですかとの質疑に対し、今後も引き続き、同じような使い方をしていきます。ただ、体育施設の条例であり、ほとんどの施設が社会体育施設でありますので、本来の社会体育施設の活用という意味で表記を変えましたとの答弁でした。

民間活用の方が、多様化するニーズに効果的で効率的に対応できるということについては、具体的にどういうことですかとの質疑に対し、市で施設係職員を配置していますが、人事異動等により数年で交代があります。指定管理者になると、ある程度固定化され、職務に精通し、効率的運営が期待できます。これまで使用料金の収入は、伝票処理から決裁完了まで、担当課や会計課等を経由しています。支出についても、事務処理が数多くあり、総体的に軽減が図られることが効率的な部分と思っておりますとの答弁でした。

第19条の利用料金の規定で、別表で定める使用料の額の範囲内において、使用料が変わる可能性があるということですかとの質疑に対し、指定管理を行わせる場合において、年度前に現在の料金でいきますという承認を得ると、現在の使用料金の範囲内ということです。ただし、運営していく中で、サービスの意味で料金を下げるとか、料金を下げて利用を促進しようということは考えられますとの答弁でした。

以上のような審査経過を踏まえましたが、委員より、指定管理者制度を導入するための明確な答弁がなく、最終判断ができかねるので、再質疑を要望する動議が出され、採決の結果、全会一致で可決され、再質疑を行うこととなりました。

審査の過程で出されました主な質疑について申し上げます。

指定管理者導入による具体的なメリットを、分かる範囲で提示してくださいとの質疑に対し、市民スポーツ課で行っている事務処理全般を、指定管理者が行うことで事務的な業務量が減ることと、経費的な面では、行政改革推進室との協議の中で、比較のベースが22年度で約1,600万円程度減額できるのではないかと。いろいろ施設の整備も図っていくことも含めて、金額的に調整を図っています。陸上競技場等も完成しましたが、そういった経費は入っておりませんので、新たに発生する経費、指定管理に移行する場合の安全対策の徹底という観点から、施設の老朽化も加味すると、昨年比較した時点の1,600万円と比べれば数字が変わりますので、その精査を現在行っているとの答弁でした。意見はありませんでした。



以上で、報告を終わります。

○議長（森時徳） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑はありませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（森時徳） 新川床金春議員。

○15番議員（新川床金春） 議案第71号、指宿市体育施設条例の一部改正について、お伺いいたします。

ただいま委員長から報告がありましたので、3点ほど伺います。

まず、1点目、市の方針として、非公募で、いぶすきスポーツクラブを検討しているようですが、財政状況が大変厳しい指宿の現状では、財政的な軽減を図るため、3社以上の入札を行うのが一番であると考えられます。いぶすきスポーツクラブを育成支援する根拠について質疑はあったのか。これは、私が委員会の傍聴もしておりますので、その中で伺っております。

2点目に、いぶすきスポーツクラブは、市民一人ひとりがスポーツに親しんでいただき、健康づくりを推進するためのクラブであると私は伺っていました。いぶすきスポーツクラブの事業内容と、体育施設管理業務経験等、業務実績について質疑はあったのか。

3点目に、体育施設23施設を管理する委託を計画ですが、その中に、今年度から活用している市営陸上競技場の管理が含まれております。平成23年度当初予算審査時の説明では、4億2,000万円ほどかけて陸上競技場を改修し、トラックは全天候型の陸上競技場として整備、競技場内の芝をティフトン芝に張りかえるとの報告を受け、議員から、ティフトン芝は管理が大変難しいので、業者に維持管理を委託するのですかとこの質疑に対し、職員がティフトン芝の管理について勉強し、市職員で管理を行う計画であると伺っていました。

今の話では、実際、スポーツクラブに任せるということは、今現在6か月しか管理していない陸上競技場の芝生を、民間のスポーツクラブに管理を任せることになるのです。現状の予算でティフトン芝の維持管理はできると確認はされたのか、お伺いいたします。

○文教厚生委員長（田中健一） 3点ほどご質問をいただいたのですが、すべてにおいて3点ともそのようなご質疑はなかったと思っております。

○15番議員（新川床金春） それでは、2回目に入ります。

これまで体育施設の管理運営は市民スポーツ課で行っていますが、市民とのトラブル状況についての確認はされたのか。体育施設23施設の管理運営を一括でさせるということですが、経験がない、いぶすきスポーツクラブが管理運営することになるが、市民にとっては管理者が誰であろうと関係ないことで、指定管理を受けた日から通常勤務になり、トラブルが発生した場合の管理体制などについての質疑はあったのか、お伺いします。

次に、市営陸上競技場のティフトン芝は管理が大変厳しいと先ほども言いましたが、

6,000万円以上かけて張りかえたティフトン芝の管理を民間委託するのです。芝生の管理に除草剤、殺虫剤、肥料などを散布しているのですけれども、そのことについての質疑はなかったのか、お伺いします。

○文教厚生委員長（田中健一） 2点ほど質問を受けましたが、これも質疑はありませんでした。

○15番議員（新川床金春） 体育施設23施設を、いぶすきスポーツクラブに管理委託されると、経費として1,600万円ほど削減できるということでしたが、今までの維持管理が幾らで、指定されたときの金額についての確認はされたのか。

陸上競技場の管理運営を、いぶすきスポーツクラブに任せた場合、ティフトン芝がもし枯れた場合の責任とか、芝生広場を市民が利用して、除草剤や殺虫剤による健康被害が出た場合の、責任の所在は確認されているのか、お伺いします。

○文教厚生委員長（田中健一） まず、今回の議案第71号の案件は、条例の改正でありますので、そのような中身のことについては質疑はありませんでした。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（森時徳） 3回。

○15番議員（新川床金春） 質疑があったことが、「なかった」と答弁がありましたので、そのものについて、費用は幾らということは、私は会議録を見ているので、「あった」ということで思っていますので、お願いします。

○議長（森時徳） 3点目の質疑はありましたか、なかったかということを確認しますか。1,600万円の質疑、費用について。

○文教厚生委員長（田中健一） 大まかな数字ではありますが、現在の経費についてはありますが、その条例改正をして指定管理に入ったときの数字については、ご報告は受けておりません。

○議長（森時徳） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森時徳） 別にありませんので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（森時徳） 新川床金春議員。

○15番議員（新川床金春） 議案第71号について反対の討論をいたします。

本議案は、指宿市体育施設条例の一部改正について、施設の管理を非公募で指宿市スポーツクラブに指定管理するものであります。

私は、これまで、かいもん山麓ふれあい公園、かいもんレジャーセンターなどを指定管理制度を利用して維持管理するべきだと提案してきましたので、指定管理者制度について反対するものではありません。指宿市の財政状況は県内でも大変厳しい状況下にある中、非公募

により3年間の随意契約で、市としては長期契約を計画しております。

その中、1番目に、市営陸上競技場に4億かけ、整備した施設の検証がまだ済んでいない中、指定管理者制度に移行するのは、施設の検証に妨げがあるのではないかということ。

2番目に、いぶすきスポーツクラブの施設管理能力が未知数でありながら、非公募で、先ほど委員長は、金額の答弁はありませんでしたけども、委員会では、現在9,000何百万円あると、それから1,600万円を軽減できるということですので、8,000万円以上かかるんじゃないかと私は思っております。

3年間随意契約で2億4,000万円以上を、今まで経験のない未知数の会社に委託するのか、市民がそれで同意するのか、私は疑問を持ちました。

指定管理者を導入するに当たり、陸上競技場の財政との費用対効果の検証後に行うこと、契約の透明性を確保するため、3社以上の入札を行うことを要請し、反対討論とさせていただきます。

○議長（森時徳） ほかにありませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（森時徳） 前之園正和議員。

○11番議員（前之園正和） 私は、議案を審査した文教の一員として、賛成の討論を行います。

指定管理者制度は、民間のノウハウの活用や財政的優位性を口実に、本来は行政がやるべきものを民間事業者等に事務をやらせるもので、全国的に見ても、住民のための公共サービスへの公的責任を投げ捨て、行政がやるべき仕事を民間に丸投げし、市場原理に委ねる等、多くの問題が発生しています。

しかし、我が党は、指定管理者制度への移行について、すべて反対するものではなく、これまでも議案ごとに対応をし、結果として、賛成したものもあれば、反対したものもあります。

指宿市体育施設条例では、市内の各体育施設の管理運営を主な内容としています。これまで市直営でやってきた事務を指定管理者に委ねることができるようにするものであります。第17条によれば、指定管理者に管理を行わせるではなく、「行わせることができる」となっています。つまり、本議案が可決されても、実際には指定管理者にゆだねても、市直営を続けても条例には違反しません。

委員会審査の中で、執行部として特定の団体について意向があるような説明がなされましたが、本議案は、特定の団体が指定先として妥当かどうかということについて審査・審議すべきものではありません。本議案可決後に、どこを指定するかは別な議案として提出されるものであり、指定先として妥当であるかどうかは、その議案が出されたときに判断すべきものであります。

反対討論の中で、「指定管理者制度そのものに反対するものではない」という言葉があり

ましたが、本議案は、指定管理者制度への移行についての是非を問うものであり、指定管理者制度に反対するものでなければ、当然賛成すべきであります。

また、特定の団体の意向があるという延長線の中でいろいろ少々のやりとりがあったことは事実ですが、現在執行部が考えている「非公募」と、ここに納得ができないということでありましたが、本議案の中には、その公募するか、非公募にするかについての議案の中身にはなっておりません。どこに指定をさせるのかというときに、そのことも当然含まれてくるでしょうし、そのときに態度表明をすればいいと考えます。

本議案は、体育施設の管理運営を指定管理者に行わせることができるということについて、可否を表明すべきものであり、本議案については積極的に反対する事項は見当たらず、「行わせる」でなく、「行わせることができる」となっていることも併せて、判断の材料として賛成をするものであります。

○議長（森時徳） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森時徳） 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第71号、指宿市体育施設条例の一部改正について、を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長報告にご異議がありますので、起立により採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（森時徳） 起立多数であります。

よって、議案第71号は、原案のとおり可決されました。

#### △ 議案第72号（委員長報告、質疑、討論、表決）

○議長（森時徳） 次は、日程第9、議案第72号、指宿市道路占用料徴収条例の一部改正について、を議題といたします。

本案は、産業建設委員会に付託して審査をお願いしてありましたので、産業建設委員長の報告を求めます。

○産業建設委員長（浜田藤幸） 産業建設委員会へ付託されました議案第72号、指宿市道路占用料徴収条例の一部改正について、審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

要旨につきましては、既に提案理由の説明がなされておりますので、省略させていただきます。

本委員会は、去る9月10日、全委員出席のもと、関係課職員の出席を求め審査いたしました結果、全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

審査の過程で出されました主な質疑、意見について申し上げます。

道路占用料は、何年に1回、また、その都度安くなるのかとの質疑に対し、占用料の額は一般的に土地利用における賃料相当額を徴収するという考え方から、国の方から示されて、賃料が下落しているということで、今回、改正の運びになっている。基本的には、県が改定を実施する場合は、その改定に準じて改定を行うこととしており、定期的を実施するものではないとの答弁でした。

財政的に厳しい折に改正をしなければならないものなのか、据え置くべきではないかとの質疑に対し、県内の占用料の均衡を図るためにも、指宿市は1年遅れになりますが、今回、改正をお願いするところですよとの答弁でした。

財政的に見た場合には、各市町村の判断で、指宿市においては改正しないという、強い姿勢でもいいのではないかと質疑に対し、固定資産税、地価に対する賃料の水準に反映した適正なものとするということが国からも示されているので、今回、指宿市だけ下げないというのは言えないところがあるとの答弁でした。

意見として、今回の条例改正は、財政面において、当然指宿市としてはマイナスです。それなりの考え方をもって、歳入の確保に努めていただきたいというものがありました。

以上で、報告を終わります。

○議長（森時徳） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森時徳） 別にありませんので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許可いたします。

前之園正和議員。

○11番議員（前之園正和） 反対の討論を行います。

提案理由として、県条例が改正されたのを踏まえて、それとの均衡を図ることを目的とあります。しかしながら、はっきりしておかなければならないのは、道路占用料については自治体独自に決められる独自財源だということであります。改正する内容が、市民にとってどうであるのか、財政的にどのようなことになるのかなどを考慮し、検討をする必要があります。

改正の全体的な内容は占用料の引き下げです。道路を占用するものにはいろいろありますが、その多くは、電柱と電話柱です。企業名で言うと九州電力とNTTになります。いずれも大企業です、本議案、道路占用料の改正は、言いかえれば、九州電力とNTTに対して占用料を安くしてやることにすぎません。安くした分は、市の収入が減額されることになります。大企業に対してわざわざ安くしてやることはないと考えます。

市の判断で独自に決められるからこそ、現に、資料によりますと、鹿児島市の占用料は、

県と比べて高く設定し、大企業に応分の負担を求めています。その後、ネットで調べますと、全国的に見ても占用料を独自に高く設定をしているところも幾つもあります。

市独自に設定のできる占用料、独自財源ですから、少しでも市財政を確保すべきという観点からも、大企業には応分の負担を求めるべきであり、ましてや安くする必要はありません。

また、給湯管については、安くするのではなく、据え置きになっており、市民に対しての配慮のなされていないこともあります。

以上のようなことから、全体として、九州電力やNTTに対する占用料を安くしてやるという内容が主たる内容である本議案に反対をいたします。

○議長（森時徳） 以上で、通告による討論は終了いたしました。

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森時徳） 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第72号、指宿市道路占用料徴収条例の一部改正について、を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長報告にご異議がありますので、起立により採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（森時徳） 起立多数であります。

よって、議案第72号は、原案のとおり可決されました。

#### △ 議案第73号（委員長報告、質疑、討論、表決）

○議長（森時徳） 次は、日程第10、議案第73号、平成24年度指宿市一般会計補正予算（第6号）について、を議題といたします。

本案は、各常任委員会に分割付託して審査をお願いしてありましたので、まず、総務水道委員長の報告を求めます。

○総務水道委員長（下柳田賢次） 総務水道委員会に分割付託になりました議案第73号、平成24年度指宿市一般会計補正予算（第6号）について、審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

要旨につきましては、既に提案理由の説明がなされておりますので、省略させていただきます。

本委員会は、去る9月6日に全委員出席のもと、関係課職員の出席を求めて審査いたしました結果、全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

審査の過程で出されました主な質疑、意見について申し上げます。



まず、財政課所管分について、決算剰余金の額の割合は、今年多いのか、少ないのかとの質疑に対し、21年度から23年度は同じような推移で、それ以前は4億円とか5億円の推移でした。21年度から23年度については、7億円から8億円という形で、臨時交付金によって増えているとの答弁でした。意見はありませんでした。

次に、危機管理室所管分について、デジタル防災行政無線整備事業は、一括発注することだが、分割発注する場合とどれぐらいの差があるのかとの質疑に対し、計画予算は変わらないとの答弁でした。

24年度の発注、入札はどのような計画かとの質疑に対し、実施設計、電波・伝播調査をお願いしてあるとの答弁でした。

この事業に関して、市内にできる業者がないと判断しているのかとの質疑に対し、業者の選考については、平成24年度、25年度指宿市競争入札参加資格者名簿に、電気通信工事で登録されている防災行政無線のメーカー又はメーカーの代理店で、九州地区に元請の実績がある6業者を選定する予定であるとの答弁でした。意見はありませんでした。

なお、総務課及び議会事務局所管分については、質疑、意見ともにありませんでした。

また、選挙管理委員会事務局、市長公室、監査委員事務局につきましては、人事異動などに伴う人件費のみの補正ですので、特に説明を求めませんでした。

以上で、報告を終わります。

○議長（森時徳） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森時徳） 別にありませんので、質疑を終結いたします。

次に、文教厚生委員長の報告を求めます。

○文教厚生委員長（田中健一） 文教厚生委員会へ分割付託されました議案第73号、平成24年度指宿市一般会計補正予算（第6号）について、審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

要旨につきましては、既に提案理由の説明がなされておりますので、省略させていただきます。

本委員会は、去る9月7日に全委員出席のもと、関係課職員の出席を求めて審査いたしました結果、全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

審査の過程で出されました主な質疑、意見について申し上げます。

まず、教育委員会所管分について、図書館のエアコン設置は3校が一つのブロックなので、入札して、そこで取ったところは、次は遠慮してもらおうなど配慮すれば、幅広く機会を与えることになるのではとの質疑に対し、1件を取ったところは、次の入札には参加しないようお願いしています。指名委員会で決定すれば、そのように進めたいとの答弁でした。

特別支援教育支援員は、タイ王国からの児童転入によるところですが、教員免許とか資格を持った方ですかとの質疑に対し、今回配置しました支援員は、教員免許を所有しておりますとの答弁でした。

西指宿中学校、山川中学校の校舎の耐震化は全部ということですかとの質疑に対し、西指宿中学校は、手前にある普通教室と職員室等が入っている校舎の2棟で全部です。山川中学校は校舎が幾つも分かれています。今回対象になるのは、教室等が入っている真ん中の建物1棟ですとの答弁でした。意見はありませんでした。

次に、市民協働課所管分について、安全灯のLEDの電気代というのは、一般的な安全灯と比べ、どのくらい差があるのですかと質疑に対し、普通の街灯は40Wの蛍光灯が多いのですが、LED灯にしますと、大体10WのLED灯ということで、1灯当たり108円の電気料の削減になりますとの答弁でした。意見はありませんでした。

次に、地域福祉課所管分について、利永保育所の入所児童数は、8月末で現在33名ということでしたが、4月当初とどの程度の差があるのですかと質疑に対し、24年度の当初は28名で、5名増えておりますとの答弁でした。

児童虐待防止対策とのことですが、現在、指宿で虐待にあっている子どもは、何人ぐらいいるのですかと質疑に対し、虐待の人数は正確な数字ではありませんが、平成23年度は、294件の相談及び指導がなされておりますとの答弁でした。意見はありませんでした。

次に、健康増進課所管分について、ポリオワクチン接種が生ワクチンから不活化になることで、接種率等についての心配はないのかとの質疑に対し、予防接種の実績から判断して、接種率が下がることはないかと判断しております。また、予診票の綴りを、個別、個人宛に送付いたしますので、対象者の漏れは絶対ないと思っておりますとの答弁でした。意見はありませんでした。

なお、環境政策課及び長寿介護課所管分については、質疑、意見ともにありませんでした。

また、税務課、市民スポーツ課、学校給食センター、指宿商業高校所管分につきましては、人事異動などに伴う人件費のみの補正ですので、特に説明を求めませんでした。

以上で、報告を終わります。

○議長（森時徳） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森時徳） 別にありませんので、質疑を終結いたします。

次に、産業建設委員長の報告を求めます。

○産業建設委員長（浜田藤幸） 産業建設委員会に分割付託になりました議案第73号、平成24年度指宿市一般会計補正予算（第6号）について、審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

要旨につきましては、既に提案理由の説明がなされておりますので、省略させていただきます。

本委員会は、去る9月10日に全委員出席のもと、関係課職員の出席を求め審査いたしました結果、全員一致をもって原案のとおり可決するべきものと決しました。

審査の過程で出されました主な質疑、意見について申し上げます。

まず、農政課所管分について、力みなぎる南薩ブランド振興対策整備事業の霜対策は、ビニールか何かを被覆するということかとの質疑に対し、実えんどうの防霜対策は、被覆資材、ポリエステル系の不織布とポリエチレンの織布を一緒に合わせて強度を高め、実えんどうの支柱を利用して覆い被せることで、霜害を防止しようということだそうですとの答弁でした。

マルユ出荷組合が行う集出荷整備事業は、どこの地区を目的としているのかとの質疑に対し、にんじんに関しましては、指宿地域は山川を中心として、南九州市頰娃町もマルユ出荷組合が集荷するというので、県の採択、国の採択を受け内示を受けたものですとの答弁でした。

にんじんの選果・選別機の能力は、時間当たりどのくらい選別ができる機械なのかとの質疑に対し、にんじんの選果・選別機は、1日当たり20tできる能力を有しているとの答弁でした。意見はありませんでした。

次に、耕地林務課所管分について、豪雨で被災した山崎ため池を土地改良事業で予算化できないかとの質疑に対し、山崎ため池の上のりが崩落して、牛舎が一部崩落の可能性がある状況ですが、現在、災害復旧事業でできないか、牛舎を移動するような補助的なものの事業がないか、今模索しているとの答弁でした。

林業総務費の委託料で、松の調査をどこに委託するのかとの質疑に対し、森林組合と協議をしていきたいと考えているとの答弁でした。

調査をした後、どのような予定になっているのかとの質疑に対し、松くい虫の駆除は農作物への危被害というものがあり、昔からすると5分の1ぐらいしか散布できない。重要な松林7か所を、今リストアップしているが、松くい虫の散布、駆除の散布ができないところについては、樹幹注入という方法になるとの答弁でした。

重要松林の樹幹注入は、旧山川町時代からやっていた。何で今頃、実態調査をしないといけないのかとの質疑に対し、何年にどの木をやっているかという資料が見当たらないので、今回、緊急雇用対策事業を利用して、その実態をしっかりとつかんで、今後の施策に生かしていきたいとの答弁でした。

新永吉の棚田に入る農道が決壊しているが、早急な対応というのはできないのかとの質疑に対し、早期の復旧に向けて、努力していきたいとの答弁でした。

意見として、山崎ため池は大事な水瓶である。早急な予算獲得と事業実行をお願いしたいというものと、災害復旧について、現状が通行に支障をきたしたり、これ以上ひどくなるよ

うな状況もあったりする場所も多々見受けられるので、一日でも早い復旧ができるように対応をお願いしたいというものと、池田湖の松を見たときに、このままでいいのかという心配がある。早急な対策をお願いしたいというものがありました。

次に、観光課所管分について、指宿駅でおもてなしをやるための賃借料ということですが、おもてなし隊のメンバーは何人ぐらいいるのかとの質疑に対し、12名ですとの答弁でした。

今後についてはどの質疑に対し、おもてなし隊に、現在登録していただいている方は12名ですが、更に増やしていきたいと思っており、篤姫ガイド会、山川港のガイド会、かいもん伝え歩きの会など、9団体のボランティアガイドを今後一本化し、指宿まるごとガイド会というのを発足させる計画で、この方々にも、指宿駅構内の待機所を利用していただく予定にしているとの答弁でした。

ガイド会は何人いるのか。また、指宿駅構内の待機所は、平米数がどのくらいで、月の借上料はいくらかとの質疑に対し、登録者は述べ119名。駅長室隣の倉庫の借上げ予定の面積は15m<sup>2</sup>です。借上料は、家賃プラス光熱費、改修工事を合わせた金額を、市と温泉旅館事業協同組合が2分の1ずつ負担し、1団体当たり月額2万4,237円、トータルで月額4万8,475円との答弁でした。意見はありませんでした。

次に、商工水産課所管分について、消費生活相談センターの看板が分かりにくい、そういうところを周知するための予算とかは組んでいないのかとの質疑に対し、消費生活相談センターの看板は、担当者がいるところの前の柱に、木の看板で1つ掲げてあります。相談所は別にありますが、6月補正で認めていただきましたので、今後作る予定になっているとの答弁でした。

大きいポスターを貼って、広報・啓発をやるべきではないかと思うが、この予算の中で組替えてやる気はないですかとの質疑に対し、執行残が出てくると思っていますので、そちらの方で対応をしていきたいとの答弁でした。

現在、消費生活相談センターに何件ぐらいの相談があるのかとの質疑に対し、昨年度は1年間で232件との答弁でした。

個人情報勝手に動いていく状況があるが、指導をしたことがあるかとの質疑に対し、個人情報が外に洩れることを予防することは、商工の方でももちろん、注意してやらなければならないと思うが、ほかの部署に関しても、いろんな機会をとらえてこういうことがあったようですので、厳しく注意して、そういう情報が洩れないように、対応してくださいという旨をお伝えしたい。また、個人情報がどのような形で洩れていったのか。業者に伝わったのかは把握していないとの答弁でした。

意見として、市民が訪問販売問題で被害を被らないように、チラシは配ったらおしまいだが、ポスターは綺麗に貼っておけば、長い期間啓発活動ができますので、それをしていただきたいというものがありました。

なお、都市整備課所管分については、質疑、意見ともありませんでした。

また、建設監理課所管分、土木課所管分、建築課所管分、農業委員会所管分につきましては、人事異動などに伴う人件費のみの補正ですので、特に説明を求めませんでした。

以上で、報告を終わります。

- 議長（森時徳） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。  
ご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（森時徳） 別にありませんので、質疑を終結いたします。  
これより、討論に入ります。  
討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（森時徳） 別にありませんので、討論を終結いたします。  
これより、議案第73号を採決いたします。  
本案に対する各委員長の報告はいずれも可決であります。  
本案は、委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（森時徳） ご異議なしと認めます。  
よって、議案第73号は、原案のとおり可決されました。

#### △ 議案第80号（委員長報告、質疑、討論、表決）

- 議長（森時徳） 次は、日程第11、議案第80号、平成24年度指宿市水道事業会計補正予算（第2号）について、を議題といたします。

本案は、総務水道委員会に付託して審査をお願いしてありましたので、総務水道委員長の報告を求めます。

- 総務水道委員長（下柳田賢次） 総務水道委員会に付託されました議案第80号、平成24年度指宿市水道事業会計補正予算（第2号）について、審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

要旨につきましては、既に提案理由の説明がなされておりますので、省略させていただきます。

本委員会は、去る9月6日、全委員出席のもと、審査いたしました結果、全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、人事異動などに伴う人件費のみの補正ですので、特に説明を求めませんでした。

以上で、報告を終わります。

- 議長（森時徳） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。



ご質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森時徳) 別にありませんので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森時徳) 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第80号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森時徳) ご異議なしと認めます。

よって、議案第80号は、原案のとおり可決されました。

#### △ 議案第74号～議案第76号(委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長(森時徳) 次は、日程第12、議案第74号、平成24年度指宿市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について、から、日程第14、議案第76号、平成24年度指宿市介護保険特別会計補正予算(第1号)について、までの3議案を一括議題といたします。

件名の朗読を省略いたします。

3議案は、文教厚生委員会に付託して審査をお願いしてありましたので、文教厚生委員長の報告を求めます。

○文教厚生委員長(田中健一) 文教厚生委員会へ付託されました議案第74号、平成24年度指宿市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について、及び議案第75号、平成24年度指宿市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について、並びに議案第76号、平成24年度指宿市介護保険特別会計補正予算(第1号)について、の3議案の審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

要旨につきましては、既に提案理由の説明がなされておりますので、省略させていただきます。

本委員会は、去る9月7日、全委員出席のもと、関係課職員の出席を求め審査いたしました結果、3議案は全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第74号について、鹿児島県は脳卒中の割合が高いとのことですが、サンプルとして指宿市が選ばれたのですかとの質疑に対し、特に南薩地域が多いことから、この事業に取り組むこととしているところですのでの答弁でした。意見はありませんでした。

なお、議案第75号及び議案第76号は、質疑、意見ともにありませんでした。



以上で、報告を終わります。

- 議長（森時徳） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。  
ご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（森時徳） 別にありませんので、質疑を終結いたします。  
これより、討論に入ります。  
討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（森時徳） 別にありませんので、討論を終結いたします。  
これより、議案第74号から議案第76号までの3議案を一括して採決いたします。  
3議案に対する委員長の報告は可決であります。  
3議案は、委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（森時徳） ご異議なしと認めます。  
よって、議案第74号から議案第76号までの3議案は、原案のとおり可決されました。

#### △ 議案第77号～議案第79号（委員長報告、質疑、討論、採決）

- 議長（森時徳） 次は、日程第15、議案第77号、平成24年度指宿市温泉配給事業特別会計補正予算（第1号）について、から、日程第17、議案第79号、平成24年度指宿市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）について、までの3議案を一括議題といたします。

件名の朗読を省略いたします。

3議案は、産業建設委員会に付託して審査をお願いしてありましたので、産業建設委員長の報告を求めます。

- 産業建設委員長（浜田藤幸） 産業建設委員会へ付託されました議案第77号、平成24年度指宿市温泉配給事業特別会計補正予算（第1号）について、及び議案第78号、平成24年度指宿市唐船峡そうめん流し事業特別会計補正予算（第2号）について、並びに議案第79号、平成24年度指宿市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）について、の3議案の審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

要旨につきましては、既に提案理由の説明がなされておりますので、省略させていただきます。

本委員会は、去る9月10日、全委員出席のもと、審査いたしました結果、3議案は全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

審査の過程で出されました主な質疑、意見について申し上げます。

議案第79号について、事業債の借入変更のメリットは何があるのかとの質疑に対し、当初

予算に、下水道整備事業に係る事業債を、下水道整備事業債と過疎対策事業債で計上していたが、毎年の一般会計からの繰入金金の抑制と償還金等の平準化を図るために、償還期間の長い下水道整備事業債へ変更したとの答弁でした。

金利はとの質疑に対し、下水道整備事業債が年利1.8%、過疎対策事業債が0.9%ですとの答弁でした。

変更したことによって、どれだけの持ち出しになるのかとの質疑に対し、1,100万円程度の増額になるが、償還期間が30年と長いことから、毎年の繰入金金の抑制につながるということで変更したとの答弁でした。

弥次ヶ湯地区の水路の維持管理は、どのような場所を想定されているのかとの質疑に対し、仮設ポンプ場と弥次ヶ湯地区の市道猪俣線から下に雨水路の伐採を考えているとの答弁でした。

意見として、6月の豪雨で浸水したところがありますので、この弥次ヶ湯地区の水路の維持管理は、予算が通ったら早急に対応していただきたいというものがありました。

なお、議案第77号及び議案第78号は、人事異動などに伴う人件費のみの補正ですので、特に説明を求めませんでした。

以上で、報告を終わります。

○議長（森時徳） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森時徳） 別にありませんので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森時徳） 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第77号から議案第79号までの3議案を一括して採決いたします。

3議案に対する委員長の報告は可決であります。

3議案は、委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森時徳） ご異議なしと認めます。

よって、議案第77号から議案第79号までの3議案は、原案のとおり可決されました。

△ 審査を終了した請願2件及び陳情1件（委員長報告、質疑、討論、表決）

○議長（森時徳） 次は、日程第18、審査を終了した請願2件及び陳情1件を議題といたします。

まず、陳情第2号について、総務水道委員長の報告を求めます。

○総務水道委員長（下柳田賢次） 総務水道委員会へ付託になりました陳情第2号、川内原発付近のプレートで地震活動の活発化が観察でき、事故が起こってしまえば日本全体が世界の核廃棄物処分場にされてしまうため、川内原発の廃炉を求める陳情、の審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

要旨につきましては、陳情文書表のとおりですので省略させていただきます。

本委員会は、去る9月6日に全委員出席のもと、審査いたしました結果、脱原発については、ここにお集まりの委員全員も望んでいることではあるが、現状において、即、廃炉ということについては、廃炉による代替エネルギーと、電力供給など問題等が解決されていないことから、異議を感じるので、不採択とすべきであるという意見が出され、起立採決の結果、起立者なしで不採択と決しました。

以上で、報告を終わります。

○議長（森時徳） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森時徳） 別にありませんので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（森時徳） 前之園正和議員。

○11番議員（前之園正和） 採択すべきという立場から委員長報告が不採択でありますので、委員長報告に反対の討論を行います。

本陳情文書を見ますときに、陳情内容を細部にわたって読解するのは少々難解でありますし、また、書かれた内容の事実関係について、細部にわたって確認できるかと言えば、時間的制約もあり少々の難もあります。

しかしながら、陳情が求めている最大の趣旨は、川内原発は再稼働をせず廃炉にすることを求めているものであります。

つまり、廃炉を求める立場に立つならば、陳情は採択にすべきであり、廃炉を求めず再稼働を求めるのなら、不採択を主張するということになります。

私は、福島原発事故の経験からしても、いまだ未完成の技術に過ぎない原発からは抜け出すべきであり、廃炉を求めるのは当然と考えます。

よって、本陳情は採択にすべきと考え、委員長報告は不採択でありますので、委員長報告に反対をいたします。

○議長（森時徳） ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森時徳) 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、陳情第2号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、不採択であります。

委員長報告にご異議がありますので、起立により採決いたします。

本件は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(森時徳) 起立多数であります。

よって、陳情第2号は、委員長報告のとおり、不採択と決定いたしました。

次に、請願第1号及び第2号について、文教厚生委員長の報告を求めます。

○文教厚生委員長(田中健一) 文教厚生委員会に付託になりました請願第1号、がれき広域処理を見直し、効率的処理を求める請願書、及び請願第2号、少人数学級の推進など定数改善、義務教育費国庫負担制度2分の1復元に係る意見書採択の要請について、の2件の審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

要旨につきましては、請願文書表のとおりですので省略させていただきます。

本委員会は、去る9月7日に全委員出席のもと、審査いたしました結果、請願第1号については、東日本大震災後公布施行された東日本大震災により生じた災害廃棄物の処理に関する特別措置法も同年11月に改定され、引き続き、がれき処理は推進されています。現在まで受入れ調整や実績のある自治体の追加的協力があれば、目標期限内のがれき処理が見込まれる状況であり、新たな受入れ先の調整は行わないようです。また、当市のごみ政策や、焼却灰等を他県に処理をお願いしている状況等もありますので、現状では受け入れできる環境にないと思います。以上のようなことから、請願第1号については、不採択とすべきだと思いますという意見が出され、起立採決の結果、起立者なしで不採択と決しました。

また、請願第2号については、紹介議員の説明を求め、審査いたしました結果、今の社会情勢のもと、少子化が進んでいく中で、これはもつともであり、この少人数学級は進めていくことが必要であるという観点から、採択すべきものだと思いますという意見が出され、全員一致をもって採択すべきものと決しました。

以上で、報告を終わります。

○議長(森時徳) ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑はありませんか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(森時徳) 六反園弘議員。

○16番議員(六反園弘) 広域処理で全国からトラックががれき処理に駆けつけたときに、時間をかけて放射能検査をするということはなかなか難しいんじゃないかと思うのですが、そ

ういう形でこの広域処理をやっていった場合に、放射能を含まないがれきが本当に広域であるのだという、この趣旨が徹底できるのか、そういった形での議論がされたかどうか、お聞きいたします。

○文教厚生委員長（田中健一） そのような質疑はなかったものと思っております。

○議長（森時徳） あったか、なかったか。

○文教厚生委員長（田中健一） ありませんでした。

○16番議員（六反園弘） もし、その保障ができて、本当に放射能を含まないがれきだけが広域処理に回されるということがあっても、今、北九州の方で反対運動も現地で行われていますが、なかなかやはり疑わしい面があると思うわけです。

できたとしても、広域で九州まで運んでくるというような、こういった無謀なことをやっているわけですが、処理の費用よりも、運送費の方が高つくという、非常に無駄なことをやっている、そういったことでのこの広域処理の方が効率が悪いという、したがって、地元でやったほうが効率的であり、雇用の創出にもなるし、雇用の拡大にもつながっていくという、こういった議論はあったのかどうか、お聞きします。

○文教厚生委員長（田中健一） そのような質疑はありませんでした。

○議長（森時徳） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森時徳） 別にありませんので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（森時徳） 六反園弘議員。

○16番議員（六反園弘） 先ほど委員長に質疑をしましたが、全く基本的なことの議論がないままですね、これは継続審査にもなっていたのですが、継続しながら、そういった基本的な、基礎的な議論がないまま、これが否決されているという、ここにどうも納得できないわけです。

したがって、先ほどの質疑も含めて、反対討論といたします。

○議長（森時徳） ほかにございませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（森時徳） 前之園正和議員。

○11番議員（前之園正和） 不採択にすべきというのが委員長報告でありますので、それに対する賛成討論を行います。

請願の趣旨、そして、求めているものは、がれきには放射性物質を含んでいるという前提に立ち、少しでも受け入れれば放射性物質に汚染されるとし、被災現地に処理施設を造って

処理すべきであり、広域処理は一切すべきでないというものであります。これに対して、政府の要請は、福島県でなく、岩手県、宮城県から排出されたがれきの処理であります。

そして、地元だけの既設でやると10年も20年もかかるという量であります。

放射線量について言えば、基本的に大量の放射線は含まない通常ごみの範囲内ということになっています。経費は国の責任において賄われます。もちろん受け入れるにしても、科学的な知見によって、放射線量の確認は必要ですし、地域住民に対する納得いく説明と、同意を得ること、受入れ先の処理能力など、クリアしなければならないことは幾つかあると考えます。

被災地での処理能力を強化することはもちろんですが、仕組みとしての広域処理を否定していたのでは、がれき処理は一向に進まないし、復興もできません。

このようなことから、本請願の紹介議員となっている議員の属する政党も含めて、国会では全会一致で広域処理推進の立場に立っています。

よって、広域処理を根本に置いて否定する本請願は、不採択にすべきであります。

○議長（森時徳） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森時徳） 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより 採決いたします。

まず、請願第2号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、採択であります。

本件は、委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森時徳） ご異議なしと認めます。

よって、請願第2号は、委員長報告のとおり、採択と決定いたしました。

次に、請願第1号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、不採択であります。

本件は、委員長報告にご異議がありますので、起立により採決いたします。

本件は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（森時徳） 起立多数であります。

よって、請願第1号は、委員長報告のとおり、不採択と決定いたしました。

#### △ 閉会中の継続審査について

○議長（森時徳） 次は、日程第19、閉会中の継続審査について、を議題といたします。

決算特別委員長から、目下審査中の議案第58号から議案第65号までの8議案について、会



議規則第104条の規定により、お手元に配布いたしました申出書のとおり、閉会中の継続審査の申出がありました。

お諮りいたします。

決算特別委員長の申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森時徳) ご異議なしと認めます。

よって、決算特別委員長の申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 0時03分

再開 午後 1時18分

○議長(森時徳) 休憩前に引き続き会議を開きます。

この際、田中委員長より発言の申し出がありますので、発言を許可いたします。

○文教厚生委員長(田中健一) 先ほど質疑の中で説明不足がありましたので、付け加えて答弁させていただきたいと思えます。

大まかな経費等の説明をいたしました。執行部の説明の中で、経費については9,755万5千円ということでご報告をいただいております。

#### △ 報告第3号、報告第4号及び議案第81号一括上程

○議長(森時徳) 次は、日程第20、報告第3号、指宿市の平成23年度決算に基づく財政の健全化判断比率の報告について、から、日程第22、議案第81号、平成24年度指宿市一般会計補正予算(第7号)について、までの3議案を一括議題といたします。

件名の朗読を省略いたします。

提案理由の説明を求めます。

#### △ 提案理由説明

○市長(豊留悦男) 今回、追加して提案いたしました案件は、財政の健全化判断比率に関する報告案件1件、公営企業の資金不足比率に関する報告案件1件、補正予算に関する案件1件の計3件であります。

それでは、ご説明を申し上げます。

まず、報告第3号、指宿市の平成23年度決算に基づく財政の健全化判断比率の報告について、及び報告第4号、指宿市の平成23年度決算に基づく公営企業の資金不足比率の報告について、の2議案は、本市の平成23年度決算に基づく財政の健全化判断比率及び公営企業の資

金不足比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、監査委員の意見を付けて、議会に報告するものであります。

次は、議案第81号、平成24年度指宿市一般会計補正予算（第7号）について、であります。本案は、歳入・歳出にそれぞれ1,971万4千円を追加し、予算の総額を210億9,447万3千円にしようとするものであります。

3議案の詳細につきましては、総務部長に説明させますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○総務部長（邊見重英） それでは、命によりまして、追加してご説明申し上げます。

追加提出議案の1ページをお開きください。

報告第3号、指宿市の平成23年度決算に基づく財政の健全化判断比率の報告について、でございます。

本案は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、毎年度、前年度の決算に基づく健全化判断比率として、4つの指標である実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率をそれぞれ算定し、監査委員の意見を付けて、議会に報告するものであります。

また、本市の比率の状況と併せて、早期健全化基準と財政再生基準についてもお示しております。

この基準の内容等につきましては、本議案の参考資料を提出しておりますので、参照していただきますようお願い申し上げます。

それでは、指宿市の平成23年度決算に基づく財政の健全化判断比率である4つの指標について、ご説明申し上げます。

1つ目の実質赤字比率ですが、一般会計等における実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、実質収支額は赤字でないため、数値なしとなりました。

2つ目の連結実質赤字比率ですが、一般会計等や公営企業会計に係る実質収支合計額における実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、実質収支額合計が赤字でないため、数値なしとなりました。

3つ目の実質公債費比率ですが、公債費に特別会計及び一部事務組合の公債費に充当された繰出金等を加えた実質的な公債費の標準財政規模に対する比率の3か年平均値で、12.3%となりました。

4つ目の将来負担比率ですが、地方債残高のほか、債務負担行為に基づく支出予定額、公営企業債の繰入見込額、一部事務組合の起債の負担見込額、職員の退職手当支給見込額、第三セクター等への損失補償見込額等、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率で、77.8%となりました。

早期健全化基準及び財政再生基準は、財政健全化法に基づき、財政の早期健全化及び財政

の再生を図るための計画を、議会の議決を経て策定の上、計画実施の推進を図るための財政上の措置を講ずることとなる基準であります。本市の比率は、いずれもこの基準を下回っているところであります。

次に、追加提出議案の2ページをお開きください。

報告第4号、指宿市の平成23年度決算に基づく公営企業の資金不足比率の報告について、であります。

本案は、報告第3号と同様に、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、毎年度、公営企業ごとの資金不足比率を算定し、監査委員の意見を付けて、議会に報告するものであります。

また、本市の資金不足比率と併せて、経営健全化基準についてお示ししておりますが、これは、報告第3号で説明しました早期健全化基準に相当するものであります。

それでは、指宿市の平成23年度決算に基づく公営企業ごとの資金不足比率について、ご説明申し上げます。

資金不足比率は、公営企業ごとの資金の不足額が、事業の規模に対してどの程度あるかを示した比率で、まず、地方公営企業法が適用される水道事業会計については、資金不足でないため、数値なしとなりました。

次に、地方財政法により、特別会計を設けて運営する公営企業で、地方公営企業法が適用されない温泉配給事業特別会計、公共下水道事業特別会計、唐船峡そうめん流し事業特別会計については、いずれの会計も資金不足でないため、数値なしとなりました。

経営健全化基準は、財政健全化法に基づき公営企業の経営の健全化を図るための計画を、議会の議決を経て策定の上、計画実施の推進を図るための財政上の措置を講ずることとなる基準であります。本市の比率は、いずれもこの基準を下回っているところであります。

次に、追加提出議案の3ページをお開きください。

議案第81号、平成24年度指宿市一般会計補正予算（第7号）について、であります。

別冊の平成24年度補正予算書の1ページをお開きください。

補正の内容は、第1条で歳入・歳出予算の総額に、歳入・歳出それぞれ1,971万4千円を追加して、歳入・歳出予算の総額を210億9,447万3千円にしようとするものであります。

第2条で繰越明許費を設定するものであります。これは5ページの第2表繰越明許費でお示しの、指宿消防署庁舎建設事業に係る指宿市の負担金について、繰越明許費を設定するものであります。

それでは、説明の都合上、歳出の方からご説明いたしますので、12ページをお開きください。

款8消防費、項1消防費、目1常備消防費、節19負担金補助及び交付金、1,971万4千円の補正につきましては、指宿地区消防組合の指宿消防署庁舎建設事業の事業費に変更があっ

たことから、不足する予算額に係る指宿市の負担額を増額計上するものであります。

次は、歳入についてご説明いたしますので、11ページをお開きください。

款18繰入金、1,971万4千円の補正につきましては、今回補正の財源調整として、財政調整基金から繰入金を、計上するものであります。

以上で、追加説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（森時徳） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時30分

再開 午後 1時42分

○議長（森時徳） 休憩前に引き続き会議を開きます。

#### △ 報告第3号及び報告第4号（質疑）

○議長（森時徳） これより、質疑に入ります。

まず、報告第3号及び報告第4号について質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

下柳田賢次議員。

○19番議員（下柳田賢次） 19番。報告第3号についてでございます。財政健全化法による4指標ということでございまして、4指標を示されているわけでございますが、実質赤字比率並びに連結実質赤字比率、この数字がともにマイナスなのでということで、数値的には示されていない。いただいた参考資料の方にはマイナス6.64とマイナス7.29という数字で出ておるわけでございますが、ややもすると、これがマイナスだから財政が状況として問題ないという捉え方が当然できるわけではございますが、この流れによって、今、どのような流れになっているかという、その推移を見る上では、同じマイナスであろうとも、状況がどのように推移しているのかということをチェックすることというのは、私どもにとっては大事なことになるわけでございます。

そういった意味で、この財政健全化法施行後、この実質赤字比率、連結実質赤字比率の数値の推移がどのようになっているのか、お伺いいたします。

○総務部長（邊見重英） 私の方でお答えしようと思っ準備しておりましたのは、先ほど、議員の方からもお話があったのですけれども、お配りした資料にありますように、実質収支、実質赤字比率、それから、連結実質赤字比率については、どちらも数字が、議員の方からもありましたが、マイナスということで、指標としての数値はございませんということで申し上げようと思ったのですが、今のご質問でいきますと、そのマイナスの数値を知りたいのだというお話でしたので、そこについては、19年度から全部手持ちありませんかもしれません

が、財政課長の方が把握しておりますので、答弁させます。

○**財政課長（中村孝）** ただいまの実質赤字比率につきましては、一般会計等でございますが、平成19年度については、ここで今数値を把握しておりませんが、平成20年度はマイナス10.08、平成21年度がマイナス10.94、平成22年度がマイナス8.52、平成23年度がマイナス7.29でございます。

済みません。今言いましたのは、一般会計の実質赤字比率ではなくて、連結実質赤字比率の方を今報告させていただきました。

一般会計の実質赤字比率につきましては、平成19年、20年につきましては、ここで今数値を持ち合わせておりませんが、平成21年度がマイナス6.34、平成22年度がマイナス6.16、平成23年度がマイナス6.64であります。

○**19番議員（下柳田賢次）** この健全化法以来、この資料を毎年お配りいただいているわけですから、すぐわかるのかなと思つての質疑だったのですが、意外と時間がかかっているようでございますし、20年度については実質赤字比率の数字がわからないということでございますが、実質赤字比率の方は、21年から6.34、6.16、6.64、大体6点台のここらで推移しているということは、そう変わっていないなという気はするわけです。

ところが、この連結の方を見ますと、このマイナスの数字というのは、大きければ大きいほどいいわけでございますので、21年度が10.94、8.52、本年度7.29と、プラスに向かって推移しているという、ここらのこの状況については、どのような要因を把握されているのか、お伺いいたします。

○**財政課長（中村孝）** 連結実質赤字比率でありますけれども、特別会計の部分でございますが、国民健康保険特別会計が、今、繰上充用をやっております、そういうマイナスの部分が、こういう実質赤字比率の方に影響をしているところでございます。

○**19番議員（下柳田賢次）** 特別会計を含みますから、そういうことになろうかと思つます。

当初の説明で、マイナス数字なので問題ない、監査報告もそのような報告になっているわけでございますが、現実問題としては、本市にとってのこの国保会計、非常に大きな問題要素を含んでいるわけでございます。

ですから、こういうマイナスの数字が出ているからといって、あくまでも健全だと言い切れるものなのかというのを疑義を持つわけでございます。

今後、こういう対応について、どのように考えているか、最後にお伺いして終わります。

○**総務部長（邊見重英）** 財政の状況につきましては、これまでも国保会計等を含めて、非常に厳しい状況がございますので、少しでも改善ができるよう、市といたしましても一生懸命取り組んでいきたいと考えております。

○**議長（森時徳）** 以上で、通告による質疑は終了いたしました。

ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- 議長(森時徳) 別にありませんので、質疑を終結いたします。  
以上で、報告第3号及び報告第4号は終了いたしました。

△ 議案第81号(質疑、委員会付託省略、討論、表決)

- 議長(森時徳) 次に、議案第81号について、質疑に入ります。  
ご質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- 議長(森時徳) 別にありませんので、質疑を終結いたします。  
お諮りいたします。  
ただいま議題となっております議案第81号は、委員会付託を省略したいと思います。  
これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 議長(森時徳) ご異議なしと認めます。  
よって、議案第81号は、委員会付託を省略することに決定いたしました。  
これより、討論に入ります。  
討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- 議長(森時徳) 別にありませんので、討論を終結いたします。  
これより、議案第81号を採決いたします。  
本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 議長(森時徳) ご異議なしと認めます。  
よって、議案第81号は、原案のとおり可決されました。

△ 意見書案第2号上程

- 議長(森時徳) 次は、日程第23、意見書案第2号、少人数学級の推進など定数改善、義務教育費国庫負担制度2分の1復元に係る意見書(案)、を議題といたします。

△ 意見書案第2号(説明・質疑・委員会付託等省略、表決)

- 議長(森時徳) お諮りいたします。  
本意見書案に対する提案者の説明・質疑・委員会付託等を省略し、直ちに採決いたしたいと思っております。  
これにご異議ありませんか。



(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森時徳) ご異議なしと認めます。

よって、本意見書案に対する提案者の説明・質疑・委員会付託等を省略し、直ちに採決することに決定いたしました。

これより、意見書案第2号を採決いたします。

本意見書案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森時徳) ご異議なしと認めます。

よって、意見書案第2号は、原案のとおり可決されました。

#### △ 議員派遣の件

○議長(森時徳) 次は、日程第24、議員派遣の件、を議題といたします。

会議規則第160条の規定により、議員派遣について議会の議決を求めるものであります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議員派遣の件につきましては、お手元に配布しております議員派遣書のとおり、議員を派遣いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森時徳) ご異議なしと認めます。

よって、議員派遣の件は、お手元に配布いたしました議員派遣書のとおり、議員を派遣することに決定いたしました。

#### △ 閉議及び閉会

○議長(森時徳) 以上で、本会議に付議されました案件は、すべて終了いたしました。

これにて本日の会議を閉じ、併せて、平成24年第3回指宿市議会定例会を閉会いたします。

閉会 午後 1時52分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

指宿市議会

議 長 森 時 徳

議 員 新宮領 進

議 員 下川床 泉

## 意見書第2号

### 少人数学級の推進など定数改善，義務教育費国庫負担制度2分の1復元に係る意見書

35人以下学級について，昨年小学校1年生の基礎定数化が図られたものの，今年度小学校2年生については加配措置に留まっています。

日本は，OECD諸国に比べて，1学級当たりの児童生徒数や教員1人当たりの児童生徒数が多く，文部科学省が実施した「今後の学級編制及び教職員定数の在り方に関する国民からの意見募集」では，約6割が「小中高校の望ましい学級規模」として，26人～30人を挙げています。鹿児島県においては2学年の子どもが一つの教室で学ぶ複式学級が多くなっていますが，30人学級の実現により，複式学級の編成基準も見直され，より行き届いた教育の保障につながることを期待されます。

新しい学習指導要領が始まり，授業時数や指導内容が増加する中，不登校，いじめ等生徒指導の課題も深刻化しており，学級規模縮減以外の様々な定数改善も必要となっています。

子供たちが，機会均等に一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請ですが，教育予算についてOECD加盟国(28か国)の中で日本は最下位となっています。また，義務教育費国庫負担制度の国負担割合は2分の1から3分の1に引き下げられ，自治体財政を圧迫するとともに，教育条件格差も生じています。

つきましては，将来を担い，社会の基盤づくりにつながる子供たちへの教育は極めて重要であることから，下記事項の実現について，強く要望いたします。

#### 記

- 1 少人数学級の推進など，具体的学級規模は，OECD諸国並みの豊かな教育環境を整備するため，30人以下学級とすること。
- 2 教育の機会均等と水準の維持向上を図るため，義務教育費国庫負担制度の国負担割合を2分の1に復元すること。
- 3 全国どこにいても教育の機会均等を保障するため，複式学級の編成基準を見直すこと。

以上，地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

平成24年9月26日

指宿市議会議長 森 時徳

内閣総理大臣 殿  
総務大臣・内閣府特命担当大臣(地域主権推進) 殿  
財務大臣 殿  
文部科学大臣 殿  
内閣官房長官 殿

## 議 員 派 遣 書

平成24年9月26日

次のとおり議員を派遣する。

○ 目 的 地方分権に対応した議会の活性化に資するため

1 鹿児島県市議会議長会主催の市町村政研修会

(1) 派遣場所 鹿児島市

(2) 期 間 平成24年10月15日(1日間)

(3) 派遣議員 議長 ほか20人

なお、内容変更の必要がある場合は、その取扱いを議長に一任する。